

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成28年11月30日
【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)
リミテッド
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)
【代表者の役職氏名】 取締役 田中 博光
取締役 ピーター・キャラハン
(Peter Callaghan)
【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、
ハーコート・センター、ブロック5
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03(6212)8316
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ -
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
(DAIWA BOND FUND SERIES - MONTHLY DIVIDEND EURO BOND FUND)
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
200億ユーロ(約2兆2,672億円)を上限とします。
(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年9月30日現在の株式会社三菱東
京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=113.36円)によ
ります。
【縦覧に供する場所】 該当事項なし

定義

本書の別紙1に記載される定義は、文脈上別異に解すべき場合を除き、本書中の用語に適用されます。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

(Daiwa Bond Fund Series - Monthly Dividend Euro Bond Fund)

(注)ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、オープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストであるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ(以下「ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ」といいます。)のサブ・ファンドです。現在、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、本ファンド、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配カナダ・ボンド・ファンドおよびダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配米国優先証券ファンドの4ファンドで構成されています。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指します。

(2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、すべて同一種類です。(以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。)

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited)(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

受益証券は追加型です。

(3)【発行(売出)価額の総額】

200億ユーロ(約2兆2,672億円)を上限とします。

(注1)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年9月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=113.36円)によります。

(注2)ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されていますが、ファンド証券はユーロ建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロ貨をもって行います。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】

各申込みが管理会社により受諾された取引日に適用される受益証券1口当たり純資産価格

「営業日」とは、東京、ダブリンおよびロンドンにおいて銀行が通常業務のため営業している日であつ日本における金融商品取引業者の営業日をいいます。

「取引日」とは、各営業日をいいます。

(注)1口当たり純資産価格については、後記「(8)申込取扱場所」に問い合わせのこと。

(5) 【申込手数料】

日本国内における申込手数料は以下のとおりです。

申込口数		申込手数料
100口以上	1万口未満	申込金額の3.24% (税抜3.0%)
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.16% (税抜2.0%)
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.08% (税抜1.0%)
100万口以上		申込金額の0.54% (税抜0.5%)

(参考)

例えば、1口当たりの純資産価格100.00ユーロの時に100口買付を行う場合は、次のように計算します。

$$\text{申込手数料} = 100.00\text{ユーロ} \times 100\text{口} \times 3.24\% (\text{税込}) = 324.00\text{ユーロ}$$

となり、申込金額に申込手数料を加えた合計額10,324ユーロを支払うこととなります。

1口当たりの純資産価格は、通常、取引日の日本における翌営業日に日本で発表されます。

円貨で申し込む場合、外貨と円貨との換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。

詳しくは、日本における販売会社まで問い合わせのこと。

上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

(6) 【申込単位】

100口以上10口単位

(7) 【申込期間】

平成28年12月1日(木曜日)から平成29年11月30日(木曜日)まで

(8) 【申込取扱場所】

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(以下「大和証券」または「販売会社」といいます。)

ホームページ・アドレス：<http://www.daiwa.jp/>

(注)上記金融商品取引業者の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

(9) 【払込期日】

購入代金は、約定日から起算して日本の営業日で4営業日目(以下「払込期日」といいます。)までに、円貨またはユーロ貨で支払われるものとします。

約定日とは、申込注文の成立を販売会社が確認した日をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

上記(8)の申込取扱場所に同じ。

各取引日の発行価額の総額は、販売会社によって払込期日までにファンドの口座にユーロ貨で払い込まれます。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし

(12) 【その他】

(1) 申込証拠金

なし

(2) 引受等の概要

管理会社との間において、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関して、大和証券は、平成14年11月7日付受益証券販売・買戻契約書に基づき受益証券の募集を行います。

販売会社は、直接または販売・買戻取扱会社(以下販売会社と併せて「販売取扱会社」といいます。)を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

(注)販売取扱会社とは、販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいいます。

管理会社は、日本における管理会社の代行協会員として大和証券を指定しています。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たりの純資産価格(以下「純資産価格」といいます。)の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

(3) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、払込期日までに、円貨またはユーロ貨で支払われるものとします。ユーロ貨と円貨との換算は、各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。申込金額は、販売会社により各払込期日にファンドの口座にユーロ貨で払い込まれます。

(4) 日本以外の地域における販売

日本における募集に並行して、海外で、アメリカ合衆国市民、国民および同国居住者ならびにアイルランド居住者以外の者に対して受益証券の販売が行われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」といいます。)に定める規定および同法に基づく規則にしたがってアイルランド中央銀行の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストです。ただし、このことは本書に記載する内容、ファンド、またはファンドが保有する証券をアイルランド政府が承認していることを意味しません。上記に反する表明は許可されておらず、違法です。

アイルランド中央銀行によるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの認可は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドに対する承認または保証ではなく、アイルランド中央銀行が英文目論見書の内容に対し責任を負うものでもありません。アイルランド中央銀行はアイルランド中央銀行がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズを認可したことによって、またダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの債務不履行に起因してダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに関する法律により与えられる機能をアイルランド中央銀行が執行することを理由として、債務を負うものではありません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの認可は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではありません。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズはユニット・トラスト法に定める規定にしたがって2002年11月7日に設立されました。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、個人投資家向けAIF(後記「別紙1」に定義されます。以下同じです。)としてアイルランド中央銀行による認可を受け、AIFM法令(後記「別紙1」に定義されます。以下同じです。)にしたがって管理会社により管理されています。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの規則は信託証書に記載されています。また信託証書は受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束します。管理会社は、AIFMD(後記「別紙1」に定義されます。以下同じです。)第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドの受益証券をAIFMDに規定される個人投資家に販売することができます。さらに、管理会社は、AIFMDの遵守(様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することを含みますがこれらに限定されません。)を確保する責任を負います。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは信託証書によって設立され、ファンドで構成されています。信託証書の規定にしたがって、あるファンドの受益証券の発行代金(もしあれば、前払費用を除きます。)はダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの帳簿記録上、かかるファンドに計上され、またあるファンドに帰属する資産、債務、所得および支出もかかるファンドに計上されます。あるファンドの資産は、本書に記載するかかるファンドの投資目的および投資方針にしたがって独自に投資されます。またダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに新たにファンドを追加し、または既存のファンドを終了させる場合は、英文目論見書に追補を追加し、または英文目論見書から追補を削除することができます。

各ファンドの申込金額は各ファンドの表示通貨で支払うものとします。

現在のファンドとその表示通貨は以下のとおりです。

ファンドの名称	表示通貨
毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド	豪ドル
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ
毎月分配カナダ・ボンド・ファンド	カナダドル

毎月分配米国優先証券ファンド

米ドル

管理会社は、事前に書面で受託会社およびアイルランド中央銀行の承認を得た上で、追加のファンドを設定することができます。追加されたファンドの名称、受益証券の当初募集の条件、投資目的および投資方針の詳細ならびに報酬と費用については英文目論見書の追補に定めるものとします。管理会社は、アイルランド中央銀行および受託会社に通知し、30日前までに関係する受益者に通知を送達することで、既存のファンドを終了させる権限を有するものとします。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに投資することは、ファンドの受益証券を購入することで、受益者の資産を蓄積するのはファンドです。ファンドの受益証券は、かかる受益証券が帰属するファンドの資産に対する受益権を表象します。

各ファンドは、管理会社の承認を得た上で、受託会社はその裁量により決定した債務を負担するものとし、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズとしては第三者に対して責任を負いません。ただし、個々の債務が特定のファンドには関係しないと受託会社が判断する場合、かかる債務は、すべてのファンドの間で、割当を行う時点のそれぞれの純資産額に比例して、連帯して負担するものとします。

各ファンドの資産は各ファンドのみに帰属し、その他のファンドとは分別され、直接、間接を問わず、その他のファンドの債務またはその他のファンドに対する請求を履行するためには使用しないものとし、またかかる目的に利用してはなりません。

ファンドの受益証券の発行および買戻しは当該ファンドの取引日においてのみ行われます。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受益証券は自由に譲渡することができ、すべての受益証券は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの収益および分配金ならびに解散の際には資産に対して同等に参加する権利を有します。受益証券は無額面で、発行に際しては全額払込済であり、優先権または引受権は付されません。受益証券の端数は発行されません。

ファンドの主たる投資目的は、原則として公認の取引所(以下「公認取引所」といいます。)に上場され、またはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建組入証券に投資することにより、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した分配を追求することです。

ファンドは、新興市場に15%以上投資することはできません。

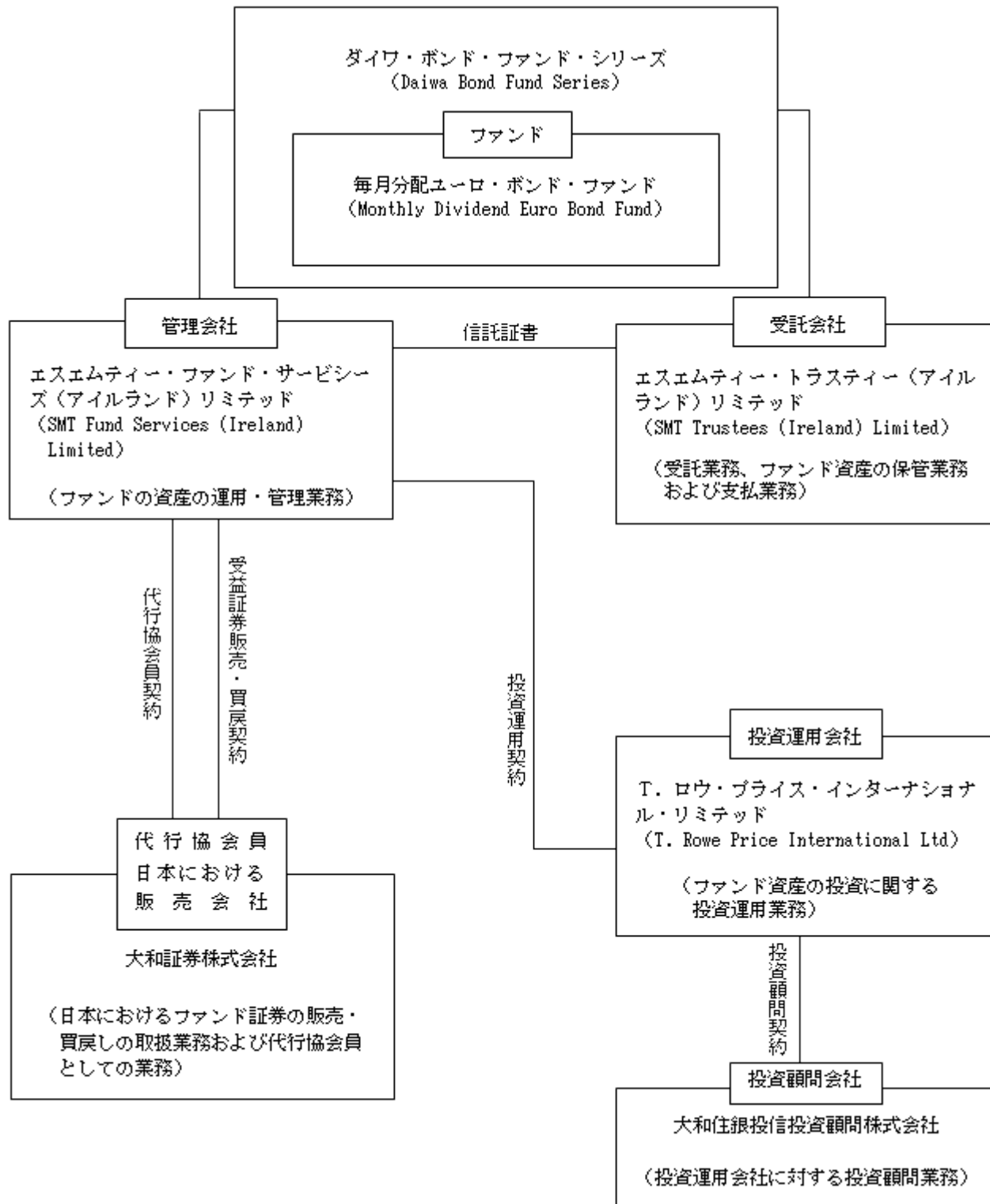
信託金の限度額については定められていません。

(2) 【ファンドの沿革】

1995年4月25日	管理会社の設立
2002年11月7日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証書締結
2002年11月29日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証書第1追補締結
2002年12月19日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドの運用開始
2003年2月25日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証書第2追補締結
2003年5月26日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証書第3追補締結
2003年8月18日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証書第4追補締結
2015年7月31日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証書第5追補締結
2016年1月29日	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ改訂・再録信託証書締結 (2016年2月5日効力発生)

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド	管理会社	2016年1月29日に受託会社との間で締結された改訂・再録信託証書(2016年2月5日効力発生)は、ファンドの資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻し、ファンドの終了等について規定しています。
エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド	受託会社	2016年1月29日に管理会社との間で締結された改訂・再録信託証書(2016年2月5日効力発生)は、ファンド資産の保管、支払代行業務について規定しています。
T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	投資運用会社	2002年11月29日に管理会社とT・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドとの間で締結された投資運用契約(注1)は、ファンド資産の投資運用業務について規定しています。2008年12月31日を効力発生日として、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの事業は、T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(旧T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド)に譲渡されました。かかる譲渡の結果、管理会社、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドおよびT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドとの間で締結された2008年12月12日付更改契約(2008年12月31日付で効力発生)に従って、T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドに代わりファンドの投資運用会社として業務を行います。
大和住銀投信投資顧問株式会社	投資顧問会社	2002年11月29日に投資運用会社との間で締結された投資顧問契約(注2)は、投資運用会社に対する投資顧問業務について規定しています。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
大和証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2002年11月7日に管理会社との間で締結された代行協会員契約(2015年7月3日付代行協会員契約の変更契約書によって修正済)(注3)は、代行協会員業務の提供について規定しています。 2002年11月7日に管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注4)は、販売会社業務の提供について規定しています。

(注1) 投資運用契約とは、信託証書に基づき、管理会社によって任命された投資運用会社がファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約です。

(注2) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して一般的助言を行い、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受ける受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、アイルランド2014年会社法(以下「会社法」といいます。)に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社です。会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、アイルランド中央銀行により投資信託を管理することが認可されています。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」といいます。)として認可されています。

() 事業の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのためにファンド証券の発行および買戻し、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産の管理・運用を行う義務があります。

() 資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株です。2016年9月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド(約5,240万円)および6,250万ユーロ(約70億8,500万円)です。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」といいます。)およびユーロの円貨換算は、平成28年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=131.00円、1ユーロ=113.36円)によります。以下同じです。

() 会社の沿革

1995年4月25日設立。

() 大株主の状況

(2016年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(a) 準拠法の名称

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの設定準拠法は、ユニット・トラスト法です。

(b) 準拠法の内容

() ユニット・トラスト法にはユニット・トラストの認可、管理および規則に関する規定がありません。

() アイルランドにおけるユニット・トラストの認可

(a) ユニット・トラスト法第4および5条はアイルランド内のユニット・トラストの認可要件を規定しています。

() ユニット・トラストは有価証券またはその他のあらゆる資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益をトラストに基づき受益者である一般公衆が享受するために、可能な仕組みを提供する場合、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行から認可を受けることを要します。

() ユニット・トラスト法に従わないユニット・トラストは認可を拒否、または取消されることがあります。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができます。許可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該ユニット・トラストは解散されます。

(b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、ユニット・トラスト法に定められ、同規則第4、5および6条によりユニット・トラストの監督権がアイルランド中央銀行に付与されています。

(c) ユニット・トラスト法によるその他の要件

() 公募または売出しの申請

ユニット・トラスト法第9条は、ユニット・トラストはアイルランドで活動を行うためにはアイルランド中央銀行の認可を受けなければならない旨規定しています。

() 信託証書の事前承認

ユニット・トラスト法第4条は、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行が信託証書を承認した場合にのみ許可される旨規定しています。

() 信託証書の変更

ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書の変更またはユニット・トラストの名称の変更は、アイルランド中央銀行の承認なくして変更できない旨規定しています。

() 目論見書の記載内容

管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともAIFルールブックに記載される情報を含まなければなりません。

() 財務状況の報告および監査

AIFルールブックは、年次報告書に記載される財務情報は会社法に従い監査を授けられた一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がユニット・トラストの資産および負債の状態を正しく記載していること

を認証する旨、ならびに監査人はアイルランド中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についてのアイルランド中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定しています。

() 財務報告書の提出

A I F ルールブックは、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに対し、後述のとおり、年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に公表し、提出することを義務付けています。

() 罰則規定

ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法に基づく違反により有罪となった場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方の略式判決および5年以下の禁固刑もしくは12,700ユーロ以下の罰金刑またはその両方で処断されます。

(d) A I F ルールブックは、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに対し、各会計年度に関する年次報告書の公表を義務付けています。

() ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、関連する会計年度末から6か月以内に年次報告書を公表し、アイルランド中央銀行に提出するものとします。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、A I F M規則およびA I F ルールブックに特定される情報を年次報告書に含めなければなりません。

() ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、会計年度の上半期を対象とする半期報告書を公表しなければなりません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、関連する報告期間の終了から2か月以内に半期報告書を公表し、アイルランド中央銀行に提出しなければなりません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、A I F ルールブックに特定される情報を半期報告書に含めなければなりません。

() ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、要求に応じて、年次報告書および半期報告書の写しを無料で受益者に提供しなければなりません。

() 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければなりません。

() 年次報告書および半期報告書は、要求に応じて、無料で受益者に提供されるものとします。

() ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、個別のサブ・ファンドに関して個別の定期報告書を作成することができます。この場合、各サブ・ファンドの報告書には、他のサブ・ファンドの名称を記載し、当該サブ・ファンドの報告書が要求に応じて管理会社から無料で入手可能である旨を記載しなければなりません。

(5) 【開示制度の概要】

アイルランドにおける開示

(a) アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求されます。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければなりません。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された監査人により監査されなければなりません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)のダブリン事務所です。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、A I F ルールブックに基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出することが要求されています。

(b) 受益者に対する開示

各会計期間において、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドの運用に関する年次報告書について監査人による監査を受けるよう手配します。かかる年次報告書

は、アイルランド中央銀行が承認した様式によるものとし、AIFM法令に基づき要求される情報を記載しなければなりません。かかる年次報告書には、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびその各ファンドに関する受託会社による報告書およびアイルランド中央銀行により指定される追加情報の報告書が添付されるものとします。

管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドの直近の年次報告書の作成基準となった決算日直後6か月間についての未監査の半期報告書を作成します。かかる半期報告書は、アイルランド中央銀行が承認した様式によるものとし、AIFM法令に基づき要求される情報を記載するものとします。

受益者は、年次報告書および半期報告書の写しを、関係する期間の終了から4か月以内(年次報告書の場合)または2か月以内(半期報告書の場合)に入手できます。直近の監査済報告書の写しは、請求があれば、投資を検討している者に送られます。

管理会社は、アイルランド中央銀行に対し、必要な月次その他の報告書を提出します。

信託証書は、管理会社および受託会社の各登記上の事務所において入手できます。その他、信託証書の写しは、書面による請求に応じ、15ユーロで管理会社から受益者に対し送付されます。

管理会社またはその受任者は、AIFMDで定める頻度による受益者への報告書またはAIFMDに基づき認められたその他の手段により、以下の情報を記載します。

- (1) ファンドの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (2) ファンドの流動性の管理に関する新たな取決め
- (3) ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- (4) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの預託機関が契約により自らを免責するために締結した取決め

受益者に対する定期開示

管理会社は、明確かつ公表可能な方法により、ファンドの受益者に対し、以下の事項を定期的の開示します。

- (a) ファンドの資産のうち、その非流動的な性質により特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (b) ファンドの流動性の管理に関する新たな重要な取決め
- (c) ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- (d) ファンドの過去のパフォーマンス

かかる開示は、少なくとも年次報告書の開示と同時に受益者に開示されます。場合により、管理会社は、一または複数の受益者に対し、かかる者の法律上、規制上または構造上の要件により、特定の様式または特定のフォーマットによる情報の開示を要求されることがあります。かかる場合において、管理会社および取締役は、受益者全員に対して同水準の情報が提供されることを確保するよう、あらゆる合理的な努力を尽くします。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社が日本において1億円以上のファンド証券の募集を行おうとする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において閲覧することができます。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、

投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付しなければなりません。管理会社は、財務書類等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、かかる書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産について、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズはアイルランド中央銀行の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

(a) 認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドにおいて設立された投資信託(以下「認可投資信託」といいます。)(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければなりません。

(b) 認可の拒否または取消

管理会社、投資会社または受託会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否されます。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはその受任者により任命される投資会社は、アイルランドの認可投資信託の投資運用会社として行為することをアイルランド中央銀行により許可されなければなりません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはその受任者により任命される受託会社は、受託会社として行為することをアイルランド中央銀行により承認されなければならず、アイルランド中央銀行の要件を満たさなければなりません。

アイルランド中央銀行が、() 認可投資信託の認可要件が満たされなくなると判断する場合、() 投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または() (前記()に反することなく) 認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する

場合、認可は取り消されることがあります。アイルランド中央銀行は管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取消することができますが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができます。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴える権利があります。

(c) 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行に提出され、了解されなければなりません。

(d) ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければなりません。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければなりません。同様にして監査人は、アイルランド中央銀行が要求するいかなる情報もアイルランド中央銀行に提供しなければなりません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの主たる投資目的は、公認取引所に上場され、またはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建組入証券に投資することにより、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した分配を追求することです。

ファンドは、新興市場に15%以上投資することはできません。

投資運用会社は債券、通貨、金融の各市場に関して三つの要素(ファンダメンタルズ、投資価値およびテクニカル)の分析に基づくトップダウン・リサーチを使用する方針です。このリサーチが各市場に関する投資運用会社の明確な予測を立てる基礎となり、そこからリスク/リターン・プロジェクションおよびチャートが作成され、資産配分、デュレーション、イールド・カーブに関する決定が下されます。また銘柄選定は個々の銘柄の信用に関するボトムアップ分析および同等の銘柄との相対的価値に関する評価に基づきます。

デュレーション	ファンドの平均デュレーションは、通常ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックス(旧名称:バークレイズ・ユーロ総合インデックス)のデュレーションの±1.5年程度の範囲内とします。
クレジット・アロケーション	国債以外の公社債、政府機関債、資産担保証券等への投資は、取得時において信託資産の純資産総額の50%以内とします。
個別銘柄	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは、資産取得時において投資適格債券より高い格付けを有するユーロ建て固定金利商品に主として投資します。評価機関による格付けが異なる場合は、ファンドは高い方の格付けを考慮します。ファンドの購入後に証券が一方の評価機関により非投資適格に格下げされた場合も、ファンドは証券を保有することができます。しかしながら、証券がS & Pグローバル・レーティング(以下「S & P」といいます。)およびムーディーズの双方により非投資適格に格下げされた場合には、ファンドは合理的期間内にこの証券を売却するものとします。 ・ ファンドはS & PまたはムーディーズのBBB- / Baa3以上の格付けを取得している証券に投資します。 ・ ファンドの加重平均格付けは、S & PまたはムーディーズのAA- / Aa3相当以上を保持するものとします。
通貨	ユーロ通貨建以外の欧州通貨建資産への投資は、取得時においてファンドの純資産総額の15%以内とします。

		長期債格付け	
		S&P	ムーディーズ
信用度 ↑ 高い ↓ 低い	投資適格債券	AAA AA A BBB	Aaa Aa A Baa
	非投資適格債券	BB B CCC CC C D	Ba B Caa Ca C

← 投資対象の範囲

格付けとは、債券などの元本および利息が償還まで当初の契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の高い格付けを持つ債券ほど、元本および利息が償還まで当初の契約の定め通り返済される確実性は高くなります。

ファンドの投資プロセスは以下のとおりです。



社債への投資にあたっては、投資運用会社は信用リサーチを十分に行い、投資魅力のある銘柄を決定します。投資運用会社の信用リサーチは定性分析および定量分析の双方の性格をもち、以下の要素を含みます。

定量分析	定性分析
<ul style="list-style-type: none"> 信用力に関する統計 流動性 競合他社との比較 債券のストラクチャー及び約款条項 格付け機関への直接照会 等 	<ul style="list-style-type: none"> 経営の質 会社の位置づけ及び経営戦略 市場の流動性 相対価値 企業訪問その他

なお、同一企業の発行する債券への投資は、その取得時においてファンドの純資産総額の5パーセント以内とします。

ベンチマーク

投資運用会社は、ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックス（旧名称：バークレイズ・ユーロ総合インデックス）を中長期的に上回るパフォーマンスを上げることによって上記の投資目的を達成することを目指します。

(ベンチマークの参考情報：2016年9月末現在)

銘柄数	平均クーポン	平均残存年数	最終利回り	修正デュレーション
3,967	2.77%	8.002年	0.19%	6.701年

出所)ブルームバーグ

ブルームバーグ・パークレイズ・ユーロ総合インデックスは1998年6月1日に導入された後名称が変更され、2016年8月24日にブルームバーグ・パークレイズ・ユーロ総合インデックスとなりました。国債、国際機関債、社債、資産担保証券を対象としており、グローバル債券市場においてファンド・マネージャーに広範かつ客観的なベンチマークを提供します。この指数は、固定金利投資適格ユーロ債券市場の客観的表示ルールに基づく構造に従います。

(2)【投資対象】

ファンドは、主として公認の証券取引所において上場され、または取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建ての債券に投資します。

投資運用会社は、アイルランド中央銀行が定め、別紙3に規定される投資制限および投資限度にしたがって、証券先物取引、証券指数先物取引、証券オプション取引、通貨先物取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利オプション取引を行うことができます。また、ファンドの資産の効率的な運用のために、同様にアイルランド中央銀行が定め、別紙3に規定される投資制限に従い、異なる通貨相互、異なる金利相互または金利およびその元本を一定の条件のもとで交換する取引を行うことができます。それに加え、金利先渡取引および為替先渡取引についても行うことができます。

加えて、ファンドは、ユーロ建てまたはその他の欧州通貨建ての国債、国際機関債、社債、その他の発行体が発行する債券や固定利付証書に投資をすることができます。ただしファンドは、原則として取得時において純資産総額の50パーセント以上をユーロ建ての国債に投資します。なお、ユーロ建て以外の資産への投資は、投資運用会社によって投資魅力があると判断された場合に限り、取得時において純資産総額の15パーセント以下とします。

その上で、アイルランド中央銀行が定め、別紙3に規定される枠内で、対ユーロで為替ヘッジを行うことができます。また、同様にアイルランド中央銀行が定めた枠内で、為替先渡取引およびオプション取引によるヘッジを行うことができます。

ファンドは、原則として取得時において評価格付機関による格付けが、トリプルB格(BBB-またはBaa3)以上の債券に投資するものとします。ただし、BBB-またはBaa3の債券への投資は、原則、取得時において純資産総額の10%までとします。評価機関による格付けが異なる場合は、S&Pおよびムーディーズのうちいずれか高い方の格付けを採用します。取得後、いずれかの格付機関が、格下げを行いトリプルB格(BBB-またはBaa3)未満となった場合でも、ファンドは、引き続きその債券を保有することができます。しかし、格付機関2社が、いずれも格下げを行った場合には、合理的な期間をもってすみやかに売却するものとします。

ファンドの平均格付けは、ダブルA格(AA-/Aa3)以上とします。評価機関による格付けが異なる場合は、S&Pおよびムーディーズのうちいずれか高い方の格付けを採用します。

ファンドの平均格付けは以下の表に示すように、各格付け機関にいくつかの評価(「格付け評価」)を割り当てることにより計算されます。次に、各証券に表に記載された格付け評価を割り当てます。各ファンドに保有されたファンドの各証券の純資産額に格付け評価を乗じることにより割合の計算はなされます。求められた評価は平均格付けを出すために合算されます。合計は4.5以下、すなわちAA-/Aa3の信用格付けの証券に相当する格付けの数値でなければなりません。合計が4.5を超える場合、ムーディーズおよびS&Pと等しい程度に達している旨を確実にするために、他の格付け機関は調査されます。

計算の目的上、現金および合衆国政府が担保とするモーゲージ証券はAaa信用格付けに属し、かつウエイト1に相当する旨に注意することが重要です。

ムーディーズ

Aaa	Aa1	Aa2	Aa3	A1	A2	A3	Baa1	Baa2	Baa3	Ba1	Ba2	Ba3
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

S & P

AAA	AA+	AA	AA-	A+	A	A-	BBB+	BBB	BBB-	BB+	BB	BB-
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

フィッチ

AAA	AA+	AA	AA-	A+	A	A-	BBB+	BBB	BBB-	BB+	BB	BB-
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

(3) 【運用体制】

() 投資運用会社

管理会社およびT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(旧T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド)との間の2002年11月29日付投資運用契約(2008年12月31日を効力発生日とする2008年12月12日付更改契約に従って、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドからT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ地位譲渡されました。)に従って、管理会社は、ファンドの投資運用会社としてT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「TRPIL」といいます。)を任命しています。当該投資運用契約は存続期間の定めがなく、一方当事者の他方当事者への書面による90日前の通知により解約することができます。

投資運用会社であるTRPILは、2000年3月23日に英国で設立され、その登記上の事務所を連合王国、ロンドンEC4N 4TZ、クイーン・ビクトリア・ストリート60番に有しています。TRPILは、英国ロンドンで本ファンドに関するポートフォリオ運用業務を行っています。TRPILは、金融サービス持株会社であるT・ロウ・プライス・グループ・インク(T. Rowe Price Group, Inc.)の全額出資子会社です。この企業組織(以下「T・ロウ・プライス」と総称します。)にはTRPILのほかに、規制を受ける多くの投資委託会社が存在します。TRPILは、英国金融行為監督機構の規制を受けています。

TRPILは、2016年9月末日現在、運用資産として約977億米ドルを保有していました。

T・ロウ・プライスは、投資家ならびに金融仲介業者に幅広い選択肢から積極的な株式および債券投資戦略を提供しています。また、同社が提供する商品全般に渡り、独自性、ファンダメンタル・リサーチ、リスク・マネジメントに対する周到な注意およびスタイルの一貫性を保つことに重きを置いています。

() 運用体制

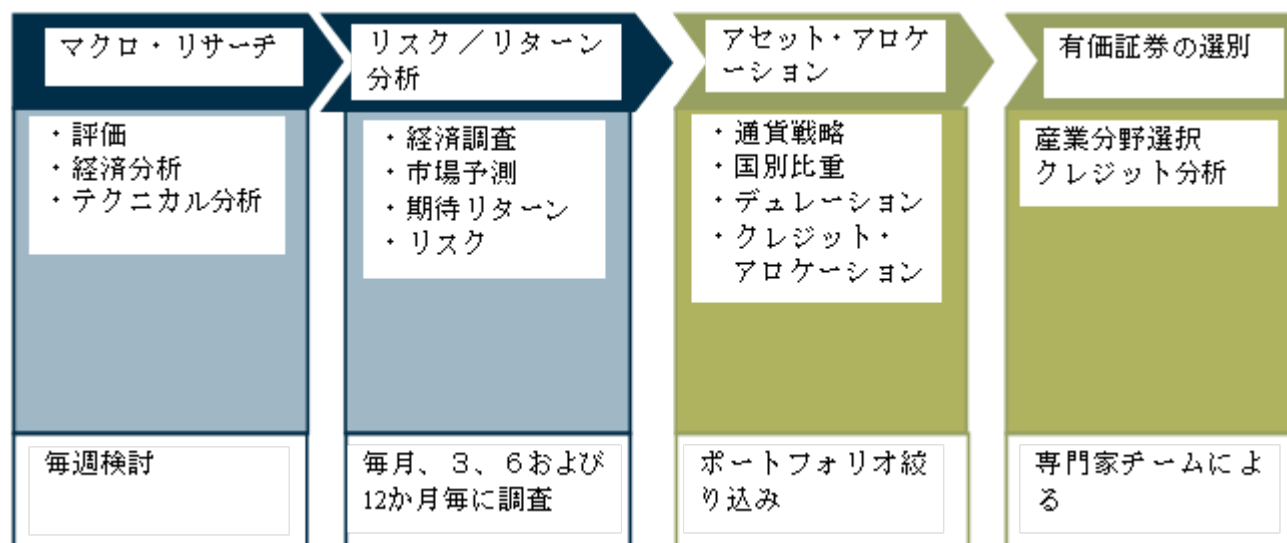
ファンドの運用体制は、以下の図の通りです。



グローバル・コーポレート・チーム、エコノミスト、モーゲージ/アセット・バック証券チームを含む米国チームによってサポートされるロンドンのポートフォリオ・マネジメント・チームが、アナリストのマクロ経済予測および提供情報に基づき意思決定します。

() 資産運用の意思決定過程

ファンドの資産運用に関する方針は、以下の過程に従って決定されます。



マクロ・リサーチ

チームのマクロ経済予測を決定し、評価およびファンダメンタル分析により、市場心理および競合他社の現況のような短期間の流れを考慮しつつ中長期間の投資機会を見出します。会議には、投資運用会社のエコノミストも参加します。

さらに、コーポレート市場に固有のテーマで開催される週間戦略会議において、特定のマクロ・テーマを補足しています。

リサーチおよび分析は、ウェブをベースとしたグローバルなシステム基盤を通して行われます。このシステム基盤のおかげで、全世界規模でリアルタイムに情報共有が可能となり、T・ロウ・プライスの他の事務所間または債券および株式チームとの良好なコミュニケーションが確保されます。

通貨およびクレジットは、個別資産として投資されます。債券投資においては実質金利に、クレジット投資においてはスプレッド・レベルに、通貨投資においては国別対外競争力にかなりの比重を置きます。

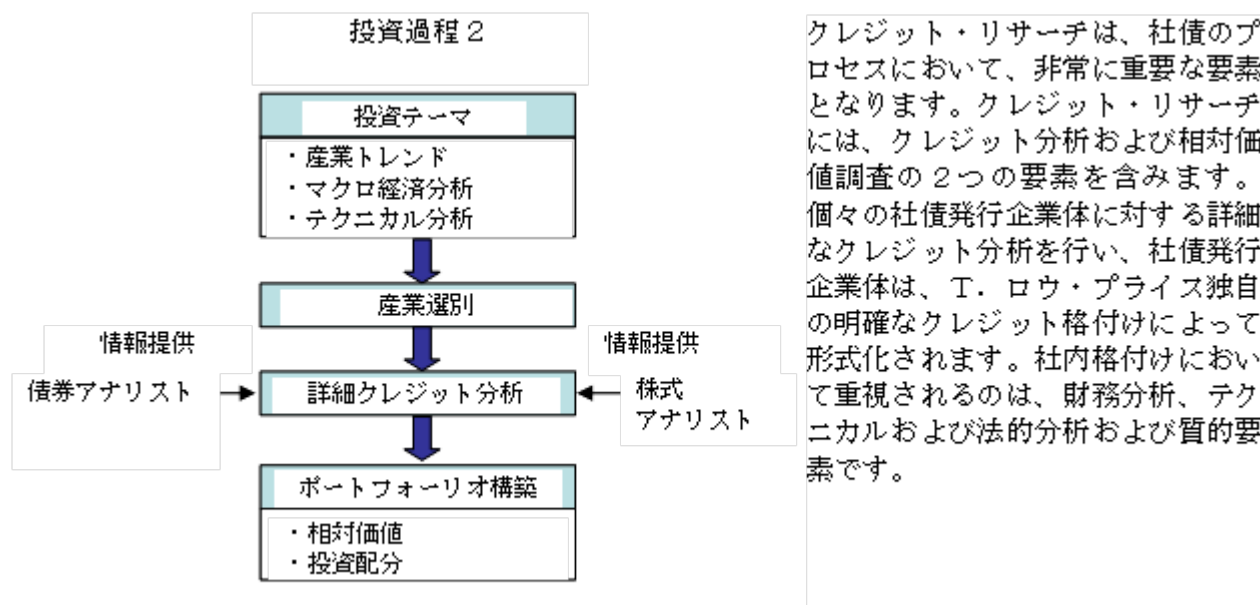
リスク/リターン分析

上記の詳細なリサーチを利用することによって、利率および通貨の月次予測を行います。予測は、3か月、6か月、12か月単位で行われ、信用市場の投資適格予測も含まれます。

債券および通貨の期待リターンは、ベンチマークに対するトラッキング・エラーであるリスクに対して測定されます。インデックスに対し相当の超過リターンを示しかつ低リスクの資産に関しては資金投入を増やし、高リスクで低収益の資産に関しては、資金投入を減じる候補とします。

クレジット投資

T・ロウ・プライスには、企業債券リサーチ専門のチームがあり、アナリストは全産業分野に渡っています。産業分野毎の専門アナリストが、スタッフ共々、社債市場における全産業をカバーしています。さらに、企業債券アナリストは、同社のネットワークを介し、株式リサーチ・アナリストとも縦横に交流しています。



() 義務および権限

投資運用部門においては、ファンドの投資運用に対する意思決定機能をセクションまたはポジション毎に持っており、各セクションまたは各ポジションの重要な義務および権限は、内部規則に従って規定されています。

ポートフォリオ運用の最終決定は、グローバルな債券チームのメンバーおよび専門分野の専門家にサポートされますが、最終権限は、トップのポートフォリオ・マネジャーにあります。

() ミーティング、委員会またはその他の内部組織

原則として、T・ロウ・プライスは分権化されたコンプライアンス組織を有しており、これを通じて各セクションがそれぞれの事業活動およびコンプライアンス過程に関して主たる責任を負います。各セクションのコンプライアンス担当者は、部内のコンプライアンス・プログラムを策定および監視する任務が与えられています。各セクションのコンプライアンス・プログラムは全社的コンプライアンス担当取締役の点検および承認を受けます。更にコンプライアンス管理委員会はコンプライアンス担当取締役にT・ロウ・プライスのコンプライアンス・プログラムに関する継続的な

フィードバックおよび指導を行います。全社的コンプライアンス担当取締役は、内部監査に関連して、各セクションのコンプライアンス活動の定期的点検を行います。

ただし、T・ロウ・プライスの北米外におけるすべての規制された投資活動に関して、インターナショナル・コンプライアンスは集権的体制を維持しています。インターナショナル・コンプライアンスは、同部門のディレクターがリーダーを務め、T・ロウ・プライスの欧州、アフリカ、オーストラリア、アジアおよび中東におけるビジネスの法令遵守について責任を負うコンプライアンス専門家によるチームがスタッフを務めています。グループ・コンプライアンスおよびインターナショナル・コンプライアンスは、手法の一貫性を確保するために継続的に情報を共有しています。

コンプライアンス・プログラムの一環として、T・ロウ・プライスには証券法、顧客との契約上の義務およびT・ロウ・プライスの倫理規定の違反を防止および発見する手続の妥当性および実施を確保する職責を負う数多くのグループがあります。こうしたグループには、グループ・コンプライアンス、インターナショナル・コンプライアンス、投資サポート、ポートフォリオ運用および内部監査が含まれます。また投資制限は、取引前後の両面で監視されています。

更にT・ロウ・プライスはリスク管理の諸相を監督する一定の委員会を設けています。その全てにT・ロウ・プライスの上級執行役員を含むこれらの委員会は以下のとおりです。

- ・ 米国株式、米国外株式、債券ステアリング・コミティ - 投資方針を定め、パフォーマンスおよびスタイルの継続性を監視する責任を負います。
- ・ T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの取締役会 - 会社の国際業務を監視しています。取締役会は、関連するすべての国際事業部門、主要な管理部門および業務サポート・グループからの報告書を精査します。取締役会は、少なくとも四半期毎に会議を行うことを予定しています。
- ・ 株式ブローカーおよび取引監督委員会 / 債券ブローカーおよび取引監督委員会 - ブローカー取引の配分、最善執行等の検討を担当します。
- ・ コンプライアンス監督委員会 - 個別的なコンプライアンスの要請の特定、年間コンプライアンスの計画の検討および承認、ならびに前年の計画の進捗状況の点検を担当します。

(4) 【分配方針】

管理会社は、英文目論見書の規定にしたがって、ファンドが受領した純受取利息、配当およびその他の利益から、毎月の分配(ただし、信託証書に定める規定に基づいて適当な調整を行うことを条件とします。)を宣言する予定です。ただし、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではありません。分配が行われないこともあります。また管理会社は、毎月、または管理会社が決定したその他の時期に、ファンドの実現および未実現売買益(キャピタル・ゲイン)から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができます。さらに、分配に回さないファンドの利益および純売買益は、ファンドの投資方針にしたがって再投資するものとします。

分配は、各月の最後の営業日(以下「分配落日」といいます。)の評価時点で宣言し、日本で販売される受益証券については販売会社に対して、分配落日の翌々営業日に支払います。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払います。また日本において、受益証券の保有を販売会社に委託する場合、販売会社が分配金を受け取った後の販売会社が指定した日に、販売会社が日本の受益者に分配金を支払うものとします。

ある分配期間に関する分配対象額は、かかる分配期間中にファンドに関して受託会社が(配当、利息等の形で)受け取った純投資収益の合計額に相当する金額に、純実現損益および純未実現損益を考慮した額とした上で、以下の調整を行うものとします。

- (a) 権利付きまたは分配落ちでの売買を可能とする調整のための額を加算し、または差し引きします。
- (b) 分配期間の終了時に発生し、受託会社が受け取っていない利息、配当またはその他の利益に相当する額を加算し、(以前の分配期間に関して加算の調整が済んでいる)以前の分配期間の終了時に発生した利息、配当またはその他の利益に相当する額を差し引きします。

- (c) 直前の分配期間に関して分配に利用できたものの分配されていない金額がある場合はこれを加算します。
- (d) 所得税の減免または二重課税の救済措置等に関連する請求を原因とする実際のまたは予想される税金還付額に相当する金額を加算します。
- (e) ファンドの利益から適正に支払うべき租税等の実際のまたは予想される債務の額を差し引きします。
- (f) 分配期間中に受益証券の解約に際して支払われた利益への参加分に相当する金額を差し引きします。
- (g) 分配期間中に発生し、ファンドの利益または元本から適正に支払うべき費用、報酬またはその他の支払(事務管理費用、立替費用、管理会社に支払うサービス料、課徴金などを含みます。)に必要な金額を差し引きします。

各分配期間に関してファンドから分配する金額は、投資運用会社と協議した上で管理会社が分配に利用可能な資金の枠内で決定するものとします。ただし、ある分配期間に関して分配されなかった金額は、次の分配期間に繰り越すことができます。

日本において、受益証券の保有を被指名人としての販売会社に委託する場合、配当については、販売会社がファンドから分配を受け取った後、遅滞なく受益者に支払うものとします。

支払日から6年間未請求の分配金は失効し、預託資産に帰属するものとします。受益者に対して支払われる配当その他の金額は、ファンドに対して利息を生じません。

受取人が別段の請求をしない限り、受益者に支払われる分配金は、関係するファンドの基準通貨で、電信送金によって、受益者の費用で支払われるものとします。電信送金は、受益者の指示にしたがって、受益者のリスクで支払われ、また共同受益者の場合は、関係する名簿に最初に名前が記載された共同受益者に、共同受益者のリスクで支払われ、また銀行業者もしくはその他の代理人または受益者の被指名人への支払に関して受託会社が承認した書式で作成された書面の指示書を受益者または共同受益者が受託会社に送付した場合に、かかる指示書に記載する指示にしたがって処理されるものとします。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たりの純資産価格は下がります。

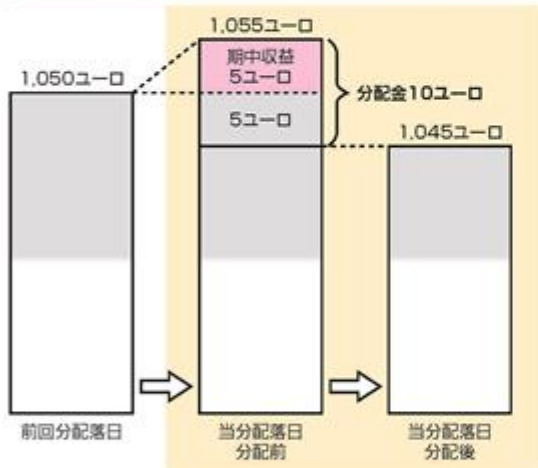
投資信託で分配金が支払われるイメージ



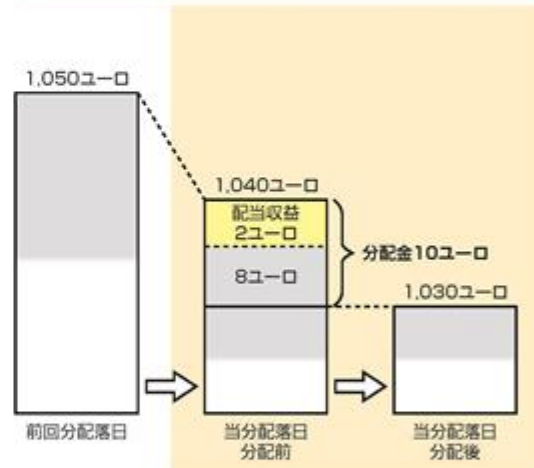
- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当分配落日の1口当たりの純資産価格は前回分配落日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合(1口当たりの純資産価格がユーロ表示の場合)

(前回分配落日から1口当たりの純資産価格が上昇した場合)



(前回分配落日から1口当たりの純資産価格が下落した場合)



※ 上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や1口当たりの純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。分配金は、ファンドごとに、その分配方針に基づき支払われます。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には投資元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たりの純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が購入価額を下回った場合)



(分配金の全部が購入価額を下回った場合)



(5) 【投資制限】

ファンドに適用される投資制限を以下に記載します。投資制限はAIFM法令およびAIFルールブックに規定されます。管理会社は、投資運用会社の助言にしたがって、受託会社の書面の許可を受け、アイルランド中央銀行に通知した上で、ファンドの投資証券を保有し、または受益証券を販売する国の法規を遵守するために、受益者の利益に資する追加の投資制限を課すことができます。

ファンドの資産はAIFM法令に基づいて許可された投資証券に限定して投資し、AIFM法令に定める制約および本書に記載する投資制限に服すものとします。

- (1) ファンドは、本書の別紙2に記載する公認取引所に上場または取引されていない証券に、ファンドの純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。
- (2) ファンドは同一発行体が発行した証券に純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。ファンドは、ファンドの純資産額の100パーセントを限度として、EU加盟国の政府もしくは地方政府またはアメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、スイスおよびノルウェーの政府、欧州投資銀行、欧州共同体、欧州原子力共同体、世界銀行、アジア開発銀行および米州開発銀行が発行または保証した譲渡性証券、ならびにアメリカ合衆国政府の十分な信用と保証の裏付けがある債券に投資することを認めるアイルランド中央銀行の許可を取得しています。
- (3) ファンドは同一の発行体が発行した特定のクラスの証券の10パーセント以上を保有してはなりません。本項の解釈上、同一の発行体が発行したすべての債務証券は全体としてひとつのクラスを構成すると見なします。
- (4) ファンドの純資産額の10パーセント以上を、1つの機関に預託してはなりません。上記の制限は、以下の機関への預託金、または以下の機関が発行した預託金額を証明する証券、もしくは以下の機関が保証した証券については純資産の30パーセントに拡大します。
 - () 欧州経済地域(EEA)(EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可を受けた金融機関
 - () EEAの加盟国以外に、1988年7月のBIS規制の署名国(スイス、カナダ、日本およびアメリカ合衆国)で認可を受けた金融機関
 - () ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可を受けた金融機関
 - () 受託会社、または
 - () アイルランド中央銀行の事前の承認がある場合、受託会社の関係会社または関連会社である金融機関
- (5) (2)項および(4)項に関して、関連会社は同一の発行体と見なされます。
- (6) ファンドの純資産額の50パーセント以上を、常に、日本の金融商品取引法の第2条第1項に定める「有価証券」の定義に該当する証券に投資します。
- (7) ファンドは、いかなる種類の株式または出資に対しても投資することはできません。
- (8) ファンドは、会社型の株式に対して投資を行うオープンエンド型集合投資スキームに投資してはなりません。
- (9) ファンドは、証券を空売りし、またはショート・ポジションを保持してはなりません。ただし、アイルランド中央銀行が定めた枠内で、ポートフォリオの効率的運用のために、先物取引および先渡取引(かかる取引のオプションを含みます。)に関して当初証拠金および維持証拠金を差し入れている場合はこの限りではありません。
- (10) ファンドは、ファンドの純資産額の10パーセントを越える借入れを行ってはなりません。
- (11) ファンドの純資産額の5パーセント以上をワラントに投資してはなりません。
- (12) ファンドは、商品、商品契約、商品又は商品に関する権利を表象する証券を売買してはなりません。上記規定の解釈上、商品には貴金属を含みます。ただし、ファンドは、上記の制限を遵守することを条件として、商品に投資し、または商品を取引する会社の証券を売買することができます。

- (13) ファンドは不動産を購入してはなりません。ただし、ファンドは、上記の制限を遵守することを条件として、不動産に投資する会社の証券を売買することができます。
- (14) ファンドの資産を証券の引き受けまたは下引き受けに使用してはなりません。ただし、対象証券の処分に関連して、証券法に基づく引受人と見なされる場合はこの限りではありません。
- (15) ファンドは、以下に定める条件に従って、その他のオープンエンド型集合投資ファンドの受益証券を購入することができます。
- () ファンドは純資産額の10パーセント以上をかかると投資ファンドに投資してはなりません。
 - () ファンドが同一の管理会社または関連会社が運用する集合投資ファンドの受益証券に投資する場合、投資先のファンドの管理会社は、受益証券の購入に関連して自らの利益のために徴収する手数料を放棄しなければなりません。
 - () その他の集合投資ファンドの受益証券への投資によってファンドの投資運用会社が仲介手数料を受け取る場合、かかる手数料はファンドの資産となるものとします。
- (16) ファンドは、債券の発行による資金調達を行いません。
- (17) 管理会社は、ファンドによる借入れ(後述される清算手続き以外の目的では)またはレバレッジの利用を意図していません。
- (18) 管理会社は、取引相手方の指定を意図していません。

ファンドの支配できない理由により、あるいは引受権の行使の結果として、上記の各比率を超えた場合、投資運用会社は証券の売却に際して受益者の利益を考慮の上、優先的にかかる事態を是正しなければなりません。

管理会社は加えて以下の追加的投資制限を2002年11月7日付取締役会決議において導入しています。

管理会社または受益者以外の第三者の利益のために管理会社によりなされた取引のような、ファンドの受益者の保護に反しまたはファンドの資産の適切な運用を害する管理会社のあらゆる取引は、禁止されます。

さらに、ユーロ通貨建資産以外へのファンドの投資は、別の欧州通貨建資産の取得および投資時において、ファンドの純資産額の15パーセントまで投資することができます。かかる投資は、投資顧問会社が魅力的であると判断するときのみ行われるものとします。ユーロに対する通貨ヘッジは、通貨の魅力の度合い、および英文目論見書に記載されるアイルランド中央銀行によって規定される制限内において行われます。通貨先物およびオプションを通じて行われるヘッジは、英文目論見書に記載されるアイルランド中央銀行によって規定される制限内において許可されます。

効率的ポートフォリオ運用

適用ある法律で認められている場合、ファンドは、アイルランド中央銀行が定めた条件および制限にしたがって、譲渡性証券に関して先物、オプション、スワップおよび貸株などの技法および手段を利用することができます。ただし、かかる技法および手段はヘッジもしくはパフォーマンスの向上または両方を目的とするポートフォリオの効率的な運用のために使用することを条件とします。かかる技法および手段の利用に関してアイルランド中央銀行が定めた条件および制限については以下に記載します。以下に記載するオプションの利用に関してアイルランド中央銀行が定めた条件および制限は、ポートフォリオの効率的運用のためにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが利用する保証にも適用されるものとします。また適用ある法律で認められている場合、ファンドは、後記「別紙3」に記載するアイルランド中央銀行が定めた条件および制限にしたがって、資産および債務の管理に関連して為替リスクまたは金利リスクをヘッジする技法および手段を利用することができます。

ファンドに関して利用されるポートフォリオの効率的運用の技法について、取引コストが発生することがあります。ポートフォリオの効率的運用の技法によるすべての収益から直接的および間接的な運用コストを差し引いた額が、ファンドに返還されます。ポートフォリオの効率的運用の技法に起因する直接的および間接的な運用コスト/費用は、含み収益を含むものではなく、ダイワ・ボ

ンド・ファンド・シリーズの年次報告書に概要が記載される事業体に支払われ、かかる年次報告書には、当該事業体が管理会社または受託会社に関係しているか否かが明記されます。

ポートフォリオの効率的運用および/または為替リスクを回避するために金融派生商品が利用されるため、かかる利用により、追加の資本または収益が生み出されることがあります。投資運用会社は、金融派生商品の利用がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの純パフォーマンスに及ぼす影響は限定的であると予想しています。

投資家は、ポートフォリオの効率的運用に関連するリスクに関するさらなる情報について、後記「3 投資リスク リスク要因」の「利益相反」、同「取引相手のリスク」、および「第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

効率的なポートフォリオ運用および/または為替リスク対策に用いられる主な技法および手段の概要は、以下のとおりです。

先物

ファンドは、収益をロックインすることによるリスク管理にかかる効率的、流動的かつ有効な対策および/または先物価格の下落対策として通貨または金利の先物を売却することができます。また、ファンドは、証券のポジションを獲得するため費用面で効率的かつ効果的な手法として通貨または金利の先物を購入することもできます。

オプション

ファンドは、(専ら効率的なポートフォリオ運用目的として)自らが保有するかまたは投資を行うことができる証券および通貨のカバー・コール・オプションおよびプット・オプションを売却することにより、当期リターンを増加するためにオプションを活用することができます。

先渡し

通貨先渡しは、関連するファンドの基準通貨以外の通貨建ての証券の通貨エクスポージャーをヘッジし、ファンドに影響を及ぼす可能性のある金利および為替レートをヘッジするために利用することができます。

スワップ

トータル・リターン・スワップ契約は、原証券または先物契約を通じてエクスポージャーを得ることが不可能であるかまたは実利的でない場合、特定の証券または市場に対するエクスポージャーを得るために利用することができます。

レボ/逆レボ契約および株貸付契約

AIFルールブックに定める規定および制限に従い、ファンドはレボ契約、逆レボ契約および/または株貸付契約を利用し、ファンドの収益を増加することができます。レボ契約は、一方の当事者が他方当事者に対して証券を売却すると同時に買戻契約を締結し、当該証券のクーポン率と連動しない市場金利を反映する価格を定めて将来の一定の日にこれを買い戻す取引です。逆レボ契約は、ファンドが証券を購入し、同時に当該証券を互いに合意した日に合意した価格で当該証券の売主に売却することを約束する取引です。株貸付契約は、借主が貸主から証券を借入れ、予め決められた期間を経た後、借入証券と同等の証券を貸主に返還する契約をいいます。

投資家は、後記「3 投資リスク リスク要因」の項ならびに「外国為替・通貨リスク」および「運用リスクおよびオペレーショナル・リスク」の項のリスクに関する記述を熟読すべきです。

借入れ方針

ファンドによる借入れは、流動性目的に限定され、常に、その純資産の最大10%に制限されます。ファンドは、受益者に対する買戻金の支払の資金を賄うために、または、その他の投資対象の売却もしくは償還の手取金をファンドが受領するまでの新規の投資対象の短期資金調達のために、短期の借入れを行うことがあります。

投資制限および借入制限の変更

管理会社がAIFルールブックに記載された投資制限および借入制限の変更を利用する権限を有する(ただし、アイルランド中央銀行の事前承認を得ることを条件とします。)ことが意図されています。

AIFルールブックの変更を利用する能力

ファンドがAIFルールブックに記載された投資制限の変更を利用する権限を有する(ただし、アイルランド中央銀行の事前承認を得ること、ならびにかかる変更がファンドの投資目的および投資方針と重要な点において一致することを条件とします。)ことが意図されており、これにより、ファンドがまたはファンドのために、英文目論見書の日付現在AIFルールブックに基づき投資が制限または禁止されている投資信託、証券、派生商品またはその他の形態の投資対象に投資することが可能になります。

流動性管理方針および買戻権

管理会社は、流動性管理方針を策定しており、かかる方針により、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドの流動性リスクの特定、監視および管理、ならびにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの投資対象の流動性特性がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの対象債務の履行を促進することの確保が可能になります。管理会社の流動性方針は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドの投資方針、流動性特性、買戻方針およびその他の対象債務を考慮に入れたものになっています。流動性管理システムおよび手続には、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドについて予想されるもしくは実際の流動性不足またはその他の破綻状況に対処するための適切なエスカレーション措置が定められています。

要約すると、流動性管理方針は、ファンドが保有する投資対象の特性を監視するとともに、当該投資対象が英文目論見書またはファンドの英文目論見書補遺に記載される買戻方針に適合していることを確保し、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの対象債務の履行を促進します。さらに、流動性管理方針には、ストレス変化が広範に及ぶファンドの流動性リスクを管理するために投資運用会社が実施する定期的なストレステストについての詳細が定められています。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努めます。投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの買戻方針および義務に従って自己の投資

対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされます。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとします。

受益者の買戻権（通常および例外的な状況における受益者の買戻権を含みます。）および既存の買戻取決めについての詳細は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」の項に記載されていません。

ファンドの資産を適宜投資する規制された証券取引所および取引市場のリストについては、別紙2をご参照ください。

「ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段」については、別紙3をご参照ください。

3【投資リスク】

リスク要因

一般的リスク要因

一部の証券への投資には、その他の主要な証券市場で取引されている証券への投資に通常伴うリスクよりも大きなリスクがあります。投資を行おうとする者は、ファンドに投資する前に以下のリスクについて検討すべきです。

- 総論

投資家は、いつでも、ファンドの受益証券の発行価格と買戻価格との間に差が生じるということが、ファンドへの投資は中長期的に見るべきことを意味していると認識すべきです。ファンドへの投資は、投資ポートフォリオの相当部分を構成するべきではなく、またファンドへの投資はすべての投資家には適しているとは言えません。

- AIFMDリスク

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、AIFMDに規定される個人投資家向けAIFであり、個人投資家向けAIFとしてアイルランド中央銀行による認可を受けており、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社があります。その結果として、管理会社は、AIFMD第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのファンドの受益証券をAIFMDに規定される個人投資家に販売することができます。

さらに、管理会社は、様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することが求められます。かかる制限および/または条件により、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが直接または間接的に負担する継続発生費用が増加する可能性があります。

さらに、AIFMまたはその受任者は、AIFMDで定める頻度による受益者への報告書またはAIFMDに基づき認められたその他の手段により、以下の事項に関する情報を開示することが義務付けられています。

- (1) ファンドの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (2) ファンドの流動性の管理に関する新たな取決め
- (3) ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- (4) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの預託機関が契約により自らを免責するために締結した取決め

- 投資運用会社への依存に関するリスク

ファンドについての投資判断は、管理会社に代わり投資運用会社が行います。ファンドの成功は、投資運用会社の適切な投資対象を見極める能力およびファンドのためにかかる投資対象を処分して利

益を得る能力に依拠します。不利な事象により、ファンドの一または複数の投資対象が同時に影響を受ける可能性があります。投資運用会社がこの点において成功するとの保証はありません。

- マネー・ロンダリング防止

ファンドが、国際的その他のマネー・ロンダリング防止法、規則、規制、条約もしくはその他の制限に違反して、またはテロリストの疑いがある者もしくは機関、麻薬密売容疑者、もしくは海外腐敗行為に関与した疑いのある海外の上級政治家のために、直接的または間接的に行為する者または主体からの出資を受け、またはその他かかる者または主体の資産を保有していると、管理会社または政府機関が考える場合、管理会社またはかかる政府機関は、ファンドに投資されているかかる者もしくは主体の資産を凍結し、またはかかる者もしくは主体の買戻権を停止することがあります。管理会社はまた、当該資産を政府機関に送金または移転するよう求められることもあります。

- 仲介取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーおよびディーラーを選定するにあたり、管理会社または投資運用会社は、価格、効率的に取引を執行する当該ブローカーおよびディーラーの能力、かかる者の才能、信頼性および財務上の責任ならびにかかるブローカーおよびディーラーにより提供される金融商品または業務などの要因を考慮する権限を有するとともに、かかる要因を考慮することができます。かかる商品および業務は、一般に、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズにとって有益なものであることがあります。管理会社または投資運用会社は、あるブローカーまたはディーラーにより課された取引手数料の金額が当該ブローカーまたはディーラーにより提供された製品または業務の価値に関して合理的であると誠実に判断した場合には、他の会社が採用された場合に負担したであろう金額を上回る場合であっても、かかる取引手数料を当該ブローカーまたはディーラーに支払うことがあります。ただし、当該ブローカーまたはディーラーがかかる取引に関して最良の遂行を実現することに同意していることを条件とします。

管理会社または投資運用会社に提供される商品または業務には、特定の業界および会社に関するリサーチ報告、経済調査および分析、特定の銘柄に関する推奨、ならびにその他の商品または業務が含まれることがあります。報告は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの年次報告書および半期報告書に含められ、(適切な場合には)管理会社または投資運用会社のソフトコミッションの慣行について記載されます。

- 政治または制度上のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政策の変化、課税の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受けます。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般的な水準の投資家保護または投資家情報が提供されない可能性があります。

- 外国為替・通貨リスク

ファンドの受益証券は特定の通貨で表示されていますが、ファンドは様々な通貨で表示された証券に資産を投資しており、一部の通貨は自由に交換できない可能性があります。基準通貨で表示されたファンドの純資産額は、基準通貨とファンドの投資証券の表示通貨との為替レートの変動にしたがって変化するため、ファンドは為替リスクにさらされます。

結果的な為替リスクをヘッジすることは不可能ですが、管理会社および投資運用会社は、独自の判断にしたがって、効果的にポートフォリオを管理する目的に限定して、ヘッジ取引を行うことができます。

- 市場リスク

ファンドは投資を分散する計画ですが、ファンドの投資証券は通常の変動のリスクだけでなく、債券、通貨、デリバティブ等の商品への投資に固有のリスクにもさらされます。

- 店頭市場リスク

ファンドが店頭市場で証券を取得する場合、当該証券の流動性が限定されており、比較的激しい値動きをする傾向があるため、ファンドが当該証券の公正価格で換金できるとの保証はありません。

- 利益相反

管理会社、投資運用会社、受託会社、販売会社、これら各々の関係会社およびこれらの者に関連する社員は、一定の利益相反の対象となることがあります。後記「第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項をご参照ください。

- 決済リスク

ファンドが投資する一部の公認取引所の取引および決済の慣行は、主要市場の慣行と同じではなく、その結果、決済リスクが増大し、ファンドの投資証券の換金が遅れる可能性があります。

- 保管リスク

ファンドが投資する一部の市場の保管サービスは、主要市場の保管サービスと同じではないため、かかる市場での取引には取引および保管のリスクが伴います。

- 租税

ファンドへの投資に関連する課税リスクに、投資を検討している者は注意が必要です。詳細については後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」と題する項目に記載します。

- 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定(以下「FATCA」といいます。)は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国事業体の直接および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資(および場合によっては間接米国投資)に対し30%の米国源泉徴収税が課税されます。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付けられる可能性があります。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定(さらなる詳細については、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い (B) アイルランド 受益者への税金 - 米国の報告および源泉徴収要件の遵守」の項をご参照ください。)を締結しました。

投資予定者は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズへの投資に関連する米国連邦、州、地方および米国以外の税務報告および証明要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきです。

- プレミアムのリスク

ファンドが店頭市場で証券を購入し、または評価する場合、店頭市場の性格によりファンドがプレミアム価格でかかる証券を換金できるという保証はありません。

- 評価のリスク

管理会社の要請に応じて、投資運用会社が公認取引所に上場または取引されていない投資証券を評価する場合、かかる投資証券の価格の算定に投資運用会社が関与することと、投資運用会社のその他の任務との間には利益相反が内在します。

- 利益分配リスク

投資運用会社報酬の他に、投資運用会社は1口当たり純資産価格の増加に基づき、運用実績による報酬を受け取ることができます。それに伴い、運用実績による報酬は、実現利益と同様に未実現利益とともに増加します。運用実績による報酬は、ファンドのために投資運用会社が投資するインセンティブとなる可能性があります。ファンドの運用実績に基づく報酬が無い場合と比べ、リスクを伴います。

(注)本ファンドに関しては、運用実績による報酬は支払われません。

- 流動性不足

受益者は通常、受益証券の買戻しまたは譲渡によって、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズへの投資利益を実現することができますが、一定の状況下では純資産額の計算が中止され、受益証券の買戻しが中止または遅延する場合があります。

- 取引相手のリスク

ファンドは、投資または取引先の取引相手またはその他の者が破産、支払不能等の理由により、取引を執行できないリスクにさらされます。

- 預託リスク

受託会社およびその受任者(もしあれば)は、ファンドの証券、ファンドの証券口座に発生する現金、分配金および権利を保管します。受託会社または受任者がファンドのために現金を保有している場合、ファンドは、受託会社または受任者が支払不能に陥った場合に無担保債権者となることがあります。

また、ファンドの資産の一部が、受託会社およびその受任者以外の事業体により保有されることがあります。一例を挙げると、ファンドは、先物、スワップ、先渡しおよび一部のオプション等の派生商品契約に関連して、その資産の一部を担保として取引相手またはブローカーに差し入れることがあります。ファンドは、担保を過大に徴求された派生商品契約を締結した場合、かかる取引相手またはブローカーが支払不能に陥った場合に当該ブローカーの無担保債権者となる可能性があります。

ファンドは、保管および/または決済システムが十分に発達していない市場(新興市場国を含みます。)に投資することがあります。かかる市場で取引されているファンドの資産のうち、受任者の使用が必要な状況においてかかる受任者に預託された資産は、受託会社が何ら責任を負わない場合においてリスクにさらされることがあります。

- 投資の分散化

投資運用会社はファンドの資産の投資分散化を図る予定ですが、時には一部のセクターまたは発行体にファンドの資産が集中する可能性があります。

- 大量の買戻しの影響

受益者の選択にしたがって大量の買戻しが発生した場合、投資証券の売却が必要になります。こうした売却により、売却しなければ発生しなかった損失を被る可能性があります。

- 金利リスク

一般論として、金利が上昇すれば債券の価格は下落し、金利が下落すれば債券の価格は上昇します。金利の変動に対する債券の値動きの程度は債務証券の種類によって異なります。

- 信用リスク

債券の価格は、信用力の変化につれて変動します。一般論として、発行体の格付けが低ければ低いほど利回りとデフォルトの確率は高くなります。また、ファンドが投資した発行体に破産や債務不履行が生じた場合、かかる債券の価格は大幅に下落します。

- 早期終了

ファンドが早期に終了する場合、管理会社は、受益者に対し、受益者がファンド資産に対して有する持分を按分して分配しなければなりません。証券およびその他の投資対象は、ファンドにより売却されるか、または受益者に分配されなければなりません。かかる売却時または分配時において、ファンドが保有する特定の投資対象の価値が当該投資対象の当初投資額を下回ることがあり、その結果として、ファンドおよびその受益者が損失を被ることがあります。さらに、設立費用が全額償却される前にダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドが終了した場合、かかる費用の未償却部分は、期限の利益を喪失し、本来であれば受益者に分配可能であった金額から差し引かれます(これによりかかる分配可能金額が減額されます。)

- 欧州市場インフラ規則

ファンドは、店頭デリバティブ契約を締結する場合があります。店頭(OTC)デリバティブ、中央清算機関(CCP)および取引情報蓄積機関(TR)に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則(EU)No 648/2012(以下「EMIR」といいます。)では、店頭デリバティブ契約に関して、強制清算義務、相対のリスク管理要件および報告要件を含む一定の要件が定められています。EMIRの発効に必要な、リスク管理手続(担保の水準および種類ならびに分別保管に係る取決めを含みます。)について定めた規制上の技術基準のすべてが最終決定されたわけではなく、よって、確定的なものでない可能性があります。投資家は、EMIRの特定の規定により、ファンドが店頭デリバティブ契約の取引に関する義務を負うことになることに留意すべきです。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに関してEMIRが及ぼす可能性のある影響は、以下を含みますが、それらに限られません。

- (a) 清算集中義務：一定の標準化された店頭デリバティブ取引は、中央清算機関(以下「CCP」といいます。)を通じた強制清算の対象となります。CCPを通じたデリバティブの清算により追加のコストが生じる場合があります、また、かかる清算が、当該デリバティブの集中清算が義務付けられなかった場合よりも不利な条件で実行されることもあります。
- (b) リスク軽減手法：ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、集中清算の対象外であるその店頭デリバティブの要件について、リスク軽減要件(すべての店頭デリバティブの担保化を含みます。)を整備することが義務付けられます。かかるリスク軽減要件により、ファンドがその投資方針を遂行する(またはその投資方針から生じるリスクをヘッジする)ためのコストが増加する場合があります。
- (c) 報告義務：ファンドによる各店頭デリバティブ取引は、取引情報機関または欧州証券市場監督局に報告されなければなりません。かかる報告義務により、ファンドが店頭デリバティブを活用するためのコストが増加する場合があります。

- オルタナティブ資産投資における競争の激化

従来とは異なる投資業界またはオルタナティブ投資業界は、極めて競争が激しいです。2008年の初めまでは、オルタナティブ資産投資戦略(ファンドのために実施される戦略を含みます。)を実施する目的で設立された投資ピークルの数およびかかる投資ピークルへの資本流入が著しく増加しました。正確な影響を判断することはできませんが、かかる増加により、投資機会を得るための競争がより激しくなるか、または一定の状況下において、特定のポジションに関して価格変動の増大もしくは流動性の低下を招くことがあります。

- アイルランドを拠点とする主体

ファンド、管理会社および受託会社はそれぞれ、アイルランドを拠点とし、集団投資スキーム、管理会社および受託会社に適用あるアイルランドおよびEUの規制枠組みに服します。それ故、政府の規制、政治体制、現地の経済および税法の変化が、ファンド、管理会社および受託会社の一部または全部に悪影響を及ぼすことがあります。アイルランド当局は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドのいずれかに対する投資の利点について判断を行っていません。アイルランド中央銀行によるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの承認は、アイルランド中央銀行によるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの保証ではなく、またアイルランド中央銀行が英文目論見書の内容に責任を負うものでもありません。

- 将来の見通しに関する記述

本書には、将来の見通しに関する記述が含まれています。かかる将来の見通しに関する記述は、将来の事象に関する管理会社または投資運用会社の見解を反映しています。管理会社または投資運用会社の支配の及ばない要因により、実績が将来の見通しに関する記述にあるものと大幅に異なる可能性があります。申込者は、かかる記述に依拠しないよう注意すべきです。

- 運用リスクおよびオペレーショナル・リスク

ファンドは、その投資目的を達成する投資運用会社の能力に依拠しているため、運用リスクにさらされます。ファンドに関し投資運用会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズについて投資判断を行う際に独自の投資手法を用いますが、これは、投資運用会社が望ましい成果を達成することを保証するものではなく、ファンドは、多額の損失を被ることがあります。一例を挙げると、投資運用会社は、派生商品を有効に活用することができず、不利な時期にポジションのヘッジを行うことまたはヘッジを行わないことを選択することがあります。投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーは、定量分析および/またはモデルを用いることがあります。かかる分析および/またはモデルの欠陥または限界により、戦略を実行するポートフォリオ・マネジャーの能力が影響を受ける可能性があります。これらの分析およびモデルは、必要に迫られ、単純化された仮定を置き、それらの有効性が限定的なものとなることがあります。過去の市場データを解釈しているように思われるモデルは、将来の市場事象を予測することができない可能性があります。さらに、モデルで使用されるデータは、正確でない場合があり、および/または会社もしくは銘柄に関する最新の情報を含んでいないことがあります。また、投資運用会社の社員全員が、期間の長短にかかわらず、継続して投資運用会社と関係す

るとの保証もありません。投資運用会社の一または複数の従業員による業務上の損失により、ファンドの投資目的を達成するファンドの能力に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、ファンドは、投資運用会社およびその他の業務提供会社によるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズへの投資運用業務、管理事務代行業務、保管業務、会計業務、税務、法務、株主対応業務およびその他の業務の提供により、オペレーショナル・リスクによる損失および業務障害のリスクにもさらされます。オペレーショナル・リスクは、業務提供会社による不適切な手続および管理、人為的過誤ならびにシステム障害によっても生じる可能性があります。一例を挙げると、取引の遅延または誤り(人為的およびシステム上の両方を含みます。)により、ファンドが、価値が上昇または下落すると投資運用会社が予想する銘柄を購入または売却すること(場合によります。)が妨げられ、それ故、ファンドが当該銘柄について潜在的な投資利益を得ることまたは損失を回避することが妨げられる可能性があります。投資運用会社は、その職務の遂行および義務の履行において自らの過失または故意の不履行がない場合には、オペレーショナル・リスクに関連する損失について、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに対し契約上の責任を負うものではありません。また、その他のファンド業務提供会社も、自らの誤りに起因する損失について、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに対する責任が限定されます。

- 投資全額の喪失可能性および受益者に対する補償

受益者は、口座開設申込書に記入する際、ファンドへの投資の利点およびリスクを評価することができるのに十分な取引および金融に関する知識および経験を有していること、ならびに提案された投資に伴うリスクおよびかかる投資には投資額の全額を喪失する可能性が内在するという事実を認識していることを証明するよう要求されます。

受益者の責任は、原則として、申込書および(各受益者が拘束される)信託証書に基づき、申込みを行った(全額払込みベースでのみ発行される)受益証券の発行価格のうちの未払込金額に限定されますが、受益者は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ、ファンド、管理会社、販売会社、投資運用会社、受託会社および/または他の受益者に対し、以下を含む一定の事項について補償する義務を負います。

- () 信託証書に基づく適格保有者以外の者が受益証券を保有または取得したことにより発生した損失
- () ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズがある投資者のために計上することが義務付けられている税金により生じる債務(違約金およびその利息を含みます。)
- () 申込人が必要な情報を提供しなかったことにより受益証券の申込みの処理を行うことができず、その結果として生じた損失
- () 申込書もしくは投資者が管理会社もしくはその受任者に交付した書類における不実表示、かかる申込書もしくは書類に記載された保証、条件、誓約もしくは合意の違反、または投資者による適用ある法律、規則および規制の違反の結果として生じた損失

- 管理会社、投資運用会社、受託会社および関係者との取引

管理会社、投資運用会社、受託会社または管理会社、投資運用会社、受託会社の関係者または各社の従業員、取締役、執行役員によるファンドの資産の取引は禁止されていません。ただし、かかる取引は対等に交渉した通常の商業的条件に基づいて執行され、かつ受益者の最善の利益に合うことを条件とします。

かかる取引は下記の()項、()項または()項にしたがって執行された場合に承認することができます。

- () 受託会社(または受託会社が関わる取引の場合は、管理会社)が独立した有資格者として承認した者により証明された評価額、
- () 取引の執行が、組織化された投資証券の取引所において、かかる取引所の規則にしたがって最善の条件で行われた場合、または
- () 上記の()項または()項に定める条件が実行不可能な場合は、第1段落に定める原則に合致することを受託会社(または受託会社が関わる取引の場合は、管理会社)が確認した条件に基づいて取引が執行されたとき。

- 金利変動リスク

ポートフォリオに組み込まれた債券の価格は、投資が行われた国の金利変動により変動する可能性があります。一般に、債券の価格は、金利が上昇すれば下落し、金利が下落すれば上昇します。金利変動による債券の価格の変動の程度は「2. 投資方針(1) 投資方針」中の「デュレーション」に示されています。デュレーションとは、金利があるレートで変動した場合における債券の価格の変動の程度を示す指標です。たとえば、金利が1%上昇することによって、デュレーションが5年である債券の価格は5%下落します。

一般に、債券の残存期間が長くなるほど、そのデュレーション、すなわち金利変動による債券の変動の程度は大きくなります。

- 為替変動リスク

ファンドは、主としてユーロを含む外国通貨で表示された資産に投資するため、日本の投資家が買戻し代金または配当を日本円に換金する際には、為替の変動リスクが生じます。

リスクに対する管理体制

投資運用会社は、英国ロンドンにおいて本ファンドに関するポートフォリオ運用活動に従事します。投資運用会社は、英国ロンドン、香港およびアメリカ合衆国メリーランド州ボルチモアで監視およびコンプライアンス監督の管理をします。投資運用会社のコンプライアンス担当取締役はロンドンを根拠地として、投資運用会社やその他の関連会社に対して一定の監督をする責務を負うコンプライアンス・プロフェッショナル・チームを率いています。このチームは、現在、最善実行、取引配分、リサーチの受領、研修および能力開発を含む様々な項目をカバーする包括的なコンプライアンス・プログラムを整備するとともに、投資運用会社の自動監視システムを使用し、取引前および取引後の投資制限の遵守状況の確認を行っています。

投資運用会社のコンプライアンスを担当する取締役は、メリーランド州のボルチモアを根拠地として、投資運用会社全体のコンプライアンス・プログラムの調整と監督を行います。

更に投資運用会社は、自然的、技術的または人的脅威を原因とする業務の事務所の混乱から生じるリスクおよび脆弱性を排除または遅減するとともに、重要な業務機能の運営上の統一性に傾倒しています。その結果、投資運用会社は業務継続性に関する全ての活動のための最終的決定機関としての役割を有する業務継続性運営委員会を含む、社内業務継続性機関を設置しました。投資運用会社の経営継続性計画は、中断または危機の間における従業員の安全、福利および指導の促進、重要なデータおよびシステムの統一性、保護およびサイト外でのバックアップの確認ならびに規制および監査義務および指針整備を準備することを含みます。

全社的コンプライアンス組織、取引前後の監視過程、経営継続性計画、上級執行役員による監督は、顧客に対する投資運用会社の義務を充足するための包括的な責任の基礎となります。

なお、リスク管理の監督およびコンプライアンスに関する詳細ならびに委員会におきましては、本書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制()」に記載されています。

ファンドはデリバティブ取引等を行っていません。

リスクに関する参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ファンドの過去5年間に於ける分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2010年10月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。

ファンドの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較



出所:管理会社、Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に
森・濱田松本法律事務所が作成

各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

各資産クラスの指数

日本株・・・TOPIX（配当込み）

先進国株・・・ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株・・・S & P新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグ/EFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（1年超）

先進国債・・・シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS & P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「（株）東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、（株）東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は、申込金額の最大3.0%です。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数		申込手数料率
100口以上	1万口未満	申込金額の3.24%（税抜3.0%）
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.16%（税抜2.0%）
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.08%（税抜1.0%）
100万口以上		申込金額の0.54%（税抜0.5%）

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社に支払われます。詳しくは販売会社に問い合わせのこと。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

(3) 【管理報酬等】

管理会社報酬

ファンドは、管理会社に、ファンドの純資産額の0.60%の年率で報酬(該当する場合は付加価値税を加算します。)を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。管理会社は、当該報酬から販売報酬および代行協会員報酬を支払います。

管理会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金、投資運用会社の合理的な旅費、通信費などを含めた管理会社の一般管理費の全額の支払を受ける権利を有するものとします。通常の商業レートで請求される上記の費用の合計額は、ファンドにとって大きな負担となる場合があります。

ファンドの受益者集会における出席者の過半数の投票に基づくファンドの受益者による承認なしには、管理会社の年次管理報酬は引き上げられません。受益者集会における出席者の過半数の投票により、管理会社または投資運用会社の年次報酬が引き上げられる場合は、受益者は、当該変更の実施前に受益証券を買い戻すことができるよう、合理的な通知を受けるものとします。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用および管理業務の対価として管理会社に支払われます。

管理事務代行報酬

ファンドは、ファンドの資産から、管理会社に、以下の年率で管理事務代行報酬(該当する場合は付加価値税を加算します。)を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。

ファンドの純資産額	年率
100百万ユーロ以下の場合	0.13 %
100百万ユーロ超、1,000百万ユーロ以下の場合	0.115%
1,000百万ユーロ超の場合	0.10 %

管理会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金および通信費を含むファンドのために発生した全ての合理的立替費用の支払を受ける権利を有するものとします。

管理事務代行報酬は、ファンドの管理事務代行業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から、受託会社に、ファンドの純資産額の0.06%の年率で報酬(該当する場合は付加価値税を加算します。)を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。受託会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金、通信費を含む受託会社の全ての立替費用および通常の商業レートで受託会社が任命した副保管会社の立替費用の支払を受ける権利を有するものとします。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

投資運用会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から、投資運用会社としてのT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに、以下の年率で報酬を支払います。かかる報酬はファンドの純資産額を基準として、毎日発生し、毎月後払いで支払われます。T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの任命した投資顧問会社の報酬は、管理会社の許可を得た上で、投資運用会社が支払います。

ファンドの純資産額	年率
250百万ユーロ以下の場合	0.50%
250百万ユーロ超、500百万ユーロ以下の場合	0.45%

500百万ユーロ超の場合

0.40%

ファンドの受益者集会における出席者の過半数の投票に基づくファンドの受益者による承認なしには、投資運用会社の年次管理報酬は引き上げられません。受益者集会における出席者の過半数の投票により、管理会社または投資運用会社の年次報酬が引き上げられる場合は、受益者は、当該変更の実施前に受益証券を買い戻すことができるよう、合理的な通知を受けるものとします。

投資運用会社の合理的な旅費および通信費は、管理会社により支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドに関する投資運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

投資顧問会社報酬は、投資運用会社に対して提供される投資顧問業務の対価として投資顧問会社に支払われます。

販売報酬および代行協会員報酬

販売会社は、毎月末に、管理会社の報酬の中から、ファンドの日々の平均純資産額の0.50%の年率で販売報酬を受け取る権利を有します。管理会社は、毎月の月末から翌月の末までに、自らの報酬の中から、代行協会員に対して、ファンドの日々の平均純資産額の0.10%の年率で代行協会員報酬を支払います。

販売報酬は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬は、受益証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

各ファンドは訴訟に関連して負担した費用に関して責任を負います。受託会社は、信託証書に定める規定に基づいて、一定の状況下においてファンドによりまたはファンドのために提起した訴訟で負担した費用などを含めてファンドの資産から補償を受けるものとします。また管理会社は、ファンドによりまたはファンドのために提起された訴訟で管理会社が負担した費用を、ファンドから回収する権利を有します。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、ファンドの継続的管理および運営に関連して、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および受託会社が負担したすべての費用(一般管理費および支出費を含みます。)をファンドの資産から支払います。ファンドがファンドの資産から支払う費用および支出費には下記を含みますがこれに限定されません。

- (a) 監査人の報酬
- (b) 弁護士の報酬
- (c) 受益証券の代行協会員または販売会社に支払う手数料
- (d) 商業銀行業務、投資調査、株式仲買またはコーポレート・ファイナンスの料金(借入金利息を含みます。)
- (e) 租税当局が賦課する租税
- (f) すべての報告書、証明書、受益証券の購入確認書および受益者への通知の作成、翻訳および配付の費用
- (g) 公認取引所への受益証券の上場認可または予定された認可に関連して、また公認取引所の規則を遵守する際にかかった費用および料金
- (h) 保管および譲渡の費用
- (i) 受益者総会の費用
- (j) 保険料
- (k) その他の費用(受益証券の発行または買戻しの事務費用を含みます。)
- (l) 信託証書およびダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドに関するその他の書類(ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ、ファンドまたはファンドの受益証券またはその販売に対して管轄権を有するすべての当局(現地の証券業協会を含みます。))に提出する登録届出書、

目論見書、上場明細書、趣意書、年次報告書、半期報告書、特別報告書などを含みます)および販売資料をあらゆる言語で作成し、印刷し、登録する費用ならびに上記の書類を受益者に送付する費用

(m) ファンドの受益証券の販売に関する宣伝費用

(n) 関係する法域の現地の新聞に公告を掲載する費用

(o) 規制当局の手数料

(p) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ/ファンドの終了に関連する費用

いずれの場合も該当する付加価値税を加算します。上記のすべての費用は、アイルランド、日本、およびダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたは受益証券の販売に関係するその他の法域で、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが支払うものとしします。

経常的な費用は、第一に利益、第二に純キャピタル・ゲイン、第三にダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産から差し引くものとしします。

かかる費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

管理会社の報酬方針

管理会社は、AIFM規則の別紙2およびESMA報酬ガイドライン(ESMA/2013/201)(以下「報酬ガイドライン」といいます。)の要件を満たし、かつ、これらに定める原則に従った報酬方針を策定および実施し、これを維持しています。管理会社の報酬方針の要約は、以下に記載されます。管理会社は、当該方針の実施について最終的な責任を負います。

管理会社は、その方針を実施するにあたり、良好なコーポレート・ガバナンスを確保するとともに、健全かつ効果的なリスク管理を推進します。管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドのリスク特性、信託証書または英文目論見書に整合しない形でリスクを取ることを奨励しません。管理会社は、いかなる決定も管理会社の全般的な事業戦略、目的、価値および利益に合致するよう確保するとともに、生じうるいかなる利益相反も回避するよう努めます。

管理会社の報酬方針は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる専門的業務に従事する社員に適用され、よって、経営陣、リスク負担者、内部統制担当者を対象とするとともに、経営陣およびリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額を受領し、かつ、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのリスク特性に重大な影響を及ぼす専門的業務に従事する従業員も対象とします。よって、管理会社の報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理に整合し、かかるリスク管理を推進するものであるとともに、ファンドのリスク特性に整合しない形でリスクを取ることを奨励しません。

管理会社は、健全かつ慎重な報酬方針が存続し、回避されないことを確保します。かかる目的のために、管理会社は、特定の選定基準を参照して、その報酬方針および手続が適用される社員の種類を選定しました。報酬ガイドラインのパート に記載される均衡の原則に従い、報酬ガイドラインの支払プロセス要件は、管理会社の報酬方針において適用除外となりました。かかる適用除外は、管理会社が各支払プロセス要件を評価した上でなされたものであり、管理会社に当てはまる具体的な事実が考慮され、管理会社の規模、内部組織ならびにその業務の性質、範囲および複雑性にとって適切なものとなっています。

ポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務の一部の委任に関して、管理会社は、以下の事項のうちいずれかを要求します。

- (a) 当該業務の特定の一部が委任された投資運用会社またはその受任者が、報酬に関するESMAガイドライン/AIFM指令の別紙 に基づき適用されるものと同等の効力を有する報酬に関する規制上の要件に従うこと。
- (b) 報酬に関するESMAガイドライン/AIFM指令の別紙 に定める報酬規則が回避されないことを確保するために、当該業務の特定の一部が委任された投資運用会社またはその受任者との間で適切な契約上の取決めが締結されること。

管理会社は、リスク管理の遂行に従事している者の報酬が、当該者が従事している事業分野の業績とは関係なく、リスク管理業務に関連する目的の達成度を反映することを確保します。管理会社は、報酬方針が社内および社外において毎年精査されることを確保します。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。))または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(平成50年1月1日以後は15%の税率となります。))。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(平成50年1月1日以後は15%の税率となります。)

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B) アイルランド

管理会社が受けた助言によれば、ファンドが税務上、アイルランドの居住者であることを前提とするファンドおよび受益者の税務上の取扱いは以下のとおりです。

ファンド

ファンドの受託会社が税務上、アイルランドの居住者と見なされる場合、ファンドも税務上、アイルランドの居住者と見なされます。ファンドが税務上、アイルランドの居住者に留まるように、ファンドの事業を営むことは管理会社の意向です。

管理会社が受けた助言によれば、ファンドは租税法第739条B(1)に定義される投資会社としての資格を有しています。上記を前提として、現行のアイルランドの法律および慣行に基づき、ファンドの利益および利得にはアイルランドの租税は賦課されません。

ただし、ファンドに「課税事由」が発生した際には税金が生じる可能性があります。課税事由には、受益者への分配金の支払または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくはみなし処分(みなし処分は関係期間の満了時に発生します。)もしくは受益証券の換金、償還、消却、譲渡または譲渡から生じる利益への未払税金の金額に充当する目的でのファンドによる受益者の受益証券の割当または消却を含みます。課税事由の発生時にアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者でない受益者に関しては、課税事由についてファンドに税金は生じません。ただし、

関係宣誓書が具備され、かつ同書に含まれる情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報をファンドが有していないことが条件とします。

関係宣誓書がなく、また、ファンドが同等措置(下記「同等措置」の項をご参照ください。)を履行および利用しない場合には、当該投資家は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定されます。課税事由には以下の事項は含まれません。

- ・ 独立当事者間取引の方法により受益者への支払がなされない、ファンドの受益証券とファンドの他の受益証券との受益者による交換
- ・ アイルランド歳入庁の命令により指定された公認決済機関に保有される受益証券に関する(別途課税事由となりうる)取引
- ・ 一定の条件における配偶者と前配偶者との間の受益者による受益証券の権利の譲渡
- ・ ファンドと別の投資信託との(租税法第739条Hに規定された)適格な合併または再編に際し生じる受益証券の交換

ファンドがアイルランド株式への投資により受領する配当金は、標準所得税率(現行では20%)によるアイルランドの配当源泉徴収税の課税対象となる場合があります。ただし、ファンドは、支払人に対し、ファンドがアイルランドの配当源泉徴収税を控除されることなく配当金を受領できるという配当金について優遇される集合投資事業である旨を宣誓することができます。

課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負う場合、ファンドは課税事由の原因となった支払いから関係する租税に相当する金額を控除し、また該当する場合は、税額をまかなうために必要に応じて受益証券の受益者または実質的所有者が保有する口数の受益証券を充て、または解約する権利を有するものとします。関係する受益者は、課税事由が発生し、ファンドが税務処理を行う責任を負ったことを理由にファンドが被った損失について、たとえ上記の控除、充当または解約が行われなかったとしても、ファンドを補償するものとします。

印紙税

ファンドの受益証券の発行、譲渡、買戻しまたは償還に関してはアイルランド国内では印紙税の支払義務はありません。受益証券の申込みまたは買戻しが有価証券、財産またはその他の種類の資産の現物譲渡により支払われる場合は、かかる資産の譲渡にアイルランドの印紙税が生じることがあります。

株式または市場性のある証券の移転または譲渡によりファンドが支払わなければならないアイルランドの印紙税はありません。ただし、当該株式または市場性のある証券がアイルランドで登記された会社によって発行されたものでない場合、および、かかる移転または譲渡がアイルランドに所在する不動産もしくは当該不動産に対する権利もしくは持分またはアイルランドで登記された会社(租税法第739条B(1)の定義に該当する投資事業、または租税法第110条の定義に該当する「適格会社」を除きます。)の株式または市場性のある証券に関係しない場合に限り、適用されません。

受益者への税金

公認決済機関で保管される受益証券

受益者に対する支払または公認決済機関で保管される受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、ファンドに課税事由を生じません(ただし、公認決済機関で保管される受益証券に関しては本段落に概説される規則が、みなし処分により発生する課税事由に適用されるか否かについては法律上不明確であるため、上記で勤めたとおり、受益者は、この点について、自己に対する税務助言を得ることが必要です。)。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたは非居住受益者が関係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、ファンドは、当該支払についてアイルランド税を控除する必要はありません。ただし、アイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者ではないが、その受益証券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する受益者はそれでも、分配または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランド税を計上するべき義務を負うことがあります。

受益証券が課税事由の発生時に公認決済機関で保管されていない場合(かつ、みなし処分により発生する課税事由に関して上記の段落に記載される事項を前提として)、課税事由について概して下記の税効果が発生します。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者

(a) 受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもなく、(b) 当該受益者が受益証券を申し込みまたは取得した時点またはその頃において、当該受益者が関係宣誓書を提出しており、しかも(c) 当該関係宣誓書に記載される情報がもはや実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、ファンドは、当該受益者に関し課税事由の発生に応じた税金を控除することを要しません。かかる関係宣誓書の(適時の提出が)ない場合、またはファンドが同等措置(下記「同等措置」の項をご参照ください。)を履行および利用しない場合、受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないとの事実にかかわらず、課税事由の発生に応じファンドに申告が課されます。控除されることになる適用税については以下に記載されています。

受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない者のために仲介機関として行為している限りにおいて、ファンドは課税事由の発生に応じ税金を控除する必要はありません。ただし、() ファンドが同等措置を履行および利用したこと、または() 当該仲介機関が、かかる者のために行為している旨の関係宣誓書を提出しており、また当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していないことを条件とします。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者であって、() ファンドが同等措置を履行および利用した場合、または() 当該受益者が関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に関し当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金の負担義務はありません。ただし、アイルランド居住者ではなく、アイルランド国内の取引支店もしくは機関により直接または間接的に受益証券を保有している法人受益者は、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金を課されることになります。

受益者からファンドに対し関係宣誓書が提出されていないとの根拠によりファンドによって税金が源泉徴収される場合、アイルランド法は、アイルランド法人税の課税対象内の会社、不適格者に対しておよびその他一定の限定的状況においてのみ税金の還付を定めています。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者

受益者が免除アイルランド投資家であって、その旨の関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有して

いない場合、または受益証券が司法機関により買い戻されない場合を除き、41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金が、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配金（支払が年1回またはこれより多い頻度で行われる場合）から、ファンドにより控除されなければなりません。同様に、41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金が、その他の分配金、またはアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡もしくはみなし処分（下記参照）の際に受益者（関係宣誓書を提出した免除アイルランド投資家を除きます。）に生じる利益から、ファンドにより控除されなければなりません。

2006年財政法は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者が関係期間の終了時に保有しているファンドの受益証券について、かかる受益者に対する自動移住税に関する規則（その後、2008年財政法により修正されました。）を導入しました。当該受益者（会社および個人）は、当該関係期間の終了時にその受益証券を処分したとみなされ（以下「みなし処分」といいます。）、購入または先の移住税の適用のいずれか遅い方の時点以後の受益証券の増加額（もしあれば）に基づき受益証券に生じるみなし利益（物価スライドによる軽減利益を受けずに計算されます。）に対し41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金を課されます。

事後の課税事由（事後の関係期間の終了から発生する課税事由または支払が年1回もしくはこれより多い頻度で行われる場合を除きます。）に対し追加の税金が発生した場合の計算において、事前のみなし処分は最初は無視され、適正な税金が通常通りに計算されます。かかる税金の計算に基づき、事前のみなし処分により支払われた税金に代わり、直ちに本税金が控除されます。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より多い場合、ファンドは、差額を控除しなければなりません。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より少ない場合、ファンドは受益者に超過額を還付します（ただし、下記「15%基準」の項に従うものとします。）。

10%基準

ファンド（またはアンブレラ・スキームのサブ・ファンド）の課税対象の受益証券（すなわち、宣誓手続きが適用されない受益者により保有される受益証券）の価額がファンド（または当該サブ・ファンド）の総受益証券の価額の10%未満であり、かつ、ファンドが、毎年アイルランド歳入庁に対し影響を受ける各受益者（以下「影響を受ける受益者」といいます。）について僅少（de minimus）制限が適用される旨の一定の詳細事項を報告することを選択した場合、ファンドは、かかるみなし処分について税金（以下「移住税」といいます。）を控除する必要はありません。かかる状況において、みなし処分により発生する利益について税金を計上する義務は、ファンドまたはサブ・ファンド（またはこれらのサービス提供者）ではなく、自己申告に基づく受益者（以下「自己申告者」といいます。）の責任となります。ファンドは、ファンドが必要な報告を行う旨を書面により影響を受ける受益者に通知した場合には、報告することを選択したものとみなされます。

15%基準

前述のとおり、（例えば、実際の処分により事後に損失が発生したことにより）事後の課税事由により発生する税金が事前のみなし処分により発生した税金より少ない場合、ファンドは、受益者に超過額を還付します。ただし、事後の課税事由の発生直前において、ファンド（またはアンブレラ・スキームのサブ・ファンド）の課税対象の受益証券の価額が総受益証券の価額の15%を超えない場合には、ファンドは、発生した超過税額をアイルランド歳入庁により直接受益者に還付させることを選択することができます。ファンドは、受益者による請求を受領すればアイルランド歳入庁が直接還付を行う旨を書面により受益者に通知した場合には、かかる選択を行ったものとみなされます。

その他

複数の受益証券に対する複数のみなし処分事由を回避する目的で、ファンドは、租税法第739条D(5B)に基づき、みなし処分の発生前に各年の6月30日または12月31日時点で保有されている受益証券を評価する旨の取消不能の選択を行うことができます。法律の規定があいまいですが、その趣旨は、ファンドに対し受益証券を6ヶ月ごとにグループ化することを認めることにより、年間の様々な日に評価を実施しなければならないために行政の大きな負担となることを回避して移住税の計算をより容易にすることであると一般に理解されています。

アイルランド歳入庁は、上記の計算/目的の達成方法についての実務上の側面に関する最新の投資信託ガイダンス・ノートを提供しました。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者(自己の個人の税務上の地位に依拠します。)は、分配金または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくはみなし処分の際に生じる利益に対し税金または追加の税金を支払うことをさらに要求されることがあります。代わりに、かかる受益者は、課税事由に応じファンドにより控除された税金の全部または一部の還付を受けることができます。

同等措置

2010年財政法(以下「財政法」といいます。)により、一般に同等措置と称される措置が導入され、関係宣誓書に関する規則が修正されました。財政法以前は、関係宣誓書が提出されており、かつ、当該関係宣誓書に記載された情報がかつては実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報を投資信託が保有していないことを条件として、課税事由が発生した時点でアイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関しては、課税事由について当該投資信託が税金を課税されることはありませんでした。関係宣誓書がない場合、投資家は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定されていました。しかしながら、財政法において、アイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関して、投資信託がかかる投資家に対して積極的に販売されておらず、当該投資信託がかかる受益者がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じ、かつ、当該投資信託がこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、上記の免税の適用を認める規定が定められました。

個人ポートフォリオ投資信託

2007年財政法において、投資信託の受益証券を保有する個人のアイルランド居住者または個人のアイルランド通常居住者の租税に関する規定が定められました。かかる規定により、個人ポートフォリオ投資信託(以下「PPIU」といいます。)という概念が導入されました。本来、投資信託は、特定投資家が投資信託の保有する財産の一部または全部の選定に、直接であれ投資家に代わりまたは関係して行為する者を通じてであれ影響を及ぼし得る場合に当該投資家についてPPIUとみなされます。個々の状況に応じて、投資信託は、一部もしくは全部の個人投資家についてPPIUとみなされるか、またはいずれの個人投資家についてもPPIUとはみなされないことがあります。すなわち、投資信託は、選定に「影響を及ぼすこと」が可能な個人についてのみPPIUとなります。個人についてPPIUである投資信託について課税事由により生じる利益は、2007年2月20日以降、60%の税率の税金を課されます。投資資産が市場で広く販売され、公衆に対しましては投資信託が実行した非財産投資と引換えに提供されている場合、特別免除が適用されます。土地に対する投資または土地により評価される未公開受益証券に対する投資の場合、さらなる制限が要求されます。

資本取得税

受益証券の処分はアイルランドの贈与税または相続税(資本取得税)の課税対象となる場合があります。しかし、ファンドが(租税法第739条B(1)条に規定する)投資会社の定義に該当す

る場合は、受益者による受益証券の処分には資本取得税は課せられません。ただし、(a) 当該贈与または相続の日現在、受贈者または相続人はアイルランドを所在地または通常の居住地としておらず、かつアイルランド通常居住者でもなく、(b) 当該処分の日現在、受益証券を処分する受益者(「処分者」)はアイルランドを所在地としておらず、かつアイルランド通常居住者でもなく、また(c) 当該贈与または相続の日および評価日現在、当該受益証券が当該贈与または相続に含まれていることを条件とします。

資本取得税の目的上アイルランドの税務上の居住に関して、アイルランドを所在地としていない者に対して特別の規則が適用されます。アイルランドを所在地としていない受贈者または譲渡人は、以下の場合を除き、当該日においてアイルランドを居住地または通常の居住地としていないとはみなされません。

- () 当該者が、該当日が属する評価年度の直前の5年連続する評価年度の間アイルランドの居住者であった場合、および
- () 当該者が、該当日にアイルランドの居住者または通常の居住者である場合。

貯蓄所得課税に関する欧州連合指令

2015年11月10日、欧州連合理事会は、オーストリアについては2017年1月1日以降、また、その他すべてのEU加盟国については2016年1月1日以降(これらの日付より前に行われる支払いに対する源泉徴収税に関連しこれを説明する報告および情報交換などの行政上の義務を履行する継続的な要件に従います。)、貯蓄課税指令を廃止する理事会指令を採択しました。これは、貯蓄課税指令と、税務上の行政協力に関する理事会指令2011/16/EU(理事会指令2014/107/EUにより修正済)に基づき実施される新たな自動的情報交換制度との重複を防止するためです(下記「共通報告基準」と題する項をご参照ください。)

米国の報告および源泉徴収要件の遵守

2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定(以下「FATCA」といいます。)は、アメリカ合衆国(以下「米国」といいます。)外の金融資産を有する特定米国人が正確な金額の米国税を支払うことの確保を目的として米国が制定した包括的な情報報告制度です。FATCAは、原則として、外国金融機関(以下「FFI」といいます。)に支払われる一定の米国源泉所得(配当および利子を含みます。)および米国源泉利子または配当を生み出す可能性のある財産の売却その他処分による総手取金に関して、当該FFIが米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で直接契約(以下「FFI契約」といいます。)を締結するか、あるいは、当該FFIがIGA締結国(下記をご参照ください。)に所在していない限り、最高30%の源泉徴収税を課税します。FFI契約により、FFIは、米国投資家に関する一定の情報をIRSに直接開示すること、およびFATCAを遵守しない投資家に源泉徴収税を課税することを含む義務が課されます。かかる目的上、ファンドは、FATCAの目的におけるFFIの定義の範囲内に該当することになります。

FATCAの公表された制度上の目的が(単に源泉徴収税を徴収することではなく)報告を実現することであるという事実と、特定の法域においてFFIによるFATCAの遵守に関して生じうる問題点の両方に鑑みて、米国は、FATCAの導入に対する政府間アプローチを策定しました。この点に関して、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日に政府間協定(以下「アイルランドIGA」といいます。)を締結し、2013年財政法に、アイルランドIGAの実施について、アイルランドIGAにより生じる登録および報告要件に関する規則をアイルランド歳入庁も策定可能とする規定が定められました。アイルランド歳入庁は財務省と共同で2014年7月1日から効力を生じる規則(2014年S.I. No.292)を公布しました。2014年10月1日、アイルランド歳入庁は、補足ガイダンス・ノート(必要に応じて更新されます。)を発行しました。

アイルランドIGAは、コンプライアンス手続を簡素化するとともに、源泉徴収税リスクを最小限に抑えることにより、アイルランドFFIがFATCAを遵守する際の負担を軽減することが意図されています。アイルランドIGAに基づき、関連する米国投資家に関する情報は、毎

年、各アイルランド F F I により、(当該 F F I が F A T C A 要件を免除されない限り、) 直接アイルランド歳入庁に提供されます。アイルランド歳入庁は、その後、当該 F F I が I R S との間で F F I 契約を締結する必要なく、(翌年 9 月 30 日までに) 当該情報を I R S に提供します。上記にかかわらず、当該 F F I は、原則として、一般に G I I N と称されるグローバル仲介人識別番号を取得するために I R S に登録する義務を負います。

アイルランド I G A の下では、F F I は、原則として、30% の源泉徴収税を適用する義務を負いません。F A T C A によりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税される場合、管理会社の取締役会は、投資家によるファンドへの投資に関して、必要な情報を提供しないことまたは参加 F F I とならないことにより源泉徴収税が発生した当該投資家によりかかる源泉徴収税が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができます。

共通報告基準

2014 年 7 月 14 日、O E C D は、共通報告基準(以下「C R S」といいます。)をその中に含む金融口座情報の自動的交換に関する基準(以下「本基準」といいます。)を発行しました。金融口座情報の自動的交換に関する多国間の管轄当局協定および(理事会指令 2011 / 16 / E U を修正する) E U 理事会指令 2014 / 107 / E U のその後の導入は、参加国による C R S の実施に関する国際的な枠組みを提供するものです。これに関して、C R S は、2014 年および 2015 年 財政法の関連規定の適用ならびに規則(2015 年 S. I. No. 583)の公布によりアイルランド法化されました。

C R S の主な目的は、参加国の関係する税務当局間における一定の金融口座情報の年に一度の自動的交換について規定することです。

C R S は、F A T C A を実施する目的で使用された政府間アプローチを広範囲にわたって利用しているため、二つの報告制度の間にはかなりの類似性があります。ただし、F A T C A が基本的に指定米国人に関する特定の情報を I R S に報告することを要求するのみに対し、C R S は、複数の法域が当該制度に参加しているため範囲が大幅に広がっています。大まかに言えば、C R S は、他の参加国に居住する口座保有者を特定し、当該口座保有者に関する特定の情報をアイルランド歳入庁に年に一度報告することをアイルランド金融機関に要求します(次いで、アイルランド歳入庁は、当該情報を口座保有者が居住する関係する税務当局に提供します。)。これに関して、ファンドは C R S の目的におけるアイルランド金融機関とみなされることに留意すべきです。

ファンドの C R S 要件に関する詳細は、下記の「顧客情報通知」をご参照ください。

顧客情報通知

ファンドは、2016 年 1 月 1 日以降、本基準およびその中の C R S の遵守またはみなし遵守(場合に依じて)を確保するために、() 本基準および具体的にはその中の C R S、または() 本基準により生じるアイルランド法もしくは(金融口座情報の自動的交換に関する多国間の管轄当局協定もしくは(理事会指令 2011 / 16 / E U を修正する) E U 理事会指令 2014 / 107 / E U を含むために) 本基準を実施する国際法に基づく規定により課される義務を遵守するために要求される措置を講じる意向です。

ファンドは、1997 年 租税統合法(改正済)の第 891 条 F および第 891 条 G ならびに同条に基づき策定される規則に基づき、各受益者の課税方式に関する一定の情報を収集することを義務付けられています。

一定の状況において、ファンドは、この情報およびファンドに対する受益者の持分に関するその他の財務情報をアイルランド歳入庁と共有することを法律により義務付けられる場合があります。次いで、当該口座が報告対象口座であると特定されている限りにおいて、アイルランド歳入庁は、当該情報を当該報告対象口座に係る報告対象者の居住国と交換します。

特に、ファンドにより維持される各報告対象口座に関して、ファンドによりアイルランド歳入庁に対して、以下の情報が報告されます。

- ・当該口座の口座保有者である各報告対象者の氏名、住所、居住法域、納税者番号、生年月日および出生地(個人の場合)、また、口座保有者であり、かつ、CRSに沿ったデューデリジェンス手続きを行った後に報告対象者である一または複数の支配者を有すると特定される事業体の場合は、当該事業体の名称、住所、居住法域および納税者番号ならびに当該各報告対象者の氏名、住所、居住法域、納税者番号、生年月日および出生地
- ・口座番号(口座番号がない場合は機能的にこれと同等のもの)
- ・関係する暦年もしくはその他の適切な報告期間の終了時または当該年もしくは期間の途中で当該口座が閉鎖された場合は当該口座の閉鎖日における口座残高または価額
- ・当該暦年またはその他の適切な報告期間において口座に関して口座保有者に対して支払われたかまたは貸方記入された報告金融機関が債務者または借主である金額の総額。これには、当該暦年またはその他の適切な報告期間において口座保有者に対して行われた買戻金の支払いの総額が含まれます。
- ・各金額の表示通貨

一定の限られた状況において、報告対象者の納税者番号および生年月日を報告する必要がない場合があることに留意すべきです。

上記のほか、アイルランド歳入庁およびアイルランド情報保護局は、(ファンドなどの)アイルランド金融機関がCRSに関して「より広いアプローチ」を採用することができることを確認しました。これにより、ファンドは、居住国および納税者番号に関する情報をすべてのアイルランド非居住の受益者から収集することが可能となります。ファンドはこの情報をアイルランド歳入庁に送信することができ、アイルランド歳入庁は、本国がCRSの目的における参加国であるかを判断し、参加国である場合、参加国とデータを交換します。アイルランド歳入庁は、非参加国についてのあらゆるデータを削除します。

アイルランド歳入庁およびアイルランド情報保護局は、最終的なCRSの参加国リストが決議されるまでの指定された2~3年間、このより広いアプローチを行うことができることを確認しました。

受益者は、ファンドの税金申告義務に関するより詳細な情報をアイルランド歳入庁のウェブサイト(<http://www.revenue.ie/en/business/aeoi/index.html>)またはCRSのみの場合は以下のリンク(<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/>)から入手することができます。

上記のすべての定義語は、本項において別途定義される場合を除き、本基準およびEU理事会指令2014/107/EU(該当する方)において定められる意味を有するものとします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2016年9月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
国債	ドイツ	893,249.63	18.32
	フランス	691,263.55	14.18
	イタリア	591,943.25	12.14
	スペイン	212,203.93	4.35
	オーストリア	182,208.53	3.74
	オランダ	167,766.29	3.44
	ポーランド	135,434.05	2.78
	アイスランド	108,387.90	2.22
	ベルギー	94,107.43	1.93
	チェコ	86,680.35	1.78
	スロベニア	78,018.09	1.60
	アイルランド	47,281.27	0.97
	スウェーデン	2,346.83	0.05
	社債	アメリカ合衆国	189,394.17
フランス		167,282.47	3.43
アイルランド		162,406.65	3.33
スウェーデン		155,036.31	3.18
デンマーク		135,752.68	2.78
オーストリア		135,500.50	2.78
スペイン		133,548.02	2.74
オランダ		96,854.42	1.99
国際機関		86,458.46	1.77
イタリア		62,160.95	1.27
メキシコ		62,018.40	1.27
ドイツ		56,261.92	1.15
カナダ		53,188.30	1.09
小計		4,786,754.35	98.16
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		89,525.85	1.84
合計 (純資産総額)		4,876,280.20 (約553百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

上位30銘柄

(2016年9月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有数	取得価格 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1	Germany Government	ドイツ	国債	1.000	2025/ 8 /15	205,000	212,801.27	228,453.03	4.68
2	France Government	フランス	国債	3.750	2021/ 4 /25	161,000	191,824.19	192,585.63	3.95
3	Italy Government	イタリア	国債	6.000	2031/ 5 / 1	114,000	36,634.00	180,333.18	3.70
4	Nether lands Government	オランダ	国債	5.500	2028/ 1 /15	103,400	143,521.52	167,766.29	3.44
5	France Government	フランス	国債	4.250	2018/10/25	122,000	139,155.64	134,391.05	2.76
6	Germany Government	ドイツ	国債	4.000	2037/ 1 / 4	76,000	107,935.01	132,382.35	2.71
7	Germany Government	ドイツ	国債	2.000	2022/ 1 / 4	116,000	130,963.67	131,937.83	2.71
8	France Government	フランス	国債	2.250	2024/ 5 /25	108,000	114,376.32	128,301.30	2.63
9	Spain Government	スペイン	国債	5.850	2022/ 1 /31	97,000	110,348.33	126,516.52	2.59
10	Heta Asset Res	オーストリア	社債	2.375	2022/12/13	100,000	99,351.00	112,381.20	2.30
11	Iceland Government	アイスランド	国債	2.500	2020/ 7 /15	100,000	102,625.00	108,387.90	2.22
12	Realkredit Danmark	デンマーク	社債	2.000	2024/ 4 / 1	700,000	104,844.72	104,680.94	2.15
13	AlB Mortgage	アイルランド	社債	4.875	2017/ 6 /29	100,000	108,230.00	103,749.50	2.13
14	France Government	フランス	国債	5.750	2032/10/25	56,000	70,996.36	101,494.40	2.08
15	Germany Government	ドイツ	国債	2.500	2021/ 1 / 4	87,000	98,472.56	98,905.78	2.03
16	Germany Government	ドイツ	国債	1.000	2018/10/12	95,000	98,724.95	98,292.80	2.02
17	Poland Government	ポーランド	国債	4.750	2016/10/25	417,000	101,812.77	97,250.99	1.99
18	Czech Government	チェコ	国債	3.875	2022/ 5 /24	71,000	76,581.72	86,680.35	1.78
19	Germany Government	ドイツ	国債	2.500	2044/ 7 / 4	53,000	68,271.54	82,015.55	1.68
20	Buoni Poliennali Del Tes	イタリア	国債	3.500	2018/ 6 / 1	75,000	80,775.00	79,500.75	1.63
21	Italy Government	イタリア	国債	2.000	2025/12/ 1	70,000	72,785.74	75,436.90	1.55
22	France Government	フランス	国債	3.250	2045/ 5 /25	43,000	57,963.58	67,417.98	1.38
23	Austria Government	オーストリア	国債	3.900	2020/ 7 /15	55,000	64,684.15	64,371.07	1.32
24	Unicredit SPA	イタリア	社債	4.375	2022/ 1 /31	50,000	55,425.00	62,160.95	1.27
25	America Movil	メキシコ	社債	4.750	2022/ 6 /28	50,000	61,500.00	62,018.40	1.27
26	Eurofima	国際機関	社債	4.000	2021/10/27	50,000	49,935.00	60,709.70	1.25
27	Cloverie Plc	アイルランド	社債	7.500	2039/ 7 /24	50,000	55,753.00	58,657.15	1.20
28	Nordea Bank AB	スウェーデン	社債	4.000	2021/ 3 /29	50,000	56,365.50	57,485.65	1.18
29	Gas Natural Cap	スペイン	社債	4.500	2020/ 1 /27	50,000	58,924.50	57,422.80	1.18
30	Telefonica	スペイン	社債	4.693	2019/11/11	50,000	53,379.50	57,194.20	1.17

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2016年9月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2016年9月末日現在)。

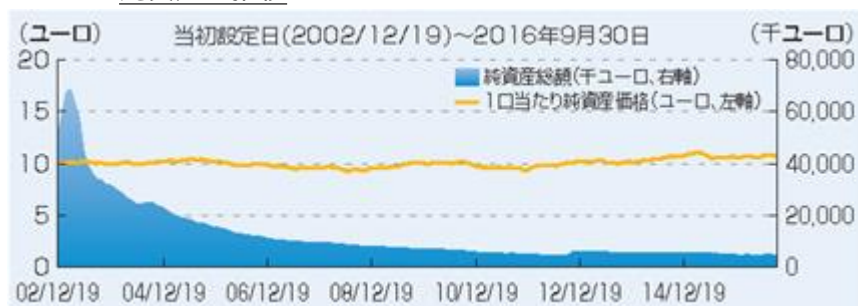
(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記各会計年度末ならびに2016年9月末日前一年間の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
第五会計年度末 (2007年5月末日)	10,026	1,137	9.58	1,086
第六会計年度末 (2008年5月末日)	8,910	1,010	9.41	1,067
第七会計年度末 (2009年5月末日)	7,608	862	9.70	1,100
第八会計年度末 (2010年5月末日)	6,749	765	10.07	1,142
第九会計年度末 (2011年5月末日)	5,506	624	9.68	1,097
第十会計年度末 (2012年5月末日)	4,730	536	9.88	1,120
第十一会計年度末 (2013年5月末日)	6,015	682	10.26	1,163
第十二会計年度末 (2014年5月末日)	5,786	656	10.45	1,185
第十三会計年度末 (2015年5月末日)	5,554	630	10.77	1,221
第十四会計年度末 (2016年5月末日)	4,823	547	10.62	1,204
2015年10月末日	5,277	598	10.65	1,207
11月末日	5,244	594	10.67	1,210
12月末日	4,762	540	10.54	1,195
2016年1月末日	4,808	545	10.65	1,207
2月末日	4,916	557	10.70	1,213
3月末日	4,883	554	10.70	1,213
4月末日	4,824	547	10.59	1,200
5月末日	4,823	547	10.62	1,204
6月末日	4,895	555	10.78	1,222
7月末日	4,925	558	10.83	1,228
8月末日	4,889	554	10.79	1,223
9月末日	4,876	553	10.76	1,220

純資産の推移



【分配の推移】

下記会計年度における月次分配金の単純合計は、以下のとおりです。

	分配金(1口当たり)	
	ユーロ	円
第五会計年度 (2006年6月1日~2007年5月末日)	0.228	25.85
第六会計年度 (2007年6月1日~2008年5月末日)	0.228	25.85
第七会計年度 (2008年6月1日~2009年5月末日)	0.228	25.85
第八会計年度 (2009年6月1日~2010年5月末日)	0.228	25.85
第九会計年度 (2010年6月1日~2011年5月末日)	0.228	25.85
第十会計年度 (2011年6月1日~2012年5月末日)	0.148	16.78
第十一会計年度 (2012年6月1日~2013年5月末日)	0.132	14.96
第十二会計年度 (2013年6月1日~2014年5月末日)	0.132	14.96
第十三会計年度 (2014年6月1日~2015年5月末日)	0.132	14.96
第十四会計年度 (2015年6月1日~2016年5月末日)	0.132	14.96

1口当たりの分配金 設定来累計 (2016年5月末日現在)	2.938ユーロ
----------------------------------	----------

2016年9月末日までの1年間における各月の1口当たりの分配の推移は、以下のとおりです。

	分配金（1口当たり）	
	ユーロ	円
2015年10月	0.011	1.25
11月	0.011	1.25
12月	0.011	1.25
2016年1月	0.011	1.25
2月	0.011	1.25
3月	0.011	1.25
4月	0.011	1.25
5月	0.011	1.25
6月	0.011	1.25
7月	0.011	1.25
8月	0.011	1.25
9月	0.011	1.25

【収益率の推移】

	収益率（注）
第五会計年度	- 0.43%
第六会計年度	0.61%
第七会計年度	5.50%
第八会計年度	6.16%
第九会計年度	- 1.61%
第十会計年度	3.60%
第十一会計年度	5.18%
第十二会計年度	3.14%
第十三会計年度	4.33%
第十四会計年度	- 0.17%

（注）ファンドの収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。

$$\text{収益率（％）} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配前の額）

年間収益率の推移



※ 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配前の額)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

会計年度 (年度末)	販売口数		買戻し口数		発行済口数	
	口数	本邦内における販売口数	口数	本邦内における買戻し口数	口数	本邦内における発行済口数
第五会計年度 (2006年6月1日～ 2007年5月末日)	3,700	3,700	274,110	274,110	1,046,460	1,046,460
第六会計年度 (2007年6月1日～ 2008年5月末日)	300	300	99,730	99,730	947,030	947,030
第七会計年度 (2008年6月1日～ 2009年5月末日)	3,000	3,000	165,420	165,420	784,610	784,610
第八会計年度 (2009年6月1日～ 2010年5月末日)	12,200	12,200	126,630	126,630	670,180	670,180
第九会計年度 (2010年6月1日～ 2011年5月末日)	24,000	24,000	125,210	125,210	568,970	568,970
第十会計年度 (2011年6月1日～ 2012年5月末日)	23,100	23,100	113,400	113,400	478,670	478,670
第十一会計年度 (2012年6月1日～ 2013年5月末日)	175,380	175,380	68,010	68,010	586,040	586,040
第十二会計年度 (2013年6月1日～ 2014年5月末日)	27,490	27,490	59,970	59,970	553,560	553,560
第十三会計年度 (2014年6月1日～ 2015年5月末日)	27,900	27,900	65,600	65,600	515,860	515,860
第十四会計年度 (2015年6月1日～ 2016年5月末日)	138,050	138,050	199,820	199,820	454,090	454,090

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

ファンドの受益証券を申し込む者は、管理会社が適宜定めた書式の申込書に必要事項を記入し、管理会社が定め、英文目論見書に記載する条件を遵守するものとします。

すべての申込みは、取引日の午前10時(ダブリン時間)までに管理会社が管理会社の営業住所で受け取らねばなりません。取引日の午前10時(ダブリン時間)以降に受け取った申込みは、翌取引日に関する申込みと見なされるものとします。ただし、管理会社が独自の裁量にしたがってかかる申込みを承諾することを決定した場合はこの限りではありません。また管理会社は、ファンドの純資産額の計算後は申込みを承諾しません。

受益証券は、申込みを行った取引日から(かかる取引日を含めて)5営業日以内に受託会社に代金が支払われることを条件に、管理会社が発行します。ただし、もし上記の5営業日中にTARGETシステム営業日でない日が含まれる場合は、TARGETシステム営業日でない日の日数だけかかる5営業日期間が延長されるものとします。受益証券は、購入申込みを管理会社が受け取り、承諾した取引日の営業が終了した時点で発行されます。

申込み代金の不払いまたは支払遅延の結果としてファンドが被った損失または費用は、申込人が負担するものとします。

申込みが承諾された申込人またはかかる申込人が指名した代理人には、通常、1週間以内に、申込人のリスクで、割当ての確認書が郵送されます。受益証券は登録式でのみ発行されます。ファンドの受益者名簿は受益者名簿に記載された受益証券に対して権利を有する者に関する確定的証拠となるものとします。また信託の通知は受益者名簿には記載しません。

管理会社は、独自の裁量にしたがって、一定の国または地域に居住し、または設立された個人または法人に対する受益証券の発行を一時的に中止し、最終的に停止し、または制限することができます。また管理会社は、ファンドの受益者および/またはファンドを保護するために必要または望ましい場合、一定の個人または法人が受益証券を取得することを禁じることができます。

さらに管理会社は、

- (a) 独自の裁量にしたがって、受益証券の申込みの一部または全部の受領を拒絶することができます。
- (b) 適宜、受益証券の購入または保有を禁じられている受益者が保有している受益証券を買い戻すことができます。

米国人、アイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者である投資家は受益証券を購入することはできません。また申込人は、直接または間接的に、米国人、アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家のために受益証券を取得しないことを証明する義務を負います。単独で、またはその他の者との関連で、受益証券の保有を禁じられている者が受益証券の実質的所有者であると管理会社が判断する場合、受託会社はかかる受益証券を強制的に買い戻すことができます。

マネー・ロンダリング防止の手続き

2010年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する)法(改正済)により、管理会社は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するために、受益者全員の身元および住所ならびに、場合に応じて、受益者が代理で受益証券を保有する場合の実質的所有者の身元および住所を確認するための措置を含め、リスクベースの適切な措置を講じる義務を課されています。かかるリスクベースのアプローチの適用により、一定の状況において、管理会社は、特定の種類の投資者(重要な公的地位を有する者(PEP)またはハイリスクのカテゴリーに該当するとされたその他の投資者など)について、強化された顧客デューディリジェンスを適用することが求められます。管理会社は、受益証券の申込み時および投資者が受益証券を保有している間いつでも(当該受

益証券の買戻し時を含みます。) 、当該受益者および当該受益証券の実質的所有者の身元および住所を確認するために必要となる情報を要求する権利を留保します。

通常、管理会社は、投資者が最初に受益証券の購入を申し込む際に顧客デューディリジェンス書類を要求します。ただし、規制上の変更により、買戻しに関連して、またはその他の場合に、管理会社は、継続的なデューディリジェンスの実施が必要となる場合があり、これに応じて、管理会社は、受益者または受益証券の実質的所有者の本人確認のために必要な情報をいつでも要求する権利を留保します。

取締役会は、管理会社に対し、申込人の身元および住所を確認するために必要と考える情報および書類を要求する権限を付与しました。申込みが規制対象仲介業者を通じて行われ、かつ、当該仲介業者が適用ある法律によりアイルランドと同等のマナー・ロンダリング防止規則を有すると認められる国において営業を行っている場合には、管理会社は、当該投資者に対し簡略化した顧客デューディリジェンスを適用することができ、または対象となる投資予定者に関する規制対象仲介業者からの書面による表明に依拠することができますが、マナー・ロンダリング防止のため、当該投資者の継続的な監視も実施しなければなりません。

管理会社は、投資予定者に対し、必要とされる本人確認書類の種類を通知します。一例として、個人の場合、パスポートまたは特定の人物もしくは機関(弁護士や公証人など)により認証を受けた身分証明書の写しおよび住所を証明する書類(公共料金の請求書や銀行取引明細書など)の提出が求められることがあります。申込人が法人の場合は、会社設立証明書(名称変更の記載を含みます。)の認証謄本、基本定款および付属定款(またはこれらに相当する書類)の認証謄本、ならびに取締役全員および2010年刑事司法(マナー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する)法(改正済)で定義される実質的所有者の氏名、住所および営業住所の提出が求められることがあります。

上記はあくまでも一例であり、管理会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要と考える情報および書類を要求します。申込人の身元を確認するために管理会社が要求した情報の提出を申込人が遅延し、または行わなかった場合、管理会社は、当該申込みの受理を拒絶することができ、受領した申込金を、利息を付さずに、申込人の費用負担で、当該申込金が当初払い出された口座に返還することができます。本人確認に必要な書類を提出していない受益者に対し受益証券が発行された場合、管理会社は、買戻請求手続を行います。当該受益者に帰属する買戻金を留保します。投資予定者は、買戻金が第三者の口座に対しては支払われないことに特に留意すべきです。

各申込人は、管理会社が要求した情報および書類を当該申込人が提出しなかった場合、ファンド、取締役会および管理会社が、当該申込人による購入申込みの処理が拒絶されたことまたは買戻金の支払が遅延したことによって生じるいかなる損失についても、損害を被らないことを確認し、かつ、これに同意します。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書第一部 証券情報、(7) 申込期間に記載される期間中の取引日に、同書第一部 証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。各取引日における申込締切時間は、午後5時(日本時間)です。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

販売取扱会社は、販売価格に加えて以下の申込手数料を徴収します。

申込口数		申込手数料
100口以上	1万口未満	申込金額の3.24%(税抜3.0%)
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.16%(税抜2.0%)
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.08%(税抜1.0%)
100万口以上		申込金額の0.54%(税抜0.5%)

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者は、販売取扱会社から買付代金の支払と引換えに取引報告書を受領します。この場合、買付代金は、払込期日までに、円貨またはユーロ貨で支払われるものとします。ユーロ貨と円貨との換算は、約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となるなど同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、いずれかの取引日に、関係する取引日に算定した受益証券1口当たりの純資産価格に相当する買戻価格で、受益者が保有する一部または全部の受益証券の買戻しを(10口単位で)管理会社に申請することができます。ただし、管理会社は、上記の取引日の受益証券1口当たりの純資産価格を計算した後に受け取った買戻し請求は受領しないものとします。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、買戻代金に賦課されるアイルランドの租税を該当する税率で控除する義務を負います。ただし、受益者が租税の控除を要するアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者の投資家でないことを確認した、所定の書式で作成された適当な法定申告書を受益者から受け取っている場合はこの限りではありません。

買戻請求は、買戻しを行う取引日の午前10時(ダブリン時間)までに、管理会社により、その営業所において書面により受領されなければなりません。取引日の午前10時(ダブリン時間)以降に受領された請求は、管理会社の裁量により、翌取引日まで繰り越されます。受益証券は、管理会社により買戻請求が受領され承認された取引日に買い戻されます。

買戻代金は、買戻請求が受領された日から5営業日以内に、ファンドの基本通貨建てで受益者の口座に銀行電信送金により支払われます。

買戻価格は、原則として、買戻しを行った取引日後5営業日以内に受益者に支払われます。上記の5営業日中にTARGETシステム営業日でない日が含まれる場合は、TARGETシステム営業日でない日の日数だけかかる5営業日期間が延長されるものとします。ただし、買戻請求の原本を管理会社が受け取ることを条件とします。

受益者は、事前に書面による管理会社の許可を得ることなく、買戻請求を撤回することはできません。ただし、ファンドの資産の評価が一時的に停止されている場合はこの限りではなく、その際は停止期間が終了する前に管理会社が書面の通知を受け取った場合に限り、撤回の効力が発生するものとします。買戻請求が上記の要領で撤回されない場合、停止期間が終了した直後の取引日に買戻しが実施されます。

上記の買戻しは、受益証券を買い戻す評価日の時点の受益証券1口当たりの純資産価格に相当する価格で実施されます。管理会社はその裁量により、受益証券1口当たりの純資産価格の3パーセントを上限とする買戻手数料を上記の価格から差し引くことができます。買戻手数料(もしあれば)は管理会社が自らの利益のために、および自ら使用するために管理会社に支払われるものとし、関係するファンドの資産の一部を構成しないものとします。

いずれかの取引日に買戻されるファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点で発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の10分の1以上である場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の10分の1を越える分の受益証券の買戻しを拒絶することができます。管理会社が買戻しを拒絶した場合、上記の取引日におけるファンドの受益証券の買戻し請求は比例配分して減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買い戻されなかった買戻請求に関係する受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買い戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとします。前の取引日から繰り越された買戻請求は(常に上記の制限を前提として)後に提出された請求に優先して処理されるものとします。

(2) 日本における買戻し手続等

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社を通じて、管理会社に対しファンド証券の買戻しを請求することができます。かかる買戻請求は、販売取扱会社により、ファンドの取引日に管理会社に取り次がれます。

買戻代金は当該取引日に決定される当該ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格に相当します。1口当たりの純資産価格は、ユーロの小数点以下第2位未満を四捨五入して計算されます。

買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款に従い販売取扱会社を通じて行われます。買戻しは10口を単位とします。買戻手数料は請求されません。買戻代金は、原則として、約定日から起算して日本の営業日で4営業日目に、円貨またはユーロ貨で受益者に支払われます。

いずれかの取引日に買戻されるファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点で発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の10分の1以上である場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の10分の1を越える分の受益証券の買戻しを拒絶することができます。管理会社が買戻しを拒絶した場合、上記の取引日におけるファンドの受益証券の買戻し請求は比例配分して減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買戻されなかった買戻請求に係る受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとします。前の取引日から繰り越された買戻請求は(常に上記の制限を前提として)後に提出された請求に優先して処理されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

ファンドの純資産額はファンドの表示通貨で表示され、関連する取引日の評価時点現在で、関連する取引日の評価時点におけるファンドの資産価格からファンドの債務(管理会社の判断にしたがって課徴金の引当分を含みます。)を差し引いて計算します。各ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格は、各ファンドの純資産額を、関連する取引日の評価時点で発行済みであるか、または発行済みと見なされる各ファンドの受益証券の数で除し、計算結果をファンドの基準通貨の小数点以下第2位未満を四捨五入して計算します。

ファンドの資産は以下の要領で評価します。

- (a) 公認取引所に上場され、定常的に取引されており、市場価格が容易に入手できる投資証券は、評価時点における最新の取引価格に基づいて評価するものとします。ただし、公認取引所に上場されているが、公認取引所外または店頭市場でプレミアム価格またはディスカウント価格で売買されている投資証券の価格は、管理会社または管理会社の受任者が指名し、受託会社の承認を受けた能力を有する者が投資証券を評価する時点で提示したプレミアム価格またはディスカウント価格を考慮した上で評価するものとします。また、受託会社は、かかる手続の採用が証券の見込換金価格を確定するために正当であることを確保しなければなりません。証券が複数の取引所に上場されている場合、該当する市場は、当該証券の価格において最も公正な基準を提供していると管理会社が判断する市場とします。
- (b) 上場されていないか、または上場されているものの、価格が入手できないか、または最新の取引価格が代表的なものではないと管理会社または管理会社の代理人が判断する投資証券は、管理会社が任命し、受託会社が承認した能力を有する者が、投資運用会社と協議した上で、細心の注意を払って誠意をもって推定した予想換金価格で評価するものとします。
- (c) 市場で取引されている派生商品(スワップ、オプション、先物などを含みますがこれに限られません。)は、市場の決済価格を参考に評価するものとします。かかる価格が入手できない場合、当該価格は、管理会社が慎重かつ誠実に推定し、当該目的上受託会社により承認された予想換金価格とします。市場で取引されていない派生商品の価格は、管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者が誠意をもって算定した価格とします。ただし、かかる管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者は上記の目的のため受託会社の承認を受けるものとします。店頭市場の派生商品は取引相手によって毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した、評価時点直前の関連する市場における営業終了時現在の決済価格で各取引日に評価される価格とします。管理会社は、取引相手方評

価額または管理会社もしくは独立の価格情報提供者が計算した評価額等の代替評価額のいずれかを用いて店頭派生商品进行评估することができます。ただし、管理会社またはその他の当事者は、当該評価を行うのに適切な人的および技術的手段を有していることを条件とします。管理会社は、(a) 取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき店頭デリバティブを評価し、(b) 店頭デリバティブが、常時管理会社の主導に応じて、公正価格での相殺取引によって売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることと確信していなければなりません。上記の(a)および(b)が確認されるまで店頭取引は行われません。為替予約取引は、関係する評価時点におけるマーケット・メーカーの一般的な見積り価格(とりわけ新たに引き受けることができる同じ規模および同じ満期の為替予約取引の価格、またかかる価格がない場合、取引相手によって少なくとも毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した決済価格)を参考に評価するものとします。評価額は、その目的で受託会社が承認し、取引相手方から独立する当事者によって承認または検証されなければなりません。

- (d) 上記の(a)項に基づく評価がない集合投資ファンドの株式または受益証券は、かかる集合投資ファンドの受益証券の最新の純資産額を参考に評価するものとします。
- (e) ファンドの基準通貨以外の通貨で表示された資産および債務は、管理会社または管理会社の代理人が状況に応じて妥当と見なす(公定またはその他の)レートでファンドの基準通貨に換算されるものとします。
- (f) 現金およびその他の流動資産は額面に経過利息を加えて評価するものとします。

特定の投資証券について上記の(a)項から(f)項に定める評価ルールに基づく評価が不可能または非実際である場合、またはかかる評価が公正市場価格を表示していない場合、管理会社はかかる投資証券の適正価格に到達するために受託会社が承認した一般に認められたその他の評価原則を使用することができます。

管理会社は関連するとみられる通貨、市場性、取引価格その他の事情に鑑みた投資証券の適正価格を反映するために調整が必要と考える場合、受託会社の承認を得た上で、上記の価格を調整することができます。

ファンドの資産またはその一部の価格を計算する場合、およびかかる価格をファンドの発行済みまたは発行済みと見なされる受益証券の総数で除す場合には、

- (a) 管理会社が発行することに同意したすべての受益証券は、関係する取引日の営業が終了した時点で発行済みと見なすものとし、ファンドの資産は、受託会社の手元にある現金および財物だけでなく、発行することに同意した受益証券に関して受け取る予定の現金またはその他の財物の額から(現金と引き換えに受益証券を発行することに同意した場合は)販売手数料を差し引いた金額を含むと見なすものとします。
- (b) 投資証券を購入または売却することに合意したものの、かかる売買がまだ完了していない場合、かかる投資証券は、売買が正式に完了したものとして、場合に応じて総購入価格または純処分価格を除き、または含ませるものとします。
- (c) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが回収できるファンドに帰属する資本金的性格の租税については実際の額または予想額をファンドの資産に加算するものとします。
- (d) 発生したもののまだ受け取っていない利息、配当およびその他の所得(発生したと見なされる利息、配当およびその他の所得)に相当する金額は各ファンドの資産に加算するものとします。
- (e) 利益またはキャピタル・ゲイン(二重課税の減免措置に関する請求を含みます。)に関して賦課された租税に対する還付請求(実際の金額または管理会社が予想した金額)の合計額を各ファンドの資産に加算するものとします。
- (f) 受益証券の解約通知が受託会社に送付されたものの、解約が完了していない場合、解約する受益証券は発行されていないものと見なし、上記の解約に際して支払うべき金額だけ関係するファンドの純資産額を減額するものとします。
ファンドの債務は下記を含むと見なすものとします。

- (a) ファンドの資産から適正に支払うべき債務の実際の金額または予想額の合計額(ファンドの未払いの借入金およびかかる借入金に関して支払うべき経過利息、料金または費用(ただし、ファンドの資産価値を算定する際に考慮に入れた債務を除きます。)ならびに未実現のキャピタル・ゲインに対する納税財務の予想額などを含みます。)、
- (b) 評価を行う前に、当事業年度中に実現した純キャピタル・ゲインに関して管理会社が支払を予想する租税の額(もしあれば)、
- (c) 直前の事業年度に関して管理会社が宣言したものの、分配を行っていない分配金の額(もしあれば)、
- (d) 発生したものの未払いとなっている管理会社の報酬およびかかる報酬に賦課される付加価値税ならびに一般管理費、
- (e) 所得に賦課される納税債務の(実際の金額または予想額の)合計額(もしあれば)(所得税および法人税を含むが、資本金または実現もしくは未実現のキャピタル・ゲインに賦課される租税を除きます。)、
- (f) 当事業年度に関してファンドの投資証券に関して支払うべき源泉徴収税の実際の金額または予想額の合計額(もしあれば)、
- (g) 発生したものの未払いとなっている受託会社の報酬およびかかる報酬に賦課される付加価値税(もしあれば)ならびに支出費用および前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」の「(3) 管理報酬等」および「(4) その他の手数料等」と題する項目に記載する費用、および
- (h) ファンドの資産から適正に支払うべきその他の債務の(実際の金額または管理会社が予想した金額の)合計額。

受益証券1口当たり純資産価格および受益証券の価格の公表

ファンドの純資産額、受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格の算定が以下に定める状況で中止されている場合を除き、各営業日における最新の受益証券1口当たりの純資産価格ならびに受益証券の発行価格および買戻価格は、管理会社の登録上の事務所で毎日入手可能であり、ウェブサイト(www.sumitrustgas.com)で日々公表されます。

ファンド証券の発行、買戻し及び純資産価格計算の一時停止

以下の場合、管理会社は、受託会社に事前に通知した上で、各ファンドの純資産額および各ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格の算定ならびに受益者に対する受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することができます。

- (a) ファンドの資産の大部分を評価する基準となる市場が閉鎖されている場合、またはかかる市場での取引が制限され、もしくは停止している場合。
- (b) 管理会社の支配、責任および影響の及ばない政治、経済、軍事、金融またはその他の緊急事態によって、ファンドの資産の処分または評価が、通常の状態では不可能または非現実的である場合、かかる処分または評価が受益者の利益を損なう場合、または管理会社の考えによれば資産の購入価格が公平に計算できない場合。
- (c) 関係する通信ネットワーク網の混乱またはその他の理由で、ファンドの大部分の資産の価格の決定が不可能または非現実的である場合。
- (d) ファンドが受益者から受益証券を買い戻す際に支払を行い、または投資証券の換金もしくは取得に伴う資金を送金することができない場合、または受益者から受益証券を買い戻す際の支払時期にある支払が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する場合。
- (e) ファンドの大部分の資産の価格を決定できないその他の理由がある場合。

可能な限り、停止期間をできる限り速やかに終了させるためにあらゆる合理的措置を講じるものとします。

上記の停止については上記の停止を宣言した日に、直ちにアイルランド中央銀行に通知するものとし、停止が14日間を越える恐れがあると管理会社が判断した場合は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受益者が居住する国で発行されている新聞に公告すると共に、管理会社に受益証券の発行または買戻しを請求した投資家または受益者に、発行を申請し、または書面の買戻請求を提出した時点で、その旨を通知するものとします。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場において、ファンド証券の券面または確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、販売会社の名義で保管されます。ファンド証券の取引の確認書は、販売取扱会社によって日本の受益者に交付されます。以上は、自らのリスクでファンド証券を自らの口座に日本の受益者が保管する場合には適用されません。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負いません。

(3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は無期限です。

ただし、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、受託会社は下記の要領で書面の通知をしてダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。

- () 管理会社が清算に入り(ただし、事前に書面で受託会社が承認した条件に基づく会社再建または合併を目的とする任意清算を除きます。)、営業を中止し、(受託会社の合理的判断に基づいて)受託会社が合理的な理由から承認していない個人もしくは法人に事実上支配され、または1990年会社法改正法に基づいて管理会社もしくは管理会社の資産に管財人もしくは検査官が任命された場合。

- () 受託会社の合理的判断に基づいて、管理会社もしくは管理会社の受任者が十分に義務を履行できないか、もしくは実質的に義務の履行を怠るか、または受託会社の合理的判断に基づいて、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドの評判を下げ、もしくは受益者の利益を損なうことを目的とするその他の行為に従事している場合、または管理会社の後任が見つからない場合。
- () ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが違法となり、またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが不可能もしくは得策でないと受託会社が合理的に判断する法律が制定された場合。
- () 受託会社が退任の希望を書面で管理会社に表明した日から3か月以内に、管理会社が信託証書の規定に基づいて新しい受託会社を任命できなかった場合。
また、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、管理会社は独自の判断にしたがって、下記のとおり書面の通知をしてダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。
- () 受益証券の当初発行日から1年間またはそれ以降のいずれかの取引日に、ファンドの純資産額が500万米ドルまたはファンドに関する英文目論見書の追補に定める基準通貨で500万米ドルに相当する額を下回った場合。
- () ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズがAIFM法令に基づく公認ユニット・トラストでなくなった場合、またはファンドがアイルランド中央銀行の認可を取り消された場合。
- () ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが違法となり、またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドを存続させることが不可能もしくは得策でないと管理会社が合理的に判断する法律が制定された場合。
- () 管理会社が辞任の希望を書面で受託会社に表明した日から3か月以内に、管理会社の後任が任命されなかった場合。
- () 投資運用会社が辞任の希望を書面で管理会社に表明した日から3か月以内に、管理会社が投資運用会社の後任を任命できなかった場合。
- () 管理会社が受託会社および受益者の許可を得た上で、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを清算させることが受益者の最善の利益にかなうと判断した場合。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させる者は、本項に定める要領で受益者にその旨を通知するものとします。かかる通知には上記の終了が効力を発生する日(ただし、通知が送達されてから2か月以上が経過した日とします。)を記載するものとします。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドは、信託証書の付属書に定める規定にしたがって正式に招集され、開催された受益者総会の特別決議によって、随時終了させることができます。かかる終了は、上記の特別決議が可決された日または(該当する場合)上記の特別決議で指定されたそれ以降の日から効力を発生するものとします。

管理会社は(実行可能な場合)ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドが終了する少なくとも2か月前までに、間もなくダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の分配を行なうことを受益者に通知するものとします。上記の終了通知を送付した後、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の一部として受託会社または受託会社の被指名人の手元に残っているすべての投資証券を売却させるものとします。かかる売却は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの終了後、管理会社および受託会社が望ましいと考える方法および期間内に実施し、完了するものとします。管理会社は、適当と見なす時期に、独自の判断にしたがって、分配に利用できることを条件に、ファンドの資産の一部を構成する現金および投資証券の換金から得た正味現金収入を、それぞれの受益者が保有する各ファンドの受益証券の口数に比例して受益者の間で分配するものとします。上記の分配は、管理会社が独自の判断にしたがって定めた支払請求書および領収書が管理会社に提出された場合に限って実施されるものとします。ただし、受託会社は、上記の資金から、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの清算に関連して受託会社が負担し、支出し、または支払責任を負うファンドに関するすべての費用、料金、請求、債務および要求の十分な引当分を留保し、また留保した金額から上記の

費用、料金、請求、債務および要求について補償され、かつ責任を免除される権利を有するものとします。受託会社が上記の要領で保有する純収入またはその他の現金が未請求の場合、受託会社は支払期日が到来した日から12か月が経過した時点で、裁判所に支払うことができます。ただし、受託会社は負担した費用を控除する権利を有するものとします。

(4) 【計算期間】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの会計年度は毎年5月31日に終了します。

(5) 【その他】

(a) ファンド証券発行限度額

ファンド証券の発行額には制限がなく、随時発行することができます。

(b) 信託証券の変更

管理会社および受託会社は、補足証券の形式によりアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考慮する方法で、またその範囲で、いつでも信託証券の条項を変更することができます。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とします。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払を行いまはそれに関する債務を負う義務を課するものではありません。

信託証券の重要事項の変更は、公告され、受益者に通知されます。

(c) ワラント、新株引受権またはオプションの発行

ワラント、新株引受権またはオプションの発行に基づいてファンド証券を買い付ける権利は受益者に付与されません。

(d) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が相手当事者に対し90日前の書面による通知を付与することにより本契約を解除しない限り、有効に存続します。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し書面により解約を通知するまで有効に存続します。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続します。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

(e) その他

管理会社の取締役および関係者のいずれも、ファンドの受益証券に対して権益を有していません。

ファンドは、いかなる訴訟手続または仲裁手続にも関与しておらず、管理会社の取締役または受託会社は、ファンドの設立以降、ファンドによりまたはファンドに対して係争中であるかまたは提起されるおそれのある訴訟手続または仲裁手続を認知していません。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および/または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければなりません。

従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する権利は次のとおりです。

(イ) 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有します。

(ロ) 買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書の規定に従って請求することができます。

(ハ) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンド証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(二) 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、適宜受益者集会を招集することができます。受託会社は、発行済み受益証券(管理会社が保有する受益証券を除きます。)の15パーセント以上を保有する受益者から書面の請求を受けた場合、集会を招集しなければなりません。

適正に招集され、開催された受益者集会で審議するすべての議事は特別決議によるものとします。

少なくとも14日前までに受益者に集会の開催通知を送付しなければなりません。

開催通知には集会の場所および日時ならびに決議案の条件を記載するものとします。受託会社が集会を招集する場合を除き、開催通知の写しを郵便で受託会社に送付するものとします。管理会社が集会を招集する場合を除き、開催通知の写しを郵便で管理会社に送付するものとします。いずれかの受益者に対して事故により開催通知の送付を怠るか、またはいずれかの受益者が開催通知を受け取らなかった場合でも、集会の議事は無効とはならないものとします。

定足数は1名の受益者本人または代理人の出席とします。審議を開始する時点で必要な定足数を満たしていない限り、集会で議事を審議してはなりません。

集会では、()挙手に際して、本人または代理人が出席したすべての受益者は、1票の議決権を有するものとし、()また投票に際して、本人または代理人が出席した各受益者は、保有する受益証券1口につき1票の議決権を有するものとします。

異なるファンドの各受益者の権利および利益に関して、上記の規定は以下の修正を前提として、効力を有するものとします。

(a) あるファンドだけに影響すると受託会社が判断する決議については、個別的に開催されたかかるファンドの受益者集会で可決された場合に、適正に可決されたと見なすものとします。

(b) 複数のファンドに影響するものの、かかるファンドの受益者の間で利益相反が発生しないと受託会社が判断する決議については、かかるファンドの1回の受益者集会で可決された場合に、適正に可決されたと見なすものとします。

(c) 複数のファンドに影響し、かつかかるファンドの受益者の間で利益相反が発生すると受託会社が判断する決議については、かかるファンドの1回の受益者集会で可決することに代えて、別々に開催された各ファンドの受益者集会で可決された場合に限り、正式に可決されたと見なすものとします。

(注) 受益者の管理会社または受託会社に対する上記(イ)および(ハ)に関する請求権の時効期間は、一般的には、かかる請求権を生じさせる事由発生日から(イ)に関しては6年間、(ハ)に関しては12か月間です。

ただし、受託会社に対する詐欺または欺罔による契約違反に基づく請求については時効は適用されません。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

() 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されています。また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対する届出に関する代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．ファンドの原文の財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成28年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝113.36円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
財政状態計算書
2016年5月31日現在

	注記	2016年		2015年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
現金預金	5	24,937	2,827	81,814	9,274
未収債権	6	4	0	61,274	6,946
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2, 3	4,844,919	549,220	5,449,123	617,713
資産合計		4,869,860	552,047	5,592,211	633,933
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	7	45,715	5,182	38,040	4,312
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	2, 3	954	108	377	43
負債（買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		46,669	5,290	38,417	4,355
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		4,823,191	546,757	5,553,794	629,578

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドを代表して署名。

田中博光

ピーター・キャラハン

取締役

取締役

日付：2016年9月28日

(2)【損益計算書】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
包括利益計算書
2016年5月31日に終了した年度

	注記	2016年		2015年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
収益					
預金利息	2	-	-	6	1
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純利益	10	119,204	13,513	368,366	41,758
その他の収益		472	54	-	-
収益合計		119,676	13,566	368,372	41,759
費用					
預金利息	2	55	6	25	3
受託会社報酬	9	3,070	348	3,394	385
販売会社報酬	9	25,576	2,899	28,277	3,205
代行協会員報酬	9	5,119	580	5,655	641
投資運用報酬	9	15,341	1,739	16,966	1,923
投資顧問報酬	9	10,238	1,161	11,311	1,282
管理事務代行報酬	9	6,651	754	7,353	834
副保管費用		3,917	444	5,521	626
監査報酬		3,232	366	3,321	376
法務報酬		30,463	3,453	24,465	2,773
印刷費		50,940	5,775	32,191	3,649
その他の費用		13,575	1,539	15,617	1,770
費用合計		168,177	19,065	154,096	17,468
純(費用)収益		(48,501)	(5,498)	214,276	24,290
ファイナンス費用					
分配金	12	(63,262)	(7,171)	(69,106)	(7,834)
ファイナンス費用合計		(63,262)	(7,171)	(69,106)	(7,834)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増(減)		(111,763)	(12,669)	145,170	16,456

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
 買戻可能受益証券保有者に帰属する
 純資産の変動計算書
 2016年5月31日に終了した年度

	2016年		2015年	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
期首現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	5,553,794	629,578	5,786,386	655,945
買戻可能受益証券の発行手取金	1,461,717	165,700	301,377	34,164
買戻可能受益証券の買戻支払金	(2,115,685)	(239,834)	(704,808)	(79,897)
純収益平準化（注2）	1,124	127	2,985	338
純資本平準化（注2）	34,004	3,855	22,684	2,571
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増（減）	(111,763)	(12,669)	145,170	16,456
期末現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,823,191	546,757	5,553,794	629,578

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

財務書類に対する注記

2016年5月31日

1. 一般的情報

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ(以下「ファンド」という。)は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってアイルランド中央銀行の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストとして、2002年11月7日に設定された。

信託証書は、サブ・ファンドから成り立っている当ファンドを構成する。サブ・ファンドの受益証券の発行からの手取金は、サブ・ファンドに関してファンドの記録および帳簿に適用され、サブ・ファンドに起因する資産・負債および収益・費用は信託証書の規定を課されるサブ・ファンドに適用される。各サブ・ファンドの申込金は、当該サブ・ファンドの通貨建てでなければならない。サブ・ファンドおよびその表示通貨は、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(EUR:ユーロ)(以下「ユーロ・ボンド・ファンド」という。)、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド(AUD:豪ドル)(以下「オーストラリア・ボンド・ファンド」という。)、毎月分配カナダ・ボンド・ファンド(CAD:カナダドル)(以下「カナダ・ボンド・ファンド」という。))および毎月分配 米国優先証券ファンド(US\$:米ドル)(以下「米国優先証券ファンド」という。)である。

ユーロ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主としてヨーロッパの取引所および公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建債券の分散化されたポートフォリオにより構成される投資によって、長期的な資本成長を目指し、安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。当該サブ・ファンドは、新興市場に15%を超えて投資することはしていない。

オーストラリア・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、適度な水準のリスクの下で、高水準の利息収入を確保し安定した分配を行うと共に、信託財産の中長期的な成長を達成することにある。この目的を達成するため、主として公認の取引所に上場されている、またはそこで取引されている豪ドル建ての債券に投資を行う。当該サブ・ファンドは、新興市場に10%を超えて投資することはしていない。

カナダ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主として公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、カナダの地方債、資産担保証券を含むカナダドル建債券および/または公認の取引所で取引されるカナダの国内債に投資することによって、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。

米国優先証券ファンドの主たる投資目的は、主として米ドル建てまたは利息・元本等の支払が米ドル建てで行われる優先証券のポートフォリオに投資することによって、第一に高水準のインカム収益の提供を、第二に信託財産の成長を追求することである。

オーストラリア・ボンド・ファンドおよびユーロ・ボンド・ファンドは、2002年12月19日に運用を開始した。カナダ・ボンド・ファンドは2003年6月30日に運用を開始し、米国優先証券ファンドは2003年9月30日に運用を開始した。

2014年7月22日付で、エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)は、欧州連合(EU)のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する通達(以下「AIFMD」という。)に従ってオルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)として登録された。AIFMDの主な目的の一つは、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)の活動を取り巻く透明性を向上させることである。

米国優先証券ファンドの受益証券は、2003年12月9日にアイルランド証券取引所に上場された。

2. 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ファンドの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額に対して調整された取得原価主義に従い、かつ、財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」(以下「FRS第102号」という。)を含むアイルランドの財務報告基準に準拠して作成されている。ファンドがFRS第102号に基づいて実績を表示するのは今回が初年度である。アイルランドGAAPに基づく最後の財務書類は、2015年5月31日に終了した年度に対してであった。FRS第102号への移行日は、2014年6月1日であった。FRS第102号への移行により、ファンドの報告された財政状態または財務実績のいずれにも、従前に表示されたものと比較して変更はなかった。冒頭の2016年5月31日または2015年5月31日現在の財政状態計算書に表示された資本に対する調整は行われなかった。

FRS第102号に準拠した財務書類の作成は、経営陣による、方針の適用ならびに資産・負債および収益・費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の行使が要求される。かかる見積りならびに付随する仮定は、過去の経験およびその状況下で合理的と考えられる様々なその他の要因に基づくものであり、これらの結果は他の情報源からは即時に判定しえない資産および負債の簿価についての判断の基礎となる。実際の結果はこれらの見積りと異なることがある。見積りおよび

基礎を成す仮定は、継続的に見直される。会計見積りの改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合には当該見積改訂期間に、または改訂が当該期間ならびに将来期間の両方に影響を及ぼす場合には当該改訂期間および将来期間において要約される。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融資産および負債ならびに開始時に損益を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融資産および負債である。

取引用に保有される金融商品(「取引用証券」)は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価額の増減は、包括利益計算書に計上される。

活発な市場で取引される金融商品の公正価額は、期末現在の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有する金融資産・負債に関して使われる取引相場価格は、現在の売呼値である。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債のカテゴリーの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する年度の包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息および投資に係る受取配当金が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価額で記帳される。取引費用は、発生時に費用計上され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純利益の部分として包括利益計算書に計上される。2016年5月31日に終了した年度の取引用金融商品からの損益はすべて、包括利益計算書に計上される。

公正価額の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼす可能性があり、その差異は重大となることがある。

外貨

サブ・ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨(「機能通貨」)を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・ボンド・ファンドに関してはユーロ(「EUR」)、オーストラリア・ボンド・ファンドに関しては豪ドル(「AUD」)、カナダ・ボンド・ファンドに関してはカナダドル(「CAD」)および米国優先証券ファンドに関しては米ドル(「US\$」)である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、期末現在の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、包括利益計算書に計上される。

収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるか付加される。債券収益は、年率を用いて計算される。

費用

費用は、発生基準により会計処理される。

純収益/(費用)および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益/(損失)を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益/(損失)に関する平準化支払額が含まれる。

買戻可能受益証券1口当たり純資産価格(「NAV」)

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券1口当たりNAVは、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS第102号セクション7.1Aに従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

2016年5月31日

EUR

AUD

CAD

US\$

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有：

- 債務証券	4,781,952	50,142,408	22,008,806	4,655,473
- 優先証券	-	-	-	20,019,464
- 投資有価証券配当金	-	-	-	34,841
- 投資有価証券発生利息	62,967	478,932	247,528	236,440
- 先渡為替契約	-	-	-	-

損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計

4,844,919	50,621,340	22,256,334	24,946,218
-----------	------------	------------	------------

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有：

- 先渡為替契約	954	-	-	-
----------	-----	---	---	---

損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計

954	-	-	-
-----	---	---	---

2015年5月31日

E U R	A U D	C A D	U S \$
-------	-------	-------	--------

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有：

- 債務証券	5,380,466	58,591,066	26,598,386	15,720,882
- 優先証券	-	-	-	13,918,201
- 投資有価証券配当金	-	-	-	38,273
- 投資有価証券発生利息	68,657	604,941	376,882	273,050

損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計

5,449,123	59,196,007	26,975,268	29,950,406
-----------	------------	------------	------------

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有：

- 先渡為替契約	377	-	3	2
----------	-----	---	---	---

損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計

377	-	3	2
-----	---	---	---

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・ （価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含むもの（レベル2）、および
- ・ 観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル3）。

ユーロ・ボンド・ファンド

2016年5月31日	レベル1 EUR	レベル2 EUR	レベル3 EUR	合計 EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	4,781,952	-	4,781,952
	-	4,781,952	-	4,781,952

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債				
先渡為替契約	-	954	-	954
	-	954	-	954

2015年5月31日

	レベル1 EUR	レベル2 EUR	レベル3 EUR	合計 EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	5,380,466	-	5,380,466
	-	5,380,466	-	5,380,466

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債				
先渡為替契約	-	377	-	377
	-	377	-	377

オーストラリア・ボンド・ファンド

2016年5月31日	レベル1 AUD	レベル2 AUD	レベル3 AUD	合計 AUD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	19,031,925	31,110,483	-	50,142,408
	19,031,925	31,110,483	-	50,142,408

2015年5月31日

	レベル1 AUD	レベル2 AUD	レベル3 AUD	合計 AUD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	22,570,611	36,020,455	-	58,591,066
	22,570,611	36,020,455	-	58,591,066

カナダ・ボンド・ファンド

2016年5月31日

	レベル1 C A D	レベル2 C A D	レベル3 C A D	合計 C A D
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	22,008,806	-	22,008,806
	-	22,008,806	-	22,008,806

2015年5月31日

	レベル1 C A D	レベル2 C A D	レベル3 C A D	合計 C A D
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	26,598,386	-	26,598,386
	-	26,598,386	-	26,598,386

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債

先渡為替契約

	-	3	-	3
	-	3	-	3

米国優先証券ファンド

2016年5月31日

	レベル1 U S \$	レベル2 U S \$	レベル3 U S \$	合計 U S \$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	4,655,473	-	4,655,473
優先証券	-	20,019,464	-	20,019,464
	-	24,674,937	-	24,674,937

2015年5月31日

	レベル1 U S \$	レベル2 U S \$	レベル3 U S \$	合計 U S \$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	15,720,882	-	15,720,882
優先証券	-	13,918,201	-	13,918,201
	-	29,639,083	-	29,639,083

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債

先渡為替契約

	-	2	-	2
	-	2	-	2

ファンドは、2017年1月1日以降に開始する会計期間から発効する、「財務報告公開草案（FRED）第62号FRS第102号の改訂 - 公正価値ヒエラルキーの開示」を早期適用している。当該基準は、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを使用して公正価値測定を分類することをファンドに要求している。

4. リスク要因

サブ・ファンドの金融商品から発生する主要リスクは、以下のように要約される。

米国優先証券ファンド

下記に、いくつかの重要なリスク・タイプならびにブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「ブラックロック」という。）がかかる特別リスクの査定、モニターおよび管理を実行しているプロセスの概略を記載する。

市場リスク

市場リスクは、証券、デリバティブまたはデリバティブが関係する裏付資産、参照金利もしくは指数に対する市場の不利な変動（資産価格、ボラティリティ、イールドカーブの変化、推定オプション・ボラティリティまたはその他の市場変数を含む。）に係るリスクを示す。かかるリスクは、金融商品またはその派生商品（デリバティブ）を保有することにより発生し、金融商品または市場の価格変動に対するリスク負担を生じる。

以下の特別プロセスが、市場リスクをコントロールし投機を禁止するため実施される。

- ・ デリバティブが全額払込済エクスポージャー・ベースで組入れられている場合、サブ・ファンドの市場リスクはブラックロックが査定する。オプションまたはオプション関連デリバティブが利用される場合、エクスポージャー（リスク負担）はデルタ加重ベースで決定される。
- ・ ポートフォリオのギアリングに関する制限が実施される（すなわち、市場エクスポージャーのレベルが、サブ・ファンドの市場価格を超える場合）。デリバティブは、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより課されたギアリング/借入制限を回避する目的で利用することはできない。
- ・ ある資産クラスに対するサブ・ファンドの純エクスポージャー（デリバティブ商品のデルタ加重エクスポージャーを含む。）は、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより制限される。
- ・ エクスポージャーを得るためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、純デリバティブ・ポジションから発生し得る債務を弁済するため十分な現金または妥当な同等流動資産を保有する。エクスポージャーを除くためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、合理的なヘッジであるとみなされる資産を保有する。

ポートフォリオの構築は、総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われる。適切な場合、投資監督者またはシニア・ファンド・マネジャーは、ベンチマーク（B of A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）と対照して達成済のサブ・ファンドの運用成績および実績目標を定期的に監視し精査する。関係する場合、かかる者はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の再検討も行う。

サブ・ファンドについて、定期的に投資の見直しが実施される。リスク報告は、バーラ・イージス、ファクトセット・ポートフォリオ分析、リッパー・ハインドサイトおよびS & P マイクロパル等のシステム、ならびに多くのブラックロック社内開発による分析ツールから得た（ただし、これらに限定されない）情報および分析を利用する。

ブラックロック独自の定量リスク管理分析技術は、すべてのセクター、個別ポートフォリオおよび証券ならびに指数および特製ベンチマークのリスク特性（金利、イールドカーブ、キャッシュフロー、信用および流動性リスクを含む。）のモデルを作り出す。日々更新され、広範囲にわたるリスク基準には、デュレーション、スワップ・スプレッド・デュレーション、主要金利デュレーション、凸性、オプション調整後デュレーション、売買スプレッドおよびボラティリティを含む。また独自の分析システムは、購入前に各取引のリバースエンジニアリング（逆行分析）をブラックロックが行うことを可能にする。証券（およびポートフォリオ）は、「もし~だったらどうなるか」というシナリオの主題とされ、金利の変動が有効デュレーションおよび証券とポートフォリオのキャッシュフローに及ぼす影響が識別される。この種の分析は、各証券およびそのパラメータ上の特性についての完全な理解を提供し、しばしば他の分析手法では明白にならないと思われる、価値に影響する証券の構造的特徴を明らかにする。

想定最大損失額（「VaR」）は、ブラックロックがポートフォリオ全体のリスクを測定するため利用するツールの一つである。ブラックロックのVaRの数値は、以下の二通りに解釈され得る。

- 1) 「予想」最悪損失 - 1年間に、ポートフォリオがそのドル建てVaRを超えない損失を負う確率は95%である。
- 2) 定期的発生事象 - 20年に1度、ポートフォリオは、VaRを上回るかまたはVaRに等しい損失を被ることになる。

サブ・ファンドの投資ガイドラインには、具体的なVaR制限の概略を記載していない。しかし、ブラックロックのリスク・定量分析（「RQA」）グループは、毎日、毎週および毎月、サブ・ファンドのリスクを監視している。サブ・ファンドのパラメータ上のリスクが、類似の投資指図に従う他のファンドと著しく異なっている場合、RQAグループは、投資運用会社に対し、リスクを軽減するため原因を見極めるよう注意を促す。

VaRに対するブラックロック手法の基礎的要素は、主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析である。ブラックロックは、イールドカーブ上の異なる11地点に対するポートフォリオの感応度を測定する主要レート・デュレーション手法を利用する。主要レート・デュレーションは、平行地点のイールドカーブの変化を部分的イールドカーブの変化に分解する。主要構成要素は見落とされている要因であり、金利の過去の変動の「大部分」を説明している。主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析は、VaRに関するすべての業務においてブラックロックにより利用される。

VaR - シミュレーション（ファット・テール、非線形ならびに非対称利得）

ブラックロック・ソリューションズ（BRS）は、パラメータ上のモデル、グリッド・モンテカルロ・シミュレーションおよび過去シミュレーションを含む、複数の市場におけるスタンダードであるポートフォリオ・リターン・ボラティリティならびにVaRモデルを提供する。主要金利デューレーションによる分散/共分散ベースの強化されたデルタ標準モデルは、線形のポートフォリオに対して採用される。グリッド・モンテカルロは、通常、非線形のリスク特性を持つポートフォリオに対して用いられる。ハイブリッド・シミュレーション/分析モデル、包括的VaRは、大規模かつグローバルなポートフォリオに対して信頼性があり、線形および非線形の両方のリスク特性を収集する。

パラメータ上のVaR

BRSは、グローバルなリスク要因を収集するパラメータ上のポートフォリオ・リターン・ボラティリティならびにVaRモデルを提供する。かかる画一的アプローチは、市場リスク要因の変動に対するポートフォリオ感応度が、部分的デューレーションにより近似されることがあると仮定する。かかるモデルは、すべてのキャッシュ・フローを明確に評価し、ポートフォリオ感応度を得るために主要金利デューレーションに依存する。分散/共分散行列は、2年の指数（または均一）加重データに基づく。下落による損失の可能性（例：VaRでは95%）ならびに一標準偏差における予想リスク/リターンは、ポートフォリオ、ベンチマークに対して積極的に報告されることがある（例：ギャップ）。

BRSの目的は、世界で最も評判の高い投資マネージャーおよびリスクマネージャーになること、ならびにすべての市場サイクルにおいて顧客から高く評価されるパートナーになることである。BRSの責務は、優れた製品およびサービスを引渡すことによって顧客に対して価値を生み出すことである。BRSは、最高水準の倫理基準を保ち、最高の完全性を持って運用を行っている。これらがBRSの文化を定義する本質的価値である。

これらの目的を鑑みて、BRSはそのシステムおよびリサーチ能力を高め、変化する市場環境および顧客のニーズに合致するよう新製品を開発し、かつ、顧客が市場の出来事に対してより理解を深め、対処することができるよう情報および市場の動向を提供することにより、既存製品の改善に継続的に取り組んでいる。

ブラックロックのVaR分析システムにより、ボラティリティ、デューレーションおよびセクター配分をブラックロックが個別に詳細にモニタリングし、サブ・ファンドが負っている特別リスクをブラックロックが識別し定量化することができる。

2016年5月31日のサブ・ファンドのポートフォリオの相対VaR（ボラティリティ、デューレーションおよびセクター配分を含む各要素からのリスク寄与の合計）は、1年間でベンチマーク（BofAメリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）の5.48%であった（2015年：1.86%）。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

金利リスク

金利は、国際金融市場の需要と供給の要因により決定され、かかる市場は、マクロ経済的要因、投機および中央銀行と政府の介入によって影響を受ける。短期ないし長期の金利の変動は、サブ・ファンドの純資産額に影響を及ぼすことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利リスクがサブ・ファンドの投資目標内で取引されているか（主に、デューレーション・リスクの制約内で定められる。）は、アラジンのコンプライアンス部門のモニター・システムにより監視され、例外について、日々、ファンド・マネージャー、アカウント・マネージャー、ブラックロックの法務・コンプライアンス部門に報告される。

金利エクスポージャー報告書は、ファンド運用チームに定期的に提供される。金利エクスポージャーの提示方法として、ベンチマークであるBofAメリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックスからの偏差が、デューレーション別に、満期バケット、通貨、セクターまたは格付毎に詳述される。一定の状況において、エクスポージャーはまたモデル・ポートフォリオとも比較され、モデルからの偏差が強調される。

2016年5月31日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのVaRは年間でベンチマークの-0.29%であった。リスク寄与度に関しては、金利リスクはポートフォリオ全体のリスクを低減する要因となった。

カーブVaR分析（2016年5月31日現在）

リスク・グループ	デューレーション（年）	寄与（%/年）
カーブ		
米国財務省証券		-0.29
3ヵ月	-0.46	0.00
1年	-0.06	0.01
2年	0.23	-0.04
3年	0.37	-0.08
5年	-0.15	0.04
7年	0.15	-0.05
10年	-0.05	0.02

15年	0.13	- 0.04
20年	0.31	- 0.10
25年	0.09	- 0.03
30年	0.08	- 0.02

「寄与（%/年）」欄の数字は、イールドカーブの様々な部分でサブ・ファンドのカーブ・ポジショニングが、年間にどの程度リスクを追加するか、またはポートフォリオ全体のリスクを減らすかをパーセントの単位で表示している。2015年5月31日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのVaRは年間でベンチマークの-0.01%であった。リスク寄与度に関しては、金利リスクはポートフォリオ全体のリスクを低減する要因となった。

カーブVaR分析（2015年5月31日現在）

リスク・グループ	デュレーション（年）	寄与（%/年）
カーブ		
米国財務省証券		- 0.01
3ヵ月	- 0.11	0.00
1年	0.03	0.00
2年	0.03	0.00
3年	0.49	0.03
5年	0.21	0.02
7年	- 0.11	- 0.01
10年	- 1.49	- 0.16
15年	0.11	0.01
20年	0.27	0.03
25年	0.11	0.01
30年	0.45	0.06

信用リスク

債券価格は、その信用特性の変化につれて変動する可能性がある。通常、発行体の信用格付が低下すればするほど、より利回りは高くなり、不履行の可能性も高くなる。クレジット調査は、価値を追加する機会を見極め、信用問題を回避し、かつ直面し得る問題をうまく処理することを目指している。そのため、ブラックロックは、セクター別に（投資適格および高利回り社債）、債券アナリストおよび地方債アナリストから成るグローバル・クレジット・リサーチ・チームを編成している。クレジット・アナリストは社債、高利回り社債および地方債インベストメント・マネジャーと緊密に作業を行うが、調査担当アナリストが承認しない限り、債券は購入されない。アナリストは、以下の企業の識別に努める。

- (a) 各業界で良好な位置を占めている企業
- (b) 強力で安定した経営チームを擁する企業
- (c) 健全な経営、会計および管理状況を示している企業
- (d) 持続可能で比較的予想可能なキャッシュフローを生み出している企業
- (e) 合理的な財務上の弾力性を維持している企業

ブラックロックのアナリストは、財務書類の審査および企業の経営陣との協議を通じ各々の信用リスクを評価する。ブラックロックは、企業の経営陣とのコミュニケーションにより極めて貴重な識見を得られると確信している。投資が決定された場合、すべての投資対象について全く同様の規律で継続的に調査が行われる。

クレジット・アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、関係指数の銘柄およびブラックロックが保有していないが、保有を検討している銘柄の監視について責任を有する。

通常の場合において、サブ・ファンドは、その資産総額の少なくとも80%を、確立された格付機関によりBaa/BBの投資適格と格付けされているか、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる優先証券または債務証券に投資する。

サブ・ファンドは、その資産総額の20%を限度に、投資不適格（ムーディーズによるBa以下、S&Pグローバル・レーティングによるBB以下またはフィッチによるBB以下）の証券、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる証券に投資することができるが、当該証券は、投資適格と格付けされている上位債務を発行済の発行体により発行されていることを条件とする。サブ・ファンドがある発行体の優先証券または債務証券を購入した後に当該発行体が投資不適格に格下げされた場合、サブ・ファンドは、当該優先証券または債務証券を保有し続けることができるが、投資運用会社は、合理的な期間内に当該優先証券債務を売却するよう努力する。

サブ・ファンドはまた、その資産総額の20%を限度に普通株式に投資することができる。サブ・ファンドは、直接普通株式に投資するというのではなく、証券の転換可能特性、受益証券の売出しもしくは公開買付の際の転換可能特性により、または証券もしくは類似取引の再編もしくは破綻に関連して普通株式を取得し保有することがある。

格付カテゴリー別ポートフォリオ（2016年5月31日現在）

格付	ポートフォリオ (%)	ベンチマーク (%)	差 (%)
政府	0.00	0.00	0.00
A A	4.47	0.00	4.47
A	7.34	0.00	7.34
B B B	56.12	99.00	- 42.88
B B	24.95	1.00	23.95
その他	7.12	0.00	7.12
合計	100.00	100.00	

格付カテゴリー別ポートフォリオ（2015年5月31日現在）

格付	ポートフォリオ (%)	ベンチマーク (%)	差 (%)
政府	0.00	0.00	0.00
A A	6.63	0.00	6.63
A	11.85	0.00	11.85
B B B	57.66	97.34	- 39.68
B B	22.16	2.66	19.50
その他	1.70	0.00	1.70
合計	100.00	100.00	

信用リスクには、取引相手方リスクと決済リスクも含まれる。取引相手方リスクとは、取引相手方がその取引約定を履行できない場合にブラックロックまたはそのクライアントのアカウントが損失を被る潜在的損失のことをいう。

ブラックロックの取引相手方および集中リスクグループ（Counterparty & Concentration Risk Group）は、以下の全社規模の取引相手方に対する与信方針および手順を実行、更新ならびに執行する責任を負う。

1. 取引相手方の将来の信用度を査定し、取引相手方を承認する。
2. 資産クラス毎に生じる、各取引相手方に対する信用リスクのエクスポージャーを測定し、監視する。
3. エクスポージャーの設定、確認または調整目的で、必要に応じて取引相手方の財務実績を監視する。
4. 商品毎、傾向毎および取引相手方毎にエクスポージャーのレベルの監視を実施し、総エクスポージャーが認められた時点でポートフォリオ・マネジャーに報告する。
5. I S D Aおよびその他のデリバティブ関連文書に対する信用問題の指針および監視を提供する。ブラックロックは通常、スワップの取引相手方に対して、取引開始時に少なくともAの格付を有していることを要求する。

決済リスクとは、予定された決済金の支払または債務が適時にまたは全く履行されないリスクである。決済は、取引がそのすべての当事者（ブローカーまたはディーラー、清算機関およびその他の金融機関を含む。）の帳簿および記録に記載される際のプロセスと定義される。

ブラックロックが投資する大部分の市場は、決済リスクが最少のD V P（引渡しと支払の同時決済）である。市場がD V Pではない（例えば、ロシア）と分類される場合、取引者本人に関する決済リスクを避けるため、ブローカーとの間で特別な決済上の合意（前払い/前渡し）が定められる。

信用リスクは、発行体または取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「B B H & C o .」）を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o .に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o .に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o .スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o .が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オー

バーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、キャッシュ・マネジメント・スイープ(「CMS」)プログラムに参加することが(スイープされた残高についての損失のような)投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの金融商品は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるBBH&Co.の信用格付は、A+(2015年:A+)である。

流動性リスク

流動性リスクは、()市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができないリスク、または()デリバティブ取引から生じたサブ・ファンドの金融債務(追加証拠金請求等)が履行され得ないリスクを示す。サブ・ファンドの主たる責務は、投資家が売却を希望する受益証券を買い戻すことである。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

さらに、優先証券は、事実上、普通株式等のその他多くの証券に比べ流動性が欠くことがある。サブ・ファンドは、優先証券を適当な価格および時期に処分することが困難なことがある。

流動性リスクは、以下の方法でコントロールされる。

- ・ ブラックロックの投資運用担当者は、各特定のサブ・ファンドの投資目的および流動性要件との関連で利用されるすべての商品(デリバティブを含む。)の流動性を考慮して、これを維持する。現金ポジションについて、サブ・ファンドがそのデリバティブ・ポジションおよび受益者による買戻しから発生する債務を十分に弁済し得ることを確保するため、日々監視および報告が行われる。
- ・ ブラックロックはまた、サブ・ファンドの現金比重を見直す手順、および極端な市場変動の場合に満期に債務を弁済するための流動性要件の充足を確保する手順を実施している。
- ・ RQAは、流動性リスクに対し格別に敏感に反応するファンド、例えば、高利回り債、特殊市場または特殊産業セクターに多額の投資を行っているファンドについて特別な審査を実施する。
- ・ すべての流通銘柄は、日々、市場の情報に基づき評価される。非流通銘柄は、必要に応じ、また公式には毎月、ブラックロックのプライシング委員会により正確を期するため審査される。
- ・ ブラックロックのプライシング委員会はまた、資産の流動性に影響を及ぼす重大な市場事由(本国送金問題等)を処理する。

流動性の表：満期別ポートフォリオ(2016年5月31日現在)

満期バケット	ポートフォリオ(%NAV)	デュレーション寄与
現金	2.43	0.00
その他	0.00	0.00
0年から1年	0.00	0.00
1年から3年	15.25	0.29
3年から5年	0.00	0.00
5年から7年	0.00	0.00
7年から10年	0.00	0.00
10年から15年	0.00	0.00
15年から20年	0.11	0.01
20年以上	82.21	2.95
合計	100.00	3.25

流動性の表：満期別ポートフォリオ(2015年5月31日現在)

満期バケット	ポートフォリオ(%NAV)	デュレーション寄与
現金	-0.02	0.00
その他	0.83	0.00
0年から1年	0.00	0.00
1年から3年	10.81	0.28
3年から5年	6.44	0.19
5年から7年	0.00	0.00
7年から10年	0.00	0.00

10年から15年	0.00	0.00
15年から20年	0.09	0.01
20年以上	81.85	4.43
合計	100.00	4.91

2016年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 U S \$	合計 U S \$
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	144,694	144,694
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額	25,418,519	25,418,519
負債合計	25,563,213	25,563,213

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 U S \$	合計 U S \$
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	181,466	181,466
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	2	2
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額	30,020,330	30,020,330
負債合計	30,201,798	30,201,798

サブ・ファンドによる借入れは、流動性を得ることを目的とする場合にのみ認められ、いつでもサブ・ファンドの純資産の最大10%に限定される。サブ・ファンドは、受益者に対する買戻代金の支払資金を調達するため、またはその他の投資対象の売却もしくは買戻しによる手取金を受領するまでの新規投資上の短期資金調達のため短期の借入れを行うことができる。

サブ・ファンドの買戻し方針上、買戻請求書は、管理会社の事務所において買戻しが実行される取引日の午前10時（ダブルリン時間）までに受領されていなければならない。受益証券は、インベストメント・マネジャーが買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。買戻金は、買戻しが実行される取引日（同日を含む。）から5営業日目までに、サブ・ファンドの基準通貨で受益者の口座宛に銀行電信振替により支払われる。

通貨リスク

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

オーストラリア・ボンド・ファンド

オーストラリア・ボンド・ファンドが直面する主要リスクは、インベストメント・マネジャーが投資指図に従い当該リスクを管理および監視する方法についての概要とともに、以下に記載される。

リスク報告書は、毎日、ポートフォリオ・マネジャーおよび経営陣ならびに債券責任者により精査される。そのため、前日のポジショニングの予定外の大きな変更は、経営陣から問いただされる。さらに、リスク会議が毎週開催され、各セクター・チームの責任者、シニア・ポートフォリオ・マネジャーおよび債券責任者が、各ポートフォリオのリスクについて協議する。

市場リスク

市場リスクの監視プロセス

サブ・ファンドの市場リスクは、多くのレベルで、インベストメント・マネジャーにより管理される。インベストメント・マネジャーは、マクロ経済上の変動（金利の変動および金利スプレッドの変化等）に関連しポートフォリオのリターンへの感応度を監視する。AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド（以下「AMP C I」という。）の債券運用チームは現在、リスクを計算するためブラックロック・アラジン・リスク管理システムを利用し、また、ポートフォリオ・マネジャーは、オーストラリア・ボンド・ファンドのリスク予算を決定し、次にかかる予算を監視する。これにより、インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのリスクおよびリターン目標を達成するための適切な投資戦略を策定することができる。

実際のポートフォリオ組成上の主要ツールは、ブラックロック・アラジン・リスク管理システムであり、サブ・ファンドの金利リスクおよび信用リスク報告書を毎日作成し、インベストメント・マネジャーおよびチーム全体が当該報告書を検討する。これらの報告書では、個々の証券レベルまで掘り下げて検討するか、またはポートフォリオのリスク負担を満期バケット、信用格付、産業クラスおよび証券タイプの各レベルに分割することができる。こうしたリスクは、関係するベンチマーク、モデルまたはその他の類似ポートフォリオと比較され得る。

日報には、取引前トラッキング・エラー・モデルが書き出され、すべての投資リスクを主要なリスク要因（株式特有リスクを含む。）に分類している。本報告書により、インベストメント・マネジャーは、各AMP C I債券ポートフォリオの現在のリスク予算と比較して、ポートフォリオに対する重要なリスク寄与要因を監視することができる。

市場リスクの集中

ポートフォリオの集中リスクは、AMP C Iのインベストメント・マネジャーにより定期的に監視される。各非政府発行体に対するサブ・ファンドのリスク負担の額は、ファンドの集中リスクを減らすため限定される。さらに、AMP C Iはまた、各発行体の信用リスクを査定するためにボトムアップ分析を利用する。

以下の表では、2016年5月31日現在および2015年5月31日現在の証券タイプ別に分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

証券タイプ	市場価格	市場価格
-------	------	------

	2016年5月31日	2015年5月31日
現金	1.61%	0.86%
国債	19.38%	16.73%
準国債	18.16%	21.78%
社債	60.85%	60.63%
合計	100.00%	100.00%

デュレーション寄与

A M P C Iのインベストメント・マネジャーはまた、サブ・ファンドが負担する市場リスクのレベルを監視するため主要リスク要因のデュレーション寄与を利用する。また標準偏差分析は、サブ・ファンドのリターン総合ボラティリティおよび超過リターンのボラティリティを査定する。デュレーション寄与分析は、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブおよびスプレッド・デュレーション等）に分割し、信用格付、業種およびセクターにより分類する。ポートフォリオ全体レベルとポジション対ベンチマークの比較レベルの両方で、かかる基準に基づく各種報告書が作成される。

ベータ

ベータは、U B Sオーストラリア債券（総合）指数の変動に対するサブ・ファンドのリターンの感応度を測定する。2016年5月31日までの12ヵ月間のサブ・ファンドの平均ベータは1.00である。これは、U B Sオーストラリア債券（総合）指数の単位価格の1%の変動が、サブ・ファンドの単位価格に1.00%の変動を生じる見込であることを意味する。2015年5月31日のサブ・ファンドの平均ベータは0.93であった。

ベータ・モデルを使用すると、ベンチマークの1%の増加は、サブ・ファンドのNAVを51,218,857豪ドルから51,730,490豪ドルに増加させると予想され、ベンチマークの1%の減少により、サブ・ファンドのNAVは50,707,224豪ドルに減少すると思われる。ただし、NAVに関するこうした予測は、過去のベータを使用しているため不正確である。サブ・ファンドの市場リスクの指標としてのみベータを使用することの方が、好ましいと思われる。かかるモデルの重要な限界は、過去のベータの使用である。指数と比べたサブ・ファンドの実績は、ベータの変動により変わってくる。

標準偏差

標準偏差は、サブ・ファンドの総リスクおよびリスク対債券（またはトラッキング・エラー）を分析するためインベストメント・マネジャーにより利用される。リスクについて取引後と取引前の両方の比率が分析される。取引後比率は毎月計算され、取引前比率は毎日計算され、予想リスクの標準偏差比率となり、現在のリスク・エクスポージャーが翌年も持続する場合に（通常、超過リターンについて）予想されるボラティリティを測定する。

過去12ヵ月間のボラティリティの分析に基づき、サブ・ファンドは、2015年6月1日から2016年5月31日までの年度について、同期間のベンチマークの2.66%の標準偏差と比較して2.67%の標準偏差を示している。ベンチマークと比べて、サブ・ファンドの超過リターンのトラッキング・エラーは、2016年5月31日に終了した年度において、0.25%である。2014年6月1日から2015年5月31日までのサブ・ファンドの標準偏差は、2.61%であった。

取引前トラッキング・エラー・モデルは、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブ（満期バケット別）、信用格付による信用、スワップ、準国債、インフレ連動債および高利回り債を含む。）に分類する。また、株式特有リスク・モデルは、特定証券のセクターと比べた当該証券のボラティリティについて証券レベルのリスクを測るものである。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

金利リスク

A M P C Iのインベストメント・マネジャーは、金利の変動とイールドカーブの移動により投資対象の評価が変動する可能性を厳密に監視する。A M P C Iのインベストメント・マネジャーは、金利のデュレーション構成要素（金利の同一方向の変動に関係する。）およびイールドカーブ構成要素（イールドカーブ全域の金利の異方向の変動に関係する。）の両方を監視する。

下記の表は、金利の同一方向の変動がサブ・ファンドの実績に及ぼす影響を示すシナリオ分析である。2015年5月31日現在のデュレーションの表も、比較のため記載されている。

下記のモデルは、金利の同一方向の変動を想定している。

予想市場価格は、2016年5月31日現在および2015年5月31日現在のデュレーションを用いて計算されている。時を経てその後デュレーションが変化すれば、サブ・ファンドの市場価格の予想は不正確なものとなる。

2016年5月31日現在

ファンド・デュレーション：4.85

ベンチマーク・デュレーション：4.83

変動%	ポートフォリオ	ベンチマーク	実績増
-----	---------	--------	-----

	市場価格	変動%	市場価格	変動%	%
- 0.50	52,460,914	2.43%	938,164,037,190	2.42%	0.01%
- 0.25	51,839,886	1.21%	927,102,834,486	1.21%	0.00%
0	51,218,857	-	916,041,631,782	-	-
0.25	50,597,828	- 1.21%	904,980,429,078	- 1.21%	0.00%
0.50	49,976,800	- 2.43%	893,919,226,375	- 2.42%	- 0.01%

2015年5月31日現在

ファンド・デュレーション：4.58

ベンチマーク・デュレーション：4.64

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	
- 0.50	61,066,521	2.29%	855,329,452,369	2.32%	- 0.03%
- 0.25	60,383,293	1.14%	845,624,193,209	1.16%	- 0.02%
0	59,700,066	-	835,918,934,050	-	-
0.25	59,016,839	- 1.14%	826,213,674,890	- 1.16%	0.02%
0.50	58,333,611	- 2.29%	816,508,415,730	- 2.32%	0.03%

AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、常に、金利のベースポイントの変動に対する投資対象の価格感応度を追跡する。これは、ベンチマークの価格感応度と比較される。金利リスクの管理プロセスは、多くの経済、評価、市場ポジショニングおよび技術に関する指標についての債券チームの分析に基づいている。これによりAMP C Iは、債券市場を牽引する潜在的テーマを認識し、これに応じてポートフォリオのポジションを定めることができる。

金利カーブの異方向の変動リスクは、イールドカーブの勾配の変化の影響またはイールドカーブの上昇もしくは下落の不安定な動きによる影響を含み、インベストメント・マネジャーがこれを解明して監視する。

利回りに対する経済の見通しは、社内および外部ストラテジストにより提供される業務の分析に依拠する。これには、オーストラリア国内と世界の経済活動のレベルおよびインフレについての解釈、ならびにこれらによる債券利回りおよびイールドカーブに係る予想が含まれる。

債券市場に関する評価は、デュレーションおよびイールドカーブ戦略の運用上の比較的伝統的な分析を反映している。評価プロセスからの情報は、オーストラリアおよび世界の債券利回りの適正価値のAMP C Iの社内モデルにより表示される。推定短期レートおよび他の市場と比べた債券利回りレベルもまた、考慮される。

極端な市場ポジショニングが債券利回りおよびイールドカーブを推進する可能性があり、AMP C Iの調査から、投資家の極端なポジショニングと将来の予想金利傾向との間の逆張り関係が示唆される。AMP C Iは各種のポジショニング調査をモニターし、これらはデュレーションとイールドカーブを形成する際にモニターされる。

金利チームは、ポジション管理を目的に、過去の価格変動に基づく債券市場に関する技術的解釈を利用する。

実施される分析には、オーストラリア債券市場のみならず世界の債券市場に影響を及ぼす問題の解釈を含む。これは、オーストラリア債券市場の特に米国市場との強力な相関関係を反映している。金利・通貨チームのプロセスへの情報提供は活発であり、ここ数年、絶えず進化している。

債券市場を牽引するテーマを見極めて活用し得る可能性は、引き続き主要な投資目的である。

流動性リスク

サブ・ファンドは、合理的な範囲で流動性のある投資対象であり、通常の市況において、サブ・ファンド全体を10日以内に清算することができるものとAMP C Iは予想する。

サブ・ファンドが直面する重要な流動性問題は、サブ・ファンドに対する買戻し請求の分量により決定される。サブ・ファンドは、その投資対象の一部を準国債等の高度流動性資産クラスとして保管する。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドの流動性の全体レベルに加えベンチマークと比べたサブ・ファンドの流動性も監視する。

すべての固定金利投資対象は、その流動性レベルにより分類される。国債等の比較的迅速に現金化が可能な資産および現金は、高度流動性資産と分類される。比較的頻繁に売買される資産は流動性資産と分類され、現金化にかなり時間を要する資産は非流動性資産とみなされる。

以下の表では、2016年5月31日現在および2015年5月31日現在の流動性レベルにより分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

流動性指標	2016年5月末日	2015年5月末日
	市場価格%	市場価格%
高度流動性資産	39.20%	39.70%
流動性資産	58.90%	59.50%
取引資産	1.90%	0.80%
非流動性資産	0.00%	0.00%
合計	100.00%	100.00%

2016年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	AUD	AUD
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	376,274	376,274
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	51,218,857	51,218,857
負債合計	51,595,131	51,595,131

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	AUD	AUD
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	453,090	453,090
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	59,700,066	59,700,066
負債合計	60,153,156	60,153,156

信用リスク

信用リスク管理の一般プロセス

ポートフォリオの信用リスクの管理および監視を担当する専任信用市場チームを、AMP C Iは有している。信用リスクの監視は、AMP C Iのリスク管理プロセスの極めて重要な要素である。AMP C Iのインベストメント・マネジャーが監視する三つの重要な信用リスクは、信用発行体の不履行リスク、信用スプレッド拡大リスクおよび格付機関による信用格付引下げリスクを含む。かかる事象の発生は、債券価格に重大な悪影響を及ぼすことになる。

AMP C Iの信用リスク監視プロセスは、より広範な市場についてのトップダウン分析と各個別債券発行体についてのボトムアップ分析を組み合わせる。トップダウン分析は、投資戦略・経済チーム(ISET)による世界経済に係る総合評価および予想を含む。かかる評価は、経済成長、金利および信用サイクルに係る予想の枠組みを提供する。インベストメント・マネジャーは、次に、信用デレーションおよび妥当な業種の組入比率を決定するため市況を査定する。また、AMP C Iが「低格付」の債券(例えば、BBB+の格付)よりも「高格付」の債券(格付機関によるAAAの格付)に投資を配分する組入比率に関する決定もある。AMP C Iは、国債と債券の供給、低格付債と高格付債の相対価格、信用サイクルおよび経済と政治の全般的状況等の要素を考慮する。

以下の表では、2016年5月31日現在および2015年5月31日現在のベンチマークと比べたサブ・ファンドの各信用等级付カテゴリー別投資対象の比率を説明する。

国際格付機関による格付

信用等级付	ベンチマーク 2016年5月末日	ポートフォリオ 2016年5月末日	ベンチマーク 2015年5月末日	ポートフォリオ 2015年5月末日
A A A	73.98%	39.72%	72.09%	46.38%
A A +	8.05%	3.96%	12.66%	7.26%
A A	8.57%	11.22%	4.73%	6.43%
A A -	2.40%	5.89%	2.72%	3.28%
A +	1.02%	4.09%	1.62%	3.76%
A	1.82%	12.46%	2.24%	11.72%
A -	1.66%	9.98%	1.74%	13.13%
B B B +	1.23%	6.24%	0.90%	1.84%
B B B	0.89%	4.58%	0.98%	3.08%
B B B -	0.38%	0.00%	0.32%	3.12%
B B +	0.00%	1.86%	0.00%	0.00%
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

A M P C Iのインベストメント・マネジャーはまた、各個別債券発行体のリスク特性を理解するため広範囲の「ボトムアップ」分析を行う。A M P C Iの豊富な信用専門家資源により、我々は、数多くの個別信用投資対象の分析および調査を行うことができる。かかる「ボトムアップ」分析を実施するのはA M P C Iの信用アナリストであり、これらは、業種に従い企業を配分され、投資対象の売買の推奨を行い、各種産業の見通しを觀察する責任を負っている。インベストメント・マネジャーおよび信用アナリストは、次に、当該企業と業種の多様な展望を論議し、個々の投資対象と業種の組入比率を決定することになる。「ボトムアップ」プロセスは、三段階に分けられる。

1. 適切な信用の審査：この段階では、信用アナリストの業界知識および社内にて開発された定量モデルの作出を促す。プロセスの目的は、投資領域を縮小し、投資機会の可能性を示す企業および業種を分析するため最大限の時間を費やすことである。
2. 個別信用リスクの査定：個別信用分析は、ある企業が業界で優れた実績を示すか示さないかの可能性の判断を目的とする。企業のキャッシュフロー、市場ポジション、営業効率、戦略の方向性および資本構造に関する展望に、特に重点が置かれる。
3. 個々の債券の評価：この段階はインベストメント・マネジャーによる債券の評価を含み、また当該企業もしくはその同業者によりまたは企業内で別段に発行されたその他の証券と比較した証券の相対的な利点を重視する。分析では、証券の信用スプレッドのボラティリティ、流動性、購入と売却のレベル、契約保護および信用カーブ上の最適ポジションが考慮される。

債務が格付けを受けていない場合、プロセスは変更されず、企業の財務および営業状態を確定して、その相対的な信用度を判断するため同業種の他の企業と比較することに集中した分析が行われる。ポートフォリオへの無格付銘柄の組入れを承認するための最終判断は、取締役およびA M P C I部門責任者で構成される信用投資委員会に委ねられる。

互いに矛盾するものではない「トップダウン」および「ボトムアップ」プロセスを通じ、インベストメント・マネジャーは、個々の企業、業種に対する希望エクスポージャーおよびサブ・ファンドの全般的信用エクスポージャーを確定することができる。

信用リスクは、発行体または取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o . を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o . に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o . に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o . スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o . が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、C M Sに参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け

入れている。サブ・ファンドの金融商品は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるBBH&Co.の信用格付は、A+（2015年：A+）である。

信用格付

信用格付は、債券ポートフォリオの不履行リスクを査定する際に極めて重要である。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのトラッキング・エラー情報を評価するため、ベンチマークと比べた保有サブ・ファンドの全信用格付を監視する。サブ・ファンドは、（AMP C Iは、下位の証券格付に評価される証券を持ち続けるけれども）投資不適格の資産には投資しない。

取引相手方リスク

取引相手方リスクが生じる証券売買の際に、AMP C Iは、広範囲のブローカーとの間で取引を行い、また決済リスクを最少にするためT+1による取引確認を要求している。

担保

サブ・ファンドの投資の大部分は多額の担保を要求しないが、特に10年物および3年物債券先物について、デリバティブのリスク負担上、ファンドのため多少の担保が保管されている。2016年5月31日現在、マクワイア・バンクに72,187豪ドル（2015年：96,582豪ドル）の先物証拠金が預託されていた。S & Pグローバル・レーティングによるマクワイア・バンクの信用格付は、A-（2015年：BBB）である。

減損資産

サブ・ファンドは減損資産を保有しない。

信用リスクの集中

インベストメント・マネジャーはまた、セクター・レベルと信用発行体レベルの両方で、信用リスクの集中を管理する。AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、投資の各レベルでの信用リスクの集中を理解するためホーク・アイ総合報告システム等の画期的なリスク管理ソフトウェアを使用している。政府以外の各発行体に対するサブ・ファンドの投資額は、サブ・ファンドの集中リスクの額を減らすため限定される。地理的に、すべての投資はオーストラリアを基盤とし、豪ドルを基準としている。

通貨リスク

2016年5月31日に終了した年度において、サブ・ファンドは、いかなる通貨エクスポージャーにもさらされていなかった。

ユーロ・ボンド・ファンド

金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてユーロ建て投資適格固定利付商品から成る分散化されたポートフォリオへの投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、パークレイズ・ユーロ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物、ならびに
- ・ サブ・ファンドの投資活動から発生する通貨リスクを管理するためのデリバティブ取引（例えば、為替契約）

サブ・ファンドが直面する主なリスクについては下記において詳述されるが、それに加えて、投資マニデートに従った投資運用会社によるこれらのリスク管理方法および監視方法についても概要が示されている。サブ・ファンドの業務により、ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（通貨リスク、適正価値金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

市場価格リスク

サブ・ファンドは、主としてヨーロッパの公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債および社債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のユーロ建て国債に投資されなければならない。サブ・ファンドはまた、アクティブ投資から発生する通貨リスクを管理するためデリバティブ契約の取引も行っている。デリバティブに関する詳細については通貨リスクの項に開示されている。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。国/デューレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「T・ロウ・プライス」という。)の定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差(トラッキング・エラー)から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール(例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント)および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素(実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動)により影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンボラティリティの分析に基づき、ユーロ・ボンド・ファンドは、2015年6月1日から2016年5月31日までの年度について、同期間のベンチマークの4.06%の標準偏差と比較して年率4.24%⁵のリターンの標準偏差を示している。

ユーロ債市場が、2016年5月31日現在でパークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前年度より5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約223,199ユーロ増加していたと思われる。この数字は、2016年5月31日現在4,823,191⁶ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.926⁷に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2016年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約223,199ユーロ減少していたと思われる。これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るといって投資運用会社の見解を表している。

2015年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、ユーロ債市場が、2015年5月31日現在でパークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前年度より5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約254,044ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2015年5月31日現在5,553,794⁸ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.915⁹に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2015年5月31日現在のサブ・ファンドのNAVに基づき約254,044ユーロ減少していたと思われる。

これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るといって投資運用会社の見解を表している。ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で(例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法)ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

訳注：本年次財務書類の原文に添付されているが本書に含まれないInvestment Manager's Report(投資運用会社報告書)に脚注1、2、3および4が記載されているため、注記中の脚注は5から開始している。

⁵ T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく。

⁶ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

⁷ 過去3年間のベータ0.926：(T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2016年5月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・ユーロ総合インデックス

⁸ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

⁹ 過去3年間のベータ0.915：(T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2015年5月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・ユーロ総合インデックス

金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット、国および通貨毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2016年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動¹⁰の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%減少することになり、これは2016年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産4,823,191¹¹ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.48¹²に基づき、債券価格の156,271ユーロの下落に相当する。

2015年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動¹³の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%減少することになり、これは2015年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産5,553,794¹⁴ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.48¹⁵に基づき、債券価格の179,943ユーロの下落に相当する。マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%増加することになる。

2016年5月31日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

NAVにおける変化分に対する影響（2016年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 3.2%	- 156,271
+ 1.00%	- 6.5%	- 312,543
- 0.50%	+ 3.2%	156,271
- 1.00%	+ 6.5%	312,543

同一の裏付けイールドカーブの移動の想定（ただし2015年5月31日現在の有効デュレーションは6.48およびサブ・ファンドの純資産は5,553,794¹⁶ユーロ）による2015年5月31日現在のNAVにおける変化分に対する影響について、さらに下記を参照されたい。

NAVにおける変化分に対する影響（2015年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+0.50%	-3.2%	-179,943
+1.00%	-6.5%	-359,886
-0.50%	+3.2%	179,943
-1.00%	+6.5%	359,886

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理により、金利の変動はカーブの全域で高度に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると投資運用会社は認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

¹⁰ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

¹¹ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹² T・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹³ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

¹⁴ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁵ T・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹⁶ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用チームは重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および投資運用会社が保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、S & Pグローバル・レーティングまたはムーディーズによりBBB - / Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付はAA - / Aa3以上に維持されており、サブ・ファンドのNAVの最大10%が、BBB - / Baa3の証券に投資され得る。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2016年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 （％）	指数組入比率 （％）	差 （％）
AAA	24.97	26.39	-1.42
AA	30.53	30.97	-0.44
A	12.10	10.16	1.94
BAA	30.43	32.48	-2.05
現金	1.97	0.00	1.97
	100.00	100.00	0.00

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2015年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 （％）	指数組入比率 （％）	差 （％）
AAA	30.88	27.25	3.63
AA	23.07	29.87	-6.80

A	14.37	10.94	3.43
B A A	29.30	31.94	- 2.64
現金	2.38	0.00	2.38
	100.00	100.00	0.00

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。サブ・ファンドは、資産の取得時において、同一発行体により発行されたクラス証券の10%を超えて保有することはできず、サブ・ファンドの純資産の最大5%まで、同一企業の証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター/格付、セクター/デュレーションおよび発行体等の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が行われる。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

投資運用会社は、定期的に、サブ・ファンドの為替先物ポジションに関する取引相手方リスク・エクスポージャー報告書を発行する。かかる報告書は、取引相手方の不履行に関連するリスクの限定を意図するものである。すべての為替取引および為替先渡しは、BBH & Co.¹⁷と共に実行される。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予め管理会社が承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。

投資目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期/年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてBBH & Co.を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるBBH & Co.に現金が保管されることで、最終的にBBH & Co.に保管される。サブ・ファンドは、BBH & Co.スweepプログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、BBH & Co.が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、CMSプログラムに参加することが（sweepされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの物的資産は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。BBH & Co.の信用格付は、フィッチからA+（2015年：A+）の格付を得ている。

¹⁷ すべての為替取引は、副保管会社であるBBH & Co.と共に実行される。

流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っている。サブ・ファンドの証券は、ヨーロッパの公認取引所に上場されているため、容易に換金可能(T+2)である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる(借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない)。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2016年5月31日現在および2015年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。為替先渡しは、サブ・ファンドの資産をヘッジするために許可されることを制限される。サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの流動性ポジションを監視している。

2016年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	EUR	EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	45,715	45,715
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	954	954
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,823,191	4,823,191
負債合計	4,869,860	4,869,860

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	EUR	EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	38,040	38,040
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	377	377
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	5,553,794	5,553,794
負債合計	5,592,211	5,592,211

通貨リスク

サブ・ファンドは、ユーロ以外の通貨建て資産を保有しているため、通貨リスクを負っている。他の通貨建て証券の価額は、為替レートの変動に伴い変動する。サブ・ファンドは、基準通貨以外の通貨によるエクスポージャーをヘッジするために、先渡為替契約を使用した。

ユーロ建て投資対象およびユーロ以外の通貨建て資産は、購入時のサブ・ファンドのNAVの15%までに限定され、通貨先渡しおよびオプションを通じたユーロに対するリスク・ヘッジが認められている。

2016年5月31日現在、サブ・ファンドは、様々な通貨での短期国債(短期国債)取引を通じて活発な為替取引を行っている。通貨変動は買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に影響を及ぼす可能性がある。

通貨別ポートフォリオ（％）（2016年5月31日現在）

通貨	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
ユーロ	99.00	100.00	- 1.00
日本円	0.82	0.00	0.82
デンマーク・クローネ	0.11	0.00	0.11
英ポンド	0.04	0.00	0.04
ポーランド・ズウォティ	0.02	0.00	0.02
スウェーデン・クローネ	0.01	0.00	0.01
	100.00	100.00	

通貨別ポートフォリオ（％）（2015年5月31日現在）

通貨	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
ユーロ	99.84	100.00	- 0.16
英ポンド	0.11	0.00	0.11
デンマーク・クローネ	0.03	0.00	0.03
ポーランド・ズウォティ	0.01	0.00	0.01
ノルウェー・クローネ	0.01	0.00	0.01
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの通貨ポジションを監視している。

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

カナダ・ボンド・ファンド

金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてカナダドル建て投資適格固定利付商品への投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、パークレイズ・カナダ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物

サブ・ファンドの業務により、サブ・ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（適正価額金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスク）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

市場価格リスク

サブ・ファンドは、主として公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債、社債、カナダ州政府により発行された債券または資産担保証券、および/または公認取引所で取引されるカナダの国内債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のカナダ国債に投資されなければならない。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確定であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドは、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定する。国/デューレーション、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウ・プライスの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツ-

ル（例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動および金利変動）により影響を受ける。金利の変動は、後記の項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンのボラティリティの分析に基づき、カナダ・債券・ファンドは、2015年6月1日から2016年5月31日までの年度について、同期間のベンチマークの2.56%の標準偏差と比較して年率2.42%のリターンの標準偏差を示している。

カナダ債市場が、2016年5月31日現在でパークレイズ・カナダ総合インデックスにより表象されるように前年度より5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約1,254,903カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2016年5月31日現在22,527,502¹⁸カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.114¹⁹に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2016年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約1,254,903カナダドル減少していたと思われる。

2015年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、カナダ債市場が、2015年5月31日現在でパークレイズ・カナダ総合インデックスにより表象されるように関係する期間より5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約1,497,264カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2015年5月31日現在26,993,145²⁰カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.112²¹に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2015年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約1,497,264カナダドル減少していたと思われる。

ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算している。

トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法）ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

¹⁸ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁹ 過去3年間のベータ1.114：（T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2016年5月31日現在のファンドの実績総計対パークレイズ・カナダ総合インデックス

²⁰ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

²¹ 過去3年間のベータ1.112：（T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2015年5月31日現在のファンドの実績総計対パークレイズ・カナダ総合インデックス

金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。

格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2016年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動²²の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.6%減少することになり、これは2016年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産額22,527,502²³カナダドルおよびサブ・ファンドの有効デュレーション7.09に基づき、債券価格の799,726カナダドルの下落に相当する。

マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.6%増加することになる。2016年5月31日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

N A Vにおける変化分に対する影響（2016年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 3.6%	- 799,726
+ 1.00%	- 7.1%	- 1,597,200
- 0.50%	+ 3.6%	799,726
- 1.00%	+ 7.1%	1,597,200

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの有効デュレーションを7.34とし、同一の裏付けイールドカーブの移動の想定による2015年5月31日現在のN A Vにおける変化分に対する影響について、下記を参照されたい。2015年5月31日現在のファンドのN A Vは、26,993,145²⁴カナダドルであった。

N A Vにおける変化分に対する影響（2015年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 3.7%	- 988,446
+ 1.00%	- 7.4%	- 1,976,893
- 0.50%	+ 3.7%	988,446
- 1.00%	+ 7.4%	1,976,893

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理に従い、金利の変動はカーブの全域で高度に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

²² イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

²³ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

²⁴ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用会社は重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄およびサブ・ファンドが保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、国際的格付機関によりB B B - / B a a 3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付は、A A - / A a 3以上に維持されており、サブ・ファンドのN A Vの最大10%が、B B B - / B a a 3の証券に投資され得る。サブ・ファンドの純資産価額の最低50%は、国際的格付機関によりA / A 2以上に格付されている高品質のカナダドル建て国債に投資される。

サブ・ファンドの格付カテゴリ別内訳（2016年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 （%）	指数組入比率 （%）	差 （%）
A A A	50.34	46.08	4.26
A A	20.89	36.80	- 15.91
A	19.92	9.30	10.62
B A A	5.43	7.82	- 2.39
B A	1.00	0.00	1.00
現金*	2.42	0.00	2.42
	100.00	100.00	

* クーボンの支払が予想される場合、現金は決済ベースで負の数値とはならない。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2015年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
A A A	53.42	48.33	5.09
A A	23.08	33.95	- 10.87
A	18.73	10.71	8.02
B A A	4.70	7.01	- 2.31
現金*	0.07	0.00	0.07
	100.00	100.00	

* クーボンの支払が予想される場合、現金は決済ベースで負の数値とはならない。

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。資産の取得時において、サブ・ファンドのNAVの5%を超えて、政府以外の同一企業の社債に投資することはできない。さらに、サブ・ファンドの純資産の最大20%まで、カナダ州政府により発行または保証されている証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター/格付、セクター/デュレーションおよび発行体の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予め管理会社が承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。英文目録見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期/年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o . を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o . に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o . に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o . スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o . が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、C M S プログラムに参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの物的資産は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるB B H & C o . の信用格付は、A +（2015年：A +）である。

流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っているが、キャッシュフローに関する制限に従う義務はない。サブ・ファンドの証券は、公認取引所に上場されているため、容易に換金可能（T + 2）である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる(借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない)。当年度中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2016年5月31日および2015年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。

サブ・ファンドの方針に従って、投資運用会社は日々ベースでサブ・ファンドの流動性ポジションを監視する。以下の表は、サブ・ファンドの資産および負債を分析し、債券の満期日までの残存期間に基づき該当満期別にグループ化したものである。

2016年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	CAD	CAD
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	77,864	77,864
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	22,527,502	22,527,502
負債合計	22,605,366	22,605,366

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	CAD	CAD
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	251,208	251,208
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3	3
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	26,993,145	26,993,145
負債合計	27,244,356	27,244,356

通貨リスク

すべてのサブ・ファンドの投資証券および現金の通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

ユーロ・ボンド・ファンド	2016年 E U R	2015年 E U R
デンマーク・クローネ	131,927	130,443
ポーランド・ズウォティ	96,182	-
英ポンド	2	3
スウェーデン・クローネ	125,724	55,063
合計	<u>353,835</u>	<u>185,509</u>

カナダ・ボンド・ファンド	2016年 C A D	2015年 C A D
ユーロ	3,589	4,790
日本円	-	(3)
合計	<u>3,589</u>	<u>4,787</u>

米国優先証券ファンド	2016年 U S \$	2015年 U S \$
ユーロ	21,578	18,054
日本円	1,202	1,072
合計	<u>22,780</u>	<u>19,126</u>

5. 外貨を含む現金預金

現金残高は、B B H & C o . に保有され、またオーストラリア・ボンド・ファンドの負担する証拠金72,187豪ドル（2015年：96,582豪ドル）は、マクワイア・バンク・リミテッド、オーストラリアに保有されている。先物契約に係る証拠金は、サブ・ファンドがこれら持高をクローズするかかる時点まで引出制限を課せられることがある。

6. 未収債権

	E U R	A U D	C A D	U S \$
未収利息	-	529	13	21
ファンド受益証券売却未収金	-	18,486	-	-
投資有価証券売却未収金	-	-	-	-
その他の資産	4	-	37,983	-
2016年5月31日現在	<u>4</u>	<u>19,015</u>	<u>37,996</u>	<u>21</u>

	E U R	A U D	C A D	U S \$
未収利息	-	787	19	8
ファンド受益証券売却未収金	61,274	155,150	-	-
その他の資産	-	2,670	44,051	-
2015年5月31日現在	<u>61,274</u>	<u>158,607</u>	<u>44,070</u>	<u>8</u>

7. 未払債務 - 1年以内支払期限到来

	EUR	AUD	CAD	US\$
未払利息	17	-	2	10
ファンド受益証券買戻未払金	-	25,595	2,132	14,171
投資有価証券購入未払金	-	-	-	-
未払報酬引当金（注9）	40,703	145,044	75,730	64,098
未払分配金	4,995	205,635	-	66,415
2016年5月31日現在	45,715	376,274	77,864	144,694

	EUR	AUD	CAD	US\$
未払利息	24	-	-	3
ファンド受益証券買戻未払金	-	115,128	50,347	50,775
投資有価証券購入未払金	17,039	-	148,306	-
未払報酬引当金（注9）	15,365	101,702	52,555	54,784
未払分配金	5,612	236,260	-	75,904
2015年5月31日現在	38,040	453,090	251,208	181,466

8. 年度中発行および買戻しの買戻可能受益証券

2016年5月31日	ユーロ・ ボンド・ ファンド (口)	オーストラリア・ ボンド・ ファンド (口)	カナダ・ ボンド・ ファンド (口)	米国 優先証券 ファンド (口)
期首現在発行済受益証券数	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820
発行受益証券数	138,050	556,210	66,280	135,370
買戻受益証券数	(199,820)	(1,297,480)	(461,730)	(609,030)
期末現在発行済受益証券数	454,090	5,014,380	2,211,760	3,320,160

2015年5月31日	ユーロ・ ボンド・ ファンド (口)	オーストラリア・ ボンド・ ファンド (口)	カナダ・ ボンド・ ファンド (口)	米国 優先証券 ファンド (口)
期首現在発行済受益証券数	553,560	5,805,120	2,770,770	3,818,980
発行受益証券数	27,900	483,710	66,900	351,170
買戻受益証券数	(65,600)	(533,180)	(230,460)	(376,330)
期末現在発行済受益証券数	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820

9. 報酬および費用

各サブ・ファンドは、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を管理会社に支払う。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドおよび毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAVの年率0.60%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.61%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.67%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV100,000,000米ドル以下の場合：0.60%

NAV100,000,000米ドル超500,000,000米ドル以下の場合：0.61%

NAV500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.66%

NAV1,000,000,000米ドル超の場合：0.71%

この報酬の中から管理会社は、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。代行協会員は0.10%の年率で報酬を受領し、販売会社は残高を受領する。

管理会社はまた、各サブ・ファンドの資産から、毎日発生し毎月後払いされる、以下の料率の年次管理事務代行報酬を受領する。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000ユーロ以下の場合：0.13%

NAV100,000,000ユーロ超1,000,000,000ユーロ以下の場合：0.115%

NAV1,000,000,000ユーロ超の場合：0.10%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAV200,000,000豪ドル以下の場合：0.13%

NAV200,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.115%

NAV1,000,000,000豪ドル超の場合：0.10%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.12%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.11%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV100,000,000米ドル以下の場合：0.11%

NAV100,000,000米ドル超の場合：0.10%

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの0.06%の料率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる年次報酬を受託会社に支払う。受託会社は、その業務遂行上負担した現金支出費のすべてを、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に以下の料率で年次報酬を支払う。かかる報酬はサブ・ファンドのNAVに基づいて、毎日発生し毎月後払いで支払われる。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV250,000,000ユーロ以下の場合：0.50%

NAV250,000,000ユーロ超500,000,000ユーロ以下の場合：0.45%

NAV500,000,000ユーロ超の場合：0.40%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAV500,000,000豪ドル以下の場合：0.50%

NAV500,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.45%

NAV1,000,000,000豪ドル超の場合：0.40%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.50%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.45%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV500,000,000米ドル以下の場合：0.60%

NAV500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.55%

NAV1,000,000,000米ドル超の場合：0.50%

投資運用会社はその報酬の中から、管理会社の承認を得て投資運用会社が任命したすべての投資顧問会社に報酬を支払う。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、印刷費、監査報酬、法務報酬、配達料金、投資運用会社の合理的旅費、および通信費を含む各サブ・ファンドに関連する管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、各サブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを投資家にアドバイスする。

年度末現在の未払報酬は、以下のとおりである。

	E U R	A U D	C A D	U S \$
受託会社報酬	244	2,600	1,139	1,294
販売会社報酬	2,035	21,784	9,701	10,786
代行協会員報酬	409	4,355	1,905	2,153
投資運用報酬	1,219	21,783	5,683	12,939
投資顧問報酬	818	-	3,811	-
管理事務代行報酬	530	5,632	2,278	2,372
副保管費用	389	1,749	-	840
監査報酬	3,232	34,320	15,095	17,032
その他の費用	31,827	52,821	36,118	16,682
2016年5月31日	40,703	145,044	75,730	64,098

	E U R	A U D	C A D	U S \$
受託会社報酬	282	2,846	1,374	1,544
販売会社報酬	2,341	25,351	11,636	12,862
代行協会員報酬	468	5,070	2,282	2,572
投資運用報酬	1,405	23,721	6,845	15,437
投資顧問報酬	936	-	4,563	-
管理事務代行報酬	610	6,167	2,748	2,830
副保管費用	815	1,806	-	928
監査報酬	3,321	32,883	14,766	14,228
その他の費用	5,187	3,858	8,341	4,383
2015年5月31日	15,365	101,702	52,555	54,784

10. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純利益

2016年5月31日に終了した年度の投資活動における純利益は、以下のとおりである。

	E U R	A U D	C A D	U S \$
以下からの実現純利益：				
- 投資証券および通貨	101,509	750,176	540,730	3,073
- 先物契約	-	493,012	-	-
- 先渡為替契約	4,868	738	495	332
	106,377	1,243,926	541,225	3,405
以下からの実現純損失：				
- 投資証券および通貨	(24,850)	(290,661)	(123,861)	(268,030)
- 先物契約	-	(518,265)	-	-
- 先渡為替契約	(4,876)	(615)	(408)	(474)
	(29,726)	(809,541)	(124,269)	(268,504)
以下からの未実現利益の変動純額：				
- 投資証券および通貨	-	-	-	892
- 先渡為替契約	-	-	3	3
	-	-	3	895
以下からの未実現損失の変動純額：				
- 投資証券および通貨	(75,315)	(380,060)	(549,121)	(568,972)
- 先渡為替契約	(577)	-	-	-
	(75,892)	(380,060)	(549,121)	(568,972)
受取配当金	-	-	-	583,806
支払配当金	-	-	-	(68,213)
受取利息	153,573	2,545,716	771,594	940,848
純費用平準化	(1,124)	(10,805)	(109,398)	(45,477)
純資本平準化	(34,004)	(335,814)	(23,875)	-
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債 に係る純利益	119,204	2,253,422	506,159	577,788

2015年5月31日に終了した年度の投資活動における純利益は、以下のとおりである。

	EUR	AUD	CAD	US\$
以下からの実現純利益：				
- 投資証券および通貨	210,904	839,406	277,542	797,685
- 先物契約	-	46,337	-	-
- 先渡為替契約	11,844	254	916	112
	222,748	885,997	278,458	797,797
以下からの実現純損失：				
- 投資証券および通貨	(20,081)	(68,880)	(416,900)	(110,075)
- 先物契約	-	(117,779)	-	-
- 先渡為替契約	(38,776)	(687)	(257)	(284)
	(58,857)	(187,346)	(417,157)	(110,359)
以下からの未実現利益の変動純額：				
- 投資証券および通貨	57,969	716,436	892,394	-
- 先渡為替契約	1,437	553	-	-
	59,406	716,989	892,394	-
以下からの未実現損失の変動純額：				
- 投資証券および通貨	-	-	-	(679,513)
- 先渡為替契約	-	-	(3)	(2)
	-	-	(3)	(679,515)
受取配当金	-	-	-	696,701
支払配当金	-	-	-	(97,500)
受取利息	186,874	3,017,143	971,456	996,311
支払利息	(16,136)	-	-	-
純収益平準化	-	1,281	-	-
純費用平準化	(2,985)	-	(59,197)	(4,304)
純資本平準化	(22,684)	(10,229)	(9,214)	-
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純利益	368,366	4,423,835	1,656,737	1,599,131

11. 関連当事者間取引

管理会社、受託会社、投資運用会社、代行協会員、販売会社および関連会社は、財務報告基準（FRS第102号）の下で関連当事者であるとみなされる。当期中に関連当事者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。期末現在の関連当事者への未払金額は、注記9に開示されている。

大和証券株式会社は、唯一の受益者であり、各サブ・ファンドの受益証券を100%保有している。

AIF規則書の要件に基づき、管理会社、投資運用会社、受託会社、投資顧問会社または委託先もしくはグループ会社（以下「関連当事者」という。）によりファンドが行うすべての取引は、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されることを確実にするための（文書化された手順により証明される）取決めが揃い、かつ、当期中の関連当事者との取引が上記の義務に準拠していたことを満たしている。

12. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドが受領したすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を毎月宣言する意向である。ただし、信託証書に定める規定に従って適当な調整を行うことを条件とする。管理会社はまた、毎月または管理会社が決定するその他の時期に、各サブ・ファンドの実現および未実現売買益から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができる。

分配は各月の最終営業日に宣言され、カナダ・ボンド・ファンド（各月の15日に分配が宣言され、当該日が営業日でない場合には前営業日に宣言され、分配落日の翌営業日に支払われる。）を除く各サブ・ファンドの場合、日本で販売される受益証券に関しては販売会社に対して、分配落日直後の第2営業日に支払われる。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払われる。

2016年5月31日に終了した年度の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり 分配金	分配金額	1口当たり 分配金	分配金額
	EUR	EUR	AUD	AUD
2015年6月	0.011	5,650	0.041	234,104
2015年7月	0.011	5,578	0.041	234,427
2015年8月	0.011	5,583	0.041	235,533
2015年9月	0.011	5,559	0.041	236,437
2015年10月	0.011	5,452	0.041	227,526
2015年11月	0.011	5,423	0.041	220,529
2015年12月	0.011	4,971	0.041	205,978
2016年1月	0.011	4,966	0.041	205,865
2016年2月	0.011	5,056	0.041	204,876
2016年3月	0.011	5,020	0.041	204,929
2016年4月	0.011	5,009	0.041	203,376
2016年5月	0.011	4,995	0.041	205,635
合計		<u>63,262</u>		<u>2,619,215</u>

	CAD	CAD	US\$	US\$
2015年6月	0.022	56,854	0.020	74,191
2015年7月	0.022	56,399	0.020	73,385
2015年8月	0.022	55,920	0.020	71,739
2015年9月	0.022	55,590	0.020	70,727
2015年10月	0.022	55,082	0.020	70,463
2015年11月	0.022	54,709	0.020	69,145
2015年12月	0.022	50,961	0.020	68,069
2016年1月	0.022	48,481	0.020	67,872
2016年2月	0.022	49,057	0.020	67,801
2016年3月	0.022	49,086	0.020	67,101
2016年4月	0.022	48,817	0.020	66,882
2016年5月	0.022	48,677	0.020	66,415
合計		<u>629,633</u>		<u>833,790</u>

2015年5月31日に終了した年度の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり 分配金	分配金額	1口当たり 分配金	分配金額
	EUR	EUR	AUD	AUD
2014年6月	0.011	6,060	0.041	238,508
2014年7月	0.011	5,946	0.041	239,428
2014年8月	0.011	5,909	0.041	238,418
2014年9月	0.011	5,689	0.041	238,772
2014年10月	0.011	5,681	0.041	239,713
2014年11月	0.011	5,660	0.041	238,956
2014年12月	0.011	5,767	0.041	233,817
2015年1月	0.011	5,754	0.041	234,087
2015年2月	0.011	5,787	0.041	233,640
2015年3月	0.011	5,632	0.041	233,078
2015年4月	0.011	5,609	0.041	237,588
2015年5月	0.011	5,612	0.041	236,260
合計		<u>69,106</u>		<u>2,842,265</u>

	CAD	CAD	US\$	US\$
2014年6月	0.022	60,727	0.020	76,246
2014年7月	0.022	60,587	0.020	76,258
2014年8月	0.022	59,522	0.020	77,360
2014年9月	0.022	59,350	0.020	77,182
2014年10月	0.022	59,022	0.020	77,019
2014年11月	0.022	58,339	0.020	76,872
2014年12月	0.022	58,070	0.020	75,868
2015年1月	0.022	58,330	0.020	77,787
2015年2月	0.022	57,963	0.020	78,030
2015年3月	0.022	57,776	0.020	77,767
2015年4月	0.022	57,925	0.020	76,622
2015年5月	0.022	57,553	0.020	75,904
合計		<u>705,164</u>		<u>922,915</u>

13. 純資産額の推移

	EUR	AUD	CAD	US\$
2016年				
NAV	EUR 4,823,191	AUD 51,218,857	CAD 22,527,502	US \$ 25,418,519
受益証券数（口）	454,090	5,014,380	2,211,760	3,320,160
1口当たりNAV	EUR 10.62	AUD 10.21	CAD 10.19	US \$ 7.66
2015年				
NAV	EUR 5,553,794	AUD 59,700,066	CAD 26,993,145	US \$ 30,020,330
受益証券数（口）	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820
1口当たりNAV	EUR 10.77	AUD 10.37	CAD 10.35	US \$ 7.91
2014年				
NAV	EUR 5,786,386	AUD 59,488,764	CAD 28,084,111	US \$ 30,184,463
受益証券数（口）	553,560	5,805,120	2,770,770	3,818,980
1口当たりNAV	EUR 10.45	AUD 10.25	CAD 10.14	US \$ 7.90

14. 税金

現行の法令および実務に基づき、ファンドは、1997年統合租税法（改正済み）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。かかる基準にのっとり、その収益または利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

しかしながら、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が発生し得る。課税事由には、受益者への分配金支払、受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡または当該受益証券取得開始より8年間経過した時点毎の受益証券の保有が含まれる。

以下に関して、課税事由についてファンドにアイルランドの税金は生じない。

- 税法上、アイルランド非居住者および課税事由発生時にアイルランドに通常居住していない受益者。ただし、1997年統合租税法（改正済み）の規定に基づき、ファンドが適切かつ有効な宣言書を保有していること、または適切な宣言書がない場合、総額の支払を行う許可をファンドがアイルランド歳入庁より得ていることを条件とする。
- 一定のアイルランド居住のアイルランドの税金の免税受益者。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていなければならない。

ファンドによる投資に対して受領する受取配当金、受取利息およびキャピタル・ゲイン（もしあれば）には、投資収益/利益が発生する国の源泉税が課せられることがある。ファンドまたは受益者は、かかる税金の還付を受けることができないことがある。

15. ソフト・コミッション協定

ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

16. 当該報告書で使用された為替レート

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

資産および負債をユーロに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2016年	2015年
デンマーク・クローネ	7.438465	7.460312
ポーランド・ズウォティ	4.390829	-
英ポンド	0.764859	0.718469
スウェーデン・クローネ	9.299264	9.367134

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

資産および負債をカナダドルに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2016年	2015年
ユーロ	0.686698	0.730719
日本円	-	99.415181

毎月分配 米国優先証券ファンド

資産および負債を米ドルに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2016年	2015年
ユーロ	0.898270	0.912120
日本円	110.095000	124.095000

17. 当期中の事象

中央銀行は、新しい基本信託証書を承認し、AIFMDに関連して更新された2016年1月29日付の最新の目論見書について記録した。

18. 後発事象

当期末後から9月28日の間に、財務書類上で開示を要求される事象は生じなかった。

19. 財務書類の承認

管理会社の取締役は、2016年9月28日付でファンドの財務書類を承認した。

(3) 【投資有価証券明細表等】

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年5月31日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)
債務証券			
オーストラリア			
Austria Government 3.9% 15-Jul-20	55,000	64,714	1.34
Austria Government 3.5% 15-Sep-21	42,000	50,347	1.04
Austria Government 3.4% 22-Nov-22	48,000	58,982	1.22
Austria Government 4.85% 15-Mar-26	11,000	15,777	0.33
Heta Asset Res 2.375% 13-Dec-22	100,000	109,857	2.28
Republic of Austria 1.2% 20-Oct-25	30,000	32,424	0.67
Telekom Finanz 3.125% 03-Dec-21	20,000	22,672	0.47
		<u>354,773</u>	<u>7.35</u>
ベルギー			
Belgium Government 0.8% 22-Jun-25	35,000	36,330	0.75
Belgium Kingdom 5% 28-Mar-35	26,000	43,263	0.90
		<u>79,593</u>	<u>1.65</u>
カナダ			
Royal Bank of Canada 4.625% 22-Jan-18	50,000	53,922	1.12
		<u>53,922</u>	<u>1.12</u>
チェコ共和国			
Czech Government 3.875% 24-May-22	71,000	86,663	1.80
		<u>86,663</u>	<u>1.80</u>
デンマーク			
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-23	209,000	30,456	0.63
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-24	700,000	101,508	2.10
		<u>131,964</u>	<u>2.73</u>
フランス			
Axa FRN 16-Apr-40	50,000	55,311	1.15
BNP Paribas 3.375% 12-Jan-17	50,000	51,102	1.06
BNP Paribas 2.5% 23-Aug-19	6,000	6,451	0.13
France Government 4.25% 25-Oct-18	142,000	158,018	3.28
France Government 3.75% 25-Apr-21	161,000	192,556	3.99
France Government 2.25% 25-May-24	108,000	125,851	2.61
France Government 1.75% 25-Nov-24	7,000	7,876	0.16
France Government 6% 25-Oct-25	36,000	54,917	1.14
France Government 5.75% 25-Oct-32	56,000	96,964	2.01
France Government 4% 25-Oct-38	2,000	3,064	0.06
France Government 3.25% 25-May-45	29,000	41,284	0.86
RCI Banque 2.25% 29-Mar-21	50,000	53,514	1.11
		<u>846,908</u>	<u>17.56</u>

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年5月31日現在

債務証券（続き）	名目保有高	公正価額 （ユーロ）	純資産 比率（％）
ドイツ			
Commerzbank 4% 23-Mar-26	15,000	15,513	0.32
Germany Federal Republic 1.5% 15-May-24	11,000	12,408	0.26
Germany Government 1% 12-Oct-18	95,000	98,429	2.04
Germany Government 2.5% 04-Jan-21	47,000	53,369	1.11
Germany Government 2% 04-Jan-22	116,000	131,219	2.72
Germany Government 0.5 15-Feb-25	53,000	55,275	1.15
Germany Government 1% 15-Aug-25	185,000	200,654	4.16
Germany Government 4% 04-Jan-37	76,000	124,407	2.58
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	53,000	74,906	1.55
Germany Government 2.5% 18-Aug-46	23,000	32,983	0.68
KFW 4.375% 04-Jul-18	38,000	41,817	0.87
		840,980	17.44
アイスランド			
Iceland Government 2.5% 15-Jul-20	100,000	107,047	2.22
		107,047	2.22
アイルランド			
AIB Mortgage 4.875% 29-Jun-17	100,000	105,320	2.18
Cloverie Plc FRN 24-Jul-39	50,000	58,453	1.21
Ireland Government 5.4% 13-Mar-25	33,000	46,235	0.96
		210,008	4.35
イタリア			
Buoni Poliennali Del Tes 3.5% 01-Jun-18	75,000	80,351	1.67
Buoni Poliennali Del Tes 0.7% 01-May-20	10,000	10,196	0.21
Buoni Poliennali Del Tes 4.75% 01-Sep-21	39,000	47,628	0.99
Buoni Poliennali Del Tes 3.1% 15-Sep-26	20,000	26,297	0.55
Intesa Sanpaolo 4.125% 14-Apr-20	50,000	56,457	1.17
Italy Government 3.75% 01-Mar-21	22,000	25,499	0.53
Italy Government 5.5% 01-Sep-22	23,000	29,730	0.62
Italy Government 4.5% 01-May-23	8,000	9,965	0.21
Italy Government 2% 01-Dec-25	96,000	101,440	2.10
Italy Government 4.75% 01-Sep-28	20,000	26,766	0.55
Italy Government 6% 01-May-31	114,000	174,627	3.62
Italy Government 5.75% 01-Feb-33	18,000	27,459	0.57
Italy Government 5% 01-Sep-40	5,000	7,343	0.15
Italy Government 4.75% 01-Sep-44	28,000	40,698	0.84
Unicredit SPA 4.375% 31-Jan-22	50,000	61,981	1.29
		726,437	15.07

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年5月31日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)
債務証券(続き)			
メキシコ			
America Movil 4.75% 28-Jun-22	50,000	60,967	1.26
		60,967	1.26
オランダ			
Heineken NV 3.5% 19-Mar-24	5,000	6,005	0.12
ING Bank NV FRN 29-May-23	50,000	54,788	1.14
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	103,400	163,412	3.39
Rabobank Ned 4% 11-Jan-22	30,000	35,647	0.74
		259,852	5.39
ポーランド			
Poland Government 4.75% 25-Oct-16	417,000	96,220	1.99
Poland Government 1.5% 25-Apr-20	2,000	446	0.01
Poland Government 0.875% 10-May-27	37,000	34,632	0.72
		131,298	2.72
スロベニア			
Republika Slovenija 2.125% 28-Jul-25	10,000	10,763	0.22
Slovenia Government 5.125% 30-Mar-26	40,000	53,602	1.11
		64,365	1.33
スペイン			
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	33,000	49,553	1.03
Gas Natural Cap 4.5% 27-Jan-20	50,000	57,516	1.19
Instituto De Credito Oficial 6% 08-Mar-21	15,000	18,898	0.39
Spain Government 0.5% 31-Oct-17	31,000	31,273	0.65
Spain Government 4.6% 30-Jul-19	8,000	9,137	0.19
Spain Government 5.85% 31-Jan-22	97,000	125,771	2.61
Spain Government 5.9% 30-Jul-26	15,000	21,157	0.44
Telefonica 4.693% 11-Nov-19	50,000	57,463	1.19
		370,768	7.69
国際機関			
Eurofima 4% 27-Oct-21	50,000	60,743	1.26
European Investment Bank 1.75% 12-Nov-26	230,000	25,319	0.52
		86,062	1.78
スウェーデン			
Nordea Bank AB 4% 29-Mar-21	50,000	56,980	1.18
Skandinaviska Enskilda Banken AB 1.5% 17-Jun-20	500,000	55,972	1.16
Sweden Government 3.5% 30-Mar-39	310,000	44,860	0.93
		157,812	3.27

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表

2016年5月31日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)	
債務証券(続き)				
アメリカ合衆国				
Bank of America 4.625% 07-Aug-17	50,000	52,712	1.09	
Goldman Sachs 6.375% 02-May-18	30,000	33,570	0.70	
HSBC Finance 4.875% 30-May-17	50,000	52,413	1.09	
Morgan Stanley 5.5% 02-Oct-17	50,000	53,632	1.11	
Pemex Project 6.375% 05-Aug-16	20,000	20,206	0.42	
		212,533	4.41	
債務証券合計		4,781,952	99.14	
	ノーショナル ・コスト (ユーロ)	未実現利益 (ユーロ)	未実現(損失) (ユーロ)	純資産 比率(%)
先渡為替契約				
デンマーク				
Danish Krone 23-Aug-16	(130,797)	-	(38)	-
ポーランド				
Polish Zloty 23-Aug-16	(98,562)	-	(490)	(0.01)
スウェーデン				
Swedish Krona 23-Aug-16	(126,099)	-	(426)	(0.01)
先渡為替契約に係る未実現損失合計		-	(954)	(0.02)

先渡為替契約の取引相手方は、スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドである。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

組入証券変動明細表

(未監査)

2016年5月31日現在

	名目取得高	名目売却高
Barclays Bank 4% 07-Oct-19	-	50,000
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	33,000	-
Buoni Poliennali Del Tes 3.5% 01-Jun-18	75,000	-
Buoni Poliennali Del Tes 0.7% 01-May-20	60,000	50,000
Buoni Poliennali Del Tes 4.75% 01-Sep-21	39,000	-
European Investment Bank 4.75% 15-Oct-17	-	80,000
France Government 4.25% 25-Oct-18	213,000	95,000
Germany Government 1.25% 14-Oct-16	-	533,000
Germany Government 2.5% 04-Jan-21	47,000	-
Germany Government 2% 04-Jan-22	71,000	42,000
Germany Government 1.5% 15-Feb-23	97,000	97,000
Germany Government 0.5% 15-Feb-25	78,000	99,000
Germany Government 1% 15-Aug-25	138,000	-
Germany Government 1% 15-Aug-25	185,000	-
Germany Government 4% 04-Jan-37	37,000	-
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	28,000	122,000
Germany Government 2.5% 18-Aug-46	34,000	-
Italy Government 1.7% 15-Sep-18	-	67,000
Italy Government 4.5% 1-Feb-20	-	54,000
Italy Government 1.5% 01-Jun-25	100,000	100,000
Italy Government 2% 01-Dec-25	122,000	-
Italy Government 4.75% 01-Sep-44	-	54,000
Lloyds Bank 6.5% 24-Mar-20	-	50,000
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	23,000	-
Poland Government 4.75% 25-Oct-16	417,000	-
Poland Government 1.5% 25-Apr-20	250,000	248,000
Poland Government 3.375% 09-Jul-24	-	30,000
Poland Government 0.875 10-May-27	-	63,000
Spain Government 0.5% 31-Oct-17	-	137,000
Sweden Government 3.5% 30-Mar-39	310,000	-
Vale SA 4.375% 24-Mar-18	-	50,000

上記は、アイルランド中央銀行により要求される、年度中の投資有価証券の変動計算書を表章する。当該明細表は、当期中における取得有価証券の上位20銘柄および売却有価証券の上位19銘柄を表示している。当年度中、その他の売却はなかった。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

Daiwa Bond Fund Series
 Monthly Dividend Euro Bond Fund
 Statement of Financial Position
 As at 31st May 2016

	Notes	2016 EUR	2015 EUR
Assets			
Cash	5	24,937	81,814
Debtors	6	4	61,274
Financial assets at fair value through profit or loss	2,3	4,844,919	5,449,123
Total Assets		4,869,860	5,592,211
Liabilities			
Creditors - due within one year	7	45,715	38,040
Financial liabilities at fair value through profit or loss	2,3	954	377
Liabilities (excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units)		46,669	38,417
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units		4,823,191	5,553,794

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

On behalf of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Hiromitsu Tanaka
 Director

Peter Callaghan
 Director

Date: 28th September 2016

Daiwa Bond Fund Series
Monthly Dividend Euro Bond Fund
Statement of Comprehensive Income
For the year ended 31st May 2016

	Notes	2016 EUR	2015 EUR
Income			
Bank interest	2	-	6
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	10	119,204	368,366
Other income		472	-
Total Income		119,676	368,372
Expenses			
Bank interest	2	55	25
Trustee fees	9	3,070	3,394
Distributor fees	9	25,576	28,277
Agent Company fees	9	5,119	5,655
Investment Manager fees	9	15,341	16,966
Investment Adviser fees	9	10,238	11,311
Administration fees	9	6,651	7,353
Sub-custody expenses		3,917	5,521
Audit fees		3,232	3,321
Legal fees		30,463	24,465
Printing fees		50,940	32,191
Other expenses		13,575	15,617
Total Expenses		168,177	154,096
Net (Expense)/Income		(48,501)	214,276
Finance Costs			
Distributions	12	(63,262)	(69,106)
Total Finance Costs		(63,262)	(69,106)
(Decrease)/ increase in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after Distributions		(111,763)	145,170

Gains and losses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

Daiwa Bond Fund Series

Monthly Dividend Euro Bond Fund

Statement of Changes in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units

For the year ended 31st May 2016

	2016	2015
	EUR	EUR
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at start of the year	5,553,794	5,786,386
Proceeds from Redeemable Participating Units issued	1,461,717	301,377
Payments for Redeemable Participating Units redeemed	(2,115,685)	(704,808)
Net income equalisation (Note 2)	1,124	2,985
Net capital equalisation (Note 2)	34,004	22,684
(Decrease)/ increase in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units after Distributions	<u>(111,763)</u>	<u>145,170</u>
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units at end of the year	<u><u>4,823,191</u></u>	<u><u>5,553,794</u></u>

The accompanying notes and schedules form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Notes to the Financial Statements

31st May 2016

1. GENERAL INFORMATION

Daiwa Bond Fund Series (the "Fund") was constituted on 7th November 2002, as an open-ended umbrella Unit Trust authorised by the Central Bank of Ireland pursuant to the provisions of the Unit Trusts Act, 1990.

The Trust Deed constitutes the Fund, which is made up of the Sub-Funds. The proceeds from the issue of Units in a Sub-Fund are applied in the records and accounts of the Fund for that Sub-Fund and the assets and liabilities and income and expenditure attributable thereto are applied to that Sub-Fund subject to the provisions of the Trust Deed. Monies subscribed for each Sub-Fund must be in the denominated currency of the relevant Sub-Fund. The Sub-Funds and their denominated currencies are: Monthly Dividend Euro Bond Fund (EUR) ("Euro Bond Fund"), Monthly Dividend Australian Bond Fund (AUD) ("Australian Bond Fund"), Monthly Dividend Canada Bond Fund (CAD) ("Canada Bond Fund") and Monthly Dividend US Preferred Securities Fund (US\$) ("US Preferred Securities Fund").

The primary investment objective of Euro Bond Fund is to pursue income gains in a stable manner and to seek long term capital growth through investments primarily structured in a diversified portfolio of Euro denominated investment grade fixed income products including government bonds, supranational agencies' bonds, corporate bonds or asset-backed securities listed or traded primarily on European exchanges but also on Recognised Exchanges. This Sub-Fund will at no time invest more than 15% in emerging markets.

The primary investment objective of Australian Bond Fund is to provide investors with a high level of current income through relatively stable distributions and to seek mid to long term capital appreciation while accepting moderate level of risk. This will be achieved through investing primarily in fixed income securities denominated in Australian Dollars and generally listed or traded on a Recognised Exchange. This Sub-Fund will at no time invest more than 10% in emerging markets.

The primary investment objective of Canada Bond Fund is to pursue income gains in a stable manner and to seek long term capital growth through investing in investment grade fixed income products denominated in Canadian Dollars including government bonds, supranational agencies' bonds, corporate bonds, bonds issued by the governments of the Canadian provinces or asset-backed securities listed or traded primarily on a Recognised Exchange and/or domestic Canadian bonds traded on a Recognised Exchange.

The primary investment objective of US Preferred Securities Fund is to seek to provide high current income with a secondary investment objective of seeking to provide capital appreciation through investing primarily in a portfolio of preferred securities denominated in U.S. Dollars or providing for payment in U.S. Dollars.

Australian Bond Fund and Euro Bond Fund commenced trading on 19th December 2002. Canada Bond Fund commenced trading on 30th June 2003 and US Preferred Securities Fund commenced trading on 30th September 2003.

1. GENERAL INFORMATION (continued)

Effective 22nd July 2014, SMT Fund Services (Ireland) Limited (the Alternative Investment Fund Manager, "AIFM") registered under the EU Alternative Investment Fund Manager's Directive ("AIFMD"). One of the main objectives of the AIFMD is to increase transparency around the activities of the AIFM and their Alternative Investment Funds ("AIFs").

The Units of US Preferred Securities Fund were listed on the Irish Stock Exchange on 9th December 2003.

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies adopted by the Sub-Funds are as follows:

Basis of preparation

The financial statements of the Fund have been prepared in accordance with the historical cost convention, as adjusted for the revaluation of financial instruments held at fair value through profit or loss and in compliance with Irish Financial Reporting Standards, including Financial Reporting Standard 102, "The Financial Reporting Standard applicable in the United Kingdom and the Republic of Ireland" ("FRS 102"). This is the first year end that the Fund has presented its results under FRS 102. The last financial statements under Irish GAAP were for the year ended 31st May 2015. The date of transition to FRS 102 was 1st June 2014. The transition to FRS 102 has resulted in no changes to the reported financial position or financial performance of the Fund compared to that presented previously. No adjustments have been made to either the equity presented in the opening Statement of Financial Position as at 31st May 2015 or as at 31st May 2016.

The preparation of financial statements in conformity with FRS 102 requires management to make judgements, estimates and assumptions that effect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates. The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are summarised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Financial Assets and Liabilities at fair value through profit or loss

This category has two sub-categories: financial assets and liabilities held for trading and those designated by management at fair value through profit or loss at inception.

Financial instruments held for trading ("trading securities") are securities that are acquired for generating a profit from short-term fluctuations in price or dealer's margin or are included in a portfolio in which a pattern of short-term profit taking exists.

Derivatives such as forwards and futures are also categorised as held for trading. All derivatives are carried in assets when amounts are receivable by the Sub-Funds and in liabilities when amounts are payable by the Sub-Funds. Changes in fair values of derivatives are included in the Statement of Comprehensive Income.

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial Assets and Liabilities at fair value through profit or loss (continued)

The fair value of financial instruments traded in active markets is based on quoted market prices at the year end. The quoted market price used for financial assets/liabilities held by the Sub-Funds is the current bid price. Gains and losses arising from changes in the fair value of the financial assets and liabilities at fair value through profit or loss category are included in the Statement of Comprehensive Income in the year in which they arise. Included in financial assets and liabilities at fair value through profit or loss is interest earned on investments since the last coupon payment date and dividends received on investments.

The Sub-Funds' trading securities are accounted for on the trade date and are recorded at fair value at time of acquisition. Transaction costs are expensed as incurred and included in the Statement of Comprehensive Income as part of the net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss. All gains and losses from trading financial instruments for the year ended 31st May 2016 are included in the Statement of Comprehensive Income.

Fair value estimates are made at a specific point in time, based on market conditions and information about the financial instrument. These estimates are subjective in nature and involve uncertainties and matters of significant judgement and therefore, cannot be determined with precision. Changes in assumptions could significantly affect the estimates and those differences could be material.

Foreign Currencies

Items included in the Sub-Funds' financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which they operate (the "functional currency"), which is Euro ("EUR") in respect of Euro Bond Fund, Australian Dollars ("AUD") in respect of Australian Bond Fund, Canadian Dollars ("CAD") in respect of Canada Bond Fund and United States Dollars ("US\$") in respect of US Preferred Securities Fund. Securities transactions are recorded in the financial statements on the trade date of the transaction and translated into the functional currency at the exchange rate prevailing at the close of business on the trade date. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into the Sub-Funds' functional currencies at the exchange rates ruling at the year end. Foreign currency gains or losses arising from trading activities are included in the Statement of Comprehensive Income.

Income

Dividend income is recorded gross of any non-reclaimable withholding taxes suffered on an ex-date basis. Interest income is accounted for on an effective interest basis gross of any non-reclaimable withholding taxes. Discounts and premiums on securities are amortised and accreted rateably over the life of the respective securities. Bond income is calculated using an annual percentage rate.

Expenses

Expenses are accounted for on an accruals basis.

2. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Net Income/(Expense) and Net Capital Equalisation

The Fund maintains equalisation accounts in each Sub-Fund with a view to ensuring that the level of dividends payable on units are not affected by the issue and redemption of such units during a distribution period. The subscription price of units is therefore deemed to include an equalisation payment calculated by reference to the net accrued income and net gain/(loss) of the Sub-Fund and the first distribution in respect of any unit will include a payment of capital usually equal to the amount of such equalisation payment. The redemption price of each unit also includes an equalisation payment in respect of the net accrued income and net gain/(loss) of the Sub-Fund up to the date of redemption.

Net Asset Value (" NAV ") per Redeemable Participating Unit

Redeemable Participating Units are redeemable at the Unit holders option and are classified as financial liabilities. The NAV per Redeemable Participating Unit is calculated by dividing the total Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units of the Sub-Fund by the number of Redeemable Participating Units in issue. All Redeemable Participating Units are issued and redeemed at this price. Units are redeemed on the dealing day that the redemption request is received and accepted by the Investment Manager.

Cash Flow Statement

The Sub-Funds have availed of the exemption available to open ended investment funds under FRS 102 Section 7.1A not to prepare cash flow statements.

3. FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

31st May 2016

	EUR	AUD	CAD	US\$
Financial assets at fair value through profit or loss				
Held for trading:				
- debt securities	4,781,952	50,142,408	22,008,806	4,655,473
- preferred securities	-	-	-	20,019,464
- dividends due on investments	-	-	-	34,841
- interest due on investments	62,967	478,932	247,528	236,440
- forward currency contracts	-	-	-	-
Total financial assets at fair value through profit or loss	4,844,919	50,621,340	22,256,334	24,946,218
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Held for trading:				
- forward currency contracts	954	-	-	-
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	954	-	-	-

3. FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (continued)

31st May 2015

	EUR	AUD	CAD	US\$
Financial assets at fair value through profit or loss				
Held for trading:				
- debt securities	5,380,466	58,591,066	26,598,386	15,720,882
- preferred securities	-	-	-	13,918,201
- dividends due on investments	-	-	-	38,273
- interest due on investments	68,657	604,941	376,882	273,050
Total financial assets at fair value through profit or loss	5,449,123	59,196,007	26,975,268	29,950,406

Financial liabilities at fair value through profit or loss

Held for trading:				
- forward currency contracts	377	-	3	2
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	377	-	3	2

The table over leaf shows financial instruments recognised at fair value, analysed between those whose fair value is based on:

- quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1);
- those involving inputs other than quoted prices included in Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices) (Level 2) and;
- those with inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs) (Level 3).

Euro Bond Fund

31 st May 2016	Level 1 EUR	Level 2 EUR	Level 3 EUR	Total EUR
Financial assets at fair value through profit or loss				
<i>Financial assets held for trading</i>				
Debt securities	-	4,781,952	-	4,781,952
	-	4,781,952	-	4,781,952
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
<i>Financial liabilities held for trading</i>				
Forward currency contracts	-	954	-	954
	-	954	-	954

3. FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

31st May 2015	Level 1 EUR	Level 2 EUR	Level 3 EUR	Total EUR
Financial assets at fair value through profit or loss				
<i>Financial assets held for trading</i>				
Debt securities	-	5,380,466	-	5,380,466
	-	5,380,466	-	5,380,466
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
<i>Financial liabilities held for trading</i>				
Forward currency contracts	-	377	-	377
	-	377	-	377

Australian Bond Fund

31st May 2016	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Financial assets at fair value through profit or loss				
<i>Financial assets held for trading</i>				
Debt securities	19,031,925	31,110,483	-	50,142,408
	19,031,925	31,110,483	-	50,142,408
31st May 2015				
Financial assets at fair value through profit or loss				
<i>Financial assets held for trading</i>				
Debt securities	22,570,611	36,020,455	-	58,591,066
	22,570,611	36,020,455	-	58,591,066

3. FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (continued)

Canada Bond Fund

31 st May 2016	Level 1 CAD	Level 2 CAD	Level 3 CAD	Total CAD
---------------------------	----------------	----------------	----------------	--------------

Financial assets at fair value through profit or loss

Financial assets held for trading

Debt securities	-	22,008,806	-	22,008,806
	-	22,008,806	-	22,008,806

31 st May 2015	Level 1 CAD	Level 2 CAD	Level 3 CAD	Total CAD
---------------------------	----------------	----------------	----------------	--------------

Financial assets at fair value through profit or loss

Financial assets held for trading

Debt securities	-	26,598,386	-	26,598,386
	-	26,598,386	-	26,598,386

Financial liabilities at fair value through profit or loss

Financial liabilities held for trading

Forward currency contracts	-	3	-	3
	-	3	-	3

US Preferred Securities Fund

31 st May 2016	Level 1 US\$	Level 2 US\$	Level 3 US\$	Total US\$
---------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	---------------

Financial assets at fair value through profit or loss

Financial assets held for trading

Debt securities	-	4,655,473	-	4,655,473
Preferred securities	-	20,019,464	-	20,019,464
	-	24,674,937	-	24,674,937

3. FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (continued)

US Preferred Securities Fund (continued)

31st May 2015	Level 1 US\$	Level 2 US\$	Level 3 US\$	Total US\$
Financial assets at fair value through profit or loss				
<i>Financial assets held for trading</i>				
Debt securities	-	15,720,882	-	15,720,882
Preferred securities	-	13,918,201	-	13,918,201
	-	29,639,083	-	29,639,083
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
<i>Financial liabilities held for trading</i>				
Forward currency contracts	-	2	-	2
	-	2	-	2

The Fund has early adopted " FRED 62 Draft Amendments to FRS 102 - Fair Value Hierarchy Disclosures " , which is effective for accounting periods beginning on or after 1st January 2017. This requires the Fund to classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

4. RISK FACTORS

The main risks arising from the Sub-Fund's financial instruments can be summarised as follows:

US Preferred Securities Fund

Set out below is a description of some of the more important types of risks and an outline of the processes BlackRock Investment Management LLC (" Blackrock ") has implemented to assess, monitor and control these specific risks.

Market risk

Market risk represents the risk of adverse movements in markets (including asset prices, volatility, changes in yield curve, implied option volatility or other market variables) for the securities, derivatives or the underlying asset, reference rate or index, to which the derivatives relate. Such risk is created by holding any financial instrument, physical or derivative, which creates exposure to movements in prices of a financial instrument or market.

4. RISK FACTORS (continued)

US Preferred Securities Fund (continued)

Market risk (continued)

The following specific processes are in place to control market risk and prohibit speculation:

- market risk for the Sub-Fund is assessed by BlackRock, where derivatives are included on a fully paid up exposure basis. Where options or option related derivatives are used, exposure is determined on a delta weighted basis;
- restrictions on gearing of the portfolio are in place (i.e. where the level of market exposure exceeds the market value of the Sub-Fund). Derivatives cannot be used to circumvent gearing/borrowing restrictions imposed by the Sub-Fund's investment guidelines;
- net exposures of the Sub-Fund to an asset class, including the delta weighted exposure of derivative instruments, are restricted by the Sub-Fund's investment guidelines;
- in the case of use of derivative positions to achieve exposure, the Sub-Fund will hold sufficient cash or appropriate equivalent liquid assets to meet potential obligations arising from the net derivative position. In the case of derivative positions to remove exposure, the Sub-Fund will hold assets which are considered a reasonable hedge.

Portfolio construction operates within the overall risk control framework. Where appropriate, investment supervisors or senior fund managers monitor and review Sub-Fund performance achieved against the benchmark, BofA Merrill Lynch Hybrid Preferred Securities Index and performance objectives on a regular basis. Where relevant, they also review asset allocation and sector strategy for consistency with house and team targets.

Regular investment reviews are run for the Sub-Fund. The risk reporting uses information and analysis generated from, but not restricted to, systems such as Barra Aegis, Factset Portfolio Analysis, Lipper Hindsight and S&P Micropal, as well as a number of internally developed BlackRock analytical tools.

BlackRock's proprietary quantitative risk management analytics technology, models the risk characteristics (including interest rate, yield curve, cash flow, credit and liquidity risk) of all sectors, individual portfolios and securities, as well as indices and customised benchmarks. The comprehensive set of risk measures, which is updated on a daily basis, includes: duration, swap-spread duration, key-rate duration, convexity, option adjusted spread, bid-ask spread and volatility. The proprietary analytics system, also allows BlackRock to reverse engineer each transaction before purchase. Securities (and portfolios) are subjected to "what if" scenarios, identifying the effects interest rate shifts will have on the effective duration and cash flows of the security and portfolio. This type of analysis provides a complete understanding of each security and its parametric characteristics and often uncovers structural features of the security affecting value that would otherwise not be apparent.

4. RISK FACTORS (continued)

US Preferred Securities Fund (continued)

Market risk (continued)

Value-at-Risk (" VaR ") is one of the tools that BlackRock uses to measure total portfolio risk. BlackRock's VaR numbers can be interpreted in the following two ways:

- 1) An " expected " worst case loss - over one year, there is a 95% probability that the portfolio will not lose more than its dollar VaR.
- 2) A regularly occurring event - in one out of 20 years, the portfolio will incur a loss greater or equal to its VaR.

There are no specific VaR limits outlined in the Sub-Fund's investment guidelines; however, BlackRock's Risk & Quantitative Analysis (" RQA ") group monitors the risk of the Sub-Fund on a daily, weekly and monthly basis. In the case that the parametric risks of the Sub-Fund displays a noticeable deviation from other funds with similar mandates, the RQA group will alert the Investment Manager to identify the causes to mitigate the risk.

The building blocks for BlackRock's approach to VaR are key rate duration, principal component analysis and scenario analysis. BlackRock uses the key rate duration approach that measures a portfolio's sensitivity to eleven different points on the yield curve. Key rate durations break up a parallel spot curve shift into partial yield curve shifts. Principal components are unobserved factors that describe " most " of the historical movements in interest rates. Key rate durations, principal component analysis and scenario analysis are used by BlackRock in all implementations of VaR.

VaR - Simulation (fat tails, nonlinear and asymmetric payoffs)

BlackRock Solutions (BRS) provides several market standard Portfolio Return Volatility and VaR models, including parametric models, Grid Monte Carlo simulation and historical simulation. An enhanced variance/covariance-based delta normal model, using key rate durations, is employed for linear portfolios. Grid Monte Carlo is generally used for portfolios with non-linear risk profiles. A hybrid simulation/analytical model, Comprehensive VaR, is relied on for large, global portfolios and captures both linear and non-linear risk profiles.

VaR - Parametric

BRS provides a parametric Portfolio Return Volatility and VaR model that captures global risk factors. This uniform approach assumes that portfolio sensitivities to changes in market risk factors may be approximated by partial durations. The model values all cash flows explicitly and relies on key rate durations to obtain portfolio sensitivities. Variance/covariance matrices are based on two years of exponentially (or uniformly) weighted data. Downside loss potential (i.e., VaR in 95% terms) as well as anticipated risk/return in one standard deviation terms may be reported for portfolios, benchmarks and on an active basis (i.e., the gap).

BRS mission is to be the most respected investment and risk manager in the world, and a valued partner to their clients in all market cycles. Their job is to create value for their clients by delivering exceptional products and service. BRS hold themselves to the highest ethical standards and operate with the utmost integrity. These are the core values that define their culture.

4. RISK FACTORS (continued)

US Preferred Securities Fund (continued)

Market risk (continued)

VaR - Parametric (continued)

Given these objectives, BRS continually work to improve their existing products by enhancing their systems and research, developing new products to meet the changing market environments and needs of their clients, and providing information and market insight to enable their clients to better understand and address market events.

BlackRock's VaR analysis system allows BlackRock to monitor volatility, duration and sector allocation individually in detail which allows BlackRock to identify and quantify the specific risks to which the Sub-Fund is exposed.

The portfolio relative VaR of the Sub-Fund, which is the aggregate of the risk contributions from factors, including volatility, duration and sector allocations on 31st May 2016 was 548 basis points (2015: 186 basis points) active versus the BofA Merrill Lynch Hybrid Preferred Securities Index benchmark on a one year time horizon.

The Sub-Fund's exposure to market risk refers to the securities as listed in the Schedule of Investments.

Interest rate risk

Interest rates are determined by factors of supply and demand in the international money markets, which are influenced by macro economic factors, speculation and central bank and government intervention. Fluctuations in short term and/or long term interest rates may affect the value of the Sub-Fund. Interest rate risk is the risk resulting of changes in the level of interest rates, in the slope of the yield curve, in the shape of the yield curve, or in any other interest rate relationship.

Interest rate risk constraints within the Sub-Fund's investment objectives (largely defined within duration risk constraints) are monitored by Compliance on the Aladdin monitoring systems and exceptions are reported daily to fund managers, account managers, BlackRock Legal and Compliance.

Interest rate exposure reports are available to the fund management teams on a regular basis. Among the ways interest rate exposure is presented is by duration deviation from the benchmark, BofA Merrill Lynch Hybrid Preferred Securities Index, detailed per maturity buckets, currency, sector or rating. In certain instances, exposures are also compared to a model portfolio and any deviations from the model are highlighted.

As at 31st May 2016, the VaR of the Sub-Fund's total curve exposure was -29 basis points active versus the benchmark on a one year time horizon. In terms of risk contribution, the portfolio's interest rate risk reduced the overall risk of the portfolio.

4. RISK FACTORS (continued)

US Preferred Securities Fund (continued)

Interest rate risk (continued)

Curve VaR analysis (as of 31st May 2016)

Risk Group	Duration (Yrs)	Contribution (bps/yr)
Curve		
United States		-29
Tsy 3M	-0.46	0
Tsy 1Y	-0.06	1
Tsy 2Y	0.23	-4
Tsy 3Y	0.37	-8
Tsy 5Y	-0.15	4
Tsy 7Y	0.15	-5
Tsy 10Y	-0.05	2
Tsy 15Y	0.13	-4
Tsy 20Y	0.31	-10
Tsy 25Y	0.09	-3
Tsy 30Y	0.08	-2

The figure in the "Contribution bp/yr" column indicates how much risk the Sub-Fund's curve positioning at various parts of the curve adds or reduces risk from the overall portfolio on a one year time horizon in terms of basis points. As at 31st May 2015, the VaR of the Sub-Fund's total curve exposure was -1 basis points active versus the benchmark on a one year time horizon. In terms of risk contribution, the portfolio's interest rate risk reduced the overall risk of the portfolio.

Curve VaR analysis (as of 31st May 2015)

Risk Group	Duration (Yrs)	Contribution (bps/yr)
Curve		
United States		-1
Tsy 3M	-0.11	0
Tsy 1Y	0.03	0
Tsy 2Y	0.03	0
Tsy 3Y	0.49	3
Tsy 5Y	0.21	2
Tsy 7Y	-0.11	-1
Tsy 10Y	-1.49	-16
Tsy 15Y	0.11	1
Tsy 20Y	0.27	3
Tsy 25Y	0.11	1
Tsy 30Y	0.45	6

4. RISK FACTORS (continued)

US Preferred Securities Fund (continued)

Credit risk

The price of a bond can move as its credit profile changes. Normally the lower the credit rating of an issuer, the higher the yield it trades for and the probability of default. The goals of credit research are to identify opportunities to add value, to avoid credit problems and to successfully navigate problems that may surface. Accordingly, BlackRock have assembled a global credit research team of sector-specific taxable (investment grade and high yield) and municipal analysts. While credit analysts work closely with corporate, high yield and Municipal Investment Managers, no bond is purchased unless the credit is approved by the responsible research analyst. Analysts seek to identify companies that:

- (a) are well positioned within their respective industry,
- (b) have strong and stable management teams,
- (c) exhibit sound management, accounting and controls,
- (d) produce sustainable and relatively predictable cash flows and
- (e) maintain reasonable financial flexibility.

BlackRock analysts evaluate each credit risk through financial statement reviews and discussions with company management. BlackRock believe that communication with company management provides invaluable insight. Once an investment decision is made the same discipline is applied to the ongoing surveillance of all investments.

Credit analysts cover their industries closely and are responsible for monitoring all holdings in portfolios, issuers in the relevant indices and issuers BlackRock do not own but might consider owning.

Under normal circumstances the Sub-Fund will invest at least 80% of its total assets in Preferred Securities or Debt Securities that are rated Baa/BBB investment grade by the established rating services or if unrated, are considered by the Investment Manager to be of comparable quality.

The Sub-Fund may invest up to 20% of its total assets in securities rated below investment grade (Ba or lower by Moody's, BB or lower by S&P Global Ratings' or BB or lower by Fitch) or, if unrated, are considered by the Investment Manager to be of comparable quality, provided that, such securities are issued by an issuer having outstanding a class of senior debt rated investment grade. If in the event an issuer is downgraded below investment grade subsequent to the purchase by the Sub-Fund of the Preferred Securities or the Debt Securities of that issuer the Sub-Fund may continue to hold such Preferred Securities or Debt Securities provided that the Investment Manager will endeavour to sell such Preferred Securities Debt within a reasonable timeframe.

The Sub-Fund also may invest up to 20% of its total assets in common stocks. The Sub-Fund does not intend to invest directly in common stocks but may acquire and hold common stocks pursuant to a convertible feature in a security, in unit offerings, in an exchange offer, or in connection with a restructuring or bankruptcy of the security or similar transactions.

4. RISK FACTORS (continued)

US Preferred Securities Fund (continued)

Credit risk (continued)

Portfolio by rating category (as of 31st May 2016)

Rating	Portfolio	Benchmark	Difference
Government	0.00%	0.00%	0.00%
AA	4.47%	0.00%	4.47%
A	7.34%	0.00%	7.34%
BBB	56.12%	99.00%	-42.88%
BB	24.95%	1.00%	23.95%
Other	7.12%	0.00%	7.12%
Sum	100.00	100.00	

Portfolio by rating category (as of 31st May 2015)

Rating	Portfolio	Benchmark	Difference
Government	0.00	0.00	0.00
AA	6.63	0.00	6.63
A	11.85	0.00	11.85
BBB	57.66	97.34	-39.68
BB	22.16	2.66	19.50
Other	1.70	0.00	1.70
Sum	100.00	100.00	

Also included under credit risk is counterparty risk and settlement risk. Counterparty risk is the potential loss that BlackRock or their clients' accounts could incur if a counterparty is unable to perform on its trading commitments.

BlackRock's Counterparty & Concentration Risk Group is responsible for implementing, updating and enforcing the firm-wide Counterparty Credit Policy and Procedures as follows:

1. assess prospective counterparty creditworthiness and approve counterparties;
2. measure and monitor credit exposure to each counterparty, broken out by asset classes;
3. monitor financial performance of counterparties in order to establish, confirm, or adjust exposures as needed;
4. monitor levels of exposure by product, by tenor and by counterparty and provide feedback to portfolio management when aggregate exposures warrant; and
5. provide guidance and supervision of credit issues for ISDA and other derivatives documentation. BlackRock generally require their swap counterparties to be rated at least A at the onset of a trading relationship.

Settlement risk is the risk that an expected settlement payment or obligation will not occur on time/at all.

Settlement is defined as the process by which a trade is entered into the books and records of all the parties to the transaction, including brokers or dealers, a clearing house and any other financial institution.

4. RISK FACTORS (continued)

US Preferred Securities Fund (continued)

Credit risk (continued)

The vast majority of the markets BlackRock invest in are DVP (delivery versus payment) which has minimal settlement risk. Where markets are classified as non-DVP (e.g. Russia) a special settlement agreement (pre-payment/pre-delivery) with brokers is set-up to avoid any settlement risk on the principal.

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause the Sub-Fund to incur financial losses. The Sub-Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default.

SMT Trustees (Ireland) Limited as Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited as its Custodian. Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited have, in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH & Co. ") as their global sub-custodian. Both the cash & securities are ultimately held at BBH & Co. , with cash being held at BBH & Co. as Banker. The Sub-Fund has elected to enter into a BBH & Co. sweep program which means that BBH & Co. will sweep cash into overnight eligible bank counterparty accounts in order to diversify overnight exposure and/or to gain interest on the various accounts. The Sub-Fund acknowledges that participation in the Cash Management Sweep ("CMS") program involves investment risks (such as the loss of any balances swept) and it also accepts the sovereign and counterparty risks associated with offshore overnight time deposits. The financial instruments of the Sub-Fund are segregated from the assets of the other funds in the Fund and also from the proprietary assets of the Trustee, Custodian and Global Sub-Custodian. The Fitch credit rating of BBH & Co. is A+ (2015: A+).

Liquidity risk

Liquidity risk represents the risk that (i) a particular security or derivative position cannot be easily unwound or offset due to insufficient market depth or market disruption or (ii) that the Sub-Fund's financial obligations arising from derivative activity (such as margin calls) will not be able to be met. The main liability of the Sub-Fund is the redemption of any units that investors may wish to sell. Units can be redeemed on any dealing day that the redemption request is received and accepted by the AIFM.

In addition, preferred securities may be substantially less liquid than many other securities such as common stocks. The Sub-Fund may have difficulty disposing of Preferred Securities at a suitable price and time.

4. RISK FACTORS (continued)

US Preferred Securities Fund (continued)

Liquidity risk (continued)

Liquidity risk is controlled in the following ways:

- BlackRock's investment management staff consider and maintain the liquidity of all instruments used, including derivatives, in the context of the investment objectives and the liquidity requirements of the Sub-Fund. Cash positions are monitored and reported on a daily basis to ensure the Sub-Fund has sufficient capacity to meet obligations arising from its derivative positions and redemptions by Unitholders;
- BlackRock also has procedures in place to review the Sub-Fund's cash weightings and ensure liquidity requirements will be met in the event of extreme market movements to meet obligation at expiration/maturity;
- RQA undertakes ad-hoc reviews of those funds which are particularly sensitive to liquidity risk, for example, funds with significant exposure to high yield bonds, specific markets, or specific industry sectors;
- all liquid stocks are valued daily, based on market information. Illiquid stocks are reviewed for accuracy as the need arises and on a formal monthly basis by the BlackRock Pricing Committees;
- the BlackRock Pricing Committees will also deal with any significant market events (such as repatriation issues) which affect liquidity of assets.

Liquidity table: Portfolio by Maturity breakdown (as at 31st May 2016)

Maturity Bucket	Portfolio (%NAV)	Duration Contribution
Cash	2.43	0.00
Other	0.00	0.00
0 to 1 Years	0.00	0.00
1 to 3 Years	15.25	0.29
3 to 5 Years	0.00	0.00
5 to 7 Years	0.00	0.00
7 to 10 Years	0.00	0.00
10 to 15 Years	0.00	0.00
15 to 20 Years	0.11	0.01
20+ years	82.21	2.95
Sum	100.00	3.25

4. RISK FACTORS (continued)

US Preferred Securities Fund (continued)

Liquidity risk (continued)

Liquidity table: Portfolio by Maturity breakdown (as at 31st May 2015)

Maturity Bucket	Portfolio (%NAV)	Duration Contribution
Cash	-0.02	0.00
Other	0.83	0.00
0 to 1 Years	0.00	0.00
1 to 3 Years	10.81	0.28
3 to 5 Years	6.44	0.19
5 to 7 Years	0.00	0.00
7 to 10 Years	0.00	0.00
10 to 15 Years	0.00	0.00
15 to 20 Years	0.09	0.01
20+ years	81.85	4.43
Sum	100.00	4.91

The maturity profile of the Sub-Fund's financial liabilities as at 31st May 2016 was:

	Less than 1 month	Total
	US\$	US\$
Liabilities		
Creditors - due within one year	144,694	144,694
Total Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	25,418,519	25,418,519
Total Liabilities	25,563,213	25,563,213

The maturity profile of the Sub-Fund's financial liabilities as at 31st May 2015 was:

	Less than 1 month	Total
	US\$	US\$
Liabilities		
Creditors - due within one year	181,466	181,466
Financial liabilities at fair value through profit or loss	2	2
Total Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	30,020,330	30,020,330
Total Liabilities	30,201,798	30,201,798

Borrowings by the Sub-Fund are allowed only for liquidity purposes and will be limited to a maximum of 10% of its Net Assets at any time. The Sub-Fund may undertake short term borrowings to fund repurchase payments to Unitholders or for the short term funding of new investments pending the receipt by the Sub-Fund of the proceeds of sale or redemption of other investments.

4. RISK FACTORS (continued)

US Preferred Securities Fund (continued)

Liquidity risk (continued)

As for the Sub-Fund's redemption policy, a written redemption request should be received by the Manager at its business office not later than 10:00 a.m. (Dublin time) on the Dealing Day on which the redemption is to be effected. Units will be redeemed on the Dealing Day that the redemption request is received and accepted by the Investment Manager. Redemptions will be paid by bank telegraphic transfer to the account of the Unitholder in the Base Currency of the Sub-Fund, no later than five Business Days from and including the Dealing Day on which the redemption is affected.

Currency risk

The currency exposure of the Sub-Fund can be found on page 101.

Australian Bond Fund

The main risks faced by Australian Bond Fund are set out below along with a brief overview of how these risks are managed and monitored by the Investment Manager in accordance with the investment mandate.

The risk reports are reviewed daily by the Portfolio Manager, management and also by the Head of Fixed Interest, so any major change in positioning over the previous day that is unexpected will be queried by management. Additionally, a weekly risk meeting is held whereby the heads of the sector teams, senior portfolio managers and the Head of Fixed Interest discuss risk across portfolios.

Market risk

Process for Monitoring of Market risk

The market risk of the Sub-Fund is managed by the Investment Manager on a number of levels. The Investment Manager monitors the sensitivity of the portfolio's return in relation to macro changes, such as movements in interest rate and changes in interest rate spreads. AMP Capital Investors Limited's (" AMPCI ") Fixed Income team now uses the Blackrock Aladdin Risk Management system to calculate the risk, and the portfolio manager determines a Risk budget for the Australian Bond Fund and subsequently monitors these budgets. This allows the Investment Manager to formulate the appropriate investment strategy in achieving the risk and return objectives of the Sub-Fund.

The main tool for actual portfolio construction is the Blackrock Aladdin Risk Management system, which produces daily interest rate and credit exposure reports for the Sub-Fund which is reviewed by the Investment Manager and the team as a whole. These reports can be drilled down to individual security level or split portfolio exposure into maturity bucket, credit rating, industry class and security type levels. These exposures can be compared with relevant benchmarks, models or other like portfolios.

The daily reports include the output of the ex-ante tracking error model, which breaks the total investment risk down into the key risk factors including stock specific risk. This report allows the Investment Manager to monitor the major risk contributors for the portfolio compared to the preset risk budget of each AMPCI Fixed Interest Portfolio.

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Market risk (continued)

Concentration of Market risk

Concentration risk of the Portfolio is monitored by the AMPCI's Investment Manager on a regular basis. The amount of the Sub-Fund exposure to each non-government issuer is limited to reduce the amount of concentration risk for the Sub-Fund. In addition, AMPCI also use bottom up analysis to assess the credit risks of each issuer.

The table below illustrates the Sub-Fund's investments as classified by Security Type as at 31st May 2016 and 2015:

Security Type	Market Value	
	31 st May 2016	31 st May 2015
Cash	1.61%	0.86%
Govt	19.38%	16.73%
Semi	18.16%	21.78%
Corporate	60.85%	60.63%
Total	100.00%	100.00%

Duration Contribution

AMPCI's Investment Manager also uses the duration contribution of key risk factors to monitor the level of market risk that the Sub-Fund is exposed to and the standard deviation analysis assesses the total volatility of the Sub-Fund's returns and the volatility of the excess return. The duration contribution analysis splits the risk up into key risk factors, such as duration, yield curve and spread duration, broken down by credit ratings, industry and sector. Various reports can be done looking at these metrics, both on a total portfolio level and on the position versus benchmark.

Beta

Beta measures the sensitivity of the Sub-Fund return to the movement in the UBS Australian Composite Bond Index. The average Beta for the Sub-Fund, for the 12 months up to 31st May 2016 is 1.00. This implies that a 1% movement in unit price of the UBS Australian Composite Bond Index is estimated to cause a 1.00% movement in the unit price of the Sub-Fund. The average Beta for the Sub-Fund for 31st May 2015 was 0.93.

Using the beta model, a 1% increase in the benchmark, is forecasted to cause the NAV of the Sub-Fund to increase from AUD51,218,857 to AUD51,730,490 and a 1% decrease in the benchmark would result in the NAV of the Sub-Fund falling to AUD50,707,224. However, this estimate of NAV is inaccurate as it is using historic beta. It would be better to just use beta as an indicator of the market risk of the Sub-Fund. The key limitation of this model is that it uses historic beta. The Sub-Fund's performance relative to the index will change as a result of the change in Beta.

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Market risk (continued)

Standard deviation

Standard deviation is used by the Investment Manager to analyse the total risk of the Sub-Fund and the risk versus bond (or tracking error). Both ex-post and ex-ante measures of risk are analysed.

The ex-post measure is calculated monthly, the ex-ante measure is calculated daily and is a one standard deviation measure of expected risk, which measures the expected volatility (typically of the excess return) if the current exposure was held constant over the next year.

Based on the analysis of volatility over the past twelve months, the Sub-Fund has a standard deviation of 2.67% for the year between 1st June 2015 and 31st May 2016, as compared to the benchmark standard deviation of 2.66% over this time period. The Tracking error for the excess return of the Sub-Fund against the benchmark is 0.25% for the year ended 31st May 2016. The standard deviation for the Sub-Fund between 1st June 2014 and 31st May 2015 was 2.61%.

The ex-ante tracking error model breaks risk down into key risk factors, including: duration; yield curve (by maturity bucket); credit by credit rating; swaps; semi-government bonds; inflation linked bonds; and high yield. There is also a stock specific risk model which measures the risk at security level of a particular security volatility versus its sector.

The Sub-Fund's exposure to market risk refers to the securities as listed in the Schedule of Investments.

Interest rate risk

AMPCI's investment managers closely monitor the potential changes to the Investment valuation as a result of changes to the interest rate and yield curve movements. The AMPCI Investment Manager monitors both the duration component (which relates to a parallel shift in interest rates) and a yield curve component (which relates to a non-parallel shift in interest rates across the yield curve) of the interest rate.

The table over leaf is a scenarios analysis that shows the effect of parallel shifts in interest on the performance of the Sub-Fund. The duration table as at 31st May 2015 is also included for comparative purposes.

The model over leaf assumes a parallel shift in interest rates.

Estimated market values are calculated using duration as at 31st May 2016 and 2015. Subsequent changes to duration, during the course of the year, will lead to inaccuracies in predication of the Sub-Fund's market value.

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Interest rate risk (continued)

As at 31st May 2016

Fund Duration: 4.85

Benchmark Duration: 4.83

Bp Movement	Portfolio		Benchmark		Outperformance %
	Mkt Value	% Change	Mkt Value	% Change	
-50	52,460,914	2.43%	938,164,037,190	2.42%	0.01%
-25	51,839,886	1.21%	927,102,834,486	1.21%	0.00%
0	51,218,857	-	916,041,631,782	-	-
25	50,597,828	-1.21%	904,980,429,078	-1.21%	0.00%
50	49,976,800	-2.43%	893,919,226,375	-2.42%	-0.01%

As at 31st May 2015

Fund Duration: 4.58

Benchmark Duration: 4.64

Bp Movement	Portfolio		Benchmark		Outperformance %
	Mkt Value	% Change	Mkt Value	% Change	
-50	61,066,521	2.29%	855,329,452,369	2.32%	-0.03%
-25	60,383,293	1.14%	845,624,193,209	1.16%	-0.02%
0	59,700,066	-	835,918,934,050	-	-
25	59,016,839	-1.14%	826,213,674,890	-1.16%	0.02%
50	58,333,611	-2.29%	816,508,415,730	-2.32%	0.03%

AMPCI's investment managers constantly track the price sensitivity of their investment to basis point movements in interest rates. This is compared with the price sensitivity of the benchmark. The interest rate risk management process is based on the fixed interest rate team's analysis of a number of economic, valuations, market positioning and technical indicators. This allows AMPCI to recognise the potential themes driving bond markets and position the portfolio accordingly.

The risk of a non parallel shift in interest rate curves, which includes the impact of changes in steepness of the yield or the impact of a positive or negative butterfly shift in the yield is also accessed and monitored by the Investment Manager.

The economic outlook for yields relies on analysis of work provided by internal and external strategists. This includes interpretations of the level of domestic and global economic activity and inflation and the resulting expectations for bond yields and curves.

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Interest rate risk (continued)

The bond market valuations reflect relatively traditional analysis for managing duration and yield curve strategies. Output from the valuation process is expressed by AMPCI's in-house models of fair value for Australian and global bond yields. The level of bond yields relative to implied short term rates and other markets is also considered.

Extremes in market positioning are a potential driver of bond yields and yield curves with AMPCI's research suggesting a contrarian relationship between extreme investor positioning and the likely future path of interest rates. AMPCI monitors a variety of positioning surveys and these are monitored when forming duration and curve views.

Technical interpretation of the bond market based on historical price movement is utilised by the interest rate team for position management purposes.

A portion of the analysis conducted involves the interpretation of issues affecting global bond markets and not simply the Australian bond market. This is a reflection of the strong correlation of the Australian bond market particularly with the US market. Inputs into the interest rate and currency team's process have not been static and have constantly evolved in recent years.

The ability to identify and take advantage of the themes that drive bond markets remains the primary investment objective.

Liquidity risk

The Sub-Fund is a reasonably liquid investment and under normal market conditions, AMPCI expect to be able to liquidate the entire Sub-Fund within 10 days.

The major liquidity issues faced by the Sub-Fund are determined by the volume of redemption request that flows through to the Sub-Fund. The Sub-Fund keeps a portion of its investment in highly liquid asset class such as Semi government bonds. The Investment Manager will monitor the total level of liquidity of the Sub-Fund and also the Liquidity of the Sub-Fund vs. the benchmark.

All fixed interest investments are classified by the level of their liquidity. Assets that can be converted to cash relatively quickly such as government securities and cash are classified as highly liquid. Assets that are traded relatively frequently are classified as liquid assets and assets that will take a substantial amount of time to convert to cash are considered illiquid assets.

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Liquidity risk (continued)

The table below illustrates the Sub-Fund's investments as classified by the level of liquidity as at 31st May 2016 and 2015:

Liquidity Indicator	Market Value % Ending May 2016	Market Value % Ending May 2015
Highly Liquid	39.20%	39.70%
Liquid	58.90%	59.50%
Traded	1.90%	0.80%
Illiquid	0.00%	0.00%
Total	100.00%	100.00%

The maturity profile of the Sub-Fund's financial liabilities as at 31st May 2016 was:

	Less than 1 month AUD	Total AUD
Liabilities		
Creditors - due within one year	376,274	376,274
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	51,218,857	51,218,857
Total Liabilities	<u>51,595,131</u>	<u>51,595,131</u>

The maturity profile of the Sub-Fund's financial liabilities as at 31st May 2015 was:

Liabilities		
Creditors - due within one year	453,090	453,090
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	59,700,066	59,700,066
Total Liabilities	<u>60,153,156</u>	<u>60,153,156</u>

Credit risk

General Process for managing Credit risk

AMPCI has a dedicated Credit Market Team who is responsible for managing and monitoring credit risk in the portfolio. The monitoring of credit risk is a vital component of the risk management process at AMPCI. The three key credit risks monitored by the AMPCI investment manager include the risk of default by the credit issuer, risk of an increase in credit spread and the risk of a downgrade in the credit rating by rating agencies. The occurrence of any of those events will have a significant adverse effect on the prices of the debt securities.

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Credit risk (continued)

General Process for managing Credit risk (continued)

The AMPCI credit risk monitoring process combines top down analysis of the broader market and bottom up analysis of each individual credit issuer. The top down analysis includes an overall assessment and forecast for the global economy by the Investment Strategy and Economics team (ISET). This assessment provides the framework for a forecast of economic growth, interest rates and the credit cycle. The Investment Manager then assesses market conditions to determine credit duration and appropriate industry weightings. There is also a decision about the weighting which AMPCI allocates to 'higher grade' credit (e.g., that rated AAA by the ratings agencies) versus 'lower grade' credit (e.g., that rated BBB+). AMPCI look at factors such as the supply of government bonds and credit, the relative prices of lower and higher rated credit, the credit cycle and the overall economic and political environment.

The table below illustrates the percentage of the Sub-Fund's investments in each category of credit ratings vs. the benchmark as at 31st May 2016 and 2015:

Ratings from an international ratings agency

Credit Rating	Benchmark	Portfolio	Benchmark	Portfolio
	Ending May 2016	Ending May 2016	Ending May 2015	Ending May 2015
AAA	73.98%	39.72%	72.09%	46.38%
AA+	8.05%	3.96%	12.66%	7.26%
AA	8.57%	11.22%	4.73%	6.43%
AA-	2.40%	5.89%	2.72%	3.28%
A+	1.02%	4.09%	1.62%	3.76%
A	1.82%	12.46%	2.24%	11.72%
A-	1.66%	9.98%	1.74%	13.13%
BBB+	1.23%	6.24%	0.90%	1.84%
BBB	0.89%	4.58%	0.98%	3.08%
BBB-	0.38%	0.00%	0.32%	3.12%
BB+	0.00%	1.86%	0.00%	0.00%
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Credit risk (continued)

General Process for managing Credit risk (continued)

AMPCI's Investment Managers also conduct extensive 'bottom up' analysis to assess the risk profile of each individual credit issuer. AMPCI's significant credit specialist resources allow us to analyse and research a large number of individual credit investments. This 'bottom up' analysis is undertaken by AMPCI's credit analysts who are allocated companies along industry lines and are responsible for making buy and sell investment recommendations and taking a view on the outlook for their various industries. The Investment Manager and credit analyst will then debate the various prospects of these companies and industries, which then feeds into the individual investment and industry weighting decisions. The 'bottom up' process is broken down into three steps:

1. Screen for suitable credits: This step draws on the industry knowledge of the credit analysts and the output of an internally developed quantitative model. The aim of the process is to cut down the investment universe and maximise time spent analysing those companies and industries which represent potential investment opportunities.
2. Assess individual credit risk: Individual credit analysis aims to determine the likelihood that a company will outperform or underperform the industry. Particular importance is given to the outlook on the company's cash flows, market position, operating efficiency, strategic direction and capital structure.
3. Evaluation of individual bonds: This involves bond valuation by the Investment Manager and focuses on the relative merits of a security when compared with other securities issued by that company, its peers, or intra-industry. The analysis takes into account the volatility of a security's credit spread, liquidity, entry and exit levels, covenant protection and optimal position on the credit curve.

Where the debt is unrated, the process is unchanged, with analysis concentrating on determining a company's financial and business position and then comparing it to others in its industry to determine its relative creditworthiness. The ultimate decision to approve unrated issues for inclusion in the portfolio rests with the Credit Investment Committee, which comprises directors and department heads of AMPCI.

Through the 'top down' and 'bottom up' process, which are not mutually exclusive, the Investment Manager has the tools to set the desired exposure to individual companies, industries and overall credit exposure of the Sub-Fund.

Credit risk is the risk that an issuer or counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause the Sub-Fund to incur financial losses. The Sub-Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default.

4. RISK FACTORS (continued)

Australian Bond Fund (continued)

Credit risk (continued)

General Process for managing Credit risk (continued)

SMT Trustees (Ireland) Limited as Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited as its Custodian. Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited have, in turn, appointed BBH & Co. as their global sub-custodian. Both the cash & securities are ultimately held at BBH & Co., with cash being held at BBH & Co. as Banker. The Sub-Fund has elected to enter into a BBH & Co. sweep program which means that BBH & Co. will sweep cash into overnight eligible bank counterparty accounts in order to diversify overnight exposure and/or to gain interest on the various accounts. The Sub-Fund acknowledges that participation in the CMS program involves investment risks (such as the loss of any balances swept) and it also accepts the sovereign and counterparty risks associated with offshore overnight time deposits. The financial instruments of the Sub-Fund are segregated from the assets of the other funds in the Fund and also from the proprietary assets of the Trustee, Custodian and Global Sub-Custodian. The Fitch credit rating of BBH & Co. is A+ (2015: A+).

Credit Rating

Credit rating is extremely important in assessing the default risk of a fixed interest portfolio. The Investment Manager monitors the total credit rating of the Sub-Fund's holding against the Benchmark to assess the tracking error of the Sub-Fund. The Sub-Fund does not invest in assets that are below investment grade (although AMPCI may hold onto a security that is downgraded to sub investment grade).

Counterparty Risk

AMPCI deals with a wide range of brokers when we trade securities to help realisable counterparty risk. AMPCI also requires trade confirmation by T+1 in order to minimise the settlement risk of the trade.

Collateral

The majority of the Sub-Fund's investment does not require significant collateral; however some collateral is kept for the Sub-Funds for derivative exposures, specifically for 10 year and 3 year bond futures. As at 31st May 2016, there was AUD72,187 (2015: AUD96,582) in futures margins with Macquarie Bank. The S&P Global Ratings credit rating of Macquarie Bank is A- (2015: BBB).

Impaired Assets

The Sub-Fund does not have impaired assets.

Concentrations of Credit Risk

The Investment Manager also manages the concentration of credit risk, at both sector level and at the credit issuer level. The AMPCI's investment managers use innovative risk management software such as the Hawk Eye consolidated report system to access the concentration of credit risk at each level of investment. The amount of the Sub-Fund exposure to each non-government issuer is limited to reduce the amount of concentration risk for the Sub-Fund. Geographically all investments are based in AUD.

Currency risk

For the year ended 31st May 2016, the Sub-Fund is not exposed to any currency exposure.

[次へ](#)

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund

Financial risk management

The primary investment objective of the Sub-Fund is to pursue income gains in a stable manner and to seek long term capital growth through investments primarily structured in a diversified portfolio of Euro denominated investment grade fixed income products. The Sub-Fund's benchmark is the Barclays Euro Aggregate Bond Index.

The Sub-Fund's assets and liabilities comprise financial instruments which include:

- investments including fixed income securities that are held in accordance with the Sub-Fund's investment objective and policies;
- cash and cash equivalents that arise directly from its investment activities; and
- derivative transactions to manage the currency risks (e.g. foreign currency contracts) arising from the Sub-Fund's investment activities.

The main risks faced by the Sub-Fund are set out below along with a brief overview of how these risks are managed and monitored by the Investment Manager in accordance with the investment mandate. The Sub-Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including currency risk, fair value interest rate risk, cash flow interest rate risk and other price risk), credit risk and liquidity risk. The Sub-Fund's overall risk management programme focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimise potential adverse effects on the Sub-Fund's financial performance.

Market price risk

The Sub-Fund trades in a variety of instruments including government bonds, supranational agencies' bonds and corporate bonds which are listed or traded primarily on European and Recognised Exchanges. At least 50% of the Sub-Fund's Net Assets must be invested in high quality Euro denominated Government bonds. The Sub-Fund trades as well in derivative contracts to manage currency risk arising from active investments. Further details on derivatives are disclosed in Currency risk section.

The Sub-Fund may not make short sales of securities or maintain a short position.

All securities investments present a risk of loss of capital. The Sub-Fund's debt securities are susceptible to market price risk arising from uncertainties about future prices of the instruments. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments within specified limits. The construction of the portfolio operates within the overall risk control framework that is driven by the Sub-Fund guidelines and the Sub-Fund's overall market positions are monitored on a daily basis by the Sub-Fund's Investment Manager.

The Sub-Fund is also defining risk by its deviation to expected performance versus the benchmark. The ex ante risk budget for country/duration, currency, sector/security selection is pre-defined within the investment process of the product. The Investment Manager monitors and reviews the Sub-Fund performance achieved against the benchmark and performance objectives on a regular basis. Where relevant, they also review asset allocation and sector strategy for consistency with house and team targets.

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Market price risk (continued)

T. Rowe Price International Ltd (" T. Rowe Price ") Quantitative and Portfolio Analysis group provides an analysis of the ex ante Sub-Fund risk, resulting from the Sub-Fund's deviation from the benchmark (Tracking Error) on a regular basis. These figures are calculated using appropriate risk management tools (for example Wilshire Axiom and Barclays Capital Point) as well as in-house developments.

The Sub-Fund's market risk is affected by the following main components: changes in actual market prices, interest rate movements and foreign currency movements. Interest rate and foreign currency movements are covered in sections below. The Sub-Fund's exposure to market risk refers to the securities as listed in the Schedule of Investments.

Based on the analysis of performance return volatility over the past 12 months, the Euro Bond Fund has an annualised return standard deviation of 4.24%⁵ for the year between 1st June 2015 and 31st May 2016, as compared to the benchmark standard deviation of 4.06% over this time period.

If the Euro Bond market, as represented by the Barclays Euro Aggregate Bond Index, at 31st May 2016 had increased by 5% (including coupon payments) over the previous year, with all other variables held constant, this would have increased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately €223,199. This figure is based on a NAV of €4,823,191⁶ as at 31st May 2016 and its underlying historical beta of 0.926⁷. Conversely, if the comparable benchmark index had decreased by 5%, this would have decreased the Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately €223,199 based on the Sub-Fund's Net Assets as at 31st May 2016. This represents the Investment Manager's view of a reasonable possible movement for a 12 month period based on current market conditions.

Comparing to previous reporting year ended 31st May 2015, if the Euro Bond market, as represented by the Barclays Euro Aggregate Bond Index, at 31st May 2015 had increased by 5% (including coupon payments) over the previous year, with all other variables held constant, this would have increased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately €254,044. These figures are based on a NAV of €5,553,794⁸ as at 31st May 2015 and its underlying historical beta 0.915⁹. Conversely, if the comparable benchmark index had decreased by 5%, this would have decreased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately €254,044 based on the Sub-Fund's Net Assets as of 31st May 2015.

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Market price risk (continued)

This represents the Investment Manager's view of a reasonable possible movement for a 12 month period based on current market conditions. The limitation of a beta coefficient analysis is mainly due to its backward looking process. The Sub-Fund defines risk by its deviation to expected performance versus the benchmark, the Investment Manager calculates on a regular basis the ex-ante tracking error for the Sub-Fund. Tracking error risk is produced by positioning the portfolio differently than the benchmark (e.g. curve, sector, or issue selection bets). Despite its usefulness for investment managers, the tracking error suffers from some limitations too. Tracking error assumes a normal return distribution. As being shown by recent publications, return distributions are not normal and therefore, using tracking error can be misleading.

⁵ Based on monthly performance data provided by T. Rowe Price.

⁶ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

⁷ Three year historical beta 0.926 - gross of fee fund performance vs. Barclays Euro Aggregate Bond Index as end of May 2016 (based on monthly performance data provided by T. Rowe Price).

⁸ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

⁹ Three year historical beta 0.915 - gross of fee fund performance vs. Barclays Euro Aggregate Bond Index as end of May 2015 (based on monthly performance data provided by T. Rowe Price).

Interest rate risk

The majority of the Sub-Fund's financial assets and liabilities are interest bearing. As a result, the Sub-Fund is subject to significant amounts of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. Interest rate risk is the risk resulting of changes in the level of interest rates, in the slope of the yield curve, in the shape of the yield curve, or in any other interest rate relationship.

Interest rates are determined by fundamental and technical factors that are driving demand and supply in international fixed income and money markets. The Sub-Fund's interest-bearing financial assets and liabilities expose it to risks associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on its financial position and cash flows.

The interest rate risk is managed on a relative basis versus the benchmark. Interest rate exposure reports are available to the Sub-Fund's Investment Manager on a daily basis. Interest rate exposure is shown by duration breakdown and deviation from the benchmark detailed per maturity bucket, country and currency. Other reports, such as a breakdown and deviation by rating and sector are available to the Sub-Fund's Investment Manager as well. The portfolio/benchmark deviation is also compared to the Sub-Fund's model portfolio.

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Interest rate risk (continued)

Based on underlying holdings and market data as at 31st May 2016, an incremental impact of a parallel shift¹⁰ in the yield curve of plus 50 basis points with all other variables remaining constant would result in a decrease in the Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately 3.2% immediately, equivalent to € 156,271 in bond price depreciation based on the Sub-Fund's Net Assets of €4,823,191¹¹ and the Sub-Fund's effective duration of 6.48¹² as at 31st May 2016.

Based on underlying holdings and market data as at 31st May 2015, an incremental impact of a parallel shift¹³ in the yield curve of plus 50 basis points with all other variables remaining constant would result in a decrease in the Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately 3.2% immediately, equivalent to € 179,943 in bond price depreciation based on the Sub-Fund's Net Assets of €5,553,794¹⁴ and the Sub-Fund's effective duration of 6.48¹⁵ as at 31st May 2015. The incremental impact of a yield curve shift by minus 50 basis points would be an increase in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately 3.2% immediately.

See table below for further information as at 31st May 2016:

Incremental Impact on NAV (as of 31st May 2016)

Yield Curve Shift	Incremental Impact on Market Value	Equivalent in EURO
+ 50 Basis points	-3.2%	-156,271
+ 100 Basis points	-6.5%	-312,543
- 50 Basis points	+3.2%	156,271
- 100 Basis points	+6.5%	312,543

Please also see below the incremental impact on the NAV as at 31st May 2015 using the same underlying yield curve shift assumption, but with an effective duration of 6.48 as at 31st May 2015 and with Sub-Fund's Net Assets of €5,553,794¹⁶.

Incremental Impact on NAV (as of 31st May 2015)

Yield Curve Shift	Incremental Impact on Market Value	Equivalent in EURO
+ 50 Basis points	-3.2%	-179,943
+ 100 Basis points	-6.5%	-359,886
- 50 Basis points	+3.2%	179,943
- 100 Basis points	+6.5%	359,886

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Interest rate risk (continued)

There are limitations for using a single duration number to capture the risk inherited in a bond portfolio. While effective duration is a critical tool in portfolio analysis and risk management, it is important to recognise that this single duration number is an estimate of a bond's sensitivity to a parallel shift in interest rates. While effective duration is useful and convenient for many purposes, robust risk management requires the Investment Manager to recognise that although changes in interest rates are often highly correlated across the curve, in reality the slope and shape of the yield curve changes over time.

In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's overall interest sensitivity on a daily basis.

¹⁰ A parallel shift in the yield curve refers to a shift in which the change in the yield on all bond maturities is the same.

¹¹ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

¹² Modified duration provided by T. Rowe Price.

¹³ A parallel shift in the yield curve refers to a shift in which the change in the yield on all bond maturities is the same.

¹⁴ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

¹⁵ Modified duration provided by T. Rowe Price.

¹⁶ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

Credit risk/Counterparty risk

Fixed income assets, including government bonds by developed countries, are exposed to credit risk. The Sub-Fund takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty or issuer will be unable to pay amounts in full when due. Credit research is generally defined by sector-specific investment grade (corporate bond market) analysis.

Within the investment process the Investment Management team focuses on rigorous credit research to identify investment opportunities within the Sub-Fund's investment universe. The investment decision is based on financial statement analysis and discussion with company management. Credit analysts cover their industries closely and are responsible for monitoring all holdings in the portfolio, issuers in the benchmark and issuers the Investment Manager does not own but might consider owning.

The Sub-Fund's guideline requires that investments must be rated BBB-/Baa3 or higher by S&P Global Ratings or Moody's. The average weighted rating of the Sub-Fund is maintained at AA-/Aa3 or higher and a maximum of 10% of the Sub-Fund's NAV may be invested in securities rated BBB-/Baa3.

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Credit risk/Counterparty risk (continued)

Sub-Fund Break Down by Rating Category (as of 31st May 2016)

Credit Rating	Portfolio (weight in %)	Index (weight in %)	Difference (in %)
AAA	24.97	26.39	-1.42
AA	30.53	30.97	-0.44
A	12.10	10.16	1.94
BAA	30.43	32.48	-2.05
Cash	1.97	0.00	1.97
	100.00%	100.00%	0.00%

Sub-Fund Break Down by Rating Category (as of 31st May 2015)

Credit Rating	Portfolio (weight in %)	Index (weight in %)	Difference (in %)
AAA	30.88	27.25	3.63
AA	23.07	29.87	-6.80
A	14.37	10.94	3.43
BAA	29.30	31.94	-2.64
Cash	2.38	0.00	2.38
	100.00%	100.00%	0.00%

The Sub-Fund's main credit risk concentration is held with debt securities. The Sub-Fund may not hold more than 10% of any class of security issued by any single issuer and a maximum of 5% of the Sub-Fund's Net Assets can be invested in the securities of a single corporate issuer at the time of obtaining the assets.

The credit concentration is monitored on a daily basis by the portfolio management and by the credit analysis team. Credit exposure can be monitored by customised requirements and criteria. Detailed breakdown and exposure reports such as Sector/Rating, Sector/Duration and Issuer and Industry reports are available and are monitored on a regular basis.

The credit risk associated with counterparty risk is limited. Counterparty risk is the risk that a counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause financial losses to the Sub-Fund. All Sub-Fund transactions are completed and settled using approved brokers with a 3 to 5 day settlement period. The risk of settlement default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

On a regular basis the Investment Manager runs counterparty risk exposure reports on the Sub-Fund's FX-Forward position. These reports are designed to limit the risk associated with a default of the counterparty. All foreign exchanges and foreign exchange forward contracts are executed with BBH & Co¹⁷.

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Credit risk/Counterparty risk (continued)

The Sub-Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Investment Manager minimises counterparty risk on the Sub-Fund by only dealing with counterparties which have been prior approved by the AIFM.

As per the Investment Prospectus, the counterparties must meet the following requirements:

- a) the counterparty must have Unitholders' funds in excess of €125 million or equivalent in foreign currency;
- b) the name of the counterparty is disclosed in the half-yearly/annual report issued by the Sub-Fund;
- c) the Investment Manager is satisfied that the counterparty has agreed to value the transaction at least weekly and will close out the transaction at the request of the Manager at a fair value; and
- d) initial outlay in respect to OTC derivatives to any one counterparty must not exceed 5% of the NAV of the Sub-Fund.

SMT Trustees (Ireland) Limited as Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited as its Custodian. Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited have, in turn, appointed BBH & Co. as their global sub-custodian. Both the cash & securities are ultimately held at BBH & Co., with cash being held at BBH & Co. as Banker. The Sub-Fund has elected to enter into a BBH & Co. sweep program which means that BBH & Co. will sweep cash into overnight eligible bank counterparty accounts in order to diversify overnight exposure and/or to gain interest on the various accounts. The Sub-Fund acknowledges that participation in the CMS program involves investment risks (such as the loss of any balances swept) and it also accepts the sovereign and counterparty risks associated with offshore overnight time deposits. The physical assets of the Sub-Fund are segregated from the assets of the other funds in the Fund and also from the proprietary assets of the Trustee, Custodian and Global Sub-Custodian. The credit rating of BBH & Co. is A+ rating from Fitch (2015: A+).

¹⁷ All FX transactions are executed with the sub-custodian BBH & Co.

Liquidity risk

Liquidity risk in general represents the risk that the Sub-Fund cannot meet or generate sufficient cash resources to meet its payment obligations in full as they fall due, or can only do so on materially disadvantageous terms. Liquidity risk can apply as well if a particular security or derivative position cannot be easily unwound or offset due to insufficient market depth or market disruption.

The Sub-Fund is exposed to daily cash redemptions of Redeemable Participating Units. The Sub-Fund's securities are readily realisable (T+2) as they are listed on European and Recognised Exchanges. The Sub-Fund doesn't hold any illiquid securities.

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Liquidity risk (continued)

The Sub-Fund has the ability to borrow in the short term to ensure settlement (borrowing must not exceed 10% of NAV of the Sub-Fund). No such borrowings have arisen during the year. Although futures and options are permissible, the Sub-Fund does not invest in these types of securities as at 31st May 2016 and 2015. Foreign exchange forwards are limited to be permitted in order to hedge the assets of the Sub-Fund. In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's liquidity position on a daily basis.

The maturity profile of the Sub-Fund's financial liabilities as at 31st May 2016 was:

	Less than 1 month	Total
	EUR	EUR
Liabilities		
Creditors – due within one year	45,715	45,715
Financial liabilities at fair value through profit or loss	954	954
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	4,823,191	4,823,191
	<hr/>	<hr/>
Total Liabilities	<u>4,869,860</u>	<u>4,869,860</u>

The maturity profile of the Sub-Fund's financial liabilities as at 31st May 2015 was:

Liabilities		
Creditors – due within one year	38,040	38,040
Financial liabilities at fair value through profit or loss	377	377
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	5,553,794	5,553,794
	<hr/>	<hr/>
Total Liabilities	<u>5,592,211</u>	<u>5,592,211</u>

Currency risk

The Sub-Fund is exposed to currency risk as it holds assets denominated in currencies other than Euro. The value of securities denominated in other currencies will fluctuate with changes in exchange rates. The Sub-Fund utilised forward currency contracts to hedge non-base currency exposures.

Investments in European currencies and assets denominated in currencies other than Euro are limited to 15% of the Sub-Fund's NAV at time of purchase and hedging back to euro through currency forwards and options is permitted.

As at 31st May 2016, the Sub-Fund was engaged in active currency decision via short dated Government bonds (T-Bills) in various currencies. Currency fluctuations might impact Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units.

4. RISK FACTORS (continued)

Euro Bond Fund (continued)

Currency risk (continued)

Portfolio by Currency Break Down (%) (As at 31st May 2016)

currency	Portfolio (weight in %)	Index (weight in %)	Difference (in %)
Euro	99.00	100.00	-1.00
Japanese Yen	0.82	0.00	0.82
Danish Krone	0.11	0.00	0.11
Pounds Sterling	0.04	0.00	0.04
Poland Zloty	0.02	0.00	0.02
Swedish Krona	0.01	0.00	0.01
	100.00	100.00	

Portfolio by Currency Break Down (%) (As at 31st May 2015)

Currency	Portfolio (weight in %)	Index (weight in %)	Difference (in %)
Euro	99.84	100.00	-0.16
Pound Sterling	0.11	0.00	0.11
Danish Krone	0.03	0.00	0.03
Polish Zloty	0.01	0.00	0.01
Norwegian Krone	0.01	0.00	0.01
	100.00	100.00	

In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's currency position on a daily basis.

The currency exposure of the Sub-Fund can be found on page 101.

Canada Bond Fund

Financial risk management

The primary investment objective of the Sub-Fund is to pursue income gains in a stable manner and to seek long term capital growth through investing in investment grade fixed income products denominated in Canadian Dollars. The Sub-Fund's benchmark is the Barclays Canadian Issues 300MM Index.

The Sub-Fund's assets and liabilities comprise financial instruments which include:

- investments including fixed income securities that are held in accordance with the Sub-Fund's investment objective and policies;
- cash and cash equivalents that arise directly from its investment activities.

The Sub-Fund's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (fair value interest rate risk, cash flow interest rate risk and other price risk), credit risk and liquidity risk. The Sub-Fund's overall risk management programme focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimise potential adverse effects on the Sub-Fund's financial performance.

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Market price risk

The Sub-Fund trades in a variety of instruments including government bonds, supranational agencies' bonds, corporate bonds, bonds issued by the governments of the Canadian provinces or asset-backed securities listed or traded primarily on a Recognised Exchange and/or domestic Canadian bonds traded on a Recognised Exchange. At least 50% of the Sub-Fund's Net Assets must be invested in high quality Canadian Government bonds.

The Sub-Fund may not make short sales of securities or maintain a short position.

All securities investments present a risk of loss of capital. The Sub-Fund's debt securities are susceptible to market price risk arising from uncertainties about future prices of the instruments. The Investment Manager moderates this risk through a careful selection of securities and other financial instruments within specified limits. The construction of the portfolio operates within the overall risk control framework that is driven by the Sub-Fund guidelines and the Sub-Fund's overall market positions are monitored on a daily basis by the Sub-Fund's Investment Manager.

The Sub-Fund defines risk by its deviation to expected performance versus the benchmark. The ex ante risk budget for country/duration and sector/security selection is pre-defined within the investment process of the product. The Investment Manager monitors and reviews Sub-Fund performance achieved against the benchmark and performance objectives on a regular basis. Where relevant, they also review asset allocation and sector strategy for consistency with house and team targets.

T. Rowe Price Quantitative and Portfolio Analysis group provides an analysis of the ex ante Sub-Fund risk, resulting from the Sub-Fund's deviation from the benchmark (Tracking Error) on a regular basis. These figures are calculated using appropriate risk management tools (for example Wilshire Axiom and Barclays Capital Point) as well as in-house developments.

The Sub-Fund's market risk is affected by following main components: changes in actual market prices and interest rate movements. Interest rate movements are covered in sections below. The Sub-Fund's exposure to market risk refers to the securities as listed in the Schedule of Investments.

Based on the analysis of performance return volatility over the past 12 months, the Canada Bond Fund has an annualised return standard deviation of 2.42% for the year between 1st June 2015 and 31st May 2016, as compared to the benchmark standard deviation of 2.56% over this time period.

If the Canadian bond market, as represented by the Barclays Canadian Issues 300MM Index, at 31st May 2016 had increased by 5% (including coupon payments) over the previous year, with all other variables held constant, this would have increased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately CAD1,254,903. These figures are based on a NAV of CAD22,527,502¹⁸ as of 31st May 2016 and its underlying historical beta of 1.114¹⁹. Conversely, if the comparable benchmark index had decreased by 5%, this would have decreased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately CAD1,254,903 based on the Sub-Fund's Net Assets as at 31st May 2016.

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Market price risk (continued)

Comparing to previous reporting year ended 31st May 2015, if the Canadian bond market, as represented by the Barclays Canadian Issues 300MM Index, at 31st May 2015 had increased by 5% (including coupon payments) over the relevant time period, with all other variables held constant, this would have increased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately CAD1,497,264. These figures are based on a NAV of CAD26,993,145²⁰ as at 31st May 2015 and its underlying historical beta 1.112²¹. Conversely, if the comparable benchmark index had decreased by 5%, this would have decreased Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately CAD1,497,264 based on the Sub-Fund's Net Assets as at 31st May 2015.

The limitation of a beta coefficient analysis is mainly due to its backward looking process. The Sub-Fund defines risk by its deviation to expected performance versus the benchmark, the Investment Manager calculates on a regular basis the ex-ante tracking error for the Sub-Fund.

Tracking error risk is produced by positioning the portfolio differently than the benchmark (e.g. curve, sector, or issue selection bets). Despite its usefulness for investment managers, the Tracking error suffers from some limitations too. Tracking error assumes a normal return distribution. As being showed by recent publications, return distributions are not normal and therefore, using tracking error can be misleading.

¹⁸ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

¹⁹ Three year historical beta 1.114 - gross of fee fund performance vs. Barclays Canadian Issues 300MM Index as at 31st May 2016 (based on monthly performance data provided by T. Rowe Price).

²⁰ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

²¹ Three year historical beta 1.112 - gross of fee fund performance vs. Barclays Canadian Issues 300MM Index as at 31st May 2015 (based on monthly performance data provided by T. Rowe Price).

Interest rate risk

The majority of the Sub-Fund's financial assets and liabilities are interest bearing. As a result, the Sub-Fund is subject to significant amounts of risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. Interest rate risk is the risk resulting from changes in the level of interest rates, in the slope of the yield curve, in the shape of the yield curve, or in any other interest rate relationship.

Interest rates are determined by fundamental and technical factors that are driving demand and supply in international fixed income and money markets. The Sub-Fund's interest-bearing financial assets and liabilities expose it to risks associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on its financial position and cash flows.

The interest rate risk is managed on a relative basis versus the benchmark. Interest rate exposure reports are available to the Investment Manager on a daily basis. Interest rate exposure is shown by duration breakdown and deviation from the benchmark detailed per maturity buckets.

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Interest rate risk (continued)

Other reports, such as a breakdown and deviation by rating and sector are available to the Sub-Fund's Investment Manager as well. The portfolio/benchmark deviation is as well compared to the Sub-Fund's model portfolio.

Based on underlying holdings and market data as of 31st May 2016, an incremental impact of a parallel shift²² in the yield curve of plus 50 basis points with all other variables remaining constant would result in a decrease in the Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately 3.6% immediately, equivalent to CAD799,726 in bond price depreciation based on the Sub-Fund's Net Assets of CAD22,527,502²³ and the Sub-Fund's effective duration of 7.09 as of 31st May 2016.

The incremental impact of a yield curve shift by minus 50 basis points would be an increase in Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units by approximately 3.6% immediately. See table overleaf for further information as at 31st May 2016.

Incremental Impact on NAV (as of 31st May 2016)

Yield Curve Shift	Incremental Impact on Market Value	Equivalent in Canadian Dollar
+ 50 Basis points	-3.6%	-799,726
+ 100 Basis points	-7.1%	-1,597,200
- 50 Basis points	+3.6%	799,726
- 100 Basis points	+7.1%	1,597,200

Please find below as well the incremental impact on the NAV as at 31st May 2015 using the same underlying yield curve shift assumption with the Sub-Fund's effective duration of 7.34 as at 31st May 2015. The Sub-Fund's NAV as at 31st May 2015 was CAD26,993,145²⁴.

Incremental Impact on NAV (as of 31st May 2015)

Yield Curve Shift	Incremental Impact on Market Value	Equivalent in Canadian Dollar
+ 50 Basis points	-3.7%	-988,446
+ 100 Basis points	-7.4%	-1,976,893
- 50 Basis points	+3.7%	988,446
- 100 Basis points	+7.4%	1,976,893

There are limitations for using a single duration number to capture the risk inherited in a bond portfolio. While effective duration is a critical tool in portfolio analysis and risk management, it is important to recognise that this single duration number is an estimate of a bond's sensitivity to a parallel shift in interest rates. While effective duration is useful and convenient for many purposes, robust risk management requires us to recognise that although changes in interest rates are often highly correlated across the curve, in reality the slope and shape of the yield curve changes over time.

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Interest rate risk (continued)

In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's overall interest sensitivity on a daily basis.

²² A parallel shift in the yield curve refers to a shift in which the change in the yield on all bond maturities is the same.

²³ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

²⁴ Asset Valuations provided by SMT Fund Services (Ireland) Limited based on Valuation of Holders of Redeemable Participating Units.

Credit risk/Counterparty risk

Fixed income assets, including government bonds by developed countries, are exposed to credit risk. The Sub-Fund takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty or issuer will be unable to pay amounts in full when due. Credit research is generally defined by sector-specific investment grade (corporate bond market) analysis.

Within the investment process the Investment Manager focuses on a rigorous credit research to identify investment opportunities within the Sub-Fund's investment universe. The investment decision is based on financial statement analysis and discussion with company management. Credit analysts cover their industries closely and are responsible for monitoring all holdings in the portfolio, issuers in the benchmark and issuers the Sub-Fund does not own but might consider owning.

The Sub-Fund's guideline requires that investments must be rated BBB-/Baa3 or higher by an international rating agency. The average weighted rating of the Sub-Fund is maintained at AA-/Aa3 or higher and a maximum of 10% of the Sub-Fund's NAV may be invested in securities rated BBB-/Baa3. At least 50% of the Sub-Fund is invested in high quality Canadian dollar denominated government bonds, rated no lower than A/A2 by an international rating agency.

Sub-Fund Break Down by Rating Category (as of 31st May 2016)

Credit Rating	Portfolio (weight in %)	Index (weight in %)	Difference (in %)
AAA	50.34	46.08	4.26
AA	20.89	36.80	-15.91
A	19.92	9.30	10.62
BAA	5.43	7.82	-2.39
BA	1.00	0.00	1.00
Cash*	2.42	0.00	2.42
	100.00	100.00	

* No cash overdrawn on settlement basis, amid coupon payment anticipation.

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Credit risk/Counterparty risk (continued)

Sub-Fund Break Down by Rating Category (as of 31st May 2015)

Credit Rating	Portfolio (weight in %)	Index (weight in %)	Difference (in %)
AAA	53.42	48.33	5.09
AA	23.08	33.95	-10.87
A	18.73	10.71	8.02
BAA	4.70	7.01	-2.31
Cash*	0.07	0.00	0.07
	100.00	100.00	

* No cash overdrawn on settlement basis, amid coupon payment anticipation.

The Sub-Fund's main credit risk concentration is held with debt securities. No more than 5% of the Sub-Fund's NAV can be invested in the securities of a single corporate issuer, excluding governments, at the time of obtaining the assets. Additionally, a maximum of 20% of the Sub-Fund may be invested in securities issued or guaranteed by any of the provincial governments of Canada.

The credit concentration is monitored on a daily basis by the portfolio management and by the credit analysis team. Credit exposure can be monitored by customised requirements and criteria. Detailed breakdown and exposure reports such as Sector/Rating, Sector/Duration and Issuer and Industry reports are available and are monitored on a regular basis.

The credit risk associated with counterparty risk is limited. Counterparty risk is the risk that a counterparty will be unable or unwilling to meet a commitment that it has entered into and cause financial losses to the Sub-Fund. All Sub-Fund transactions are completed and settled using approved brokers with a 3 to 5 day settlement period. The risk of settlement default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

The Sub-Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Investment Manager minimises counterparty risk on the Sub-Fund by only dealing with counterparties which have been prior approved by the AIFM. As per the Prospectus, the counterparties must meet the following requirements:

- a) the counterparty must have Unitholders' funds in excess of EUR125 million or equivalent in foreign currency;
- b) the name of the counterparty is disclosed in the half-yearly/annual report issued by the Sub-Fund;
- c) the Investment Manager is satisfied that the counterparty has agreed to value the transaction at least weekly and will close out the transaction at the request of the Manager at a fair value; and
- d) initial outlay in respect to OTC derivatives to any one counterparty must not exceed 5% of the NAV of the Sub-Fund.

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Credit risk/Counterparty risk (continued)

SMT Trustees (Ireland) Limited as Trustee has appointed Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited as its Custodian. Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited have, in turn, appointed BBH & Co. as their global sub-custodian. Both the cash & securities are ultimately held at BBH & Co., with cash being held at BBH & Co. as Banker. The Sub-Fund has elected to enter into a BBH & Co. sweep program which means that BBH & Co. will sweep cash into overnight eligible bank counterparty accounts in order to diversify overnight exposure and/or to gain interest on the various accounts. The Sub-Fund acknowledges that participation in the CMS program involves investment risks (such as the loss of any balances swept) and it also accepts the sovereign and counterparty risks associated with offshore overnight time deposits. The physical assets of the Sub-Fund are segregated from the assets of the other funds in the Fund and also from the proprietary assets of the Trustee, Custodian and Global Sub-Custodian. The credit rating of BBH & Co. is A+ rating from Fitch (2015: A+).

Liquidity risk

Liquidity risk in general represents the risk that the Sub-Fund cannot meet or generate sufficient cash resources to meet its payment obligations in full as they fall due, or can only do so at materially disadvantageous terms. Liquidity risk can apply as well if a particular security or derivative position cannot be easily unwound or offset due to insufficient market depth or market disruption.

The Sub-Fund is exposed to daily cash redemptions of Redeemable Participating Units, but is not obliged to any restrictions regarding cash flows. The Sub-Fund's securities are readily realisable (T+2) as they are listed on Recognised Exchanges. The Sub-Fund doesn't hold any illiquid securities.

The Sub-Fund has the ability to borrow in the short term to ensure settlement (borrowing must not exceed 10% of NAV of the Sub-Fund). No such borrowings have arisen during the year. Although futures and options are permissible, the Sub-Fund does not invest in these types of securities as at 31st May 2016 and 2015.

In accordance with the Sub-Fund's policy, the Investment Manager monitors the Sub-Fund's liquidity position on a daily basis. The table overleaf analyses the Sub-Fund's assets and liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period to the bonds maturity date.

The maturity profile of the Sub-Fund's financial liabilities as at 31st May 2016 was:

	Less than 1 month	Total
	CAD	CAD
Liabilities		
Creditors – due within one year	77,864	77,864
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	22,527,502	22,527,502
	<hr/>	<hr/>
Total Liabilities	<u>22,605,366</u>	<u>22,605,366</u>

4. RISK FACTORS (continued)

Canada Bond Fund (continued)

Liquidity risk (continued)

The maturity profile of the Sub-Fund's financial liabilities as at 31st May 2015 was:

Liabilities

Creditors – due within one year	251,208	251,208
Financial liabilities at fair value through profit or loss	3	3
Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units	26,993,145	26,993,145
	<hr/>	<hr/>
Total Liabilities	<u>27,244,356</u>	<u>27,244,356</u>

Currency risk

The currency exposure of all the Sub-Funds' investments and cash are as follows:

Euro Bond Fund	2016 EUR	2015 EUR
Danish Krone	131,927	130,443
Polish Zloty	96,182	-
Pound Sterling	2	3
Swedish Krona	125,724	55,063
Total	<u>353,835</u>	<u>185,509</u>
	<hr/>	<hr/>
Canada Bond Fund	CAD	CAD
Euro	3,589	4,790
Japanese Yen	-	(3)
Total	<u>3,589</u>	<u>4,787</u>
	<hr/>	<hr/>
US Preferred Securities Fund	US\$	US\$
Euro	21,578	18,054
Japanese Yen	1,202	1,072
Total	<u>22,780</u>	<u>19,126</u>
	<hr/>	<hr/>

5. CASH INCLUDING FOREIGN CURRENCY

Cash balances are held with BBH & Co. and margin cash in Australian Bond Fund AUD72,187 (2015: AUD96,582) is held with Macquarie Bank Limited, Australia. Margin cash on futures contracts may be subject to withdrawal restrictions until such time as the Sub-Fund closes these positions.

6. DEBTORS

	EUR	AUD	CAD	US\$
Interest receivable	-	529	13	21
Receivable for fund units sold	-	18,486	-	-
Receivables for investments sold	-	-	-	-
Other assets	4	-	37,983	-
As at 31 st May 2016	4	19,015	37,996	21
Interest receivable	-	787	19	8
Receivable for fund units sold	61,274	155,150	-	-
Other assets	-	2,670	44,051	-
As at 31 st May 2015	61,274	158,607	44,070	8

7. CREDITORS - due within one year

	EUR	AUD	CAD	US\$
Interest payable	17	-	2	10
Payable for fund units repurchased	-	25,595	2,132	14,171
Payable for investments purchased	-	-	-	-
Provision for fees payable (Note 9)	40,703	145,044	75,730	64,098
Dividend distributions payable	4,995	205,635	-	66,415
As at 31 st May 2016	45,715	376,274	77,864	144,694
Interest payable	24	-	-	3
Payable for fund units repurchased	-	115,128	50,347	50,775
Payable for investments purchased	17,039	-	148,306	-
Provision for fees payable (Note 9)	15,365	101,702	52,555	54,784
Dividend distributions payable	5,612	236,260	-	75,904
As at 31 st May 2015	38,040	453,090	251,208	181,466

8. REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS ISSUED AND REDEEMED DURING THE YEAR

31 st May 2016	Euro Bond Fund	Australian Bond Fund	Canada Bond Fund	US Preferred Securities Fund
Number of Units outstanding as at beginning of the year	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820
Number of Units issued	138,050	556,210	66,280	135,370
Number of Units redeemed	(199,820)	(1,297,480)	(461,730)	(609,030)
Number of Units outstanding as at end of the year	454,090	5,014,380	2,211,760	3,320,160
31 st May 2015				
Number of Units outstanding as at beginning of the year	553,560	5,805,120	2,770,770	3,818,980
Number of Units issued	27,900	483,710	66,900	351,170
Number of Units redeemed	(65,600)	(533,180)	(230,460)	(376,330)
Number of Units outstanding as at end of the year	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820

9. FEES AND EXPENSES

Each Sub-Fund pays the AIFM a monthly fee, accrued daily and payable monthly in arrears, at an annual rate as follows:

Monthly Dividend Euro Bond Fund and Monthly Dividend Australian Bond Fund at an annual rate of 0.60% of the NAV.

Monthly Dividend Canada Bond Fund

NAV equal to or less than CAD100,000,000: 0.61%

NAV greater than CAD100,000,000: 0.67%

Monthly Dividend US Preferred Securities Fund

NAV equal to or less than US\$100,000,000: 0.60%

NAV greater than US\$100,000,000 and less than US\$500,000,000: 0.61%

NAV greater than US\$500,000,000 and less than US\$1,000,000,000: 0.66%

NAV greater than US\$1,000,000,000: 0.71%

The AIFM pays out of its own fee the fees of the Distributor and Agent Company. The Agent Company receives a fee at an annual rate of 0.10% and the Distributor receives the balance.

9. FEES AND EXPENSES (continued)

The AIFM also receives out of the assets of each Sub-Fund an annual administration fee, accrued daily and payable monthly in arrears as follows:

Monthly Dividend Euro Bond Fund

NAV less than €100,000,000: 0.13%

NAV greater than €100,000,000 and less than €1,000,000,000: 0.115%

NAV greater than €1,000,000,000: 0.10%

Monthly Dividend Australian Bond Fund

NAV less than AUD200,000,000: 0.13%

NAV greater than AUD200,000,000 and less than AUD1,000,000,000: 0.115%

NAV greater than AUD1,000,000,000: 0.10%

Monthly Dividend Canada Bond Fund

NAV equal to or less than CAD100,000,000: 0.12%

NAV greater than CAD100,000,000: 0.11%

Monthly Dividend US Preferred Securities Fund

NAV equal to or less than US\$100,000,000: 0.11%

NAV greater than US\$100,000,000: 0.10%

The AIFM pays the Depository out of the assets of each Sub-Fund an annual fee, accrued daily and payable monthly in arrears, at a rate of 0.06% of the NAV of the Sub-Fund. The Depository is entitled to be repaid out of the assets of the Sub-Fund any out-of-pocket expenses incurred in the performance of its duties.

The AIFM pays out of the assets of the Sub-Fund an annual fee to the Investment Manager, based on the Sub-Fund's NAV, accrued daily and payable monthly in arrears as follows:

Monthly Dividend Euro Bond Fund

NAV less than €250,000,000: 0.50%

NAV greater than €250,000,000 and less than €500,000,000: 0.45%

NAV greater than €500,000,000: 0.40%

Monthly Dividend Australian Bond Fund

NAV less than AUD500,000,000: 0.50%

NAV greater than AUD500,000,000 and less than AUD1,000,000,000: 0.45%

NAV greater than AUD1,000,000,000: 0.40%

Monthly Dividend Canada Bond Fund

NAV equal to or less than CAD100,000,000: 0.50%

NAV greater than CAD100,000,000: 0.45%

Monthly Dividend US Preferred Securities Fund

NAV equal to or less US\$500,000,000: 0.60%

NAV greater than US\$500,000,000 and less than US\$1,000,000,000: 0.55%

NAV greater than US\$1,000,000,000: 0.50%

9. FEES AND EXPENSES (continued)

The Investment Manager out of its fee pays any Investment Adviser appointed by the Investment Manager with the approval of the AIFM.

The AIFM is entitled to be repaid all of its administration expenses in relation to each Sub-Fund, out of the assets of each Sub-Fund, which includes printing fees, audit fees, legal fees, courier's fees, reasonable travel expenses of the Investment Manager and telecommunication costs and expenses. Investors are advised that the total of all such expenses, which will be charged at normal commercial rates, may constitute a significant charge to each Sub-Fund.

The fees payable at year end are as follows:

	EUR	AUD	CAD	US\$
Trustee fees	244	2,600	1,139	1,294
Distributor fees	2,035	21,784	9,701	10,786
Agent Company fees	409	4,355	1,905	2,153
Investment Manager fees	1,219	21,783	5,683	12,939
Investment Adviser fees	818	-	3,811	-
Administration fees	530	5,632	2,278	2,372
Sub-custody expenses	389	1,749	-	840
Audit fees	3,232	34,320	15,095	17,032
Other expenses	31,827	52,821	36,118	16,682
As at 31 st May 2016	40,703	145,044	75,730	64,098
Trustee fees	282	2,846	1,374	1,544
Distributor fees	2,341	25,351	11,636	12,862
Agent Company fees	468	5,070	2,282	2,572
Investment Manager fees	1,405	23,721	6,845	15,437
Investment Adviser fees	936	-	4,563	-
Administration fees	610	6,167	2,748	2,830
Sub-custody expenses	815	1,806	-	928
Audit fees	3,321	32,883	14,766	14,228
Other expenses	5,187	3,858	8,341	4,383
As at 31 st May 2015	15,365	101,702	52,555	54,784

10. NET GAIN ON FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

The net gain on investment activities for the year ended 31st May 2016 is as follows:

	EUR	AUD	CAD	US\$
Net realised gain from:				
- Investments and currencies	101,509	750,176	540,730	3,073
- Futures contracts	-	493,012	-	-
- Forward currency contracts	4,868	738	495	332
	106,377	1,243,926	541,225	3,405
Net realised loss from:				
- Investments and currencies	(24,850)	(290,661)	(123,861)	(268,030)
- Futures contracts	-	(518,265)	-	-
- Forward currency contracts	(4,876)	(615)	(408)	(474)
	(29,726)	(809,541)	(124,269)	(268,504)
Net change in unrealised gain from:				
- Investments and currencies	-	-	-	892
- Forward currency contracts	-	-	3	3
	-	-	3	895
Net change in unrealised loss from:				
- Investments and currencies	(75,315)	(380,060)	(549,121)	(568,972)
- Forward currency contracts	(577)	-	-	-
	(75,892)	(380,060)	(549,121)	(568,972)
Dividend income	-	-	-	583,806
Dividend expense	-	-	-	(68,213)
Interest income	153,573	2,545,716	771,594	940,848
Net expense equalisation	(1,124)	(10,805)	(109,398)	(45,477)
Net capital equalisation	(34,004)	(335,814)	(23,875)	-
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	119,204	2,253,422	506,159	577,788

10. NET GAIN ON FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS (continued)

The net gain on investment activities for the year ended 31st May 2015 is as follows:

	EUR	AUD	CAD	US\$
Net realised gain from:				
- Investments and currencies	210,904	839,406	277,542	797,685
- Futures contracts	-	46,337	-	-
- Forward currency contracts	11,844	254	916	112
	222,748	885,997	278,458	797,797
Net realised loss from:				
- Investments and currencies	(20,081)	(68,880)	(416,900)	(110,075)
- Futures contracts	-	(117,779)	-	-
- Forward currency contracts	(38,776)	(687)	(257)	(284)
	(58,857)	(187,346)	(417,157)	(110,359)
Net change in unrealised gain from:				
- Investments and currencies	57,969	716,436	892,394	-
- Forward currency contracts	1,437	553	-	-
	59,406	716,989	892,394	-
Net change in unrealised loss from:				
- Investments and currencies	-	-	-	(679,513)
- Forward currency contracts	-	-	(3)	(2)
	-	-	(3)	(679,515)
Dividend income	-	-	-	696,701
Dividend expense	-	-	-	(97,500)
Interest income	186,874	3,017,143	971,456	996,311
Interest expense	(16,136)	-	-	-
Net income equalisation	-	1,281	-	-
Net expense equalisation	(2,985)	-	(59,197)	(4,304)
Net capital equalisation	(22,684)	(10,229)	(9,214)	-
Net gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	368,366	4,423,835	1,656,737	1,599,131

11. RELATED AND CONNECTED PARTY TRANSACTIONS

The AIFM, Depositary, Investment Manager, Agent Company, Distributor and related companies are deemed to be related parties under Financial Reporting Standard (FRS 102). Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Comprehensive Income. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 9.

A single Unitholder, Daiwa Securities Co. Ltd, holds 100% of the Units of each Sub-Fund.

11. RELATED AND CONNECTED PARTY TRANSACTIONS (continued)

In accordance with the requirements of the AIF Rulebook, all transactions carried out with the Fund by the AIFM, Investment Manager, Trustee, Investment Adviser or by delegates or group companies (" connected parties ") must be carried out as if negotiated at arm's length and be in the best interests of unitholders. The AIFM is satisfied that there are arrangements in place (evidenced by written procedures) to ensure that the obligations set out above are applied to all transactions with connected parties and transactions with connected parties entered into during the year complied with the obligations set out above.

12. DIVIDEND POLICY

The AIFM intends to declare distributions monthly, out of all net interest, dividends and other income received by each Sub-Fund subject to such adjustments as may be appropriate pursuant to the provisions of the Trust Deed. The AIFM may also distribute to the Unitholders monthly, or at such other times as it may determine, the realised and unrealised capital gains less realised and unrealised capital losses of each Sub-Fund.

Distributions are declared as at the last business day of each month and are paid on the second business day immediately following the distribution date to the Distributor in respect of Units distributed in Japan for each of the Sub-Funds except for Canada Bond Fund when distributions are declared on the 15th day of each month or if such day is not a business day the preceding business day and are paid on the business day immediately following the distribution date. Distributions are made to Unitholders entered on the register at the close of business on the business day preceding the distribution date.

Distributions for the year ended 31st May 2016 were as follows:

	Dividend per Unit	Dividend Amount	Dividend per Unit	Dividend Amount
	EUR	EUR	AUD	AUD
June 2015	0.011	5,650	0.041	234,104
July 2015	0.011	5,578	0.041	234,427
August 2015	0.011	5,583	0.041	235,533
September 2015	0.011	5,559	0.041	236,437
October 2015	0.011	5,452	0.041	227,526
November 2015	0.011	5,423	0.041	220,529
December 2015	0.011	4,971	0.041	205,978
January 2016	0.011	4,966	0.041	205,865
February 2016	0.011	5,056	0.041	204,876
March 2016	0.011	5,020	0.041	204,929
April 2016	0.011	5,009	0.041	203,376
May 2016	0.011	4,995	0.041	205,635
Total		<u>63,262</u>		<u>2,619,215</u>

12. DIVIDEND POLICY (continued)

	Dividend per Unit	Dividend Amount	Dividend per Unit	Dividend Amount
	CAD	CAD	US\$	US\$
June 2015	0.022	56,854	0.020	74,191
July 2015	0.022	56,399	0.020	73,385
August 2015	0.022	55,920	0.020	71,739
September 2015	0.022	55,590	0.020	70,727
October 2015	0.022	55,082	0.020	70,463
November 2015	0.022	54,709	0.020	69,145
December 2015	0.022	50,961	0.020	68,069
January 2016	0.022	48,481	0.020	67,872
February 2016	0.022	49,057	0.020	67,801
March 2016	0.022	49,086	0.020	67,101
April 2016	0.022	48,817	0.020	66,882
May 2016	0.022	48,677	0.020	66,415
Total		<u>629,633</u>		<u>833,790</u>

Distributions for the year ended 31st May 2015 were as follows:

	Dividend per Unit	Dividend Amount	Dividend per Unit	Dividend Amount
	EUR	EUR	AUD	AUD
June 2014	0.011	6,060	0.041	238,508
July 2014	0.011	5,946	0.041	239,428
August 2014	0.011	5,909	0.041	238,418
September 2014	0.011	5,689	0.041	238,772
October 2014	0.011	5,681	0.041	239,713
November 2014	0.011	5,660	0.041	238,956
December 2014	0.011	5,767	0.041	233,817
January 2015	0.011	5,754	0.041	234,087
February 2015	0.011	5,787	0.041	233,640
March 2015	0.011	5,632	0.041	233,078
April 2015	0.011	5,609	0.041	237,588
May 2015	0.011	5,612	0.041	236,260
Total		<u>69,106</u>		<u>2,842,265</u>

12. DIVIDEND POLICY (continued)

	CAD	CAD	US\$	US\$
June 2014	0.022	60,727	0.020	76,246
July 2014	0.022	60,587	0.020	76,258
August 2014	0.022	59,522	0.020	77,360
September 2014	0.022	59,350	0.020	77,182
October 2014	0.022	59,022	0.020	77,019
November 2014	0.022	58,339	0.020	76,872
December 2014	0.022	58,070	0.020	75,868
January 2015	0.022	58,330	0.020	77,787
February 2015	0.022	57,963	0.020	78,030
March 2015	0.022	57,776	0.020	77,767
April 2015	0.022	57,925	0.020	76,622
May 2015	0.022	57,553	0.020	75,904
		<hr/>		<hr/>
Total		705,164		922,915
		<hr/> <hr/>		<hr/> <hr/>

13. NAV HISTORY

2016	EUR	AUD	CAD	US\$
NAV	EUR4,823,191	AUD51,218,857	CAD22,527,502	US\$25,418,519
Number of Units	454,090	5,014,380	2,211,760	3,320,160
NAV per Unit	EUR10.62	AUD10.21	CAD10.19	US\$7.66
2015				
NAV	EUR5,553,794	AUD59,700,066	CAD26,993,145	US\$30,020,330
Number of Units	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820
NAV per Unit	EUR10.77	AUD10.37	CAD10.35	US\$7.91
2014				
NAV	EUR5,786,386	AUD59,488,764	CAD28,084,111	US\$30,184,463
Number of Units	553,560	5,805,120	2,770,770	3,818,980
NAV per Unit	EUR10.45	AUD10.25	CAD10.14	US\$7.90

14. TAXATION

Under current law and practice the Fund qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. On that basis, it is not chargeable to Irish tax on its income or gains.

However, Irish tax may arise on the happening of a "chargeable event". A chargeable event includes any distribution payments to Unit holders or any encashment, redemption, cancellation, transfer or the holding of units at the end of each eight year period beginning with the acquisition of such units.

14. TAXATION (continued)

No Irish tax will arise on the Fund in respect of chargeable events in respect of:

(a) a Unitholder who is neither Irish resident nor ordinarily resident in Ireland for tax purposes, at the time of the chargeable event, provided appropriate valid declarations in accordance with the provisions of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended, are held by the Fund or where the Fund has been authorised by Irish Revenue to make gross payments in absence of appropriate declarations; and

(b) certain exempted Irish tax resident Unitholders who have provided the Fund with the necessary signed statutory declarations.

Dividends, interest and capital gains (if any) received on investments made by the Fund may be subject to withholding taxes imposed by the country from which the investment income/gains are received and such taxes may not be recoverable by the Fund or its Unitholders.

15. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS

The Fund does not have any soft commission arrangements.

16. EXCHANGE RATES USED IN THIS REPORT

Monthly Dividend Euro Bond Fund

The following exchange rates were used to translate assets and liabilities into one Euro:

	2016	2015
Danish Krone	7.438465	7.460312
Polish Zloty	4.390829	-
Pound Sterling	0.764859	0.718469
Swedish Krona	9.299264	9.367134

Monthly Dividend Canada Bond Fund

The following exchange rates were used to translate assets and liabilities into one Canadian Dollar:

	2016	2015
Euro	0.686698	0.730719
Japanese Yen	-	99.415181

Monthly Dividend US Preferred Securities Fund

The following exchange rates were used to translate assets and liabilities into one US Dollar:

	2016	2015
Euro	0.898270	0.912120
Japanese Yen	110.095000	124.095000

17. EVENTS DURING THE YEAR

The Central Bank approved a new Trust Deed and noted the new Prospectus on 29th January 2016 with updates related to AIFMD.

18. SUBSEQUENT EVENTS

There were no events subsequent to the year end and up to 28th September which require disclosure in the financial statements.

19. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The Directors of the AIFM approved the financial statements of the Fund on 28th September 2016.

[次へ](#)

Daiwa Bond Fund Series
Monthly Dividend Euro Bond Fund
Schedule of Investments
31st May 2016

	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
Debt Securities			
Austria			
Austria Government 3.9% 15-Jul-20	55,000	64,714	1.34
Austria Government 3.5% 15-Sep-21	42,000	50,347	1.04
Austria Government 3.4% 22-Nov-22	48,000	58,982	1.22
Austria Government 4.85% 15-Mar-26	11,000	15,777	0.33
Heta Asset Res 2.375% 13-Dec-22	100,000	109,857	2.28
Republic of Austria 1.2% 20-Oct-25	30,000	32,424	0.67
Telekom Finanz 3.125% 03-Dec-21	20,000	22,672	0.47
		354,773	7.35
Belgium			
Belgium Government 0.8% 22-Jun-25	35,000	36,330	0.75
Belgium Kingdom 5% 28-Mar-35	26,000	43,263	0.90
		79,593	1.65
Canada			
Royal Bank of Canada 4.625% 22-Jan-18	50,000	53,922	1.12
		53,922	1.12
Czech Republic			
Czech Government 3.875% 24-May-22	71,000	86,663	1.80
		86,663	1.80
Denmark			
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-23	209,000	30,456	0.63
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-24	700,000	101,508	2.10
		131,964	2.73
France			
Axa FRN 16-Apr-40	50,000	55,311	1.15
BNP Paribas 3.375% 12-Jan-17	50,000	51,102	1.06
BNP Paribas 2.5% 23-Aug-19	6,000	6,451	0.13
France Government 4.25% 25-Oct-18	142,000	158,018	3.28
France Government 3.75% 25-Apr-21	161,000	192,556	3.99
France Government 2.25% 25-May-24	108,000	125,851	2.61
France Government 1.75% 25-Nov-24	7,000	7,876	0.16
France Government 6% 25-Oct-25	36,000	54,917	1.14
France Government 5.75% 25-Oct-32	56,000	96,964	2.01
France Government 4% 25-Oct-38	2,000	3,064	0.06
France Government 3.25% 25-May-45	29,000	41,284	0.86
RCI Banque 2.25% 29-Mar-21	50,000	53,514	1.11
		846,908	17.56

Daiwa Bond Fund Series
 Monthly Dividend Euro Bond Fund
 Schedule of Investments
 31st May 2016
 (Continued)

	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
Debt Securities (continued)			
Germany			
Commerzbank 4% 23-Mar-26	15,000	15,513	0.32
Germany Federal Republic 1.5% 15-May-24	11,000	12,408	0.26
Germany Government 1% 12-Oct-18	95,000	98,429	2.04
Germany Government 2.5% 04-Jan-21	47,000	53,369	1.11
Germany Government 2% 04-Jan-22	116,000	131,219	2.72
Germany Government 0.5 15-Feb-25	53,000	55,275	1.15
Germany Government 1% 15-Aug-25	185,000	200,654	4.16
Germany Government 4% 04-Jan-37	76,000	124,407	2.58
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	53,000	74,906	1.55
Germany Government 2.5% 18-Aug-46	23,000	32,983	0.68
KfW 4.375% 04-Jul-18	38,000	41,817	0.87
		840,980	17.44
Iceland			
Iceland Government 2.5% 15-Jul-20	100,000	107,047	2.22
		107,047	2.22
Ireland			
AIB Mortgage 4.875% 29-Jun-17	100,000	105,320	2.18
Cloverie Plc FRN 24-Jul-39	50,000	58,453	1.21
Ireland Government 5.4% 13-Mar-25	33,000	46,235	0.96
		210,008	4.35
Italy			
Buoni Poliennali Del Tes 3.5% 01-Jun-18	75,000	80,351	1.67
Buoni Poliennali Del Tes 0.7% 01-May-20	10,000	10,196	0.21
Buoni Poliennali Del Tes 4.75% 01-Sep-21	39,000	47,628	0.99
Buoni Poliennali Del Tes 3.1% 15-Sep-26	20,000	26,297	0.55
Intesa Sanpaolo 4.125% 14-Apr-20	50,000	56,457	1.17
Italy Government 3.75% 01-Mar-21	22,000	25,499	0.53
Italy Government 5.5% 01-Sep-22	23,000	29,730	0.62
Italy Government 4.5% 01-May-23	8,000	9,965	0.21
Italy Government 2% 01-Dec-25	96,000	101,440	2.10
Italy Government 4.75% 01-Sep-28	20,000	26,766	0.55
Italy Government 6% 01-May-31	114,000	174,627	3.62
Italy Government 5.75% 01-Feb-33	18,000	27,459	0.57
Italy Government 5% 01-Sep-40	5,000	7,343	0.15
Italy Government 4.75% 01-Sep-44	28,000	40,698	0.84
Unicredit SPA 4.375% 31-Jan-22	50,000	61,981	1.29
		726,437	15.07

Daiwa Bond Fund Series
Monthly Dividend Euro Bond Fund
Schedule of Investments
31st May 2016
(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
Debt Securities (continued)			
Mexico			
America Movil 4.75% 28-Jun-22	50,000	60,967	1.26
		<u>60,967</u>	<u>1.26</u>
Netherlands			
Heineken NV 3.5% 19-Mar-24	5,000	6,005	0.12
ING Bank NV FRN 29-May-23	50,000	54,788	1.14
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	103,400	163,412	3.39
Rabobank Ned 4% 11-Jan-22	30,000	35,647	0.74
		<u>259,852</u>	<u>5.39</u>
Poland			
Poland Government 4.75% 25-Oct-16	417,000	96,220	1.99
Poland Government 1.5% 25-Apr-20	2,000	446	0.01
Poland Government 0.875% 10-May-27	37,000	34,632	0.72
		<u>131,298</u>	<u>2.72</u>
Slovenia			
Republika Slovenija 2.125% 28-Jul-25	10,000	10,763	0.22
Slovenia Government 5.125% 30-Mar-26	40,000	53,602	1.11
		<u>64,365</u>	<u>1.33</u>
Spain			
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	33,000	49,553	1.03
Gas Natural Cap 4.5% 27-Jan-20	50,000	57,516	1.19
Instituto De Credito Oficial 6% 08-Mar-21	15,000	18,898	0.39
Spain Government 0.5% 31-Oct-17	31,000	31,273	0.65
Spain Government 4.6% 30-Jul-19	8,000	9,137	0.19
Spain Government 5.85% 31-Jan-22	97,000	125,771	2.61
Spain Government 5.9% 30-Jul-26	15,000	21,157	0.44
Telefonica 4.693% 11-Nov-19	50,000	57,463	1.19
		<u>370,768</u>	<u>7.69</u>
Supranational			
Eurofima 4% 27-Oct-21	50,000	60,743	1.26
European Investment Bank 1.75% 12-Nov-26	230,000	25,319	0.52
		<u>86,062</u>	<u>1.78</u>
Sweden			
Nordea Bank AB 4% 29-Mar-21	50,000	56,980	1.18
Skandinaviska Enskilda Banken AB 1.5% 17-Jun-20	500,000	55,972	1.16
Sweden Government 3.5% 30-Mar-39	310,000	44,860	0.93
		<u>157,812</u>	<u>3.27</u>

Daiwa Bond Fund Series
Monthly Dividend Euro Bond Fund
Schedule of Investments
31st May 2016
(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value EUR	% of NAV
Debt Securities (continued)			
United States			
Bank of America 4.625% 07-Aug-17	50,000	52,712	1.09
Goldman Sachs 6.375% 02-May-18	30,000	33,570	0.70
HSBC Finance 4.875% 30-May-17	50,000	52,413	1.09
Morgan Stanley 5.5% 02-Oct-17	50,000	53,632	1.11
Pemex Project 6.375% 05-Aug-16	20,000	20,206	0.42
		<u>212,533</u>	<u>4.41</u>
Total Debt Securities		4,781,952	99.14

Daiwa Bond Fund Series
 Monthly Dividend Euro Bond Fund
 Schedule of Investments
 31st May 2016
 (Continued)

	Notional Cost EUR	Unrealised Gain EUR	Unrealised (Loss) EUR	% of NAV
Forward Currency Contracts				
Denmark				
Danish Krone 23-Aug-16	(130,797)	-	(38)	-
Poland				
Polish Zloty 23-Aug-16	(98,562)	-	(490)	(0.01)
Sweden				
Swedish Krona 23-Aug-16	(126,099)	-	(426)	(0.01)
Total unrealised loss on forward currency contracts		-	(954)	(0.02)

The counterparty for the forward currency contracts is Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited.

Daiwa Bond Fund Series
Monthly Dividend Euro Bond Fund
Schedule of Portfolio Movements (Unaudited)
31st May 2016

	Acquisition Nominal	Disposal Nominal
Barclays Bank 4% 07-Oct-19	-	50,000
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	33,000	-
Buoni Poliennali Del Tes 3.5% 01-Jun-18	75,000	-
Buoni Poliennali Del Tes 0.7% 01-May-20	60,000	50,000
Buoni Poliennali Del Tes 4.75% 01-Sep-21	39,000	-
European Investment Bank 4.75% 15-Oct-17	-	80,000
France Government 4.25% 25-Oct-18	213,000	95,000
Germany Government 1.25% 14-Oct-16	-	533,000
Germany Government 2.5% 04-Jan-21	47,000	-
Germany Government 2% 04-Jan-22	71,000	42,000
Germany Government 1.5% 15-Feb-23	97,000	97,000
Germany Government 0.5% 15-Feb-25	78,000	99,000
Germany Government 1% 15-Aug-25	138,000	-
Germany Government 1% 15-Aug-25	185,000	-
Germany Government 4% 04-Jan-37	37,000	-
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	28,000	122,000
Germany Government 2.5% 18-Aug-46	34,000	-
Italy Government 1.7% 15-Sep-18	-	67,000
Italy Government 4.5% 1-Feb-20	-	54,000
Italy Government 1.5% 01-Jun-25	100,000	100,000
Italy Government 2% 01-Dec-25	122,000	-
Italy Government 4.75% 01-Sep-44	-	54,000
Lloyds Bank 6.5% 24-Mar-20	-	50,000
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	23,000	-
Poland Government 4.75% 25-Oct-16	417,000	-
Poland Government 1.5% 25-Apr-20	250,000	248,000
Poland Government 3.375% 09-Jul-24	-	30,000
Poland Government 0.875 10-May-27	-	63,000
Spain Government 0.5% 31-Oct-17	-	137,000
Sweden Government 3.5% 30-Mar-39	310,000	-
Vale SA 4.375% 24-Mar-18	-	50,000

The above represents the statement of changes in the composition of the portfolio during the year, as required by the Central Bank of Ireland. This schedule shows the 20 largest acquisitions and 19 largest disposals in the year. There were no other disposals during the year. It is not intended to provide a reconciliation between holdings at the beginning of the year and holdings at the end of the year.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年9月末日現在)

	ユーロ(.を除く)	千円(., .を除く)
. 資産総額	4,964,300.66	562,753
. 負債総額	88,020.46	9,978
. 純資産総額(-)	4,876,280.20	552,775
. 発行済口数	453,250口	
. 1口当たり純資産価格(/)	10.76	1,220円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド
取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブ
ロック5

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

(ロ) 受益者集会

信託証券の規定に従い受益者集会が開催されることがあります。

受託会社または管理会社は受益者集会を招集することができます。受託会社は、発行済ファンド証券総口数の15%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければなりません。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われます。受益者集会においては、信託証券の重要な事項の変更の承認、政策変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議されます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1英ポンドの普通英ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株です。2016年9月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド（約5,240万円）および6,250万ユーロ（約70億8,500万円）です。

最近5年間における管理会社の資本金の額の増減は以下のとおりです。

2010年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2011年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2012年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2013年12月末日現在	資本金額：40万英ポンド
2014年1月9日現在	資本金額：40万英ポンドおよび500万ユーロ
2014年4月22日現在	資本金額：40万英ポンドおよび2,350万ユーロ
2014年12月末日現在	資本金額：40万英ポンドおよび2,350万ユーロ
2015年2月25日現在	資本金額：40万英ポンドおよび2,850万ユーロ
2015年12月末日現在	資本金額：40万英ポンドおよび2,850万ユーロ
2016年1月25日現在	資本金額：40万英ポンドおよび6,250万ユーロ

(2) 会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えています。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役は受益者の利益に適うよう公正な解決の確保に努力します。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は特別な資格を要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選されます。取締役に特定の任期はありません。

個々の取締役は、取締役会の過半の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時には取締役会に自己の代わりに、代理出席させることができます。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数です。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入されます。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2名の議決権を有しますが、定足数の上では2名とは計算されません。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決によります。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の唯一の業務は、投資信託の管理・運用を行うことです。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

また、管理会社はダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの管理事務の業務および機能も担います。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの一般的な管理運用業務およびAIFM規則の確実な遵守(ファンドの資産の投資および再投資を含みます。)につき責任を負います。管理会社は、投資運用契約に従い、ファンドに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託しました。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者らと管理会社の間にはいかなる関係も存在しません。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保します。

また、管理会社は、会計書類の準備、受益証券の販売および買戻しの実行、分配および1口当たり純資産価格の計算につき責任を負います。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとしますが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有します。()管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または()十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または()受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、()の場合には直ちに、()および()の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命しますが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできます。管理会社は、自己の故意による違法行為、認識ある過失、悪意または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負いません。特に、管理会社は、投資運用会社の助言に基づき善意により行為することについて責任を負いません。管理会社は、管理会社とその職務の適切な遂行において、(管理会社の認識ある過失、過失、悪意、詐欺行為、義務の遵守の重大な不履行または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてファンドから補償され、損害を受けないことを保証されるものとします。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドを任命しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命しています。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負います。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていません(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払います。)。取締役はこれに従った責任を負います。

受益者の公平な取扱い

管理会社は、その全ての決定において、ファンドの受益者を公平に取り扱うよう確保し、また、管理会社が一または複数の受益者を優先的に取り扱うことが、他の受益者に全体的に重大な不利益を生じさせないよう確保するものとします。

管理会社は、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努めます。ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされます。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、かかる買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとします。

2016年9月末日現在、管理会社は、アイルランド籍契約型投資信託5本の管理および運用を行っています(純資産額の合計額はそれぞれ1,967,327,143.88米ドル、1,104,965,742.74豪ドル、4,876,280.20ユーロ、78,669,151.94カナダドル、283,415,666.64ニュージーランド・ドル、689,485,176.24ノルウェー・クローネ、12,180,756,291円です)。

設立国	種別	本数	純資産額の合計額(通貨別)
アイルランド	MMF	1	1,710,285,878.47米ドル
			1,053,643,028.07豪ドル
			56,173,792.31カナダドル
			283,415,666.64ニュージーランド・ドル
アイルランド	その他	4	257,041,265.41米ドル
			51,322,714.67豪ドル
			4,876,280.20ユーロ
			22,495,359.63カナダドル
			689,485,176.24ノルウェー・クローネ
			12,180,756,291円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成28年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝113.36円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

貸借対照表

2015年9月30日現在

	注記	2015年9月30日		2014年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
有形固定資産	6	6,181,228	700,704	2,745,749	311,258
		<u>6,181,228</u>	<u>700,704</u>	<u>2,745,749</u>	<u>311,258</u>
流動資産					
債権	7	3,256,139	369,116	2,712,886	307,533
現金および預金	8	11,596,220	1,314,547	21,392,488	2,425,052
処分制限付現金 - エスクローとして保有		37,914	4,298	351,428	39,838
		<u>14,890,273</u>	<u>1,687,961</u>	<u>24,456,802</u>	<u>2,772,423</u>
債務：1年以内支払期限到来金額	9	(3,914,595)	(443,758)	(3,828,507)	(434,000)
正味流動資産		<u>10,975,678</u>	<u>1,244,203</u>	<u>20,628,295</u>	<u>2,338,424</u>
債務：1年後支払期限到来金額	10	-	-	(5,008,983)	(567,818)
純資産		<u>17,156,906</u>	<u>1,944,907</u>	<u>18,365,061</u>	<u>2,081,863</u>
資本金および準備金					
払込請求済株式資本	11	28,992,338	3,286,571	23,992,338	2,719,771
資本剰余金	12	4,050,000	459,108	4,050,000	459,108
損益勘定	13	(15,885,432)	(1,800,773)	(9,677,277)	(1,097,016)
株主持分	13	<u>17,156,906</u>	<u>1,944,907</u>	<u>18,365,061</u>	<u>2,081,863</u>

添付の注記は当貸借対照表の一部である。

取締役会を代表して署名。

田中博光

ピーター・キャラハン

2016年1月22日

取締役

取締役

（２）【損益計算書】

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

損益計算書

2015年9月30日終了年度

	注記	2015年9月30日		2014年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高		15,850,091	1,796,766	13,037,645	1,477,947
管理事務費	3	(22,080,879)	(2,503,088)	(19,727,942)	(2,236,360)
利息および税金加減前経常損失		(6,230,788)	(706,322)	(6,690,297)	(758,412)
受取利息		22,832	2,588	31,793	3,604
税引前経常損失	4	(6,207,956)	(703,734)	(6,658,504)	(754,808)
経常活動に係る税金	5	(199)	(23)	880	100
当期損失		(6,208,155)	(703,756)	(6,657,624)	(754,708)

当社には、当期損失以外に計上すべき損益はなかった。

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

田中博光

ピーター・キャラハン

2016年1月22日

取締役

取締役

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

注記

（2015年9月30日終了年度の財務書類の一部を形成する。）

1 会計方針

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、取得原価主義に従って作成されており、アイルランド勅許会計士協会が公表した、会計基準審議会の財務報告基準に準拠している。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する。見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

受取利息

受取利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、管理事務および管理運用業務による受取報酬から構成されており、発生基準で会計処理される。費用は、発生基準で会計処理される。取引高および管理事務費は、グループ会社であるその他のサービス・プロバイダーまたはその他の非グループ・サービス・プロバイダーが稼得しましたそれらプロバイダーに支払われた金額を除いて表示されている。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ（€）で表示されている。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

現金および預金

現金および預金は、手許現金および要求払い預け金から成る。

処分制限付現金 - エスクローとして保有

エスクローとして保有される金額は、2015年12月31日までの賃借料支払に関連する。ダブリンの不動産に関する賃貸契約は期末後に再交渉され、エスクロー勘定は決済されたため本勘定に関する要件は存在しない。

税制

法人税は、現行の料率で課税対象利益に対して課される。

財務報告基準第19号「繰延税金」に従って、会計基準が他に要求する場合の他、貸借対照表日付で実現していないが発生していることにより生じる時間による差額の全額は割引されることなく全て課税の対象となる。繰延税金残高は、実現時に適用されるであろう税率で引当計上される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求される。

什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年
コンピューター端末	3年
ファンド管理事務システム	3年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。事業の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

従業員手当

当社は、従業員のために確定拠出年金制度を運営している。確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

簿外金融商品

先渡契約のような簿外項目は、非ユーロ建て収入の先物における外為リスクをヘッジするために専ら利用される。ヘッジ取引から生じる損益は、キャッシュ・フローが実現される時点で対象取引に従って認識される。

資本剰余金

無利息であり、当社の裁量で弁済可能な、当社の親会社から以前に受領した405万ユーロの劣後ローンは、契約条件が見直され、また、当該金額が当社の意思においてのみ払い戻され、当社の親会社は当該金額の払戻しを要求しない旨の確認を2013年度中に親会社から得た後に、2013年度中に資本金として再分類された。

2 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務および管理運用業務の提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。

三井住友信託銀行株式会社は、当社の事業発展を直接支援している。2015年2月25日に、当社は、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドから500万ユーロの投資金を受領し、1ユーロの普通株式500万株の新しい株式資本を発行した。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務サービスを提供することを引き受けている。

3 管理事務費

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
人件費	14,760,535	14,005,495
その他の管理事務費	7,320,344	5,722,447
	<u>22,080,879</u>	<u>19,727,942</u>

人件費は以下から構成される。

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
賃金給料	11,031,163	9,799,960
社会福祉費	1,197,901	1,117,890
年金費用	806,648	750,208
その他の費用	1,724,823	2,337,437
	<u>14,760,535</u>	<u>14,005,495</u>

当期中に当社が採用した従業員（取締役を含む）の平均人数は、208人であった（2014年9月：191人）。当社は、期中エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（「SMTTIL」）と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

4 税引前経常損失

税引前経常損失は、以下を控除後に算定されている。

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
取締役報酬：		
報酬	134,630	-
その他の報酬	1,133,807	1,191,973
確定拠出型年金制度	25,363	27,462
退職金は3名の取締役に発生している。		
監査人報酬		
監査	23,000	23,000
税務顧問業務	5,700	9,517
その他の保証業務	91,700	86,160
減価償却費	380,459	229,691
オペレーティング・リース賃借料：		
土地・建物	837,848	666,205
その他の資産	58,642	55,360
	<u>837,848</u>	<u>666,205</u>

5 経常活動に係る税金

(a) 当期課税金の内訳

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
現行税		
アイルランド法人税	-	-
健康保険料に係る所得税	-	-
前年度の不足 / (過剰) 引当金	-	-
繰延税金	199	(880)
課税金合計	<u>199</u>	<u>(880)</u>

(b) 現行税の調整

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
税引前経常損失	<u>(6,207,956)</u>	<u>(6,658,504)</u>
12.5%の標準税率に基づく法人税（2014年9月：12.5%）	(775,995)	(832,313)
資本引当金を超えない / (超える) 減価償却費	6,217	(20,537)
控除できない費用を超える控除可能費用の不足	881	2,057
高税率から生じる差額	1,941	2,866
返還グループ軽減額	54,933	18,883
繰越欠損金	712,023	829,044
現行法人税	<u>-</u>	<u>-</u>
健康保険料に係る所得税	<u>62,253</u>	<u>71,083</u>

健康保険料に係る所得税は、上記の注記3におけるその他の費用に含まれている。

6 有形固定資産

2015年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2014年9月30日現在	1,667,591	5,558,650	2,438,587	9,664,828
期中付加	39,084	3,341,340	435,514	3,815,938
期中除却	-	-	-	-
2015年9月30日現在	<u>1,706,675</u>	<u>8,899,990</u>	<u>2,874,101</u>	<u>13,480,766</u>
減価償却費				
2014年9月30日現在	1,596,107	3,546,223	1,776,749	6,919,079
期中償却額	25,063	103,543	251,853	380,459
期中除却	-	-	-	-
2015年9月30日現在	<u>1,621,170</u>	<u>3,649,766</u>	<u>2,028,602</u>	<u>7,299,538</u>
2015年9月30日現在正味簿価	<u>85,505</u>	<u>5,250,224</u>	<u>845,499</u>	<u>6,181,228</u>

2014年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2013年9月30日現在	1,650,589	3,537,223	1,736,488	6,924,300
期中付加	17,002	2,021,427	702,099	2,740,528
期中除却	-	-	-	-
2014年9月30日現在	1,667,591	5,558,650	2,438,587	9,664,828
減価償却費				
2013年9月30日現在	1,574,375	3,452,595	1,662,418	6,689,388
期中償却額	21,732	93,628	114,331	229,691
期中除却	-	-	-	-
2014年9月30日現在	1,596,107	3,546,223	1,776,749	6,919,079
2014年9月30日現在正味簿価	71,484	2,012,427	661,838	2,745,749

7 債権：1年以内に期限到来の金額

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
報酬未収金	1,723,808	1,591,429
前払金および未収収益	1,376,157	1,030,472
その他の債権	150,300	84,912
繰延税金	5,874	6,073
	3,256,139	2,712,886

さらに、当社には2,959,142ユーロの未計上の繰延税金資産がある（2014年9月：2,302,501ユーロ）。回収の時期の不確実性の水準ゆえに、当該繰延税金資産は計上されていない。

8 現金および預金

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
現金および預金	11,596,220	21,392,488
	11,596,220	21,392,488

9 債務：1年以内に支払期限到来の金額

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
未払費用	1,482,273	1,095,172
法人税	-	-
買掛金	1,032,566	322,747
親会社に対する債務	821,593	821,593
関連会社に対する債務	578,163	1,588,995
	3,914,595	3,828,507

未払費用には、289,068ユーロの源泉課税（PAYE）（2014年：279,458ユーロ）、170,250ユーロの賃金関連社会保険料（PRSI）（2014年：159,671ユーロ）および74,419ユーロのその他の税金（2014年：69,960ユーロ）に関連する債務が含まれている。

親会社に対する債務は、無担保かつ無利子である。関連会社に対する債務には、業務契約に概要されているように業務に関する残高が含まれている。当該残高は、無担保かつ無利子である。

10 債務：1年後に支払期限到来の金額

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
--	-------------------	-------------------

劣後ローン(元本500万ユーロ)	-	5,008,983
	-	5,008,983

2015年2月24日に、劣後ローンは親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドへ全額返済された。

500万ユーロの劣後ローンが、2013年2月26日に親会社によって発行された。当該金額には確定した満期はなく、半期毎に利息の支払があった。

11 払込請求済株式資本

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
授權資本：		
額面1英ポンドの普通株式400,000株		
額面1ユーロの普通株式50,000,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面1英ポンドの普通株式400,000株	492,338	492,338
額面1ユーロの普通株式28,500,000株	28,500,000	23,500,000
	<u>28,992,338</u>	<u>23,992,338</u>

2015年2月25日に、当社は、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドから500万ユーロの投資金を受領し、1ユーロの株式500万株の新しい株式資本を発行した。

12 資本剰余金

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
資本剰余金	4,050,000	4,050,000
	<u>4,050,000</u>	<u>4,050,000</u>

劣後ローン契約の条件に従って当社が無利息の貸付金として現在までに受領した総額405万ユーロに関連して、取締役は、スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド(「親会社」)によって2013年9月に行われた、親会社は貸付金の弁済を請求せず、また貸付金が当社の意思においてのみ払い戻されることとする決議を通知した。したがって、これらの金額は、弁済されず、無利息であり、その他の経済的義務を負わないと現在確認されているため、取引の主要な性質をより反映させるために、貸借対照表の長期負債から資本金へ再分類された。

13 株主持分および損益勘定の変動の調整

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
期首株主持分	18,365,061	1,522,685
当期損失	(6,208,155)	(6,657,624)
発行済株式資本	5,000,000	23,500,000
期末株主持分	<u>17,156,906</u>	<u>18,365,061</u>
	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
期首損益勘定	(9,677,277)	(3,019,653)
当期損失	(6,208,155)	(6,657,624)
期末損益勘定	<u>(15,885,432)</u>	<u>(9,677,277)</u>

14 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2015年9月30日		2014年9月30日	
	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	44,000	27,680	-	-
2年～5年で満期	180,150	35,499	-	83,040
5年超に満期	666,205	-	666,205	-
	<u>890,355</u>	<u>63,179</u>	<u>666,205</u>	<u>83,040</u>

契約に基づき、当社はエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドに対し業務代行および一般管理サービスを提供または獲得することを引受けている。引き換えに、当社は提供されたサービスに関して報酬が支払われることに同意している。

15 年金費用

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
当期年金費用	<u>806,648</u>	<u>750,208</u>
期末現在未払年金費用	<u>46,990</u>	<u>48,580</u>

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

16 利害関係者

当社は、グループの財務書類に連結しない他のグループ会社との取引を開示しないという財務報告基準第8号「利害関係者の開示」に従って免除規定を享受している。

17 キャッシュ・フロー計算書

取締役は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の公けに入手可能な財務書類に当社の実績が連結されているので、キャッシュ・フロー計算書を作成しないという財務報告基準第1号（1996年改訂済）に含まれる免除規定を享受している。

18 最終的親会社

当社の直接的親会社は、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドである。当社の最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。財務書類が連結される最大グループは、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が筆頭となっている。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100 - 8233日本国東京都千代田区丸の内1丁目4 - 1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドが筆頭となっている。スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの財務書類の写しは、公けに入手可能であり、アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

19 後発事象

取締役に変更があった。

当社に影響を及ぼすその他の後発事象はなかった。

20 先渡為替契約

以下の先渡為替契約が、2015年9月30日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 1,400,000	€1,220,057	(€34,147)
売却：日本円		
¥ 230,000,000	€1,686,070	(€34,365)
売却：豪ドル		
\$ 175,000	€114,724	€4,628
売却：英ポンド		
£1,650,000	€2,207,843	(€31,230)
		<u>(€95,114)</u>

これらのヘッジは、2015年12月1日から2016年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。

先渡為替契約に係る未実現損益は、それらが将来の収益の流れに関わるので財務書類に計上されていない。

当社の会計方針に従って、ヘッジ取引から生じる損益は、対象取引のキャッシュ・フローが実現される時点で対象取引に従って認識される。

以下の先渡為替契約が、2014年9月30日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 1,380,000	€1,017,710	(€74,712)
売却：日本円		
¥ 145,000,000	€1,028,106	(€18,281)
売却：豪ドル		
\$ 240,000	€155,812	(€10,436)
売却：英ポンド		
£1,450,000	€1,758,965	(€101,834)
		<u>(€205,263)</u>

21 2014年アイルランド会社法による保証

2014年アイルランド会社法の第357条第1項（b）に従って、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは、法の第357条に準拠して、2015年9月30日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

22 財務書類の承認

当財務書類は、2016年1月22日に取締役会によって承認された。

[次へ](#)

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Balance sheet
at 30 September 2015

	Note	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Fixed assets			
Tangible fixed assets	6	6,181,228	2,745,749
		<u>6,181,228</u>	<u>2,745,749</u>
Current assets			
Debtors	7	3,256,139	2,712,886
Cash at bank and in hand	8	11,596,220	21,392,488
Restricted cash - held in escrow		37,914	351,428
		<u>14,890,273</u>	<u>24,456,802</u>
Creditors: amounts falling due within one year	9	(3,914,595)	(3,828,507)
Net current assets		10,975,678	20,628,295
Creditors: amounts falling due after one year	10	-	(5,008,983)
Net assets		<u>17,156,906</u>	<u>18,365,061</u>
Capital and reserves			
Called up share capital	11	28,992,338	23,992,338
Additional paid in capital	12	4,050,000	4,050,000
Profit and loss account	13	(15,885,432)	(9,677,277)
Equity shareholder's funds	13	<u>17,156,906</u>	<u>18,365,061</u>

The accompanying notes form an integral part of this balance sheet.

On behalf of the board

Director

Hiromitsu Tanaka

Director

Peter Callaghan

22 January 2016

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Profit and loss account

For the year ended 30 September 2015

	Note	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Turnover		15,850,091	13,037,645
Administrative expenses	3	<u>(22,080,879)</u>	<u>(19,727,942)</u>
Loss on ordinary activities before interest and taxation		(6,230,788)	(6,690,297)
Interest income		<u>22,832</u>	<u>31,793</u>
Loss on ordinary activities before taxation	4	(6,207,956)	(6,658,504)
Taxation on ordinary activities	5	<u>(199)</u>	<u>880</u>
Loss for the year		<u><u>(6,208,155)</u></u>	<u><u>(6,657,624)</u></u>

The Company had no recognised gains or losses other than the loss for the year.

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this profit and loss account.

On behalf of the board

Director

Hiromitsu Tanaka

Director

Peter Callaghan

22 January 2016

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2015

1 Accounting Policies

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements are prepared under the historical cost convention and comply with financial reporting standards of the Accounting Standards Board, as promulgated by The Institute of Chartered Accountants in Ireland.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Interest income

Interest income is recognised in the profit and loss account on an accruals basis.

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income from administration and management services, which is accounted for on an accruals basis. Expenses are accounted for on an accruals basis. Turnover and administration expenses are shown exclusive of amounts earned by and paid to other service providers be they group companies or other non-group service providers.

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the Company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the profit and loss account.

Cash at bank and in hand

Cash at bank and in hand comprise cash in hand, and deposits repayable on demand.

Restricted cash - held in Escrow

The amount held in escrow relates to rent payments up until 31 December 2015. The rental agreements for the Dublin property were renegotiated subsequent to the year-end and the requirement for the escrow account no longer exists so it has been closed.

Taxation

Corporation tax is provided on taxable profits at current attributable rates.

In accordance with FRS 19 'Deferred Tax', except where otherwise required by accounting standards, full provision without discounting is made for all timing differences which have arisen but not reversed at the balance sheet date. Deferred tax balances are provided at rates of taxation expected to prevail at the time of reversal.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of deferred tax assets is assessed annually by the directors.

Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives.

Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years
Computer Terminals	3 years
Fund administration system	3 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of development are not depreciated until they are brought into use.

Employee benefits

The Company operates a defined contribution pension scheme for employees. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the profit and loss account when they are due.

Off balance sheet financial instruments

Off-balance sheet items such as forward contracts are used entirely for hedging fx risk on future non euro denominated revenue. Gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions when the cash flows are realised.

Additional paid in capital

Subordinated Loans of €4.05 million previously received from the company's parent, that are non-interest bearing and repayable at the company's discretion, were reclassified as capital during 2013, after a review of their terms and conditions, and the receipt during 2013 of confirmation from the company's parent and that these amounts are repayable solely at the volition of the company and that the company's parent will not demand repayment of these amounts.

2 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration and management services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. a company incorporated in Japan.

Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited is directly supporting the business development of the company. On 25 February 2015, the Company issued new share capital of 5 million €1 ordinary shares, upon the receipt of an investment of €5 million from its parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration services for an agreed fee.

3 Administrative expenses

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Staff costs	14,760,535	14,005,495
Other administrative expenses	7,320,344	5,722,447
	<u>22,080,879</u>	<u>19,727,942</u>
	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Staff cost comprise:		
Wages and salaries	11,031,163	9,799,960
Social welfare costs	1,197,901	1,117,890
Pension costs	806,648	750,208
Other costs	1,724,823	2,337,437
	<u>14,760,535</u>	<u>14,005,495</u>

The average number of persons employed by the Company (including directors) during the year was 208 (September 2014: 191). The Company shared the use of facilities with SMT Trustees (Ireland) Limited (“SMTTIL”) during the period. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

4 Loss on ordinary activities before taxation

The loss on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Directors' remuneration:		
Fees	134,630	-
Other remuneration	1,133,807	1,191,973
Defined pension contribution scheme	25,363	27,462
Retirement benefits are accruing for 3 directors.		
Auditor's remuneration:		
Audit	23,000	23,000
Tax advisory services	5,700	9,517
Other assurance services	91,700	86,160
Depreciation	380,459	229,691
Operating lease rentals:		
Land & buildings	837,848	666,205
Other assets	58,642	55,360

5 Taxation on ordinary activities

(a) Analysis of charge in year

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Current tax		
Irish corporation tax	-	-
Income tax on health insurance premiums	-	-
Under /(over) provision in prior year	-	-
Deferred tax	199	(880)
Total tax charge	199	(880)

(b) Current tax reconciliation

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Loss on ordinary activities before taxation	(6,207,956)	(6,658,504)
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (September 2014: 12.5%)	(775,995)	(832,313)
Deficiency / (Excess) of depreciation over capital allowances	6,217	(20,537)
Deficiency of deductible over non-deductible expenses	881	2,057
Differences arising from tax at the higher rate	1,941	2,866
Group relief surrendered	54,933	18,883
Losses carried forward	712,023	829,044
Current corporation tax charge	-	-
Income tax on health insurance premiums	62,253	71,083

The Income tax on health insurance premiums is included in other costs as per note 3 above.

6 Tangible Fixed Assets
As at 30 September 2015

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2014	1,667,591	5,558,650	2,438,587	9,664,828
Additions during year	39,084	3,341,340	435,514	3,815,938
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2015	1,706,675	8,899,990	2,874,101	13,480,766
Depreciation				
At 30 September 2014	1,596,107	3,546,223	1,776,749	6,919,079
Depreciation for year	25,063	103,543	251,853	380,459
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2015	1,621,170	3,649,766	2,028,602	7,299,538
Net book value at 30 September 2015	85,505	5,250,224	845,499	6,181,228

As at 30 September 2014

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2013	1,650,589	3,537,223	1,736,488	6,924,300
Additions during year	17,002	2,021,427	702,099	2,740,528
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2014	1,667,591	5,558,650	2,438,587	9,664,828
Depreciation				
At 30 September 2013	1,574,375	3,452,595	1,662,418	6,689,388
Depreciation for year	21,732	93,628	114,331	229,691
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2014	1,596,107	3,546,223	1,776,749	6,919,079
Net book value at 30 September 2014	71,484	2,012,427	661,838	2,745,749

7 Debtors: amounts falling due within one year

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Fee debtors	1,723,808	1,591,429
Prepayments and accrued income	1,376,157	1,030,472
Other debtors	150,300	84,912
Deferred tax	5,874	6,073
	<u>3,256,139</u>	<u>2,712,886</u>

In addition, the Company has a further unrecognised deferred tax asset of €2,959,142 (September 2014: €2,302,501). This has not been recognised due to the level of uncertainty over the timing of its recovery.

8 Cash at bank and in hand

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Cash at bank and in hand	11,596,220	21,392,448
	<u>11,596,220</u>	<u>21,392,488</u>

9 Creditors: amounts falling due within one year

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Accruals	1,482,273	1,095,172
Corporation tax	-	-
Trade creditors	1,032,566	322,747
Amount owed to parent	821,593	821,593
Amount owed to related companies	578,163	1,588,995
	<u>3,914,595</u>	<u>3,828,507</u>

Accruals include creditors in relation to PAYE of €289,068 (2014: €279,458), PRSI of €170,250 (2014: €159,671) and other taxes of €74,419 (2014: €69,960).

The amount owed to the parent company is unsecured and interest free. The amount owed to the related companies includes a balance relating to services as outlined in the services agreement. The balance is unsecured and interest free.

10 Creditors: amounts falling due after one year

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Subordinated Loan - (Principal €5 Million)	-	5,008,983
	<u>-</u>	<u>5,008,983</u>

On the 24 February 2015, the subordinated loan was fully repaid to the parent company, Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

The subordinated loan of €5,000,000 was issued by the parent company on 26 February 2013. The amount had no fixed maturity and had semi-annual interest payments.

11 Called up share capital

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Authorised		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each		
50,000,000 ordinary shares of EUR €1 each		
Allotted, called up and fully paid		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each	492,338	492,338
28,500,000 ordinary shares of EUR €1 each	28,500,000	23,500,000
	<u>28,992,338</u>	<u>23,992,338</u>

On 25 February 2015, the Company issued new share capital of 5 million €1 shares, upon the receipt of an investment of €5 million from its parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

12 Additional paid in capital

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Additional paid in capital	4,050,000	4,050,000
	<u>4,050,000</u>	<u>4,050,000</u>

In connection with €4.05 million of the total amounts received to date by the company under the terms of the subordinated loan arrangements for the non-interest bearing loans, the Directors noted the resolution made in September 2013 by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (the "Parent Company") that they would not demand repayment of the loans and that they are repayable solely at the volition of the company. Accordingly, as these amounts have now been confirmed as non repayable and do not bear interest or carry any other economic obligation they were re-classified on the balance sheet from long-term liabilities to capital, in order to better reflect the capital nature of the transactions.

13 Reconciliation of movement in shareholder's funds and profit and loss account

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Shareholder's funds at beginning of year	18,365,061	1,522,685
Loss for the financial year	(6,208,155)	(6,657,624)
Issued Share Capital	5,000,000	23,500,000
Shareholder's funds at end of year	<u>17,156,906</u>	<u>18,365,061</u>
	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Profit and loss account at beginning of year	(9,677,277)	(3,019,653)
Loss for the financial year	(6,208,155)	(6,657,624)
Profit and loss account at end of year	<u>(15,885,432)</u>	<u>(9,677,277)</u>

14 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	30 September 2015		30 September 2014	
	Land and buildings €	Other €	Land and buildings €	Other €
Operating leases which expire:				
Within one year	44,000	27,680	-	-
In the second to fifth years inclusive	180,150	35,499	-	83,040
Over five years	666,205	-	666,205	-
	<u>890,355</u>	<u>63,179</u>	<u>666,205</u>	<u>83,040</u>

Under an agreement, the Company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support service to SMT Trustees (Ireland) Limited. In return, the Company has agreed that a fee will be paid for the services provided.

15 Pension costs

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Pensions charge for year	<u>806,648</u>	<u>750,208</u>
Pension charge payable at end of year	<u>46,990</u>	<u>48,580</u>

The Company operates a defined contribution pension scheme for its directors and employees.

16 Related parties

The Company is availing of the exemptions under Financial Reporting Standard No. 8 'Related Party Disclosures' to not disclose transactions with other group undertakings which would be eliminated on consolidation in the financial statements of the group.

17 Cash flow statement

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 1 (Revised 1996) not to prepare a cash flow statement as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent, Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc., which are publicly available.

18 Ultimate parent company

The Company's immediate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. The Company's ultimate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the financial statements are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. are available to the public and may be obtained from 1-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8233, Japan.

The smallest group in which the results of the company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

19 Post balance sheet events

There was a change in Directorships which is noted on page 1.

There were no other significant post balance sheet events affecting the company.

20 Forward foreign currency contracts

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2015.

	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar		
\$ 1,400,000	€ 1,220,057	(€ 34,147)
Sell Japanese Yen		
/ 230,000,000	€ 1,686,070	(€ 34,365)
Sell Australian Dollar		
\$ 175,000	€ 114,724	4,628
Sell British Pounds		
£ 1,650,000	€ 2,207,843	(€ 31,230)
		<u>(€ 95,114)</u>
		<u><u>(€ 95,114)</u></u>

These hedges will settle quarterly over the period 1 December 2015 to 30 September 2016.

Unrealised gains and losses on these forward foreign currency contracts have not been recognised in the financial statements as they relate to future income streams.

In accordance with the Company's accounting policies, gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions when the cash flows of the underlying transactions are realised.

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2014.

	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar		
\$ 1,380,000	€ 1,017,710	(€ 74,712)
Sell Japanese Yen		
/ 145,000,000	€ 1,028,106	(€ 18,281)
Sell Australian Dollar		
\$ 240,000	€ 155,812	(€ 10,436)
Sell British Pounds		
£ 1,450,000	€ 1,758,965	(€ 101,834)
		<u>(€ 205,263)</u>
		<u><u>(€ 205,263)</u></u>

21 Guarantee under Irish Companies Act, 2014

Under Section 357 (1) (b) of the Irish Companies Act, 2014 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 30 September 2015, in accordance with Section 357 of the Act.

22 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 22 January 2016.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成28年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 113.36円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

貸借対照表

中間未監査財務諸表

2016年3月31日現在

	2016年3月31日現在		2015年9月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産	7,126,063	807,811	6,181,228	700,704
流動資産：				
債権および前払金	3,003,786	340,509	3,250,265	368,450
法人税	0	0	0	0
繰延税資産	5,874	666	5,874	666
処分制限付現金 - エスクローとして保有	0	0	37,914	4,298
現金および預金	41,046,416	4,653,022	11,596,220	1,314,547
	44,056,076	4,994,197	14,890,273	1,687,961
債務：				
1年以内支払期限到来金額	(1,802,558)	(204,338)	(2,514,839)	(285,082)
法人税	0	0	0	0
会社間	(1,184,257)	(134,247)	(1,399,756)	(158,676)
1年後支払期限到来金額（劣後ローン）	0	0	0	0
純資産	48,195,324	5,463,422	17,156,906	1,944,907
資本金および準備金				
払込請求済株式資本	62,992,338	7,140,811	28,992,338	3,286,571
規制上の自己資本	4,050,000	459,108	4,050,000	459,108
期首損益勘定	(15,885,432)	(1,800,773)	(9,677,277)	(1,097,016)
当期損益勘定	(2,961,582)	(335,725)	(6,208,155)	(703,756)
	48,195,324	5,463,422	17,156,906	1,944,907

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

損益計算書

中間未監査財務諸表

2016年3月31日に終了した6ヶ月間

	2016年3月31日 に終了した6ヶ月間		2015年9月30日 に終了した12ヶ月間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
営業収益	8,483,182	961,654	15,850,091	1,796,766
純受取利息	3,968	450	22,832	2,588
収益合計	8,487,150	962,103	15,872,923	1,799,355
費用				
管理事務費	(11,448,732)	(1,297,828)	(22,080,879)	(2,503,088)
税引前経常（損）益	(2,961,582)	(335,725)	(6,207,956)	(703,734)
経常（損）益に係る税金	0	0	(199)	(23)
当期留保（損）益	(2,961,582)	(335,725)	(6,208,155)	(703,756)

4【利害関係人との取引制限】

管理会社または受益者以外の第三者の利益のために管理会社によりなされた取引のような、ファンドの受益者の保護に反しまたはファンドの資産の適切な運用を害する管理会社のあらゆる取引は、禁止されています。

管理会社、投資運用会社、受託会社および各社の関連会社、執行役員および受益者(総称して「関係者」といいます)は、時にファンドの運用との利益相反を引き起こすその他の金融取引、投資活動および専門的活動に参加し、または参加することができます。かかる活動には、その他のファンドの運用、証券の売買、投資運用相談、仲介業務、受託業務、保管業務、その他のファンドもしくは企業(ファンドの投資先企業を含みます)の取締役、執行役員、顧問もしくは代理人としての業務などを含みます。特に、投資運用会社は、ファンドと同様のまたは重複する投資目的を有するその他の投資ファンドの投資運用または投資助言に参加する可能性があります。投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある場合、投資機会の配分に際して、ファンドとその他のクライアントとの間で公正に活動するものとします。利益相反が発生した場合、管理会社の取締役会は受益者の利益に適うよう公正に解決するべく努力するものとします。関係者がソフト・コミッション契約を締結する場合、関係者は

- ()かかる契約の相手方当事者またはブローカーがファンドに最善の履行を提供することに同意していること、
 - ()かかる契約の利益は、ファンドにサービスを提供する上での助けとなること、
 - ()ファンドに関して発行される定期的報告書の中で十分に開示されていること、
- を確認しなければなりません。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

信託証書の条項およびアイルランド中央銀行の承認に従って、管理会社は、信託証書に基づく権利および義務を、その目的のために、アイルランド中央銀行によって承認された別のアイルランドの法人に更改および譲渡することができます。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続します。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は9月30日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、()アイルランド高等法院の命令により、または

- ()株主総会の特別決議によって解散されます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(T. Rowe Price International Ltd)
(「投資運用会社」)

資本金の額

2016年9月末日現在、1億7,410万米ドル(約176億499万円)

(注)米ドルの円貨換算は、2016年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=101.12円)によります。

事業の内容

T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、2000年3月23日、英国において設立された株式会社であり、登記上の事務所をロンドン EC4N 4TZ、クイーン・ビクトリア・ストリート60番に有します。投資運用会社は、T・ロウ・プライス・グループ・インクの全額出資子会社です。投資運用会社は、英国金融行為監督機構(The Financial Conduct Authority)により規制されています。また、投資運用会社は、2016年9月末日現在、運用資産として約977億米ドルを保有していました。

T・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の持株会社で、とりわけ、ミューチュアル・ファンド、国際的なアカウントおよび大口顧客にサービスを提供する多くの関係投資運用会社を保有しています。

投資運用会社は、T・ロウ・プライス・グループの運用技術と調査能力を全面的に活用できません。

- (2) 大和住銀投信投資顧問株式会社(「投資顧問会社」)

資本金の額

2016年9月末日現在、20億円

事業の内容

投資顧問会社は、1973年6月1日に日本で設立され、〒100-0013東京都千代田区霞が関三丁目2番1号に本社があります。投資顧問会社の授権株式数1,280万株のうち、385万株が払込済み株式です。

投資顧問会社は、株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)と大和証券株式会社(現大和証券グループ本社)の戦略的提携により、平成11年4月1日付で、大和投資顧問株式会社、住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併し商号を「大和住銀投信投資顧問株式会社」と改称しました。

投資顧問会社は、主として大和証券グループ本社、株式会社三井住友銀行およびそのグループ会社ならびにTRPHコーポレーション(T・ロウ・プライスのグループ会社)により出資されています。その主要業務は、投資信託の投資運用業です。

投資顧問会社は、日本における投資運用業者として、証券投資信託の設定、運用、管理等の業務を行っています。また、投資運用業および投資助言・代理業の登録を受け、年金、一般法人、機関投資家等に対する投資運用業務および助言業務を行っています。

- (3) エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(SMT Trustees (Ireland) Limited)
(「受託会社」)

資本金の額

2016年9月末日現在、2.50ユーロ(約283円)および12万英ポンド(約1,572万円)

事業の内容

エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(登記上および営業上の住所 - アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)は、

1993年1月、アイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社です。受託会社の最終的親会社は、東京証券取引所に上場している日本の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。受託会社は、1995年投資仲介業者法に基づき、投資対象の安全保管および管理を含む保管業務事業を行う者として、アイルランド中央銀行による認可を受けました。

(4) 大和証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

資本金の額

2016年9月末日現在、1,000億円

事業の内容

金融商品取引法による金融庁長官の登録を受け日本において第一種金融商品取引業等を営んでいます。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている他、内国投資信託について大和証券投資信託委託株式会社およびその他の投資信託委託会社発行の受益証券の販売・買戻しを取扱っています。

2【関係業務の概要】

(1) T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(T. Rowe Price International Ltd)
(「投資運用会社」)

投資運用会社として管理会社に対してファンド資産の投資に関する投資運用業務を提供します。

(2) 大和住銀投信投資顧問株式会社(「投資顧問会社」)

投資運用会社および投資顧問会社間で投資顧問会社契約が締結され、これに基づき投資顧問会社は、投資運用会社に対する投資顧問業務を提供しています。

(3) エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(SMT Trustees (Ireland) Limited)
(「受託会社」)

受託会社の主たる業務は、集団投資スキームに関する信託、受託および保管サービスの提供です。受託会社は、信託証書の条項に従い、受託会社またはその代理人が受領したダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのすべての資産を安全に保管する責任を負います。

(4) 大和証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務および代行協会員としての業務を行います。

3【資本関係】

管理会社および受託会社の最終的親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット連動ファンドが支配的であった。ユニット連動投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

UCITS規則(下記に定義する。)および1989年金融法(同法は、UCITS規則に基づき設立されたアイルランドの登録ユニット・トラストおよびファンドの税法上の取扱いを変更した。)の施行後、UCITS規則に基づき、ユニット・トラストの設定、固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託および一般契約型投資信託の設立が認められている。

2. アイルランドの投資信託の形態

1989年6月1日までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法(1990年ユニット・トラスト法により代替された。)に定められていた。1989年6月1日に、1989年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令1989年第78号)(以下「1989年規則」という。)が、ヨーロッパ共同体理事会(以下「EC」という。)の1985年12月20日付通達(85/611 EEC)(「1985年通達」)を履行するため、施行された。1985年通達の改正は、2002年2月13日に発効した。同日、欧州通達(2001/107/EC)(「管理会社通達」)および(2001/108/EC)(「商品通達」)(以下「UCITS通達」と総称する。)が発効した。2003年5月29日に、2003年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令2003年第211号)(以下「UCITS規則」という。)が、1989年規則と差し替えられた。2011年7月1日、2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令2011年第352号)が、現行のアイルランドUCITS規則を1つの第二次法に統合することにより発効した(以下「UCITS IV規則」と総称する。)。UCITS V通達(通達2014/91/EU)をアイルランド法に置き換える規則が2016年3月21日に発効した。同規則の名称は、2016年欧州連合(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)(改正)規則(以下「UCITS V規則」という。)である。2013年7月22日より、オルタナティブ投資ファンドと呼ばれる新型の投資信託が、アイルランドにおいて設立可能となる。欧州連合のオルタナティブ投資ファンド運用指令(2011/61/EU)(以下「AIFMD」という。)は、オルタナティブ投資ファンドに関して適用される規則を定めている。AIFMDは、UCITSを除くすべての投資信託をその適用範囲に含む。

アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、上記のアイルランド規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

- 1) 固定資本を有する会社型投資信託、変動資本を有する会社型投資信託および一般契約型投資信託としての構造を持つ、UCITS IV規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とするユニット・トラスト(以下「UCITS」という。)
- 2) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト
- 3) 1994年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託
- 4) 2014年会社法パート24により認可される会社型投資信託
- 5) 2005年投資信託、投資会社およびその他規定法(以下「2005年法」という。)により設定されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)の一般契約型投資信託

UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合(「EU」)のいずれか一つの加盟国(「EU加盟国」)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、UCITS IV規則が立法化されている範囲内で、かつ同国の販売に関する諸規則に従い、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

UCITS IV規則第4条(3)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(9)に列挙するものは例外としている。

- (a) 公衆から調達した投資元本を以下の一方または両方に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、ならびに
 - (i) 譲渡性のある証券
 - (ii) 規則第68条に記載される、その他の流動性のある金融資産
- (b) 受益証券が、保有者の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻されるかまたは償還される投資信託

UCITS IV規則第3条(1)はさらに、以下のとおり定める。

「譲渡性のある証券」とは、規則第69条(2)(a)に記載される技法および手段を除き以下をいう。

- 企業の株式および企業の株式に相当し、かつこれらに適用される一定の基準を満たすその他の証券(「株式」)
- 債券およびその他の形態の証券化債務(「債務証券」)
- 買付けまたは交換により当該譲渡性のある証券を取得する権利を伴うその他の流通証券

「短期金融市場証券」とは、通常短期金融市場で取引されるもので、流動性がありいつでもその価格が正確に決定され得る証券をいう。

UCITS IV規則第4条(9)は、同条(3)の定義に該当するが、UCITS IV規則の下でUCITSたる適格性を有しない以下の投資信託を列挙している。

- (a) 子会社である媒体を通じて、資産の全部または大部分が譲渡性のある証券以外に投資される会社型投資信託
- (b) クローズド・エンド型の投資信託
- (c) ヨーロッパ共同体またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達する投資信託
- (d) ファンド規則または当該会社型投資信託の設立書類に基づき第三国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうる投資信託

アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

- (i) ユニット・トラスト (Unit Trusts)
- (ii) 変動資本型会社として登録されている固定資本を有する会社型投資信託
- (iii) 変動資本型会社として登録され、定款で以下の事項を定めている変動資本を有する会社型投資信託
 - ・ 当該会社型投資信託の払込済資本金の金額は、いかなる場合においても当該会社型投資信託の純資産価額に等しいこと。
 - ・ 当該会社型投資信託の株式には額面金額がないこと。
- (iv) 一般契約型投資信託 (Common contractual funds)

UCITSはユニット・トラスト、会社型投資信託または一般契約型投資信託として設定しうる。UCITSのユニット・トラストおよびUCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に従い、アイルランドのUCITSの会社型投資信託は、アイルランド規則および2014年アイルランド会社法(以下「会社法」という。)に従う。

AIFのユニット・トラストは、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行したAIFルールブックに従って設定することができ、AIFの一般契約型投資信託は、2005年法に従って設定することができる。UCITS以外の会社型投資信託は、会社法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発行したAIFルールブックに基づいてアイルランドで設定される。有限責任組合理型投資信託は、1994年有限責任組合理型投資信託法および同法に基づきアイルランド中央銀行が発した通達に基づいてアイルランドで設定される。

(1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法(改正済)に定められている。

- (2) UCITSおよびAIFの認可されたユニット・トラスト、UCITSおよびAIFの認可された一般契約型投資信託およびAIFの認可された有限責任組合型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である持分権者/受益者がいない場合およびこれに関して各持分権者/受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法にはアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない持分権者/受益者が、ある一定の条件では非居住の宣言を行う必要なしに投資信託に投資することを可能にする規定が含まれる。そのために当該投資信託は、当該持分権者/受益者がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確認し、この点についてアイルランド税務当局(歳入委員会)よりの承認を受けるようにする、「代替手続き」を行う義務がある。
- (3) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である株主/受益者がいない場合およびこれに関して各株主/受益者により適切な申告がなされている場合、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。2010年金融法の変更については前項を参照のこと。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則第121条に従って認可されたUCITSユニット・トラスト、UCITS会社型投資信託およびUCITS一般契約型投資信託を監督する。1990年ユニット・トラスト法の下で登録されたユニット・トラスト、会社法に基づく変動資本を有する会社型投資信託、1994年有限責任組合型投資信託法に基づく有限責任組合型投資信託、2005年法に基づくAIFの一般契約型投資信託およびAIFMDに基づき(かつAIFルールブックに記載されている)オルタナティブ投資ファンドについてはアイルランド中央銀行が規制している。

3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) ユニット・トラスト

ユニット・トラストは、共有資産(「ファンド」)、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する受益者の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITSのユニット・トラストの場合はアイルランド規則に従い、またAIFのユニット・トラストの場合は1990年ユニット・トラスト法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、衡平法上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

(2) 受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITSのユニット・トラストの場合にはUCITS IV規則第104条の規定に従い、買戻請求が停止される。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITSのユニット・トラストに関する諸規則

UCITS IV規則第8条(1)により、一定の要件およびアイルランド中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

- (a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。
- (b) UCITSのユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に二度は計算されること。
- (c) 信託証書には以下の事項が記載されていなければならない。
 - (i) ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称
 - (ii) 提案されている特定の目的に従った投資方針
 - (iii) 分配方針
 - (iv) 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法
 - (v) 公告に関する規定
 - (vi) ファンドの会計年度
 - (vii) 信託証書変更手続
 - (viii) 受益証券発行手続
 - (ix) 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

(4) 投資制限(UCITSの投資制限)

ユニット・トラストに適用される投資制限に関しては、UCITSのユニット・トラストに適用される制限とAIFのユニット・トラストに適用される制限に区別される。

許可されている投資

- (1) UCITSの投資対象は、以下の一または複数のみにより構成されるものとする。
 - (a) MIFID規則第3条(1)に定められる意味の範囲内の規制された市場で認められまたは取引される譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - (b) EU加盟国の定期的に行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融市場証券
 - (c) 第三国の証券取引所への公式の上場が認められているか、または第三国の定期的に行われ、公認かつ公開の他の規制された市場で取引される譲渡性のある証券および短期金融市場証券。ただし、証券取引所または株式市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。
 - (d) 最近発行された譲渡性のある証券。ただし、
 - (i) 証券取引所への上場申請の約定または、定期的に行われ、公認かつ公開の他の規定された市場での取引の申請の約定が発行要項の中に含まれているものとする(ただし、証券取引所または市場の選択は、管轄当局によって承認されているかまたは法律、ファンド規則または会社型投資信託の設立書類に規定されているものとする。)。
 - (ii) 発行から1年以内に確実に(i)に記載される許可を得るものとする。
 - (e) EU加盟国で設定されると否とに関わらず通達に従い認可されたUCITSまたは規則第4条(3)に該当するその他の投資信託の受益証券。ただし、

- (i) かかる他の投資信託は、共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める監督に服すべき旨および当局間の協力が十分に確保されるべき旨を定める法律に基づき認可されているものとし、
 - (ii) 他の投資信託の受益者の保護レベルがUCITSの受益者について規定されたものと同等であること、ならびに特に資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡性のある証券および短期金融市場証券の空売りに関する規則が通達の要件と等しいものとし、
 - (iii) 他の投資信託の事業が、報告期間の資産および債務、収益および営業の評価を可能とするため半期報告書および年次報告書に報告されているものとし、
 - (iv) 取得が想定されるUCITSまたはその他の投資信託の資産の合計で10%を超えて、その信託証書、設立証書または定款に基づき、当該UCITSまたはその他の投資信託の受益証券に投資してはならないものとする。
- (f) 要求に基づき払い戻され得るかまたは引き出す権利を付した、満期まで12か月以下の金融機関への預金(ただし、当該金融機関はEU加盟国に登記上の事務所を置いているものとし、または当該金融機関が第三国に登記上の事務所を置いている場合には当該金融機関は共同体法により規定されたものに相当するとアイルランド中央銀行が認める慎重な規則に服するものとする。)
- (g) 上記(a)、(b)または(c)に記載された規制された市場で取引されている現金決済証券に相当するものを含む金融派生商品ならびに/またはOTC派生商品の形で取引される金融派生商品。ただし、
- (i) 派生商品の裏付け商品は、本項に記載される商品、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨により構成され、UCITSはこれらに対し、UCITSの信託証書、設立証書または定款に記載される投資目的に従い投資することができるものとし、
 - (ii) OTC派生商品取引の相手方は慎重な監督に服する機関であり、アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するものとし、
 - (iii) OTC派生商品は毎日、確実かつ実証し得る評価が行われ、UCITSが自発的にいつでもその公正価額で相殺取引により売却、清算または終了することが可能なものとする。
- (h) 規制された市場で取引されるものを除く、短期金融市場証券(当該証券の発行または発行体自体が投資家保護および貯蓄を目的に規制されている場合。ただし、当該証券は
- (i) EU加盟国の中央政府、地方政府もしくは地方公共団体もしくは中央銀行、欧州中央銀行、ヨーロッパ共同体もしくは欧州投資銀行、第三国または連邦国家の場合には連邦を構成する一メンバー、または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関により発行または保証されているものとし、
 - (ii) その証券が上記(a)、(b)または(c)に記載された規制された市場で取引されている企業により発行されているものとし、
 - (iii) 共同体法の定めた基準に従い慎重な監督に服する機関または共同体法の定めたものと少なくとも同程度に厳重であるとアイルランド中央銀行の認める慎重な規則に従いこれを遵守する機関により発行または保証されているものとし、または
 - (iv) アイルランド中央銀行の承認したカテゴリーに属するその他の団体により発行されているものとする

が、当該証券への投資は、上記(i)、(ii)または(iii)に規定されたものに相当する投資家保護に従っており、かつ発行体は、その資本金および準備金が最低1,000万ユーロであるとともに特定の種類の会社の年次財務書類に関する条約第54条(3)(g)に基づく1978年7月25日付第4理事会通達(78/660/EEC)によりその年次決算書を提出および公開している会社であるか、またはグループ企業内に一もしくは複数の上場企業を含み、グループの金融業務に専念している法主体であるか、ま

たは銀行の流動性枠から利益を得る証券化手法の金融業務に専念している法主体であるものとする。))

- (2) UCITSは付随的に流動資産を保有することができるが、
- (a) (1)項に記載されるものを除き、その資産の10%超を譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資してはならない。
 - (b) 貴金属または貴金属を表象する証書を取得してはならない。
- (3) 会社型投資信託は、その業務の直接的な遂行のために必須の動産または不動産を取得することができる。

リスク管理

- (1) (a) 管理会社または会社型投資信託は、いつでもUCITSのポジション・リスクおよび当該リスクがUCITSの資産ポートフォリオのリスク内容全体に寄与する要因を常に監視および測定することを可能とするリスク管理手法を用いるものとする。
- (b) 管理会社または会社型投資信託は、OTC派生商品の価格を正確かつ独自に査定する手法を用いるものとする。
- (c) 管理会社または会社型投資信託は、アイルランド中央銀行に対し定期的に、またアイルランド中央銀行が当該目的のために指定する特定要件に従い、派生商品の種類、潜在的リスク、数量制限および各運用中のUCITSに関する派生商品取引に伴うリスクを予測するため選択される方法を通知しなければならない。
- (2) (a) UCITSは、(一般的にまたは特定のUCITSについて) UCITS IV規則の目的においてアイルランド中央銀行が定める条件または要件に基づきかつこれらに従い、譲渡性のある証券および短期金融市場証券に関する技法および手段を用いることができる。ただし、かかる技法および手段はポートフォリオの効率的運用の目的で使用される場合に限る。かかる運用が派生商品の利用に係る場合、本条件および要件はUCITS IV規則に準拠しなければならない。
- (b) かかる運用は、いかなる場合においても、UCITSをしてその信託証書、設立証書、基本定款および通常定款または目論見書に規定された投資目的から乖離させてはならない。
- (3) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券に関連し、かつ、効率的なポートフォリオ運用のために用いられる技法および手段に関する(2)(a)における記載は、以下の基準を満たしている技法および手法に関する記載として解釈されるものとする。
- (a) 当該技法および手段は、費用対効果の高い方法で実現されるという点で経済的に適切であること。
 - (b) 当該技法および手段は、以下の一または複数の特定の目的のために実行されること。
 - (i) リスクの軽減
 - (ii) 経費の削減
 - (iii) UCITSのリスク内容および規則第70条および第71条に定められるリスク分散規則と一致するリスク・レベルでUCITSの追加の資本および収益を生み出すこと。
 - (c) 当該技法および手段に伴うリスクは、UCITSのリスク管理プロセスによって適切に把握されること。
- (4) (a) UCITSは、派生商品に関する包括的リスク・エクスポージャーがそのポートフォリオの純資産総額を超えないよう確保しなければならない。
- (b) UCITSは、その投資方針の一環として、また規則第70条(6)に規定される制限の範囲内で、金融派生商品に対象資産のエクスポージャーが、総額で規則第70条に規定される投資制限を超えないことを条件として投資することができる。UCITSが指数を基礎とした金融派生商品に投資する場合、かかる投資は規則第70条に規定される制限と合算する必要はない。

- (c) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組込派生商品が含まれる場合、UCITS IV規則の要件を遵守する際に当該派生商品を考慮するものとする。
- (5) (a) 派生商品を組み込んでいる譲渡性のある証券または短期金融市場証券は、付属書類3に定められる譲渡性のある証券または短期金融市場証券の基準を満たし、かつ、以下の基準を満たす構成を含む金融商品に関する記載として解釈されるものとする。
- (i) 当該構成によって、主契約として機能する譲渡性のある証券または短期金融市場証券により別途必要とされるキャッシュ・フローの一部または全部が特定の金利、金融商品価格、外国為替相場、価格もしくはレートの指数、信用格付もしくは信用指数またはその他の変数に応じて変更でき、したがって、独立した派生商品と類似の方法で変動すること。
- (ii) 当該構成の経済特性およびリスクは、主契約の経済特性およびリスクと密接な関連はないこと。
- (iii) 当該構成は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券のリスク内容および価格決定に重大な影響を及ぼすものであること。
- (b) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券は、派生商品が当該譲渡性のある証券または短期金融市場証券とは別に契約上譲渡可能な構成要素を含む場合、当該派生商品を組み込んでいるとはみなされないものとする。かかる構成要素は、別個の金融商品とみなされるものとする。
- (6) (2)項において、エクスポージャーは、裏付資産の時価、取引相手方リスク、将来の市場変動および持高清算の時期を考慮して計算される。
- (7) 付属書類9に規定される要件は、
- (a) UCITS IV規則上、効力を有するものとする。
- (b) 管理会社への適用に加え、UCITS IV規則に従い管理会社を指名していない会社型投資信託にも適用されるものとする。
- (8) 付属書類9における管理会社に関する記載は、(7)(b)において、それぞれ会社型投資信託に関する記載を含むと解釈されるものとする。

一つの発行体の証券への投資

- (1) (a) UCITSは、その資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し、保有する特定の発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の総額は、ファンドの純資産総額の40%を超過してはならない。本制限は、金融機関への預金および金融機関を相手方とするOTC派生商品取引には適用されない。
- (b) UCITSは、その資産の20%を超えて同一機関における預金に投資してはならない。
- (c) OTC派生商品取引におけるUCITSの取引相手方のリスク・エクスポージャーは、以下を超えてはならない。
- (i) 取引相手方が規則第68条(1)(f)に規定される金融機関の場合、その資産の10%
- (ii) その他の場合、その資産の5%
- (2) (1)項(a)、(b)および(c)に関わらず、UCITSは、その資産の20%を超えて、同一機関により発行されるかまたは同一機関を相手方とする以下の二つ以上を合算することはできない。
- (a) 譲渡性のある証券または短期金融市場証券への投資
- (b) 預金
- (c) OTC派生商品取引から発生するエクスポージャー
- (3) (a) (1)項(a)および(2)項に関わらず、UCITSはその資産の25%を限度に、EU加盟国に登記上の事務所を置き、法律に基づき債券の所持者を保護するための特別な公的監督に従っている金融機関の発行す

る債券に投資することができる。特に、かかる債券の発行から得た額は、法律に従い、債券の全有効期間を通じ、債券に付帯する請求権に応じることができる資産で、発行体の不履行の場合に元本の払戻しおよび経過利息の支払いに優先的に用いられることになる資産に投資されなければならない。

- (b) UCITSがその資産の5%超を(a)に記載される同一の発行体の債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの資産総額の80%を超えてはならない。
- (c) アイルランド中央銀行は、国で有効な(a)に定められる法律および監督上の取決めに従い、(a)の要件に応じて債券を発行することを授けられた発行体のリストを欧州証券市場監督局および委員会に送付する。提供される保証の地位を明記する通知が、かかるリストに添付される。
- (4) (1)項(a)および(2)項に関わらず、UCITSは、その資産の35%を限度に、EU加盟国、EU加盟国の地方機関、第三国または1か国以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができる。
- (5) (3)項および(4)項に記載される譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、(1)項(a)に記載される40%制限の適用の際には考慮してはならない。
- (6) (1)項ないし(4)項の制限は合計してはならず、このため、以下すなわち、(1)項ないし(4)項に従い実行される以下に掲げる複数に対する投資から発生する同一発行体に対するエクスポージャーは、いかなる状況においてもUCITSの資産の合計35%を超えてはならない。
- (a) 譲渡性のある証券
 - (b) 短期金融市場証券
 - (c) 預金
 - (d) 派生商品取引
- (7) 通達(83/349/EEC)に従い定義されるところによるかまたは公認国際会計規則に従った連結決算のため同一グループに含まれる企業は、UCITS IV規則に規定される制限の計算上、同一発行体と見なされるものとする。
- かかる場合、UCITSは、その資産の20%を限度に、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資を組み合わせることがあるが、かかる投資はUCITS IV規則に明記されたその他の制限に従うものとする。

インデックス・ファンド

- (1) (a) 規則第74条に規定された制限を害することなく、信託証書、設立証書または定款に基づきUCITSの投資方針が、下記を基準としてアイルランド中央銀行により認められる一定の株式または債務証券の指数の構成を複製することを目指す場合、規則第70条(1)(a)の制限は、同一発行体の株式もしくは債務証券またはこれらの両方への投資について20%まで引き上げられる。
- (i) 指数の構成が十分に分散されており、本項および(2)項に定められるリスク分散規則に準拠する指数に関する記載として理解されること。
 - (ii) 指数が、関係市場について適切なベンチマークを表わしており、一般的に関係市場の主要な発行体を排除することにはならないと認められた方法を提供会社が用いている指数の記載として理解されること。
 - (iii) 指数が適当な方法で公開され、以下の基準を満たす指数に関する記載として理解されること。
 - (I) 指数が一般に公開されていること。
 - (II) 指数の提供会社がUCITSを模写する指数から独立していること。

- (b) (a)(iii)(I)は、指数の提供会社およびUCITSが同一の経済グループの一員を構成することを妨げるものではない。ただし、利益相反の管理について有効な取決めを行うことを条件とする。
- (2) アイルランド中央銀行は、特に一定の譲渡性のある証券または短期金融市場証券の構成比率が高い規制された市場における例外的な市況から正当であると証明される場合、規則第70条(1)(a)に規定された制限を最大35%まで引き上げることができる。かかる制限までの投資は、同一発行体についてのみ認められる。
- (3) (1)項における株価指数または債務証券指数の構成の複製に関する記載は、当該指数の対象資産の構成の複製として理解されるものとする(派生商品または規則第69条(2)に記載されるその他の技法および手法の利用を含む。)。

国等により発行または保証される証券

- (1) 受益者が規則第70条に規定された制限を遵守するUCITSの受益者の受けるものと同等の保護を受けていることをアイルランド中央銀行が納得している場合、アイルランド中央銀行は、リスク分散原則に従い、その資産の100%を限度に、EU加盟国、その地方公共団体、第三国または一もしくは複数のEU加盟国が加入する公的国際機関により発行されたかまたは保証されている異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に投資することをUCITSに授権することができる。
- (2) かかる場合、UCITSは、
- (a) 少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならず、かつ同一銘柄の証券がその資産総額の30%を超えてはならず、また
- (b) ファンドの資産の35%を超える投資を予定する証券については、これを発行または保証する国、地方公共団体または公的国際機関の名称をUCITSの信託証書、設立証書または定款に明記しなければならず、また
- (c) アイルランド中央銀行の認可に注意を喚起し、当該UCITSがその資産の35%を超えて投資する予定であるかすでに投資した有価証券に係る国、地方公共団体または公的国際機関を表示する明白な記述を目論見書およびマーケティング・コミュニケーションに含まなければならない。

UCITSおよびその他の投資信託への投資

- (1) UCITSは、以下の一方またはその両方の受益証券を取得することができるが、その資産の20%を超えて、単一のUCITSまたは他の投資信託の受益証券に投資してはならない。
- (a) その他のUCITS
- (b) 規則第68条(1)(e)に規定されるその他の集会的投資。投資対象であるUCITSまたはその他の投資信託がアンブレラ・ファンドとして設定される場合、アンブレラ・ファンドの各サブ・ファンドは、アイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、本制限を適用する目的のために、別個のUCITSまたは別個の投資信託であるものとしてみなされることがある。
- (2) UCITSによるUCITS以外の投資信託の受益証券に対する投資は、総額で、UCITSの資産の30%を超えてはならない。
- (3) UCITSがUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券を取得した場合、かかる裏付のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の資産は、規則第70条に規定された制限について、合計する必要はないものとする。
- (4) UCITSが他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方の受益証券に投資する場合で、かかるUCITSおよびその他のUCITSまたは投資信託が、直接または委任により、同一の管理会社によるかまたは管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な所有関係にある他の会社により管理されている場合、かかる管理会社または他の会社は、当該他のUCITSもしくは他の投資信託またはこれら

の両方(場合による。)の受益証券に対するUCITSの投資については申込手数料または買戻し手数料を請求しないものとする。

- (5) その資産の相当部分を他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方に投資するUCITSは、その目論見書において、UCITSそれ自体に対し、および自ら投資を予定する他のUCITSもしくは投資信託またはこれらの両方(場合による。)に対し請求され得る運用報酬の最大限度額を開示しなければならない。UCITSの年次報告書では、UCITS自らに対し、および自ら投資するUCITSもしくは他の投資信託またはこれらの両方に対し請求される運用報酬の最大比率を表示しなければならない。
- (6) アンブレラ・ファンドは、規則第67条およびアイルランド中央銀行により課せられる条件に従い、当該アンブレラ・ファンド内で、あるサブ・ファンドの受益証券を別のサブ・ファンドのために取得することができる。

UCITSによる金銭の借入れ

- (1) (2)項および(3)項に従い、以下のものはいずれも金銭を借り入れることはできない。
- (a) 会社型投資信託
- (b) 管理会社およびユニット・トラストのために行為する受託会社および一般契約型投資信託のために行為する管理会社
- (2) UCITSは、「バック・ツー・バック」ローンにより外国通貨を取得することができる。
- (3) UCITSは、
- (a) 会社型投資信託の場合はUCITSの資産の10%を限度として、またはユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の場合はファンドの価額の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れは一時的なものとする。
- (b) 会社型投資信託の場合、UCITSの資産の10%を限度として借入れを行うことができる。ただし、借入れはUCITSの事業のために必要な不動産の取得を可能にするためのものとする。かかる場合、借入れおよび(a)に定められる借入れは、合計で借主の資産の15%を超えないものとする。
- (4) 本規制において、UCITSに関する「資産」および「ファンドの価額」とは、UCITSの純資産をいう。

(5) AIFのユニット・トラストの投資制限

AIFのユニット・トラストに適用される投資制限は、1990年ユニット・トラスト法によって以下のように定められている(また、AIFルールブックにおいて詳細が記載されている。)

AIFルールブックに記載される個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドの投資制限

1. 投資制限

- 個人投資家向けAIFは、リスク分散の原則に従うことを条件として、その設定日から6か月間においては、本項に記載される投資制限を免除されることがある。
- 本章および個人投資家向けAIFの英文目論見書に記載されている投資制限は、投資対象の購入時に適用され、その後も適用され続けるものとする。かかる制限が個人投資家向けAIFのコントロールの及ばない理由により、または新株引受権の行使により、その後、超過される場合、個人投資家向けAIFは、かかる事象を記録し、また、自身の受益者の利益を適切に考慮し、かかる状況を改善することを最優先しなければならないものとする。
- 関連会社/機関は、本項の5、6および8の趣旨上、同一発行体とみなされるものとする。

証券

- 個人投資家向けAIFは、定期的に業務を行っており、公認かつ公開の規制された市場において取引されていない証券には、その純資産の20%を超えて投資することができない。

5. 7に従って、個人投資家向けAIFは、同一機関によって発行された証券にその純資産の20%を超えて投資することができない。その投資方針が指数を再現することである個人投資家向けAIFに関しては、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品が圧倒的なシェアを占めているなどの例外的市場環境またはその他の例外的市場環境により正当化される場合、かかる制限は、同一発行体に関し、35%に引き上げられる。
6. セクション1の paragraph 1の i (一般的制限)に従って、個人投資家向けAIFは、同一発行体によって発行されたいずれかのクラスの証券の20%を超えて保有することができない。かかる条件は、他のオープン・エンド型投資信託への投資には適用されない。
7. 個人投資家向けAIFは、いずれかの国、その構成州、その地方自治体、またはアイルランド中央銀行の事前の承認を得て一もしくは複数の国が構成員である公的国際機関によって発行または保証された譲渡性のある証券にその純資産の20%超から100%を上限として投資することができる。

現金

8. 個人投資家向けAIFは、同一機関にその純資産の10%を超えて預託することができない。かかる制限は、以下によって発行された預託を証明する証券または以下によって保証された証券に関しては、純資産の30%に引き上げられる。
 - (a) 欧州経済地域(「EEA」)加盟国(EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)において認可された金融機関
 - (b) EEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(スイス、カナダ、日本、米国)において認可された金融機関
 - (c) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドにおいて認可された金融機関
 - (d) 保管受託銀行
 - (e) アイルランド中央銀行の事前の承認を得た場合、保管受託銀行の関連会社もしくは関係会社である金融機関

投資信託

9. 本項の12に従って、個人投資家向けAIFは、対象投資信託が規制対象の投資信託であることを条件として、オープン・エンド型投資信託にのみ投資するものとする。
10. 本項の12に従って、個人投資家向けAIFは、いずれかオープン・エンド型投資信託に純資産の30%を超えて投資することができない。
11. 純資産の30%を超えて他の投資信託に投資する個人投資家向けAIFは、自身が投資する投資信託については、純資産の30%を超えて他の投資信託に投資することを禁止されている投資信託であることを確保するものとする。かかる投資は、管理報酬および/または投資運用報酬を二重取りにするために行われてはならないものとする。
12. 個人投資家向けAIFは、純資産の20%を超えて規制されていないオープン・エンド型投資信託に投資することができない。
13. 投資対象である投資信託の管理会社が通常請求する当初販売手数料または買戻手数料を放棄した場合、個人投資家向けAIFは、管理会社またはオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)またはこれらの関連会社または関係会社によって運用されている投資信託の受益証券にのみ投資するものとする。
14. 個人投資家向けAIFは、管理会社またはAIFMによって受領された一切の手数料またはその他の報酬が個人投資家向けAIFの資産に払い込まれることを確保しなければならない。

デリバティブ(金融派生商品)

15. 個人投資家向けAIFは、以下を超える店頭デリバティブ取引(セクション1(iv)(金融派生商品)のパラグラフ3において定義されている。)のカウンターパーティーに対するリスク・エクスポージャーを有することができない。
- (a) カウンターパーティーが適切な機関である場合には、個人投資家向けAIFの純資産の10%、または
- (b) その他の場合には、個人投資家向けAIFの純資産の5%
16. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品に関する世界的なエクスポージャーが、そのポートフォリオの純資産総額を超えないことを確保するものとする。譲渡性のある証券または短期金融商品に金融派生商品が組み込まれている場合、かかる条件を遵守する際、後者が考慮されるものとする。

(6) 管理会社

UCITS IV規則に従い、アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行に申請している管理会社に対し、管理会社として業務を行う認可を付与し、またはその付与を拒否することができる。認可の付与については、規則第17条および第18条に定められる条件および要件に従う。アイルランド中央銀行は、付与されたすべての認可について、欧州証券市場監督局に通知するものとする。

UCITS IV規則に概説される管理会社の業務

- (1) (a) UCITS IV規則に別段に規定される場合を除き、管理会社は、UCITS IV規則または通達に従って認可されたUCITS、およびUCITS IV規則に規定されておらず、管理会社が慎重な監督に服するものの、通達に基づきその他のEU加盟国では販売することのできないその他の投資信託の管理以外の業務に従事しないものとする。
- (b) ユニット・トラスト、一般契約型投資信託および会社型投資信託を管理する業務には、付属書類1に規定される業務が含まれるが、それに限られない。
- (2) (a) (b)に従い、管理会社は、投資信託の管理のほか、以下の追加業務を提供することにつき認可を受けることができる。
- (i) 投資家により一任ベースおよび各顧客ベースで付与される委任に従い、年金基金が保有するものを含む投資ポートフォリオの運用(当該ポートフォリオがMIFIDの添付書類セクションCに挙げられた一または複数の投資証券を含む場合)
- (ii) 非中核業務として、
- (I) 通達(2004/39/EC)セクションCの添付書類1に挙げられた一または複数の証券に関する投資助言
- (II) 投資信託の受益証券に関する保管および管理
- (b) 管理会社は、
- (i) (a)(i)および(ii)に規定される業務のみの提供を目的としては認可されないものとする。
- (ii) (a)(i)に規定される業務の提供の認可を受けることなく、(a)(ii)に規定される非中核業務の提供を目的としては認可されないものとする。
- (3) 規則第3条(1)における「管理会社」の定義およびMIFID規則第32条、第33条、第76条および第99条ないし第102条は、必要なすべての修正をもって、管理会社による(2)項(a)(i)および(ii)に規定される業務の提供に適用されるものとする。
- (4) 個々のポートフォリオ運用業務を提供する管理会社は、MIFID規則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守するものとする。
- (5) 投資信託業務の提供の一環として、UCITS IV規則に従い認可された管理会社は、申込金および販売会社に関する資金の処理のために顧客資産勘定を維持することができる。かかる場合、管理会社は、MIFID

規則に基づきアイルランド中央銀行が公表する顧客資産要件を遵守し(場合に応じて)、規則第123条に従いアイルランド中央銀行によって課せられる条件に従うものとする。

管理会社の認可の条件および認可取消しの理由

- (1) 他の法律上の規定を害することなく、管理会社は、以下の場合を除き、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
 - (a) 本国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人である場合
 - (b) 最低125,000ユーロの当初資本額を有する場合
 - (c) 管理会社の業務を有効に遂行する者は十分に優良な評判を有し、管理会社が運用するタイプのUCITSについて十分な経験を有する場合
- (2)
 - (a) 管理会社と他の自然人もしくは法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行うものとする。
 - (b) 管理会社が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する第三国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、アイルランド中央銀行は、認可を拒否するものとする。
 - (c) アイルランド中央銀行は、本項に規定される条件の継続的な遵守を監視するためにアイルランド中央銀行が要求する情報の提供を管理会社に義務付けるものとする。
- (3) 管理会社の業務遂行は、(1)項(c)号に規定される条件を満たす最低二名の者が決定するものとする。
- (4) (5)項ないし(7)項に従い、管理会社のポートフォリオの純資産価額が250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、250,000,000ユーロを超える超過分の0.02%に相当する追加の自己資金を提供するものとする。
- (5) 当初資本金と(4)項に基づき管理会社が保持すべき追加額の合計は、10,000,000ユーロを上回る必要はないものとする。
- (6) 管理会社の自己資金は、通達(2006/49/EEC)の条項に従いアイルランド中央銀行が定めた額を下回らないものとする。
- (7)
 - (a) 管理会社は、金融機関または保険会社が行う同額の保証から利益を得た場合、上記(4)項に記載された追加の自己資金額の50%を限度に提供する必要はない。
 - (b) 当該金融機関または保険会社はEU加盟国に登記上の事務所を置くものとするが、第三国にその登記上の事務所を置くこともできる。ただし、当該機関または会社は、共同体の法律に定められたものと同等であるとアイルランド中央銀行が判断した慎重な規則に従わなければならない。
- (8) 上記(4)項において、以下のポートフォリオが管理会社のポートフォリオと見なされるものとする。
 - (a) 管理会社が運用するユニット・トラストおよび一般契約型投資信託で、管理会社が運用機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まないもの。
 - (b) 管理会社とその管理会社として指定された会社型投資信託
 - (c) 管理会社が運用するその他の投資信託で、管理会社が管理機能を委任したポートフォリオを含むが、管理会社が委任に基づき運用しているポートフォリオを含まない。
- (9) 上記(1)(c)において、管理会社は、管理会社の業務を有効に遂行する者およびかかる者の役職を承継する各人の氏名を直ちにアイルランド中央銀行に通知するものとする。
- (10) 管理会社は、認可を取得次第速やかに業務を開始できるものとする。

- (11)アイルランド中央銀行は、認可が付与されているか否かに関わらず、記入済みの申請書を受領した日から6か月以内に、申請中の管理会社に通知するものとする。認可が拒否された場合にはその理由が通知されるものとする。
- (12)認可を拒否された申請中の管理会社は、規則第135条に従い、第一審裁判所(高等法院)に申請を行うことができる。
- (13)申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行が(11)項に定められる期間内に認可について決定を行わなかった場合、(12)項に定められる第一審裁判所(高等法院)に申請を行う権利と同一の権利を有するものとする。
- (14)アイルランド中央銀行は、管理会社が以下に該当する場合、管理会社に対して発行した認可を取り消すことができる。
- (a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上前からUCITS IV規則に規定される業務を行っていない場合。ただし、アイルランド中央銀行がかかる場合に認可が自動的に失効することを規定している場合を除く。
 - (b) 管理会社が虚偽の申告または他の不正な方法により認可を取得した場合
 - (c) 管理会社が、認可が付与される根拠となる条件を満たさなくなった場合
 - (d) 管理会社の認可が規則第16(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む場合に、管理会社が通達(2006/49/EC)を遵守しない場合
 - (e) 管理会社が、UCITS IV規則に従って課されるアイルランド中央銀行の規則または要件に著しくまたは組織的に違反した場合

認可の申請

- (1) 申請中の管理会社の認可の申請には、アイルランド中央銀行が合理的に随時指定する様式により、同じく指定する詳細事項を記載し、また上記の一般性を害することなく、アイルランド中央銀行が以下に関連して要請する詳細事項または情報を記載するものとする。
- (a) 申請中の管理会社が実行を予定しまたは実行しそうな業務の種類
 - (b) 申請中の管理会社について適格に株式を保有している者またはかかる管理会社を所有する者
 - (c) 申請中の管理会社の定款
- (2) 申請中の管理会社は、アイルランド中央銀行に対し以下を充足しない限り、アイルランド中央銀行により認可されないものとする。
- (a) 申請中の管理会社が、その業務がUCITS IV規則の要件に従った方法で遂行されることを確保するための準備を行ったこと。
 - (b) 適用ある場合、申請中の管理会社の定款には、UCITS IV規則に従い、かつアイルランド中央銀行が課すことのある条件もしくは要件またはこれらの両方に従い、かかる管理会社の運営を可能にするに足りる条項が記載されること。
 - (c) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行により指定された最低資本レベルを有すること。
 - (d) その取締役およびマネジャー各々の清廉性および能力
 - (e) その適格株主各々の適当性
 - (f) 申請中の管理会社の設立構造および運用技能ならびに申請中の業務を遂行するため適切な水準の専門技能を備えた人員を雇用していること。
 - (g) 申請中の管理会社が、アイルランド中央銀行がその監督機能を遂行するために必要な一切の情報を提供されることおよび公衆がアイルランド中央銀行が指定する情報を提供されることを可能とするための手順を確立しており、またこれに従う予定であること。

- (h) 申請中の管理会社およびその関連するかまたは関係する企業が、適宜および実行可能である場合に、アイルランド中央銀行により適切に監督され得るような事業構造を有すること。
- (i) その業務の遂行、財源および認可管理会社を適正かつ秩序だてて規制しかつ監督するため、および投資家保護のためアイルランド中央銀行が必要と見做すその他の事項
- (3) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が維持する資本の水準について条件または要件を随時に課すことができ、UCITS IV規則およびMIFID規則に定められる資本要件を考慮するものとする。
- (4) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき認可が付与された時点またはそれ以後、認可管理会社または申請中の管理会社の取締役の任命または最高業務執行役員もしくはマネージャーもしくはこれらと同等の役職の任命が、アイルランド中央銀行から事前に書面で承認を得ることを条件とし、認可管理会社または申請中の管理会社が被任命者の清廉性および能力についてアイルランド中央銀行の満足を得ない限り、かかる承認が付与されないよう要求することができる。
- (5) アイルランド中央銀行は、認可管理会社に対し、管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督のためもしくは投資家保護のためまたはこれらの両方のため、定款の変更を指図することができる。
- (6) UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行により付与される認可は、認可管理会社が提供すべき業務の種類を特定するものとする。
- (7) (a) アイルランド中央銀行は、非常に多くの者を、UCITS IV規則上の授権された役員として書面で認めることができ、また当該授権を取り消すことができる。
- (b) アイルランド中央銀行は、認可を付与しまたは拒絶する前のいつでも、申請中の管理会社に追加の情報を請求するか、または授権された役員に対し、UCITS IV規則に基づく申請を正当に評価するために必要な照会を行うかもしくは調査を実行するよう指示することができ、当該照会または調査はUCITS IV規則に従い実行されるものとする。
- (8) アイルランド中央銀行は、以下に該当する申請中の管理会社を認可する前に関係するその他のEU加盟国の管轄当局と協議するものとする。
- (a) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社
- (b) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社
- (c) 他のEU加盟国で認可された他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を支配する自然人または法人により支配される管理会社
- (9) (a) 管理会社について、アイルランド中央銀行は、当該管理会社の母国であるEU加盟国と当該管理会社のホスト国であるEU加盟国の間の責任の分担を考慮しつつ、通達に定められるUCITS IV規則を適用し、UCITS IV規則の関係条項はこれに準じて解釈されるものとする。
- (b) UCITS IV規則に従い、管理会社は、
- (i) 管理会社の適正かつ秩序だった規制および監督もしくは
- (ii) 投資家もしくは顧客または両者の保護のためまたはこれらの両方のため、アイルランド中央銀行により課される条件もしくは要件またはこれらの両方を遵守するものとする。
- (10) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき認可された管理会社および適切かつ実行可能である場合に、関連会社または関係会社の事業が、共同でまたは個別に、UCITS IV規則に基づきアイルランド中央銀行が納得するように監督され得るように、アイルランド中央銀行により監督されない関連会社または関係会社の事業または会社の構造または管理を構築するという要件を申請中の管理会社または認可管理会社に課することができる。

管理会社が規則第16条および第17条を遵守することを確保するアイルランド中央銀行の義務

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に規則第16条および第17条(1)ないし(9)に定められた条件を遵守することを要求するものとする。
- (2) (a) 管理会社の自己資金は規則第17条により義務付けられるレベルを下回ってはならない。
(b) ただし下回った場合には、アイルランド中央銀行は、状況が許す場合には、当該管理会社に対し状態を改善するかまたは業務を停止するため一定の猶予を認めることができる。

適格保有

- (1) 管理会社の適格保有は、証券分野における投資に関するMIFID規則第10条で定められた規則に従うものとする。
- (2) 関係条項は、MIFID規則に定められる意味の範囲内の投資会社での取引の取得に適用されるため、必要なすべての修正をもって、管理会社の適格保有に適用されるものとする。
- (3) MIFID規則第15部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、必要なすべての修正をもって、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (4) MIFID規則第16部は、(2)項に規定されるとおり適用される関係条項に関連する範囲内で、上記のとおり適用される関係条項に適用されるものとする。
- (5) UCITS IV規則において、
 - (a) MIFID第10条、関係条項またはMIFID規則第15部もしくは第16部に記載された「投資会社」との表現は、それぞれ「管理会社」と解釈される。
 - (b) 「関係条項」とは、以下をいう。
 - (i) MIFID規則第13条および第30条
 - (ii) MIFID規則第14部

慎重な規則

- (1) アイルランド中央銀行は、UCITS IV規則に基づき授権されたUCITSの運用業務について、管理会社が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (2) 特に、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの性質も考慮しつつ、各管理会社に対し以下を要請する。
 - (a) 管理会社が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていること。これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または自己資金での投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわけ、ファンドに関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに管理会社が運用するユニット・トラストまたは会社型投資信託の資産がファンド規則または設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。
 - (b) UCITSまたは顧客の利益が、会社とその顧客の間、各顧客の間、顧客とUCITSの間または2つのUCITSの間の利益相反により害されるというリスクを最小化するような仕組みをもって管理会社が設立されること。
- (3) その認可が規則第16条(2)(a)(i)に規定されるポートフォリオの一任運用業務も含む各管理会社は、
 - (a) 顧客から事前に全般的承諾を得ていない限り、投資家のポートフォリオの全部または一部を、かかる管理会社が運用するユニット・トラスト、一般契約型投資信託または会社型投資信託の受益証券に投資してはならない。
 - (b) 規則第16条(2)(a)(i)および(ii)に規定される業務について、投資家補償制度に関する1997年3月3日付欧州議会および理事会通達(97/9/EC)に定められる規定に従い、1998年投資家補償法(1998年第37号)を遵守するものとする。

(4) 付属書類4に規定される要件は、UCITS IV規則上、効力を有するものとする。

委任

- (1) アイルランド規則第17条Fに基づき、管理会社は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
- (a) 管理会社が適切な方法でその旨をアイルランド中央銀行に通知していること(この場合、アイルランド中央銀行は、管理会社が運用するUCITSの母国であるEU加盟国の管轄当局にその旨を遅滞なく伝達するものとする。)。
 - (b) 委任により、管理会社に対する監督の有効性が妨げられないこと、および特に、管理会社がその投資家の最善の利益のために行うことまたはUCITSが投資家の最善の利益のために運用されることが妨げられてはならないこと。
 - (c) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対してのみ委任が行われること。委任は、管理会社が定期的に定める投資配分基準に従うことを要すること。
 - (d) 委任が投資運用に関わるもので、第三国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する第三国の監督官庁の間の協力が保証されること。
 - (e) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が管理会社または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われ不得ること。
 - (f) 管理会社の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
 - (g) 委任は、管理会社の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
 - (h) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
 - (i) UCITSにより発行される目論見書には、管理会社がUCITS IV規則に従い委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (2) 管理会社または受託会社のいずれの責任も、管理会社が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また管理会社は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。

業務遂行規約

- (1) アイルランド中央銀行は、認可管理会社が常に遵守する業務遂行規約を作成するものとする。かかる規約には、少なくとも本項に定められる原則を導入するものとする。かかる原則により、管理会社が以下を行うことを確保するものとする。
- (a) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、その業務活動を誠実かつ公正に行うこと
 - (b) 認可管理会社が運用するUCITSの最善の利益のために、かつ、市場の健全性のために、適切な手腕を発揮し、注意義務を尽くし、かつ、配慮を行って行為すること
 - (c) 認可管理会社の業務活動の適正な履行のために必要な財源および方策を有し、これらを効率的に活用すること
 - (d) 利益相反を回避するよう努め、回避できない場合には、認可管理会社が運用するUCITSが公正に取引されることを確保すること

(e) 認可管理会社の投資家の最善の利益を拡大し、市場の健全性を促進するために、認可管理会社の業務活動の遂行に適用されるすべての規制上の要件を遵守すること

(2) UCITS IV規則の付属書類5に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

投資家の苦情

(1) (a) 管理会社または会社型投資信託(該当する場合)は、投資家の苦情を適正かつ速やかに処理することを確保するため、透明性のある手続および仕組みを構築、実施および維持するものとする。かかる方法により、投資家がEU加盟国である自国の公用語で苦情を申し立てることを可能にするものとする。

(b) 管理会社はまた、公衆またはアイルランド中央銀行の要請に応じて情報を公開するために適切な手続および仕組みを構築するものとする。

(2) 管理会社は、各苦情およびその解決のために講じられた措置が記録されるようにするものとする。

(3) 管理会社は、投資家が無料で苦情を申し立てられるようにするものとする。(1)項に規定される手続きに関する情報は、無料で投資家に提供されるものとする。

(1) 1990年ユニット・トラスト法の下で登録された、AIFのユニット・トラストの管理会社は、AIFルールブックに概説された要件を満たすことを要する。

I. 資本要件

(1) AIFの管理会社は、常に、(i) 125,000ユーロ以上の当初資本(以下「当初必要資本」という。)、または(ii) 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1(以下「必要費用」という。)のいずれが多い方(以下「最低限必要資本」という。)を有するものとする。

(2) AIFの管理会社は、(a) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ2に従って計算される(少なくとも最低限必要資本に相当する)資本(以下「資本」という。)を有するものとする。

(b) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ3に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。(c) 報告期間を通して、別紙Iの通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド中央銀行に証明する立場にあるものとする。(d) 誠実に、公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。

II. 組織の要件

(1) 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、本国内に在住し、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベルの個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するよう要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。

(2) AIFの管理会社は、常に、

(a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。

(b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク(事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。)を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。

- (c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保するものとする。
- (d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続の遵守を確保するための適切な社内管理機構を確立、実行および維持するものとする。
- (e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに関係する第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。
- (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
- (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。
- (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかるデータおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するための適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。
- (i) AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、以下を含む記録を維持するものとする。

財務

- (i) AIFの管理会社が受領および支出した（AIFの管理会社自身のため、または運用を行っているAIFのためのいずれであるかにかかわらず）すべての資金の詳細、およびかかる受領および支払が生じた理由に関する詳細
- (ii) AIFの管理会社のすべての収益および支出の（その性質を記載する）記録
- (iii) AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、ならびに簿外取引（コミットメントまたは偶発債務を含む。）の記録
- (iv) AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却（AIFの管理会社自身の勘定で行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別する。）の詳細
- (v) アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調書
- (vi) AIFの管理会社が
 - AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるよう、
 - 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
 - AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行（最新の状態）を監視することができるよう、また、
 - AIFの管理会社の資産の質を監視することができるようにするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持される運営情報記録

会社の事務

- (vii) 株式登録簿
- (viii) 取締役および秘書役の持ち分の登録簿
- (ix) 取締役会の会議議事録の署名済みの写し
- (x) 会社法に基づき要求されるその他の法定書類

- (3) AIFの管理会社は、本章の規定に従って確立されたAIFの管理会社のシステム、社内管理機構および取決めの確性および有効性を監視し、また、定期的に評価し、また、欠陥がある場合には是正するための適切な措置をとらなければならない。また、
- (4) AIFの管理会社は、常に、記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよう社内管理システムを確保するものとする。
- (5) AIFの管理会社は、AIFの管理会社の半期財務計算書および監査済年次計算書をアイルランド中央銀行に提出するものとする。半期計算書は該当する半期の末日から2か月以内、また、年次計算書は該当する年度の末日から4か月以内に提出するものとする。半期計算書および年次計算書はともに、最低限必要資本報告書(調整に関する注記と併せて、AIFルールブック第4章の一部を構成する。)を添付するものとする。最低限必要資本報告書は、AIFの管理会社の取締役または上級管理者により署名されなければならない。また、AIFの管理会社の直接親会社の監査済年次計算書も提出しなければならない。

欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第257号)に概説されるAIFMの認可

AIFMの業務を行うための条件

- (1) AIFMは、規則に従って認可され、また、かかる認可にアイルランド中央銀行が付するすべての条件を満たさない限り、AIFを運用することができない。
- (2) 外部のAIFMは、付属書類1に記載されている業務以外の業務に従事することはできないが、2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則に基づきUCITSの管理会社として認可されていることを条件として、UCITSの運用を行うこともできる。
- (3) 内部で運用されているAIFは、付属書類1に従って、当該AIFの内部運用以外の業務を行うことができない。
- (4) (2)を損うことなく、外部のAIFMは、以下の業務を提供することができる。
 - (a) 投資家によって付与されたマニフェストによる投資対象ポートフォリオ(指令(2003/41/EC)の第19条(1)に従い年金基金および退職給与引当金機関により保有されているものを含む。)の一任勘定による各顧客ベースの運用
 - (b) (i) 投資アドバイス、(ii) 投資信託の株式または受益証券の保管および管理事務、ならびに(iii) 金融商品の注文の受領および伝達を含む周辺業務
- (5) AIFMは、規則に基づき、以下について権限を授与されないものとする。
 - (a) (4)に記載されている業務のみを提供すること。
 - (b) (4)(a)に記載されている業務を提供することなく、(4)(b)に記載されている周辺業務を提供すること。
 - (c) 付属書類1の paragraph 2に記載されている業務のみを提供すること。
 - (d) 付属書類1の paragraph 1(b)に記載されている業務を提供することなく、付属書類1の paragraph 1(a)に記載されている業務を提供すること、またはその逆。
- (6) 2007年ヨーロッパ共同体(金融商品市場)規則(2007年のS.I.No. 60)の規則第5条(2)、第32条、第33条および第76条は、(4)に規定されているAIFMによる業務の提供に適用されるものとする。
- (7) AIFMは、アイルランド中央銀行が規則に記載されている条件の遵守を監視するために要求する情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (8) 指令(2004/39/EC)に基づき認可された投資会社または指令(2006/48/EC)に基づき認可された金融機関のいずれも、投資業務(オルタナティブ投資ファンドに関する個別のポートフォリオ運用など)を提供するために規則に基づく認可を取得することを義務付けられないものとする。ただし、投資会社は、規則に従ってオルタナティブ投資ファンドの受益証券または株式を販売することができる場合に限り、

直接的または間接的に、本国内の投資家に対し、オルタナティブ投資ファンドの受益証券または株式を募集し、またはかかる受益証券もしくは株式を販売するものとする。

認可されたAIFMではないAIFの管理会社

I. 資本要件

1. AIFの管理会社は、常に、以下を有するものとする。

- (i) 125,000ユーロ以上の当初資本(以下「当初必要資本」という。)、または
 - (ii) 直近の年次決算報告書に記載されている支出総額の4分の1(以下「必要費用」という。)
- のいずれか多い方(以下「最低限必要資本」という。)

2. AIFの管理会社は、

- (a) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ2に従って計算される(少なくとも最低限必要資本に相当する)資本(以下「資本」という。)を有するものとする。
- (b) 別紙I 最低限必要資本報告書、調整に関する注記のパラグラフ3に記載されている通り、適格資産の形式の最低限必要資本を有するものとする。
- (c) 報告期間を通して、別紙I の通り、最低限必要資本の保有を遵守していることをアイルランド中央銀行に証明する立場にあるものとする。
- (d) 誠実に、公正に、専門家として、独立して、またAIFおよびAIFの受益者の利益のために行為するものとする。

II. 組織の要件

1. 認可されたAIFおよびAIFの管理会社は、本国内に在住し、すべての法律上および規制上の要件を遵守し、該当する規制機関と協力し、連絡をとる責任を負うAIFの管理会社内の経営者レベルの個人を識別するものとする。かかる者は、コンプライアンス・オフィサーに任命され、システムおよび記録への必要なアクセスを有さなくてはならないものとする。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンスの職務が第三者によって行われる場合も、かかる職務に関する責任を負うものとする。AIFの管理会社は、各取締役会議において、コンプライアンス・オフィサーがAIFの管理会社の取締役会に報告を行うことを確保するよう要求されており、取締役会に対するかかる報告は、少なくとも四半期毎にコンプライアンス・オフィサーによって行われるものとする。

2. AIFの管理会社は、常に、

- (a) AIFの管理会社の効率的な運営を促すために適切な管理システムおよび会計手続を有するものとし、また、AIFの管理会社がアイルランド中央銀行の監督要件および報告要件を遵守し、また本章の規定を遵守することを確保するものとする。
- (b) AIFの管理会社の業務に関連し生じたリスク(事務処理リスクおよび不正行為のリスクを含む。)を認識、監視および管理する方針およびシステムを有し、維持するものとする。
- (c) すべての該当する者が自身の責務の適切な履行のために行うべき手続を認識することを確保するものとする。
- (d) AIFの管理会社のすべてのレベルにおける決定および手続きの遵守を確保するための適切な社内管理機構を確立、実行および維持するものとする。
- (e) AIFの管理会社のすべてのレベルにおいて、情報の効率的な社内報告および通信、ならびに関係する第三者との効率的な情報交換を確立、実行および維持するものとする。
- (f) AIFの管理会社の業務および社内組織に関する適切な秩序ある記録を維持するものとする。
- (g) 該当する情報の性質を考慮し、情報の安全性、信頼性および機密性を保護するための適切なシステムおよび手続を確立、実行および維持するものとする。

- (h) AIFの管理会社のシステムおよび手続が中断された場合、重要なデータおよび機能を保全するため、また、サービスおよび業務を維持するための、または、これが可能でない場合には、かかるデータおよび機能を遅滞なく回復するため、およびサービスおよび業務を遅滞なく再開するための適切な業務継続方針を確立、実行および維持するものとする。
- (i) AIFの管理会社がAIFの管理会社の財務状況の真正かつ公正な見解を反映し、すべての該当する会計基準および規則を遵守する財務報告書をアイルランド中央銀行に遅滞なく提出するための会計方針および手続を確立、実行および維持するものとする。AIFの管理会社は、常に、最低限、以下を含む記録を維持するものとする。

財務

- (i) AIFの管理会社が受領および支出した(AIFの管理会社自身のため、または運用を行っているAIFのためのいずれであるかにかかわらず)すべての資金の詳細、およびかかる受領および支払が生じた理由に関する詳細
- (ii) AIFの管理会社のすべての収益および支出の(その性質を記載する)記録
- (iii) AIFの管理会社のすべての資産および負債、ロングおよびショート・ポジション、ならびに簿外取引(コミットメントまたは偶発債務を含む。)の記録
- (iv) AIFの管理会社による投資証券のすべての買付および売却(AIFの管理会社自身の勘定で行われた売買、およびAIFの管理会社が運用しているAIFのために行なわれた売買を区別する。)の詳細
- (v) アイルランド中央銀行に提出する申告書の作成を示すために必要な監査調書
- (vi) AIFの管理会社が
- AIFの管理会社のリスク・エクスポージャーを識別し、数量化し、また管理できるよう、
 - 調査を重ねて下す決定を遅滞なく行うことができるよう、
 - AIFの管理会社のあらゆる業務の遂行(最新の状態)を監視することができるよう、また、
 - AIFの管理会社の資産の質を監視することができるようにするために、財務および業務を迅速かつ適切に開示することができる方法で維持される運営情報記録

会社の事務

- (vii) 株式登録簿
- (viii) 取締役および秘書役の持ち分の登録簿
- (ix) 取締役会の会議議事録の署名済みの写し
- (x) 会社法に基づき要求されるその他の法定書類
- (xi) 本章の規定に従って確立されたAIFの管理会社のシステム、社内管理機構および取決めの的確性および有効性を監視し、また、定期的に評価するものとし、また、欠陥がある場合には是正するための適切な措置をとるものとする。また、
- (xii) 記録により顧客の資金および投資対象資産を明確に識別することができるよう社内管理システムを確保するものとする。

受託会社に関する情報

受託会社に関する義務

資産の保管

- (1) ユニット・トラストの資産および一般契約型投資信託の資産は、UCITS IV規則に従い、保管のために受託会社に委託されるものとする。
- (2) 規則第36条に規定される受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を第三者に委託したことによって影響を受けないものとする。

受託会社の義務

- (1) 受託会社は、以下を行うものとする。
 - (a) ユニット・トラストもしくは一般契約型投資信託のために、または管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がUCITS IV規則および信託証書または設立証書(場合による。)に従って遂行されるようにすること。
 - (b) 受益証券の価格がUCITS IV規則および信託証書(ユニット・トラストの場合)または設立証書(一般契約型投資信託の場合)に従い計算されるようにすること。
 - (c) 管理会社の指示をUCITS IV規則または信託証書(ユニット・トラストの場合)もしくは設立証書(一般契約型投資信託の場合)に抵触しない限り実行すること。
 - (d) ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の資産の取引において、通常の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
 - (e) ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の収益がUCITS IV規則および信託証書または設立証書(場合による。)に従って充当されるようにすること。
- (2) 受託会社は、各年次計算期間におけるユニット・トラストまたは一般契約型投資信託(場合による。)の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告するものとする。

受託会社の報告書は、当該報告書の写しをUCITS IV規則第88条に基づき義務付けられる年次報告書に盛り込むことができるよう、適時に管理会社に交付されるものとする。

かかる報告書には、

- (a) 信託証書または設立証書(場合による。)およびUCITS IV規則により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ
- (b) その他については信託証書または設立証書(場合による。)の条項およびUCITS IV規則を遵守して、受託会社の意見において管理会社が当該期間にユニット・トラストまたは一般契約型投資信託(場合に応じて)を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容とするものとする。

受託会社

- (1) 本国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合には、本国内に営業所を設立していること、かつ、
- (2) (a) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない、本国内で認可された金融機関であること、
 - (b) 払込資本金がアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない金融機関の本国内に設置された支店であること、または、
 - (c) 本国内の会社であり、かつ、
 - (i) 金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込資本金を有していること。)
 - (ii) アイルランド中央銀行によって、金融機関と同等であるとみなされる第三国の機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金

融機関はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された制限を下回らない払込済資本金を有していること。)。

(iii) (a)、(b)または(c)(i)もしくは(c)(ii)に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であるとアイルランド中央銀行によってみなされるEU加盟国または第三国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は当該機関または会社によって保証され、かかる機関または会社はアイルランド中央銀行の認可要件に規定された額を下回らない払込済資本金を有していること)。

- (3) 受託会社はUCITS IV規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、アイルランド中央銀行の要求を満たすこと。
- (4) UCITS IV規則において、アイルランド中央銀行の認可要件とは、アイルランド中央銀行が随時公表するアイルランド中央銀行の認可および監督要件ならびに信用機関の基準をいう。
- (5) 受託会社は、請求に応じて、受託会社がその職務を遂行する間に入手したすべての情報およびアイルランド中央銀行がUCITSによるUCITS IV規則の遵守を監督するために必要なすべての情報をアイルランド中央銀行が入手できるようにするものとする。
- (6) 管理会社の母国であるEU加盟国が本国ではない場合、受託会社は、管理会社との間で、UCITS IV規則第34条および本国において受託会社に適用されるその他の法律、規則または行政規定で定められる機能を受託会社が果たすことを可能にするために必要とみなされる情報の流出を規制する書面による契約を締結するものとする。
- (7) UCITS IV規則の付属書類6に規定されている要件は、本項に適用されるものとする。

受託会社の責任

- (1) 受託会社は管理会社および受益者に対し、正当化できないその義務の不履行または不適切な義務の履行の結果これらの者が受けた損害について責任を負う。
- (2) 受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。

単一の会社が管理会社および受託会社を兼任することの禁止

- (1) 管理会社および受託会社は、各々の役割において独立して受益者の利益のみのために行わなければならないとの観点から、同一UCITSについて単一の会社が管理会社と受託会社を兼任してはならない。
- (2) ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託として設定されたUCITSの資産は、UCITSに排他的に帰属するものとする。資産は、受託会社もしくはその代理人またはこれらの両方の資産から分離され、他の企業または法主体に対する負債または請求額の支払い(直接的か間接的かを問わない。)には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (3) ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託として設定されたUCITSがアンブレラ・ファンドとして設立される場合、資産は、関連するサブ・ファンドに排他的に帰属するものとし、他のサブ・ファンドの負債またはそれに対する請求額の支払い(直接的か間接的かを問わない。)には使用されず、またかかる目的で使用することはできないものとする。
- (4) 受益者の負債は、受益証券の申込みのために当該受益者が拠出することに同意した金額に制限されるものとする。信託証書または設立証書の条項は、受益者および信託証書または設立証書(場合に応じて)の当事者であるかのように受益者を通じて権利を主張するすべての者に対して拘束力を有するものとする。

管理会社等の置換えに関する条件を規定する信託証書等

信託証書(ユニット・トラストに関して)および設立証書(一般契約型投資信託に関して)は、管理会社および受託会社の交替に関する条件およびかかる置換えの場合に受益者の保護を保証するための規則を規定するものとする。

(II) 1990年ユニット・トラスト法に基づき登録されたAIFのユニット・トラストの受託会社の要件は以下のとおりである。

受託会社に関する情報

- (1) AIFMは、運用する各AIFについて、本規則に従って単一の保管受託銀行が任命されることを確保するものとする。
 - (2) 保管受託銀行の任命は、書面による契約によって証明されるものとする。契約は、特に、本規則およびその他の関連する法令または行政規則に定められている通り、保管受託銀行として任命されたAIFのために保管受託銀行の業務を遂行するために必要とみなされる通信および情報交換について規定するものとする。
 - (3) (a) 保管受託銀行は、
 - (i) 本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、指令(2006/48/EC)に従って認可された金融機関であること。
 - (ii) 本国または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有し、指令(2006/49/EC)第20条(1)による自己資本比率規制(事務処理リスクのための自己資本比率規制を含む。)に従っており、指令(2006/39/EC)に従って認可されている投資会社で、指令(2004/39/EC)別紙IセクションBのポイント(1)に従って顧客勘定に係る金融商品の安全保管および管理の付随的業務も提供するものであること(かかる投資会社は、いかなる場合も、指令(2006/49/EC)第9条に記載されている当初資本の金額を下回らない自己資金を有するものとする。)、または
 - (iii) 本国において設立され、1995年投資仲介業者法に基づき投資事業会社として認可されている
 - (I) 金融機関の完全所有子会社であること(ただし、会社の負債は、金融機関によって保証されるものとし、また、金融機関は、1992年EC(金融機関の認可および監督)規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有するものとする。)。または、
 - (II) 第三国の機関の完全所有子会社(1992年EC(金融機関の認可および監督)規則第6条(1)で定められている下限またはアイルランド中央銀行が同規則に基づき随時定めるその他の金額を下回らない払込済み資本金を有する。)であること。
 - (iv) 他のEU加盟国において設立されたAIFの場合、EU加盟国が指令の第21条(3)に従って保管受託銀行に決定した法人であること。
 - (v) 非EU AIFの場合に限り、かつ(5)(c)を損うことなく、(6)の条件が満たされることを条件として、保管受託銀行は、(i)および(ii)に記載された法人と同様の性質を有する金融機関またはその他の法人でもよいものとする。
- (b) (a)において規定されている内容に加えて、アイルランド中央銀行は、当初投資日から5年間は行使可能な償還権を有さず、また、その基本的投資方針に従って、通常、(8)(a)に従って保管されなければならない資産には投資しない、または、通常、第27条に従って発行体または非上場会社に対する支配を潜在的に取得するために投資するAIFに関連して、保管受託銀行が

専門家としての業務または事業活動の一環として保管受託業務を行う法人であり、この点に関して、かかる法人が法律により承認されている強制的専門家登録の対象であるか、または、法令もしくは専門家としての行為に関する規則に従うものであり、また、関連する保管受託業務を効率的に遂行することができるよう十分な金融保証および専門家保証を提供することができる、かかる業務に内在するコミットメントを満たすことを許可するものとする。

- (4) 保管受託銀行とAIFMおよびAIF(または保管受託銀行と後者のいずれか)、または保管受託銀行とAIFおよびその投資者(または保管受託銀行と後者のいずれか)の間の利益相反を回避するために、
- (a) AIFMは、保管受託銀行としては行為しないものとし、
 - (b) AIFの取引相手方として行為するプライム・ブローカーは、当該AIFの保管受託銀行としては行為しないものとする。ただし、プライム・ブローカーが職務上および序列上、保管受託業務とプライム・ブローカーとしての業務の遂行を分離し、また、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、AIFの投資者に開示された場合を除く。
 - (c) 保管受託銀行は、関連する条件が満たされた場合、(11)に従って、その保管業務を(b)に記載されているプライム・ブローカーに委託することができる。
- (5) 保管受託銀行は、以下のいずれかの場所において設立されるものとする。
- (a) アイルランド籍のAIFの場合は、本国内において
 - (b) EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地であるEU加盟国において
 - (c) 非EU籍のAIFの場合は、AIFの設立地である第三国、またはAIFを運用するAIFMの設立地であるEU加盟国、またはAIFを運用するAIFMの参考EU加盟国において
- (6) (3)に記載されている要件を損うことなく、第三国において設立された保管受託銀行の任命は、常に、以下の条件に服するものとする。
- (a) (i) 非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または株式が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとし、または
 - (ii) 非EU籍のAIFが(i)に該当しないAIFMによって運用され、また、非EU籍のAIFの受益証券または株式が本国において販売される予定である場合は、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の管轄当局と協力および情報交換に関する取決めに署名するものとする。
 - (b) 保管受託銀行は、有効な健全性規制(最低資本要件を含む。)およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施されている監督に服するものとする。
 - (c) 保管受託銀行の設立地である第三国は、FATFによって非協力国および領土として列挙されていない。
 - (d) (i) 非EU籍のAIFがアイルランド籍のAIFMまたはその参考EU加盟国が本国である非EU籍のAIFMのいずれかによって運用される場合は、非EU籍のAIFの受益証券または株式が販売される予定のEU加盟国の管轄当局とアイルランド中央銀行は、保管受託銀行の設立地である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を満たし、税務に関する有効な情報交換(多国間租税協定を含む。)を確保する協定に署名するものとし、または、
 - (ii) 非EU籍のAIFの受益証券または株式が同国において販売される予定である場合には、アイルランド中央銀行とAIFMの設立地であるEU加盟国の管轄当局は、保管受託銀行の設立地

である第三国との間で、OECDの所得と財産に対するモデル租税条約の第26条に記載される基準を完全に満たし、税務に関する有効な情報交換（多国間租税協定を含む。）を確保する協定に署名するものとする。

(e) 保管受託銀行は、契約により、AIF またはAIFの投資者に対し、(12)および(13)と矛盾しない責任を負うものとし、また、明示的に(11)に従うことに同意するものとする。

他のEU加盟国の管轄当局およびアイルランド中央銀行が(a)、(c)または(e)の適用により行なわれた評価に同意しない場合、アイルランド中央銀行および他の管轄当局は、ESMAが、規則(EU) No.1095/2010の第19条に基づき付与される権限に従って行為するようかかる事項をESMAに付託することができるものとする。

(7) (a) 保管受託銀行は、通常、AIFのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとし、また、特に、AIFの受益証券または株式の購入の際に投資者または投資者の代理人が支払ったすべての支払金が受領され、また、現金勘定が要求されている市場において、AIFのすべての現金が、AIFの名義もしくはAIFに代わって行為するAIFMの名義、またはAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で指令(2006/73/EC)の第18条(1)の(a)(b)および(c)に記載された法人またはかかる法人と同一の性質を有する他の法人に開設された現金勘定に記入されることを確保するものとする。ただし、かかる法人が、有効な健全性規制およびEU法と同等の効力を有し、有効に実施され、また、指令(2006/73/EC)の第16条に定められた原則に従っている監督に服することを条件とする。

(b) 現金勘定がAIFに代わって行為する保管受託銀行の名義で開設された場合は、(a)に記載された法人の現金および保管受託銀行自身の現金は、かかる勘定には記入されないものとする。

(8) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産は、以下の通り、安全保管のために保管受託銀行に委託されるものとする。

(a) 保管され得る金融商品に関しては、

(i) 保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての金融商品および保管受託銀行に現物を引き渡すことのできるすべての金融商品を保管するものとする。

(ii) かかる目的上、保管受託銀行は、保管受託銀行の帳簿上に開設されている金融商品勘定に登録され得るすべての当該金融商品が指令(2006/73/EC)第16条に定められている原則に従って、AIFの名義またはAIFに代わって行為するAIFMの名義で開設された分離勘定に登録されることを確保するものとし、これによりかかる金融商品は、常に、適用法に従って、AIFに属するものであると明白に識別され得るものとする。

(b) その他の資産に関しては、

(i) 保管受託銀行は、かかる資産のAIFまたはAIFにかわって行為するAIFMの所有権を確認するものとし、また、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが資産の所有権を有していると保管受託銀行が満足するかかる資産の記録を維持するものとする。

(ii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが所有権を有しているか否かの検証は、AIFまたはAIFMによって提供される情報または書類に基づいて行われるものとし、利用可能な場合は、外部の証拠に基づき行なわれるものとする。

(iii) 保管受託銀行は、自身の記録を最新の状態に維持するものとする。

(9) (7)および(8)に記載されている業務に加えて、保管受託銀行は、

(a) AIFの受益証券または株式の販売、発行、買戻し、償還および取消しが、適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って行われることを確保するものとする。

- (b) AIFの受益証券または株式の価額が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書および第20条で定められている手順に従って計算されることを確保するものとする。
 - (c) 適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に抵触しない限り、AIFMの指示を実行するものとする。
 - (d) AIFの資産に関する取引において、代価が通常の期限までにAIFに送金されることを確保するものとする。
 - (e) AIFの収益が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って充当されることを確保するものとする。
- (10) (a) AIFMおよび保管受託銀行は、それぞれの役割において、誠実、公正に、専門家として、独立して、また、AIFおよびAIFの投資者の利益のために行為するものとする。
- (b) 保管受託銀行は、AIF、AIFの投資者、AIFMおよび保管受託銀行自身の間に関与する利益相反を生じさせる可能性のあるAIFまたはAIFに代わるAIFMに関する業務を行わないものとする。ただし、保管受託銀行が職務上および序列上、保管受託業務の遂行を自身のその他の潜在的に相反する業務と分離し、潜在的利益相反が適切に確認され、管理され、監視され、また、AIFの投資者に開示された場合を除く。
- (c) 保管受託銀行は、(8)に記載されている資産をAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしに再利用することはできないものとする。
- (11) (a) 保管受託銀行は、(8)に記載されている業務を除き、本規則に記載されている通り、自身の業務を第三者に委託することはできない。
- (b) 保管受託銀行は、以下の条件に従って、(8)に記載されている業務を第三者に委託することができる。
- (i) 業務は、本規則に規定されている要件を回避することを意図して委託されるものではないこと。
 - (ii) 保管受託銀行は、アイルランド中央銀行が要求する場合、アイルランド中央銀行に対し、委託には客観的理由があったことを示すことができること。
 - (iii) 保管受託銀行は、自身の業務の一部を委託することを希望する相手である第三者の選定および任命において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行使し、自身の業務の一部を委託した第三者および委託された事項に関する第三者による取扱いの定期的見直し、および継続的監視において、あらゆる相当な技能、注意およびデュー・デリジェンスを行使し続けること。
 - (iv) 保管受託銀行は、第三者に委託された業務の遂行期間中、常に、第三者が以下の条件を満たすことを確保すること。
 - (I) 第三者は、業務が委託されたAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの資産の性質および複雑さに適し、また、比例した仕組みおよび専門知識を有すること。
 - (II) (8)(a)に記載されている保管業務に関し、第三者は、有効な健全性規制(最低資本要件を含む。)および関係する法域の監督に服するものとし、また、第三者は、金融商品を保管していることを確認するため外部の定期的監査を受けること。
 - (III) 第三者は、常に、特定の保管受託銀行の顧客に帰属すると明確に認識できるよう、保管受託銀行の顧客の資産、第三者自身の資産および保管受託銀行の資産から分離すること。

- (IV) 第三者は、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの事前の同意なしで、また、保管受託銀行への事前の通知なしで、資産を使用しないこと。また、
 - (V) 第三者は、(8)および(10)に記載されている一般的義務および禁止に関する規定を遵守すること。
- (c) (b)(iv)の(II)にかかわらず、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(II)に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、第三国の法律により義務付けられている範囲内においてのみ、また、かかる要件を満たす現地の法人が存在しない限りにおいてのみ、以下を満たされることを条件として、かかる現地の法人に自身の職務を委託することができるものとする。
- (i) 関連するAIFの投資者は、投資を行う前に、かかる委託は、第三国の法律の法的制約により義務付けられるものであること、また、委託を正当化する状況にあることについて適式に通知されること、また、
 - (ii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMは、かかる金融商品の保管にかかる現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示すること。
- (d) 第三者は、その後、同一の要件に従って、かかる職務を再委託することができる。かかる場合、必要な修正がなされた上で、(13)が該当する当事者に適用されるものとする。
- (e) 本項の目的上、指令(98/26/EC)に記載された(当該指令の目的上指定された)証券決済システムによるサービスの提供、または第三国の証券決済システムによる同様のサービスの提供は、保管業務の委託とはみなされないものとする。
- (12) (a) 保管受託銀行は、AIFまたはAIFの投資者に対し、保管受託銀行または(8)(a)に従って金融商品の保管が委託された第三者による紛失について、責任を負うものとする。
- (b) 保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、不当な遅滞なく、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMに対し、かかる金融商品と同一の種類の金融商品またはその相当する金額を返還するものとする。保管受託銀行は、かかる紛失が自身の合理的な管理を超える外部の事象により生じたこと、またこれを回避するためにあらゆる合理的な努力を払ったにもかかわらずかかる結果を回避することができなかったことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。
- (c) 保管受託銀行は、保管受託銀行の過失または保管受託銀行が本規則に基づく自身の義務を適切に履行することを故意に怠ったことによりAIFまたはAIFの投資者が被ったその他のあらゆる損失について、AIFまたはAIFの投資者に対し責任を負うものとする。
- (13) (a) 保管受託銀行の責任は、(11)に記載されている委託により影響を受けないものとする。
- (b) (a)にかかわらず、(11)に基づき第三者によって保管されていた金融商品が紛失した場合、保管受託銀行は、以下を証明することができれば責任を免除され得るものとする。
- (i) (11)の(b)に記載されている保管業務の委託に関するすべての要件が満たされていること。
 - (ii) 保管受託銀行と第三者との間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に第三者に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、第三者に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能であること。
 - (iii) 保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約によって、保管受託銀行の責任が明示的に免除され、かかる免除の約定に関する客観的な理由が確立していること。

- (14) さらに、第三国の法律により、特定の金融商品が現地の法人によって保管されることが義務付けられており、かつ(11)(b)(iv)の(II)に記載されている要件を満たす現地の法人が存在しない場合、保管受託銀行は、以下の条件が満たされることを条件として、自身の責任を免れ得るものとする。
- (a) 関係するAIFの規則または設立証書が、本項に記載されている条件に基づき、かかる免除を明示的に許可すること。
 - (b) 関連するAIFの投資者が、投資を行う前に、かかる免除および免除を正当化する状況について適式に通知されていること。
 - (c) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、かかる金融商品の保管を現地の法人に委託するよう保管受託銀行に指示したこと。
 - (d) かかる免除を明示的に許可する保管受託銀行とAIFまたはAIFに代わって行為するAIFMとの間の書面による契約が存在すること。
 - (e) 保管受託銀行の責任が明示的に現地の法人に移転され、AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMが、金融商品の紛失に関し、現地の法人に請求を行うことが可能であるか、または保管受託銀行がかかる請求を上記の者に代わって行うことが可能である保管受託銀行と第三者との間の書面による契約が存在すること。
- (15) 投資者に対するAIFの責任は、保管受託銀行、AIFMおよび投資者の間の法律上の関係によって、AIFMを通して直接的または間接的に効力を生じ得るものとする。
- (16) (a) アイルランド籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、アイルランド中央銀行またはAIFMの管轄当局が必要とするあらゆる情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行とAIFMの管轄当局が異なる場合、アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFMの管轄当局と共有するものとする。
- (b) 本国において設立された保管受託銀行を任命した非EU籍のAIFの場合、保管受託銀行は、アイルランド中央銀行から要求があった場合、AIFの業務の遂行中に入手し、AIFの管轄当局またはアイルランド中央銀行が必要とする情報をアイルランド中央銀行に提供するものとする。アイルランド中央銀行は、遅滞なく受け取った情報をAIFの管轄当局およびAIFMの管轄当局(アイルランド中央銀行とは異なる場合)と共有するものとする。

関係法人

(a) 投資顧問会社

多くの場合、ユニット・トラストの管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならぬ。

(B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任型の投資信託は1994年の有限責任組合理型投資信託法に基づいている。有限責任組合理型の投資信託はアイルランド中央銀行の認可および監督に服し、アイルランド中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

(C) 一般契約型投資信託

UCITSの一般契約型投資信託は、アイルランド規則に基づいており、AIFの一般契約型投資信託は、2005年法に基づいており、両者はアイルランド中央銀行の認可および監督に服する。

(D) 会社型の投資信託

(I) 会社型の投資信託は、アイルランド規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立される。

UCITSまたはAIFの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するAIFの会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面またはプレミアム付で発行することができる。

(II) 変動資本を有する会社型投資信託（VCC）

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、（UCITSとの関係で）アイルランド規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたは（1995年8月1日以降は）AIFのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

アイルランド規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人の変更はアイルランド中央銀行に届出て、アイルランド中央銀行の承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。

- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（UCITSについては1か月に最低2回とする。）。アイルランド中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、AIF型のVCCに同様に適用される。ただし、アイルランド中央銀行が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてAIFのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる財産またはベンチャーノ開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

(III) 固定資本を有する会社型投資信託（FCC）

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1ユーロ・セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1ユーロ・セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、AIFのVCCに適用されない。

(IV) 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)および3.(A)(5)記載のユニット・トラストに適用される投資制限は、UCITS型およびAIF型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

(V) 会社型投資信託

- (A)
 - (i) アイルランド中央銀行は、ある会社型投資信託が実行する事業タイプについて、その各取締役の評判があまり芳しくないかまたは経験が十分ではない場合には、当該会社型投資信託を認可しないものとする。
 - (ii) 会社型投資信託の取締役の氏名およびかかる者の役職を承継する各人の氏名は、アイルランド中央銀行に通知しなければならない。
 - (iii) 会社型投資信託は、認可が付与され次第、速やかに事業を開始することができる。
 - (iv) 会社型投資信託は、自らのポートフォリオの資産のみを運用することができ、いかなる状況においても、第三者を代理して資産を運用する委任を受けることはできない。
- (B) 会社型投資信託が管理会社を任命していない場合、
 - (a) アイルランド中央銀行は、以下の場合に会社型投資信託を認可する。
 - (i) 会社型投資信託が最低300,000ユーロの当初資本を有する場合
 - (ii) 会社型投資信託が、アイルランド中央銀行に、認可申請書にその組織構造を記載した業務プログラムを提出している場合
 - (iii) 会社型投資信託の業務の遂行が、アイルランド規則第41条(1)に基づきアイルランド中央銀行が定める条件を充足する最低2名の者により決定される場合

- (b) 会社型投資信託と他の自然人または法人との間に緊密な関係が存在している場合、アイルランド中央銀行は、かかる関係がアイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げない場合にのみ認可を行う。
- (c) アイルランド中央銀行はまた、会社型投資信託が緊密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人を支配する非EU加盟国の法律、規則もしくは行政規定またはこれらの執行に伴う困難が、アイルランド中央銀行の監督機能の有効な行使を妨げる場合、認可を拒否する。
- (d) 会社型投資信託となる予定のものは、認可が付与されたか否かについて、完全な申請書の受領日から6か月以内に通知される。認可が拒否された場合には、その理由が通知される。
- (e) UCITS IV規則において、「緊密な関係」とは、アイルランド規則第134条(2)(b)で定められる意味を有する。
- (C) 業務の委任
- (a) 会社型投資信託は、会社の業務をより効率的に遂行するため、その業務を第三者に委任することができる。ただし、
- (i) アイルランド中央銀行は適切な方法でその旨の通知を受けていること。
- (ii) 委任は、会社型投資信託に対する監督の有効性を妨げないこと、および特に、会社型投資信託がその投資家の最善の利益のために行うことまたは会社型投資信託が投資家の最善の利益のために運用されることを妨げてはならないこと。
- (iii) 委任が投資運用に関わる場合、資産の運用を目的に認可されまたは登録されており、慎重な監督に服する企業に対して委任が行われること。委任は、会社型投資信託が定期的に定める投資基準に従うことを要すること。
- (iv) 委任が投資運用に関わるもので、非EU加盟国の企業に対し行われた場合、アイルランド中央銀行と関係する非EU加盟国の監督官庁の間の協力が保証されること。
- (v) 投資運用の中核機能に関する委任は、その利益が会社型投資信託または受益者の利益と相反する可能性がある受託会社またはその他の企業に対し行われなければならないこと。
- (vi) 会社型投資信託の業務を遂行する者が、委任先の企業の業務を常に有効に監視できるような措置が実行されること。
- (vii) 委任は、会社型投資信託の業務を遂行する者が、職務の委任先企業に対しいつでも更なる指示を付与することまたは委任を撤回することを妨げるものではなく、またいずれの場合にも投資家の利益になる場合には速やかに効力を生じること。
- (viii) 委任される職務の性質を考慮して、職務の委任先企業は適格であり、当該職務の実行が可能であること。
- (ix) 会社型投資信託により発行される目論見書は、会社型投資信託が委任を認められている職務のリストを記載すること。
- (b) 会社型投資信託または受託会社のいずれの責任も、会社型投資信託が機能を第三者に委任したという事実により影響を受けるものではなく、また会社型投資信託は、自らが連絡機関のみになるような機能の委任を行ってはならないものとする。
- (D) (a) アイルランド中央銀行は、本規定に基づき授權された管理会社を指定しなかった会社型投資信託が常に遵守すべき慎重な規則を作成する。
- (b) 特に、アイルランド中央銀行は、会社型投資信託の性質も考慮しつつ、会社型投資信託が、電子的データ処理および適切な社内管理機構について、堅実な運営・会計上の手順、統制および保護上の取決めを行っていることを要請するが、これには、特に、従業員による個人取引に係る規則または当初資金の投資を目的とする金融商品の保有もしくは金融商品への投資の管理に係る規則を含み、とりわ

け、会社型投資信託に関わる各取引がその端緒、その当事者、性質ならびにその実行時期および場所により再構築され得ること、ならびに会社型投資信託の資産が設立書類および有効な法律条項に従って投資されることの確保を含む。

(VI) 関係法人

(a) 受託会社 / 保管受託銀行

UCITSの資産の保管は、アイルランド規則第33条により、受託会社 / 保管受託銀行に委託されなければならない。ただし、同規則第48条および第49条により、以下のいずれかの場合は、アイルランド中央銀行の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

- (i) 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ株式が販売される場合。
- (ii) 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記(i)または(ii)の場合に該当する会社型投資信託は、

- (aa) 株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、
- (bb) 株式の証券取引所価格がその純資産価格から5%を超えて離れないよう市場に介入し、かつ
- (cc) 株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度アイルランド中央銀行に伝達し、かつ少なくとも月に二度公表しなければいけない。

上記3に記載のユニット・トラストの受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管受託銀行に適用される。ただし、(a)ユニット・トラストに関する記載は、会社型投資信託に関する記載として、(b)受益証券の記載は、株式の記載、(c)1990年ユニット・トラスト法の記載は、会社法またはアイルランド規則(いずれか適用あるもの)の記載および(d)信託証書の記載は、定款の記載として解釈される。

ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管受託銀行には適用されない。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記(VI)「関係法人」(a)(i)中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

- (I) アイルランド会社法が、ユニット・トラストにおける管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の会社型の投資信託に対し適用される。

以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

(II) 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

(III) 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (a) 引受株主の身元
- (b) 会社の形態および名称

- (c) 会社の目的
- (d) 引受資本および授權資本(もしあれば)の額。さらに、AIFのVCCの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。
- (e) 申込時の払込額
- (f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- (g) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定
- (h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名
- (i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容
- (j) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
- (k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記事
- (l) 存続期間(適用ある場合)
- (m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担するすべての費用および報酬の見積

(IV) アイルランド規則にはユニット・トラストの設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

(V) アイルランドにおける投資信託の認可

(a) UCITS IV規則第8条はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。

(i) 次の投資信託はアイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。

(aa) アイルランド国内に所在するUCITS。本規定のUCITSは、会社型投資信託または管理会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。

(bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該EU加盟国の監督官庁の認可をうけていないもので、その受益証券または株式がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。

(ii) アイルランド規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。

(b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、アイルランド規則に定められ、同規則第121条によりUCITSの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。

(c) アイルランド規則による目論見書等の要件

会社型投資信託または管理会社により公表される情報

(1) 会社型投資信託および管理会社(会社型投資信託が運用する一般契約型投資信託およびユニット・トラストそれぞれについて)は、以下を公表するものとする。

(a) 目論見書

(b) 各会計年度の年次報告書

(c) 会計年度の上半期を対象とする半期報告書

(2) 年次報告書および半期報告書は、その該当期間の終了から以下の期限内に公表されるものとする。

(a) 年次報告書の場合は4か月以内

(b) 半期報告書の場合は2か月以内

目論見書および定期報告の記載情報

- (1) (a) 目論見書は、投資者が提案された投資および特にこれに伴うリスクについての確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報を含まなければならない。
(b) 目論見書は、投資証券とは別に、ファンドのリスク内容につき明確かつ容易に理解可能な説明を記載しなければならない。
- (2) 目論見書は少なくともUCITS IV規則付属書類11に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報がUCITS IV規則第91条(1)に従い当該目論見書に添付された信託証書、設立証書または定款に既に記載されている場合はこの限りではない。
- (3) 会社の取締役は、当該会社の各会計年度についての単体財務報告書を作成するものとする。
- (4) 会社法第290条に基づき作成される単体財務報告書は、会社法第293条に基づくグループ財務報告書を作成しない会社の法定財務報告書とする。
- (5) 会社法第290条(5)から(8)までおよび第296条に従い、会社の単体財務報告書は、(当該会社の選択により、) (a) 会社法第291条と、(b) 国際財務報告基準および会社法第292条のいずれか一方に従って作成されるものとする。
- (6) (a) 会社法第291条に従って作成された単体財務報告書は、「会社法適用単体財務報告書」と称され、会社法においても「会社法適用単体財務報告書」といい、これは、今後、同条に従ったかかる報告書の作成が義務付けられた場合においても適用され、また、(b) 国際財務報告基準および会社法第292条に従って作成された単体財務報告書は、「IFRS適用単体財務報告書」と称され、会社法においても「IFRS適用単体財務報告書」といい、これは、今後、当該基準および同条に従ったかかる報告書の作成が義務付けられた場合においても適用される。
- (7) 株主による利益の獲得を目的としない会社については、単体財務報告書は、会社法第291条に従って作成されるものとする。
- (8) 会社の取締役がIFRS適用単体財務報告書を作成した最初の会計年度(以下「IFRS適用初年度」という。) 後において、当該会社のその後の単体財務報告書はすべて、会社法第290条(7)に定める関連する状況の変化が生じていない限り、国際財務報告基準および会社法第292条に従って作成されるものとする。
- (9) IFRS適用初年度中またはその後のいずれかの時点で、(a) 当該会社がIFRS財務報告書を作成しない他の会社の子会社となった場合、(b) 当該会社が、非公開株式会社として再登録を行ったため、EEA加盟国の規制された市場での取引が認められた証券の発行会社ではなくなった場合、または(c) 当該会社の持株会社がEEA加盟国の規制された市場での取引が認められた証券の発行会社ではなくなった場合には、関連する状況の変化が生じたものとする。
- (10) 会社について、関連する状況の変化が生じた後に会社法適用単体財務報告書が作成された場合、当該会社の取締役はその後、当該会社のIFRS適用単体財務報告書を作成することができ、当該IFRS適用単体財務報告書がその後作成された会計年度がIFRS適用初年度であるものとして、会社法第290条(6)および(7)が適用されるものとする。
- (11) 半期報告書は少なくとも2011年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法令2011年第352号)(改訂済)の付属書類12第1項ないし第4項に規定される情報を含まなければならない。UCITSが中間配当を支払ったかまたは支払う提案を行った場合、数値は、関連する半期に関する税引後の実績および支払われたもしくは提案された中間配当を示すものとする。

規則第89条の補足規定

- (1) 規則第89条に従いUCITSにより発行された目論見書は、UCITSが投資する権限を与えられている資産のカテゴリーを明示的に開示するものとする。UCITSが金融派生商品の取引を行う権限を与えられている場合、目論見書は、以下の事項を示す顕著な記述を含まなければならない：
 - (a) かかる業務がヘッジ目的でまたは投資目標を達成する目的で行われる可能性があること、また
 - (b) かかる取引がUCITSのリスク内容に与える可能性のある影響
- (2) UCITSは、
 - (a) 主に、以下のものに投資するか、または
 - (i) 預金
 - (ii) UCITSもしくはその他集合的な投資を行う投資信託またはその両方、または
 - (iii) 金融派生商品
 - (b) 規則第71条に従い株式または債務証券を反復することを目指す場合、目論見書の投資方針に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。
- (3) UCITSの純資産価格について、用いられる可能性のあるポートフォリオ構成またはポートフォリオ運用手法によりボラティリティが高くなる可能性がある場合、目論見書は、かかる特徴に注意を向ける顕著な記述および、必要に応じて、その他マーケティング・コミュニケーションを含まなければならない。
- (4) UCITSの管理会社または会社型投資信託は、受益者に対して、請求に応じて、以下に関連する補足情報を提供するものとする：
 - (a) 適用される定量的リスク管理
 - (b) 用いられるリスク管理手法、および
 - (c) UCITSが関与する主な商品カテゴリーのリスクおよびイールドの最新の変化

信託証書等の目論見書等への添付

- (1) (2)に従い、会社型投資信託の信託証書、設立書類または定款は、目論見書の不可欠な部分を構成し、それに添付されるものとする。
- (2) (1)に記載される書類は、目論見書に添付される必要はない。ただし、投資家が請求により当該書類を受領することまたは受益証券が売買される各国において参照することのできる場所を通知されるものとする。
- (3) (a) 会社型投資信託の発行する予備目論見書または類似する文書は、以下の事項を目立つ場所に明示的に記載するものとする：
 - (i) 受益証券の申込または購入の提案または勧誘を構成するものではないこと。
 - (ii) 書類がアイルランド中央銀行により承認または検討されていないこと。
 - (iii) 全ての関連情報を記載していない可能性があり、また、記載される情報は変更される可能性があるりかつ依拠されてはならないこと。また、
 - (iv) 言及される会社型投資信託は、アイルランド中央銀行により承認されていないこと。
- (b) アンブレラ型ファンドの場合、目論見書は、1つのサブ・ファンドから他のサブ・ファンドへの投資対象の切り替えに適用される手数料を明示的に記載するものとする。

更新される目論見書

目論見書の主要素は更新されるものとする。

財務情報の監査

年次報告書に記載される財務情報は会社法に従い監査を法的に授けられた一もしくは複数の監査人による監査を受けるものとする。監査人の報告書は、いかなる修正を含め、年次報告書に完全に転載されるものとする。

アイルランド中央銀行等に提供される目論見書等

アイルランド中央銀行によって認可されたUCITSは、目論見書またはその変更ならびに年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に送付するものとする。UCITSは、請求に応じ、その管理会社の本部のある国の管轄当局に対して当該文書を提供するものとする。

投資家に対する目論見書等の提供

- (1) 目論見書ならびに直近の年次報告書および半期報告書は、請求に応じ無料で投資家に提供されるものとする。
- (2) 目論見書は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより提供されうる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (3) 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびUCITS IV規則の第98条において言及される主要投資家情報に規定される方法で、投資家に提供されるものとする。

年次報告書および半期報告書の書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。

他の情報の公表

受益証券の価格の公表

- (1) (2)に従い、UCITSは、受益証券を発行、販売、買戻しおよび償還するたびに、かつ少なくとも月に二度、受益証券の発行、販売、買戻しおよび償還価格を適切に公表するものとする。
- (2) ただし、アイルランド中央銀行は、UCITSがその評価の回数を月に1回まで減らすことを認めることができるが、かかる回数の減少は受益者の権利を害さないものとする。

投資家に対するマーケティング・コミュニケーション

投資家に対するすべてのマーケティング・コミュニケーションは、その旨明示的に特定できるものとする。マーケティング・コミュニケーションは、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。特に、UCITSに関する具体的な情報を記載し、かつUCITSの受益証券の購入を勧誘するマーケティング・コミュニケーションは、目論見書に記載される情報および規則第98条において言及される主要投資家情報の重要性に反するかまたはそれを退ける記述を行わないものとする。マーケティング・コミュニケーションは、目論見書が存在すること、また規則第98条において言及される主要投資家情報が入手可能であることを示すものとする。マーケティング・コミュニケーションは、投資家または潜在的投資家がかかる情報または書類を入手できる場所および文言または当該情報または書類へのアクセス権を入手できる方法を記載するものとする。

主要投資家情報

投資家向け主要情報の作成

- (1) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型投資信託および投資信託については管理会社は、投資家向け主要情報を記載する簡単な書類を作成するものとする。かかる書類は、UCITS IV規則の主要投資家情報に言及するものとする。「主要投資家情報」という用語を、当該書類に明確に記載するものとする。

- (2) 主要投資家情報は、関連するUCITSの本質的特徴に関し適切な情報を記載するものとし、投資家が提供される投資商品の内容およびリスクを理解し、それ故に、情報に基づき投資決定を行うことができるよう、投資家に提供される。
- (3) (a) 主要投資家情報は、関連するUCITSに関し以下の主要素について情報を提供するものとする：
- (i) UCITSの確認
 - (ii) 投資目的および投資方針の簡単な説明
 - (iii) 過去の実績の概要または関連する場合には実績の状況
 - (iv) 経費および関連費用、ならびに
 - (v) 投資リスク/利益の内容(関連するUCITSへの投資に伴うリスクに関する適切なアドバイスおよび警告を含む。)
- (b) かかる主要素は、他の書類に言及することなく、投資家が理解できるものとする。
- (4) 主要投資家情報は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を要求に応じてかつ無償でいつでも入手できる場所および方法を含め投資提案に関する追加情報の取得場所および取得方法ならびに当該情報が投資家に提供される旨の文言を明示的に記載するものとする。
- (5) 主要投資家情報は、簡潔かつ専門用語を使わずに記載されるものとする。かかる情報は、比較を考慮して一般的な形式で作成され、一般投資家が理解しやすい方法で提示されるものとする。
- (6) 主要投資家情報は、変更または補足(翻訳を除く。)が行われることなく、規則第117条に従い受益証券を売り出すためにUCITSが通知されるすべてのEU加盟国において使用されるものとする。

契約前情報等

- (1) 主要投資家情報は、契約前情報を構成するものとする。当該情報は、公正であり、明確でありかつ誤解を生じないものとする。当該情報は、目論見書の関連部分と一致するものとする。
- (2) 主要投資家情報が誤解を生じるものではないか、正確であるかまたは目論見書の関連部分と一致する場合に限り、ある者は、主要投資家情報(当該情報の翻訳を含む。)にのみ基づいて民事責任を負わないものとする。主要投資家情報は、この点に関し、明示的な警告を記載するものとする。

主要投資家情報の提供時期

- (1) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型投資信託および投資信託については管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売する場合、UCITSの受益証券の申込を提案する前に、UCITSに関する主要投資家情報を投資家に対して適時に提供するものとする。
- (2) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型投資信託および投資信託については管理会社は、直接的にまたは自らを代理してまた投資家に対して完全かつ無条件の責任を負って行為する他の自然人もしくは法人を通じてUCITSを販売しない場合、要求に応じて、かかるUCITSまたは当該UCITSのリスク・エクスポージャーを伴う製品を販売するかまたはかかるUCITSまたは製品への潜在的投資について助言を行う製品メーカーおよび仲介機関に対して主要投資家情報を提供するものとする。UCITSを販売するかまたはUCITSの投資家または潜在的投資家に助言を行う仲介機関は、顧客または潜在的顧客に対して主要投資家情報を提供し、また、MIFID規則第76条およびMIFID規則第77条(該当する場合)を遵守するものとする。
- (3) 主要投資家情報は無料で投資家に提供されるものとする。

主要投資家情報の提供手段

- (1) 会社型投資信託および会社型投資信託の運営する各一般契約型投資信託および投資信託については管理会社は、耐久性のある媒体またはウェブサイトにより主要投資家情報を提供することができる。書面による写しが請求に応じ無料で投資家に交付されるものとする。
- (2) また、最新の主要投資家情報が、会社型投資信託または管理会社のウェブサイト上で提供されるものとする。

アイルランド中央銀行等に主要投資家情報を提供するUCITS

- (1) UCITSは、主要投資家情報およびその変更をアイルランド中央銀行に提供するものとする。
- (2) 主要投資家情報の主要素は、最新情報が維持されるものとする。

5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、定款およびアイルランド会社法に規定されている。

ユニット・トラストの清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

6. 税制

受益証券の保有者または実質的所有者等の税関係・証明

アイルランドの居住者ではない者

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法(改正済)第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託(以下それぞれ「投資信託」という。)とともに、原投資対象に基づく所得税またはキャピタル・ゲイン税が投資信託に課せられることはない。さらに、投資信託の投資家は投資信託から受取る分配金の支払について、また、アイルランドの居住者でもアイルランドの通常居住者でもない投資家は受益証券の換金、買戻し、消却および譲渡について、アイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、投資信託が一定の同等措置を履行し利用している場合または投資家が投資信託に対して税法上アイルランドの居住者ではない旨の適切な宣誓書を提出している場合に限る。

アイルランド歳入庁は、アイルランドのファンドとの間での長期の交渉の結果、2010年財政法により措置を導入し、アイルランドの居住者ではない者の関係宣誓書に関する規則を修正した。これより前は、適切な宣誓書が提出されており、かつ、当該宣誓書に記載された情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報をファンドが保有していないことを条件として、支払が発生した時点でアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれにも該当しない投資家への支払に関しては、課税事由について投資信託が税金を課税されることはなかった。当該宣誓書がない場合、投資家は、アイルランドの居住者またはアイルラ

ンドの通常居住者であると推定されていた。しかしながら、2010年財政法において、アイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者のいずれにも該当しない投資家に関して、適切な場合に、かかる株主がアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じるようファンドに対して申告し、かつ、当該ファンドがこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、上記の免税の適用を認める規定が定められた。

アイルランドの居住者

免税投資家

上記のとおり、適格年金制度や慈善事業その他の投資計画等の投資家は投資信託から受取る分配金の支払について、また、投資信託に適切な宣誓書を提出している投資家は受益証券の換金、買戻し、消却および譲渡について、アイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。

非免税投資家

投資家がアイルランドに居住していながら免税投資家ではない場合、ファンドは課税事由について、税金を控除する必要がある。この税金を納める義務は投資信託が負うものであるが、投資家が受取るべき分配金から控除されるので実際は投資家の負担となる。

公認決済機関で保有される受益証券

投資家に対する支払または公認決済機関(アイルランドの租税法に定義される。)で保有される受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、ファンドに課税事由を生じない。課税事由を生じないカテゴリに分類される一般的な投資信託は、「取引所で取引されるファンド」に該当する。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたはアイルランドの非居住である投資家が関係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、投資信託は、当該支払についてアイルランド税を控除する必要はない。ただし、この場合でも、アイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者である投資家またはアイルランドの居住者もしくはアイルランドの通常居住者ではないが、その保有する受益証券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する投資家は、分配金または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランド税を計上すべき義務を負うことがある。

配当

いずれのカテゴリに属する投資信託であるかを問わず、その保有するポートフォリオについて受取る配当および利息は、配当を払い出す国の源泉徴収税の課税対象となる場合がある。

第4【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
使用開始日を記載することがあります。
次の事項を記載することがあります。
・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。
図案を採用することがあります。
- (2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがあります。
・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載
・「ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けて下落または上昇しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。これら運用による損益はすべて受益者(投資家)の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4) ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりです。
表面
a. ファンドの名称
b. ユニットの名称および表象される口数
c. ファンドの設立の日
d. 存続期間
e. 発行の日
f. 取締役の署名
裏面
g. 譲渡人の署名欄
h. 譲受人の声明欄(アイルランド人および米国人でないこと)
i. 譲受人の署名欄
j. 譲渡の日

[次へ](#)

別紙 1

定義

文脈上、明らかに異なる場合を除き、本書を通じて以下の定義が適用されます。

- 「決算日」 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよび各ファンドの年次報告書を作成する基準となる日で、毎年5月31日、また(ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの終了に際しては)最後の分配に必要な資金を関係するファンドの受益者に支払った日をいいます。
- 「事業年度」 各ファンドに関して、(1年目の事業年度の場合は)関係するファンドの受益証券を最初に発行した日(当該日を含みます。)から始まり、決算日に終了する期間をいい、(上記以外の場合は)前の事業年度が終了した時から始まります。
- 「ユニット・トラスト法」 修正の如何を問わず、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則または同法に基づいてアイルランド中央銀行が制定した通達およびそれらが再制定されたものをいいます。
- 「一般管理費」 管理会社がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドのために訴訟で負担し、またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドの設立もしくは継続的運営等に関連して負担した配達料金、通信費、(管理会社、登録代行会社および名義書換代行会社としての)管理会社の現金支出費、裁判費用および専門家の費用を含むがこれに限られない全ての出費、負担、費用とともに、受益者向け報告書、目論見書、上場明細書および新聞広告の費用、負担および出費(翻訳コストを含みます。)、これらの費用、負担および出費への付加価値税(もしあれば)、ならびに適当な証拠があるすべての料金および投資運用会社、副投資運用会社、投資顧問会社、販売会社、販売代理店、または管理会社もしくは管理会社の受任者が当事者である契約に基づいて証券会社が負担した合理的な現金支出費(旅費を含みますがこれに限られません。)に付加価値税(もしあれば)を加算したものに充てるためにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産から支払うことが必要な金額をいいます。
- 「A I F」 A I F M規則に定義されるオルタナティブ投資ファンドをいいます。
- 「A I F M」 オルタナティブ投資ファンド運用会社、すなわち、エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドをいいます。
- 「A I F M委託規則」 免除、一般的運営条件、受託会社、レバレッジ、透明性および監督に関してA I F M指令を補足する2012年12月19日付委員会委託規則第231/2013号をいいます。
- 「A I F M D」または
「A I F M指令」 オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUをいい、文脈上要求される場合は、これに基づき作成されアイルランドで適用される委託法および実施法を含みます。

「AIFM法令」	ユニット・トラスト法、AIFM指令、AIFM委託規則、AIFM規則およびアイルランド中央銀行要件をいいます。
「AIFM規則」	欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第257号)をいいます。
「AIFルールブック」	AIFM法令に従ってアイルランド中央銀行が発行するAIFルールブックをいいます。
「基準通貨」	ユーロをいいます。
「営業日」	東京、ダブリンおよびロンドンで銀行が通常通りに営業しており、かつ日本における金融商品取引業者の営業日をいいます。
「アイルランド中央銀行」	アイルランドの中央銀行またはその承継者をいいます。
「取引日」	各営業日をいいます。取引日は、少なくとも1か月に1日以上はあるものとします。
「受託会社」	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受託会社として、エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド、または、アイルランド中央銀行の要件に従って、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受託会社として、管理会社が任命しアイルランド中央銀行が承認する後継会社をいいます。
「立替費用」	受託会社に関して、信託証書に基づくダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受託者としての職務に関連して受託会社が適正に負担したすべての立替費用をいい、配達料金、通信費、報酬(該当する場合)および信託証書に定める規定にしたがって受託会社が任命した副保管会社の現金立替費用、受託者としての職務またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドの運営(設立を含みます。)およびそれらに付随し、または関係するすべての事項に関連して受託会社が負担したすべての出費、負担および費用、ならびに(設立を含めて)ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたは各ファンドに関連し、または起因して受託会社が負担したすべての裁判費用および専門家の費用、ならびに信託証書に定める規定に基づく受託会社の権限の行使または職務の履行に起因して受託会社が負担したすべての付加価値税などを含みます。

「分配落日」	<p>管理会社の判断にしたがって、ファンドの分配を宣言する日をいい、毎月 の最終営業日をいいます。</p>
「分配期間」	<p>場合に応じ前回の決算日、管理会社が指定する分配落日の直前の分配落日 またはファンドの受益証券の当初発行日に始まり、決算日の直前の営業日 または管理会社が指定する分配落日の直前の営業日に終了する期間をい います。</p>
「課徴金」	<p>個々の取引、売買または評価に関連して、ファンドの設立もしくは資産の 増額、受益証券の設定、交換、売買もしくは譲渡、または投資証券の購 入、購入計画、譲渡、売却もしくは交換、またはファンドの受益証券等を 表象する券面等に関して、取引もしくは評価の際に、または取引もしくは 評価の前に、支払うべきすべての印紙税およびその他の租税、政府課徴 金、評価手数料、資産の運用報酬、代理人の報酬、仲介手数料、銀行手 数料、振替料、登録料およびその他の料金をいい、受益証券の発行に際して 代理人またはブローカーに支払う手数料を含みません。</p>
「EMIR」	<p>店頭(OTC)デリバティブ、中央清算機関(CCP)および取引情報蓄 積機関(TR)に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則(E U) No 648/2012、ならびに関連する規制上の技術基準をいいます。</p>
「ESMA」	<p>欧州証券市場監督局をいいます。</p>
「報酬に関するESMA ガイドライン」	<p>2013年7月7日に公表された、AIFMDに基づく公平な報酬方針に関す るESMAガイドラインをいいます。</p>
「適用除外のアイルランド 人投資家」	<p>以下の者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税法第774条に規定する免税承認スキームである年金スキームまたは 租税法第784条または第785条が適用される退職年金契約もしくは信託ス キーム； ・租税法第706条に規定する生命保険業を営む会社； ・租税法第739条B(1)に規定する投資事業； ・租税法第737条に規定する特別投資スキーム； ・租税法第739条D(6)(f)(i)に規定される個人の慈善団体； ・租税法第731条(5)(a)に規定するユニット・トラスト ・保有する受益証券が認可リタイアメント・ファンドまたは認可ミニマ ム・リタイアメント・ファンドの資産である場合に租税法第784条(1) (a)に規定する適格ファンド・マネジャー； ・租税法第739条Bに規定する適格管理会社； ・租税法第739条Jに規定する投資リミテッド・パートナーシップ； ・租税法第787条に規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除 される者のために行為する個人退職年金勘定(「PRSA」)の管理者 であり、受託証券がPRSAの資産である場合； ・クレジット・ユニオン法第2条に規定するクレジット・ユニオン；

- ・国民年金準備基金委員会；
 - ・国家資産管理機構；
 - ・ファンドによりなされる支払に関して租税法第110条(2)に従って法人税が課される会社；または
 - ・ファンドに税金を発生させるか、またはファンドに税金を発生させるファンドに関連ある免税を脅かすことなく課税法令または歳入委員による書面による慣行もしくは特許により受益証券の所有を認められる他のアイルランド居住者またはアイルランドの通常居住者
- ただし、関係宣誓書を正確に作成していなければなりません。

「EU」	欧州連合をいいます。
「特別決議」	特別決議として提案され、投じられた賛成票または反対票の総数の75パーセント以上の多数によって特別決議として可決された決議をいいます。
「ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ」	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズをいいます。
「仲介機関」	現時点において以下の者をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・他者に代わって投資事業から支払を受けることを事業とする者、または ・他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者。
「投資運用契約」	2002年11月29日に管理会社と投資運用会社との間で締結された契約をいいます。
「投資運用会社」	T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドをいいます。
「アイルランド」	アイルランド共和国をいいます。
「アイルランド居住者」	現時点において以下の者をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、税務上、アイルランドの居住者である個人 ・トラストの場合は、税務上、アイルランドの居住者であるトラスト ・会社の場合は、税務上、アイルランドの居住者である会社 <p>個人の場合は、課税年度に関して、(1) かかる課税年度中に183日間以上または(2) いずれかの連続する課税年度中に280日間以上アイルランドに居住している場合に、毎年課税年度中に31日間以上アイルランドに居住していることを条件として、アイルランドの居住者と見なされます。アイルランドにおける滞在日数の決定については、個人は、1日のいずれかの時点においてアイルランドに滞在している場合、滞在したものとみなされます。かかる新たな判断基準は、2009年1月1日から有効となっています(以前は、アイルランドにおける滞在日数を決定する際、個人は、1日の終了時(深夜0時)においてアイルランドに滞在している場合、滞在したものとみなされていました。)</p>

トラストは、受託者がアイルランドの居住者である場合、または受託者(二名以上である場合)の過半数がアイルランドの居住者である場合は、原則としてアイルランドの居住者です。

会社は、設立地に関係なく、運営および管理の中心がアイルランドにある場合に、アイルランドの居住者です。運営および管理の中心がアイルランドにないが、アイルランドで設立された会社は、以下の場合を除き、アイルランドの居住者です。

- 会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者でないとみなされる場合、または
- 会社または関連会社がアイルランドで事業を営み、会社がEUの加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結した国の居住者によって最終的に支配されている場合、または会社もしくは関連会社がEUもしくはアイルランドとの二重課税防止条約締結国の公認証券取引所に上場されている場合。かかる例外は、アイルランドにおいて設立された会社で、(アイルランド以外の)関連する法域において運営および管理されているが、当該法域が設立地でないために当該法域の居住者とはならない会社が、税務上、いずれの法域の居住者にも該当しない場合には適用されません。

会社の税務上の居住地の決定は時に複雑であり、投資を検討している者は、租税法23条Aに定める立法規定を参照するべきです。

「管理会社」	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのAIFMでもあるエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドまたはアイルランド中央銀行により事前に認可されたダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよび各ファンドの管理会社およびAIFMとしての後継会社をいいます。
「EU加盟国」	欧州連合の加盟国をいいます。
「初回の最低申込金額」	受益証券100口、または管理会社が決定し、投資家に通知した当初申込期間中(2002年12月9日~2002年12月16日)に申し込む受益証券についてのその他の金額をいいます。
「ファンドの純資産額」	信託証書の規定にしたがって、前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」と題する項目に記載する要領で計算したファンドの純資産額をいいます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	信託証書の規定にしたがって、前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」と題する項目に記載する要領で計算したファンドの受益証券1口当たり純資産価格をいいます。

「アイルランドの通常居住者」	<p>以下の者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、税務上、アイルランドの通常居住者である個人 ・トラストの場合は、税務上、アイルランドの通常居住者であるトラスト <p>個人は、ある特定の課税年度について、その前の3年連続する課税年度においてアイルランド居住者であった(すなわち、4年目の課税年度の開始時から通常居住者となる)場合、通常居住者とみなされます。個人は、3年連続する課税年度において非アイルランド居住者となるまでは引き続きアイルランド通常居住者です。したがって、2014年1月1日から2014年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である者が次の課税年度にアイルランドを離れた場合、2017年1月1日から2017年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者です。</p> <p>トラストの通常居住の概念は幾分あいまいであり、トラストの税務上の居住地に関連しています。</p>
「公認決済機関」	<p>ドイツ銀行、デポジタリィ・アンド・クリアリング・システム、クリアストリーム・バンキング・エイジー、クリアストリーム・バンキング・エスエイ、クレスト、デポジタリィ・トラスト・カンパニー・オブ・ニューヨーク、ユーロクリア、証券保管振替機構、ナショナル・セキュリティーズ・クリアリング・システム、シコバム・エスエイ、エスアイエス・セガ・インタセトル・エイジーまたは公認決済機関としてのアイルランド歳入庁により租税法パート27第1A章の目的上指定された受益証券を清算するためのその他の機関をいいます。</p>
「公認取引所」	<p>本書の別紙2に記載するファンドが投資できる規制された証券取引所または規制された市場をいいます。</p>
「関係宣誓書」	<p>租税法の別紙2Bに記載される受益者に関連する宣誓書をいいます。</p>
「関係期間」	<p>一受益者による受益証券取得時から始まる8年間および先の関係期間後に始まる各継続期間となる8年間をいいます。</p>
「RIAIFまたは個人投資家向けAIF」	<p>ファンド、すなわちAIFルールブックに定義される個人投資家向けAIFをいいます。</p>
「証券法」	<p>1933年米国証券法(改正済)をいいます。</p>
「特定米国人」	<p>「特定米国人」とは、下記(i)から(iv)のいずれかに該当する者のうち、下記(1)から(12)を除く者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> () 米国市民または米国居住者である個人 () 米国においてまたは米国もしくはその州の法律に基づき設立されたパートナーシップまたは法人

- () (a)米国内の裁判所が、適用ある法律に基づき、信託の運営について実質的にすべての事項に関する命令または判断を下す権限を有し、かつ、(b)一または複数の米国人が、信託または米国民もしくは米国内居住者である被相続人の財団に関するすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合における当該信託
- () 米国民または米国内居住者である被相続人の財団
- (1) その株式が一または複数の確立された証券市場において定期的に取り引される法人
 - (2) (1)に記載される法人と同一の(米国内国歳入法第1471条(e)(2)に定義される)拡大関連者グループの一員である法人
 - (3) 米国または米国に完全に所有される団体もしくは機関
 - (4) 米国の州、米国の準州、これらの行政区域、またはこれらの一もしくは複数により完全に所有される団体もしくは機関
 - (5) 米国内国歳入法第501条(a)に基づき免税となる組織、または同法第7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン
 - (6) 米国内国歳入法第581条に定義される銀行
 - (7) 米国内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託
 - (8) 米国内国歳入法第851条に定義される規制投資会社、または1940年投資会社法(合衆国法典第15編第80a-64条)に基づき証券取引委員会に登録されている事業体
 - (9) 米国内国歳入法第584条(a)に定義される共同信託基金
 - (10) 米国内国歳入法第664条(c)に基づき免税となる信託、または米国内国歳入法第4947条(a)(1)に記載される信託
 - (11) 米国またはいずれかの州の法律に基づき登録されている、証券、商品またはデリバティブ金融商品(想定元本契約、先物、先渡契約およびオプションを含みます。)のディーラー
 - (12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー
かかる定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとします。

「ファンド」	毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドをいいます。
「追補」	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの各ファンドに関する情報を記載した英文目論見書の追補をいいます。
「TARGETシステム営業日」	トランス・ヨーロピアン・オートメーティッド・リアル・タイム・グロス・セトルメント・エクスプレス・トランスファー・システムが営業している日をいいます。
「租税法」	アイルランドの1997年租税統合法(改正済)をいいます。
「信託証書」	管理会社および受託会社の間で締結された2016年1月29日付で2016年2月5日に効力が生じた改訂・再録信託証書をいいます。
「受益証券」	ファンドの資産に対する未分割受益権1口をいいます。
「受益者」	その時点でファンドの受益証券の保有者として登録されている者をいいます。

「アメリカ合衆国」または「米国」	アメリカ合衆国（各州およびコロンビア特別区を含みます。）ならびにアメリカ合衆国の属領、属国およびアメリカ合衆国の管轄権に服すその他すべての地域をいいます。
「米国人」	米国の居住者、米国においてもしくは米国の法律に基づいて設立された法人、パートナーシップもしくはその他の法主体、または証券法に基づいて公布されたレギュレーションSに定める「米国人」の定義に該当する者で、証券法に基づくレギュレーションDルール501(a)に定義する「適格投資家」としての資格がない者をいいます。
「評価時点」	関係する取引日の直前の営業日における、関係する市場における営業の終了をいいます。
「VAT」	付加価値税をいいます。

別段の定めがない限り、本書で「10億」という場合は、100万の1,000倍を指し、「米ドル」または「米セント」とは米国のドルまたはセント、「ポンド」とは英ポンド、「豪ドル」とはオーストラリア・ドル、「カナダドル」とはカナダ・ドル、「ユーロ」とは欧州連合の単一通貨の法定単位を指します。

別紙 2

公認取引所

以下はダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産を適宜投資する規制された証券取引所および取引市場のリストであり、アイルランド中央銀行の要求にしたがって記載します。アイルランド中央銀行は公認取引所および取引市場のリストを発表していません。管理会社は事前に書面でアイルランド中央銀行の許可を得た上で、以下のリストに取引市場を追加することができます。

非上場証券またはオープン・エンド型集合投資ファンドの受益証券への許可される投資を除き、投資は目論見書に記載する証券取引所および取引市場に制限されます。

() 以下の地域に所在する証券取引所または金融市場については制限はありません。

- EU加盟国
- 欧州経済地域（EEA）の加盟国（EU加盟国、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン）
- 下記の国々
 - オーストラリア
 - カナダ
 - 日本
 - ニュージーランド
 - スイス
 - アメリカ合衆国

() 以下の市場については制限はありません。

- | | |
|------|--------------|
| 韓国 | 韓国証券取引所 |
| メキシコ | メキシコ証券取引所 |
| トルコ | イスタンブール証券取引所 |

() 以下の市場。

- 国際証券市場協会が運営する市場
 - 1988年4月付グレーペーパー「大口資金および店頭派生商品の取引市場に関する規制」と題する金融行為監督機構通達（適宜修正・改訂される）に記載する「上場マネー市場機関」が取引を行う市場
 - ロンドン証券取引所が規制し、運営する英国の代替投資市場（AIM）
 - フランスの譲渡性証券店頭市場
 - 米国証券業協会が規制するアメリカ合衆国の店頭市場
 - アメリカ合衆国のナスダック
 - ユーロNM（成長企業株式市場ヨーロッパ同盟）
 - NASDAQヨーロッパ（最近設立された市場で、全体として流動性のレベルが既存の市場に比べて見劣りします。）
 - 日本証券業協会が規制する日本の店頭市場
 - ニューヨーク連邦準備銀行の規制を受けるプライマリー・ディーラーが取引を行う米国債の市場
 - 上記（ ）に掲げる国における公認の先物、デリバティブまたはその他の統合市場
 - 上記（ ）に掲げる国における店頭市場
 - カナダ投資業協会が規制するカナダ国債の店頭市場

別紙 3

ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段

一般的条件 - ポートフォリオの効率的運用

1. 個人投資家向けAIFは、ポートフォリオの効率的運用のための取引であっても、それが個人投資家向けAIFが宣言している投資目的を変更し、またはその募集文書に記載された一般的リスクポリシーと比べて追加的リスクが大幅に加わるものとなる可能性がある場合には、かかる取引を行いません。

レポ取引および有価証券貸借

2. レポ取引および有価証券貸借取決めは、通常の市場慣行に従ってのみ行うことができます。
3. レポ取引または有価証券貸借取決めで取得する担保は、常に、下記の基準に適合したものでなければなりません。
 - (a) 流動性：担保は、十分な流動性を有し、売却前評価に近い堅実な価格で速やかに売却できるものでなければなりません。
 - (b) 評価：担保は、1日に1回以上評価されうるものでなければならず、また、毎日値洗いされなければなりません。
 - (c) 発行体の信用力：担保の発行体がA-1またはそれと同等の信用格付を得ていない場合は、保守的な掛け目による評価を行わなければなりません。
4. レポ取引または有価証券貸借取決めの期限まで、かかる取引または取決めで取得した担保は、
 - (a) 投資した金額または貸し出す有価証券の価値と等しいか、またはこれを常に上回らなければならず、
 - (b) 保管機関または保管機関の代理人の名義に譲渡されなければならず、かつ
 - (c) 相手方当事者が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちに個人投資家向けAIFが使用することができるものでなければなりません。
 - (d) (b)項は、個人投資家向けAIFが国際証券集中保管機構またはこの種類の取引を専門機関として一般的に公認されている関連する機関の担保管理サービスを使用する場合に適用されます。保管機関は、担保取決め上、明示された参加者でなければなりません。
5. 非現金担保：
 - (a) 売却し、担保に供し、または再投資することができません。
 - (b) 相手方当事者のリスクにおいて保有されなければなりません。
 - (c) 相手方当事者から独立した事業体により発行されなければなりません。
 - (d) ひとつの発行体、セクターまたは国に集中することなく、分散されなければなりません。
6. 現金担保：

現金は以下に対して以外には投資することはできません。

 - (a) 関連機関への預金
 - (b) 国債またはその他の公債
 - (c) 関連する機関が発行した預金証書
 - (d) 満期まで3か月以内の、取消不能かつ無条件で、関連する機関により発行された信用状
 - (e) 受け入れる担保が本項(a)から(d)および(f)のカテゴリーに該当する買戻契約
 - (f) AAAまたはこれと同等の格付を有する日々の取引のマナー・マーケット・ファンド。投資が関連ファンドにおいて投資される場合は、原マナー・マーケット・ファンドによる買付、転換または買戻手数料を課すことができます。
7. 上記第6項に従って、個人投資家向けAIFのリスクにおいて保有される投資された現金担保は、国債もしくはその他の公債またはマナー・マーケット・ファンドに投資された現金担保を除き、分散的に投資されなければなりません。個人投資家向けAIFは、常に、現金担保によってその返済義務を果たすことができることを確認していなければなりません。

8. 投資された現金担保は、相手方または関連する事業体が発行した証券に預託または投資することができません。
9. 上記第4.(b)項の規定にかかわらず、個人投資家向けAIFは、一般的に公認の国際証券集中保管機構により組織された有価証券貸借組織に加入することができます。ただし、当該組織はシステム管理者の保証がなされているものとします。
10. 上記第5項および第6項の意図を損なうことなく、個人投資家向けAIFは、レポ取引による取引を行って、担保の再投資を通じて更なるレバレッジを生み出すことが認められます。その場合、AIFルールブックのパートI、セクション1.(金融派生商品)第1項で要求される世界的エクスポージャーを判断する際、レポ取引を考慮に入れなければなりません。発生する世界的エクスポージャーは、派生商品の使用を通じて生じる世界的エクスポージャーに追加しなければならず、それらの合計は個人投資家向けAIFの純資産額の100%を超過してはなりません。担保が無リスクのリターンを超えるリターンをもたらす金融資産に再投資されたときには、個人投資家向けAIFは、世界的エクスポージャーを計算する際、以下の事項を計算に含めなければなりません。
- (a) 現金担保を保有する場合は、受取金額
- (b) 非現金担保を保有する場合は、関連する証券の市場価値
11. レポ取引または有価証券貸借取決めの相手方当事者は、最低A-2の信用格付もしくは同等の信用格付を有し、または黙示のA-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有すると個人投資家向けAIFによりみなされなければなりません。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、個人投資家向けAIFが、A-2またはそれと同等の信用格付を有しかつこれを継続する者により補償または保証される場合、格付のされていない相手方当事者を受容することができます。
12. 個人投資家向けAIFは、随時所有証券貸借取決めに終了させて、貸し出したすべての有価証券の返却を求める権利を有するものとします。かかる契約には、一旦通知をした場合、借主は5営業日以内または通常の市場慣行に基づくその他の期間内に、当該有価証券を返却する義務を負うことを規定しておく必要はありません。
13. レポ取引、有価証券の貸付または有価証券の借入は、AIFルールブックのパートI、セクション1.(借入能力)第2項およびAIFルールブックのパートI、セクション1.(一般的制限)第2項の目的上、それぞれ、借入または貸付を構成しません。

デリバティブ取引 - 金融派生商品

14. 個人投資家向けAIFが金融派生商品の取引を行う場合、それが投資を目的としたものであれ、ヘッジングを目的としたものであれ、AIFルールブック第1章セクション1.(金融派生商品)を遵守しなければなりません。個人投資家向けAIFが買戻/売戻契約(以下「レポ取引」といいます。)を行って担保の再投資を通じて更なるレバレッジを生み出す場合の世界的エクスポージャーの計算に関しては、AIFルールブック第1章第18項から第22項も適用されます。
15. 下記第16項を条件として、個人投資家向けAIFが金融派生商品の取引を行うのは、これらの金融商品が加盟国または非加盟国における、規制され、定常的に運営される、公認の一般に公開された市場で取引される金融商品である場合に限られます。
16. 個人投資家向けAIFは、店頭市場で取引される金融派生商品(以下「店頭デリバティブ」といいます。)に投資することができます。ただし、その際、以下を条件とします。
- (a) 相手方当事者がEEA加盟国で金融商品市場指令に従って承認されている関連する機関もしくは投資会社であるか、米国証券取引委員会によって連結監督事業体(以下「CSE」といいます。)として規制される事業体であること。
- (b) 相手方当事者が関連する機関ではない場合、相手方当事者は、最低A-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有し、または黙示のA-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有すると個人投資家向けAIFによりみなされるものであること。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、個人投資家向けAIFポートフォリオが、A-2またはそれと同等の信用格付を有しかつこれを継続する者により補償または保証される場合、格付のされていない相手方当事者を許容することができます。

- (c) 店頭デリバティブ取引の相手方当事者に対するリスク・エクスポージャーを計算する際、個人投資家向けAIFは、当該相手方当事者との店頭デリバティブ取引の正の時価評価額を使用してエクスポージャーを計算します。個人投資家向けAIFは、相手方当事者に対して相殺計算を行うことを法的に強制することができる場合には、同じ相手方当事者に対するデリバティブのポジションを相殺することができます。ただし、相殺が許容されるのは、同一の相手方当事者との間の店頭デリバティブ証券に関してのみであり、同じ相手方当事者に対して個人投資家向けAIFが有するその他のエクスポージャーに関しては相殺計算することはできません。
- (d) 個人投資家向けAIFは、以下の事項を確認していなければなりません。
- 相手方当事者が、店頭デリバティブを合理的な正確性をもって、信頼できる基準にのっとり評価すること
 - 個人投資家向けAIFの判断で随時店頭デリバティブを公正価格で売却、現金化または相殺計算することができること
- (e) 個人投資家向けAIFは、毎週、その店頭デリバティブについて信頼できる検証可能な評価を得るものとし、また、それを達成するために適切なシステム、コントロールおよびプロセスを文書化し実施していることを確実にします。評価の仕組みおよび手続きは、関連する店頭デリバティブの内容および複雑さに照らして適切かつ相当なものでなければならず、また、適切に文書化しなければなりません。
- (f) 信頼できる検証可能な評価とは、相手方当事者による市場呼び値のみに依存するのではなく、以下に記載する基準を満たした公正価格に対応する個人投資家向けAIFによる評価をいうものとして理解されます。
- 評価の基準が当該金融商品の信頼できる最新の市場価格であるか、またはかかる評価がない場合には、適切な、認知された方法論に基づいた価格設定モデルであること
 - 評価が以下のいずれかによって検証されること
 - 適切な頻度かつ個人投資家向けAIFが当該評価を確認できるような方法による、店頭デリバティブの相手方当事者とは独立の、適切な第三者
 - 個人投資家向けAIFのうち資産管理を担当する部門とは独立した、この目的のために十分に装備された特定のユニット
17. AIFルールブックの第1章セクション1. (投資制限)第15項に従って、個人投資家向けAIFは、店頭デリバティブの相手方当事者に対するリスク・エクスポージャーを計算する際、相手方当事者が個人投資家向けAIFに対して下記第18項に記載した基準を満たした担保を差し入れた場合のみ、かかるエクスポージャーを縮減することができます。
18. 個人投資家向けAIFが受け取る担保は、常に、以下の基準を満たしていなければなりません。
- (a) 流動性：担保は、十分な流動性を有し、売却前評価に近い堅実な価格で速やかに売却できるものでなければなりません。
- (b) 評価：担保は、1日に1回以上評価され、また毎日値洗いされなければなりません。
- (c) 発行体の信用力：発行体がA-1またはそれと同等の信用格付を得ていない場合は、保守的な掛け目による評価を行わなければなりません。
- (d) 保護預かり：担保は、保管機関またはその代理人の名義に譲渡されなければなりません。
- (e) 実行可能性：当該事業体が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちに個人投資家向けAIFが使用することができるものでなければなりません。
- (f) 非現金担保の場合：
- 売却し、担保に供し、または再投資することができません。
 - 相手方当事者のリスクにおいて保有されなければなりません。
 - 相手方当事者から独立した事業体により発行されなければなりません。
 - ひとつの発行体、セクターまたは国に集中することなく、分散されなければなりません。
- (g) 現金担保は、無リスク資産以外に再投資してはなりません。
19. 個人投資家向けAIFは、個人投資家向けAIFの相手方当事者に関するリスクに対するエクスポージャーを計算する際に、店頭デリバティブの相手方当事者に移転されたすべての担保を考慮に入れます。

店頭デリバティブの相手方当事者に移転された担保は、当該相手方当事者に対して相殺計算を行うことを法的に強制できる場合のみ、純額ベースで考慮します。

発行体集中リスクおよび相手方当事者エクスポージャー・リスクの計算

20. 個人投資家向けAIFは、コミットメント法に従って、金融派生商品を利用することによって発生する潜在的风险を基準として、AIFルールブック第1章セクション1. (投資制限)に記載された上限を計算します。

21. 店頭デリバティブ取引から発生するエクスポージャーの計算には、店頭デリバティブの相手方当事者に関するリスクへのエクスポージャーを含めなければなりません。

22. 個人投資家向けAIFは、顧客資金規則またはブローカーが支払不能状態に陥った際に個人投資家向けAIFを保護するその他の類似の取決めによって防御されない取引所また店頭で取引されたデリバティブに関してブローカーに対して差し入れた当初証拠金およびブローカーから受け取る追加証拠金から発生するエクスポージャーを、AIFルールブック第1章セクション1. (投資制限)第15項で言及された店頭取引相手方当事者に関する上限内で計算します。

23. 個人投資家向けAIFは、AIFルールブック第1章セクション1. (投資制限)で言及された上限を計算する際に、次の事項を斟酌します。

(a) 有価証券の貸付または買戻契約を通じて発生した相手方当事者に対する純エクスポージャー

(b) 担保の再投資によって発生したエクスポージャー

純エクスポージャーとは、個人投資家向けAIFが受け取る金額から、個人投資家向けAIFが差し入れた担保を差し引いた金額をいいます。

24. 個人投資家向けAIFは、発行体の集中に関する上限との関係でエクスポージャーを計算する際、そのエクスポージャーが店頭取引の相手方当事者、ブローカーまたは決済機関のいずれに対するものであるかを立証します。

25. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品(譲渡性有価証券、金融市場商品または投資ファンドに組み込まれた金融派生商品を含みます。)の原資産に関するエクスポージャーのポジションが、関連する場合には直接投資から生じるポジションと合わせて、本書に記載する要件として定められた投資上限を超過することを許容してはなりません。個人投資家向けAIFが指数ベースの金融派生商品に投資する場合、それらの投資は、AIFルールブックのパート 、セクション1. (投資制限)で明示された制限と合計する必要はありません。AIFルールブックのパート 、セクション1. (投資制限)に規定された制限を計算する際、結果的なポジションのエクスポージャーを判断するうえで、金融派生商品(組込み金融派生商品を含みます。)について考慮しなければなりません。このポジションのエクスポージャーは、発行体の集中度を計算する際に考慮に入れなければならない。適切な場合にはコミットメント法を用いて、またより保守的に行うときには発行体による債務不履行の結果発生する可能性のある損失の最大額を用いて計算しなければなりません。また、ポジションのエクスポージャーは、世界的エクスポージャーの計算に当たってバリュエーション・アット・リスク(以下「VaR」といいます。)(下記第32項でより詳細に定義します。)を使用するか否かにかかわらず、すべての個人投資家向けAIFがその計算をしなければなりません。

本規定は、指数ベースの金融派生商品のうち、対象指数がAIFルールブック第1章セクション1. (一般的制限)第4項に記載された基準に適合するものには適用されません。

カバー要件

26. 個人投資家向けAIFは、いかなる時点においても、金融派生商品に関わる取引によって負担するあらゆる支払義務および交付義務を充足することができなければなりません。

27. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引を監視し、それらが本書の要件に従って適切にカバーされていることを確実にするためのリスク管理プロセスを構築し維持します。

28. 個人投資家向けAIFは、個人投資家向けAIFに代わって将来的なコミットメントを生じさせ、または生じさせる可能性のある金融派生商品については、以下に記載するようにカバーされていることを確実にします。

- (a) 自動的に、または個人投資家向けAIFの裁量により、現金決済される金融派生商品の場合は、個人投資家向けAIFは、常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければなりません。また、
- (b) 原資産の物理的の交付が必要となる金融派生商品の場合は、個人投資家向けAIFは、常にその資産を保有していなければなりません。ただし、個人投資家向けAIFは、以下に該当する場合は十分な流動資産をもってエクスポージャーをカバーすることができます。
- 原資産が流動性の高い固定金利証券で構成される場合。および/または、
 - 原資産を保有しなくてもエクスポージャーを十分にカバーすることができ、当該金融派生商品がリスク管理プロセスの対象となっており、詳細が目論見書に規定されていると個人投資家向けAIFが考える場合。

リスク管理プロセスおよび報告

29. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引活動を開始するのに先立って、自身の金融派生商品取引活動に関する十分なリスク管理プロセスを構築し、それ以降当該プロセスを維持します。個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引活動を開始するのに先立って、構築したリスク管理プロセスとその維持方法について、アイルランド中央銀行に書面で通知します。この通知には、以下に記載する事項を含めます。

- (a) 譲渡可能な有価証券および金融市場商品に組み入れられるデリバティブを含め、許容される金融派生商品の種類
- (b) 潜在的リスク
- (c) 関連する数量的上限ならびにその監視および実施方法
- (d) リスク推定方法

当初の届け出事項に重大な修正が生じる場合は、それらの変更を実施する前に、アイルランド中央銀行に通知しなければなりません。

30. 個人投資家向けAIFは、毎年、自身の金融派生商品のポジションについて、アイルランド中央銀行に報告書を提出します。かかる報告書には、以下の事項を記載します。

- (a) 個人投資家向けAIFが利用する金融派生商品の種類についての真実かつ公正な見解を反映した情報
- (b) 潜在的リスク：数量的上限およびその管理および実施方法
- (c) それらのリスクを推定するために使用する方法

個人投資家向けAIFは、自身の年次報告書と一緒にこの報告書を提出します。

世界的エクスポージャーの計算

31. 個人投資家向けAIFは、少なくとも1日に1回、以下のいずれかの形で自身の世界的エクスポージャーを計算します。

- (a) 個人投資家向けAIFの純資産額の総額を超過しない範囲で組込みデリバティブを含めた金融派生商品を通じて個人投資家向けAIFが生み出したエクスポージャーおよびレバレッジの増加分
- (b) 個人投資家向けAIFのポートフォリオの市場リスク

32. (a) 個人投資家向けAIFは、自身の世界的エクスポージャーを計算する際に、個人投資家向けAIFの投資戦略、利用する金融派生商品の種類および複雑性ならびに金融派生商品を含んだ個人投資家向けAIFのポートフォリオの割合を考慮した適切なリスク測定方法を利用します。

(b) 個人投資家向けAIFは、コミットメント法またはVaR法を用いて自身の世界的エクスポージャーを計算します。個人投資家向けAIFは、アイルランド中央銀行が事前に承認した場合に限り、他の新しいリスク管理方法で自身の世界的エクスポージャーを計算することができます。本規定の目的において、VaRとは、特定の期間にわたっての特定の信頼水準で予想される損失の最大額の測定方法をいいます。

33. 個人投資家向けAIFは、追加のレバレッジまたは市場リスクへのエクスポージャーを生み出すために買戻契約を含めた技法および手段を使用する場合は、これらの取引を考慮に入れて世界的エクスポージャーを計算します。

34. 個人投資家向けAIFは、継続的に世界的エクスポージャーの上限を遵守します。

35. 個人投資家向けAIFは、以下に記載する場合には、コミットメント法を使用することはできません。
- (a) 個人投資家向けAIFが、個人投資家向けAIFの投資方針のうちの無視することのできないだけの部分について、複雑な投資戦略を用いる場合、および/または
 - (b) 個人投資家向けAIFがエキゾチック派生商品に対して無視できないエクスポージャーを有している場合、および/または、
 - (c) コミットメント法では個人投資家向けAIFのポートフォリオの市場リスクを適切に把握できない場合
36. レポ取引および貸株取引はAIFルールブック第1章の目的上、それぞれ借入または貸付を構成しません。

為替リスクに対する防御

37. ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、以下の条件に従って、資産および負債の管理において、クロス通貨ヘッジを含む為替リスクに対し防御を行う技法および手段を利用することができます。
- (a) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの為替リスクに対するエクスポージャーは一切レバレッジされてはならないこと。
 - (b) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの通貨エクスポージャーが移転される通貨に関する開示を含め、当該取引を行う意図がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの目論見書に全て開示されなければならないこと。
 - (c) 定期報告書にかかる取引がどのように利用されてきたかを示さなければならないこと。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのサブ・ファンドの
受益者に対する独立監査人報告書

財務書類に対する報告

我々の意見

我々の意見では、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの財務書類(以下「当財務書類」という。)は、

- ・ 2016年5月31日現在のサブ・ファンドの資産、負債および財務状況、ならびに同日に終了した年度の実績について、真実かつ公正な概観を与えるものであり、
- ・ アイルランドにおいて一般に認められている会計実務に従って適正に作成されており、かつ、
- ・ 1990年ユニット・トラスト法の要件に準拠して適正に作成されている。

我々が行った監査

当財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2016年5月31日現在の財政状態計算書
- ・ 同日に終了した年度の包括利益計算書
- ・ 同日に終了した年度の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書
- ・ 2016年5月31日現在の各サブ・ファンドの投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の要約およびその他の説明情報を含む各サブ・ファンドの財務書類に対する注記

当財務書類の作成において適用される財務報告の枠組みは、アイルランドの法律および財務報告評議会が発行しかつアイルランドの勅許会計士協会が公表した会計基準(アイルランドにおいて一般に認められている会計実務)である。

財務報告の枠組みを適用するにあたり、管理会社は、多くの(例えば重要な会計見積りに関する)主観的な判断を行った。かかる見積りを行うにあたり、管理会社は仮定を行い、将来の事象について検討した。

財務書類および監査に対する責任

我々および管理会社の責任

7頁(訳注:原文の頁)に記載の管理会社の責任についての報告書において詳述されるとおり、管理会社は、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成について責任を負う。

我々の責任は、アイルランドの法律および国際監査基準(連合王国およびアイルランド)に従って財務書類の監査を行い、財務書類につき、意見を述べることである。我々は、これらの基準により、監査実務審議会の監査人倫理基準を遵守することを義務づけられている。

当該意見を含む本書は、各サブ・ファンドの受益者全体のためにのみ作成されており、それ以外の目的はない。当該意見を述べるにあたり、我々は、書面により予め我々が明示的に承諾している場合を除いて、いかなる他の目的に関してもまたは本書を呈示されるもしくは入手できるいかなる他の人物に対しても責任を引受けずまた負わないものとする。

財務書類の監査が関与すること

我々は、国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査には、財務書類中の金額および開示事項について、不正または誤謬にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な証拠を入手することが含まれる。これには、以下の仮定が含まれる。

- ・ 会計方針がサブ・ファンドの状況に見合ったものであり、一貫して適用されまた適切に開示されているか否か
- ・ 管理会社によってなされた重要な会計見積りの合理性
- ・ 財務書類の全体的な表示

我々は、入手可能な証拠に対する管理会社の判断を査定し、我々の判断を形成し、かつ当財務書類の開示を評価することによって、これらの分野に重点的に取り組む。

我々は、我々が結論を導き出す上で合理的な基礎を提供するために、我々が必要であると判断する範囲において、サンプリングおよびその他の監査技法を用いて情報を検証する。我々は、統制の有効性、実証手続またはその両方の検証を通じて監査証拠を入手する。

さらに、我々は、監査済み財務書類との重大な不一致を見極めるため、ならびに監査を遂行する過程で我々が得た知識に基づく明白かつ重大な不適切性または重大な不一致を見極めるために、年次報告書中のすべての財務および非財務情報を精読する。我々は、明白かつ重大な虚偽記載または不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

ブライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

2016年9月28日

[次へ](#)

Daiwa Bond Fund Series

Independent auditors' report to the unitholders of the Sub-funds of Daiwa Bond Fund Series

Report on the financial statements

Our opinion

In our opinion, Daiwa Bond Fund Series' financial statements (the "financial statements"):

- give a true and fair view of the sub-funds' assets, liabilities and financial position as at 31st May 2016 and of their results for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act 1990.

What we have audited

The financial statements comprise:

- the statements of financial position as at 31st May 2016;
- the statements of comprehensive income for the year then ended;
- the statements of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units for the year then ended;
- the schedules of investments for each of the sub-funds as at 31st May 2016; and
- the notes to the financial statements for each of its sub-funds which include a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

The financial reporting framework that has been applied in the preparation of the financial statements is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

In applying the financial reporting framework, the alternative investment fund manager has made a number of subjective judgements, for example in respect of significant accounting estimates. In making such estimates, the alternative investment fund manager has made assumptions and considered future events.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Our responsibilities and those of the alternative investment fund manager

As explained more fully in the Statement of Alternative Investment Fund Manager's Responsibilities set out on page 7, the alternative investment fund manager is responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view.

Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of each of the sub-funds as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Daiwa Bond Fund Series

Independent auditors' report to the unitholders of the Sub-funds of Daiwa Bond Fund Series
(continued)

What an audit of financial statements involves

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland). An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error.

This includes an assessment of:

- whether the accounting policies are appropriate to the sub-funds' circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed;
- the reasonableness of significant accounting estimates made by the alternative investment fund manager; and
- the overall presentation of the financial statements.

We primarily focus our work in these areas by assessing the alternative investment fund manager's judgements against available evidence, forming our own judgements, and evaluating the disclosures in the financial statements.

We test and examine information, using sampling and other auditing techniques, to the extent we consider necessary to provide a reasonable basis for us to draw conclusions. We obtain audit evidence through testing the effectiveness of controls, substantive procedures or a combination of both.

In addition, we read all the financial and non-financial information in the annual report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Registered Auditors
Dublin

28 September 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2015年9月30日に終了した年度のエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「当社」）の財務書類（「財務書類」）について監査を行った。財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律ならびに財務報告協議会（FRC）が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行）である。

我々の監査から生じる意見および結論

1 財務書類に対する我々の意見は、無限定意見である。

我々の意見では、財務書類は、

- ・ 2015年9月30日現在の当社の資産、負債および財務状況ならびに同日に終了した年度の当社の損失について、真実かつ公正な概観を与えるものであり、
- ・ アイルランドにおいて一般に認められている会計実務に従って適正に作成されており、かつ、
- ・ 2014年会社法の要件に準拠して適正に作成されている。

2 2014年会社法により報告することが要求されるその他の事項に対する我々の結論は、以下に記載される。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。

我々の意見では、当社の会計帳簿は、財務書類を容易かつ適切に監査するために十分に準備されており、財務書類は会計帳簿と一致する。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

3 我々が例外により報告することが要求される事項に関して報告することは何もない。

国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に準拠して、監査の過程で我々が得た知識に基づき、当該知識または財務書類との重大な不一致および事実の重大な虚偽記載を含むか、それ以外で誤解を招く情報を年次報告書中に見つけた場合、我々は報告を義務付けられている。

さらに、2014年会社法に基づき、我々の意見において、同法第305条から第312条に規定された取締役報酬および取引の開示が行われていない場合、我々は報告を義務付けられている。

我々の報告の基礎、責任および使用制限

取締役の責任報告書により詳細に説明されているように、取締役は、財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を与え、そうでなければ2014年会社法に基づくようにする責任を負う。我々の責任は、アイルランドの法律および国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に従って財務書類を監査し意見を表明することである。当該基準は、我々が財務報告協議会（FRC）の監査人倫理基準を遵守することを要求している。

国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に準拠して実施される監査には、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針が当社の状況に見合ったものであるか、一貫して適用されまた適切に開示されているか否か、ならびに取締役によって行われた重要な会計上の見積りの合理性および財務書類の全体的な表示の査定も含まれる。

さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を見極めるため、ならびに監査を遂行する過程で我々が得た知識に基づく明白かつ重大な不適切性または重大な不一致を見極めるために、年次報告書のすべての財務・非財務情報を精読する。我々は、明らかな重大な虚偽記載または不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に準拠して実施される監査は、重大な虚偽記載または脱漏を見極めることの合理的な保証を提供するよう構築されているが、保証はされていない。むしろ、監査人は、訂正されず看過される虚偽記載の総数が、財務書類全体として、重大である可能性を適切に低水準に抑えるために必要な試査の程度を決定するように監査を計画する。本試査により、我々は広範な資産、負債、収益および費用についての重要な監査業務の実施ならびに監査チームの最も経験豊かなメンバー、とりわけ監査に責任のある業務執行責任者のかなりの時間を監査および報告の主観的分野に充てることが要求される。

本書は、2014年会社法の第391条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることを要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

ジョン・アハーン
ケーピーエムジーを代表して署名
勅許会計士、法定監査法人
ダブリン 1、IFSC、ハーバーマスター・プレイス 1

2016年 1月22日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF SMT FUND SERVICES (IRELAND) LIMITED

We have audited the financial statements (" financial statements ") of SMT Fund Services (Ireland) Limited for the year ended 30 September 2015 which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

Opinions and conclusions arising from our audit

1 Our opinion on the financial statements is unmodified

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at 30 September 2015 and of its loss for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

2 Our conclusions on other matters on which we are required to report by the Companies Act 2014 are set out below

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

In our opinion the accounting records of the Company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited and the financial statements are in agreement with the accounting records. In our opinion the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements.

3 We have nothing to report in respect of matters on which we are required to report by exception

ISAs (UK & Ireland) require that we report to you if, based on the knowledge we acquired during our audit, we have identified information in the annual report that contains a material inconsistency with either that knowledge or the financial statements, a material misstatement of fact, or that is otherwise misleading. In addition, the Companies Act 2014 requires us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions required by sections 305 to 312 of the Act are not made.

Basis of our report, responsibilities and restrictions on use

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 7, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view and otherwise comply with the Companies Act 2014. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Financial Reporting Council's Ethical Standards for Auditors.

An audit undertaken in accordance with ISAs (UK & Ireland) involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and the overall presentation of the financial statements.

In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Whilst an audit conducted in accordance with ISAs (UK & Ireland) is designed to provide reasonable assurance of identifying material misstatements or omissions it is not guaranteed to do so. Rather the auditor plans the audit to determine the extent of testing needed to reduce to an appropriately low level the probability that the aggregate of uncorrected and undetected misstatements does not exceed materiality for the financial statements as a whole. This testing requires us to conduct significant audit work on a broad range of assets, liabilities, income and expense as well as devoting significant time of the most experienced members of the audit team, in particular the engagement partner responsible for the audit, to subjective areas of the accounting and reporting.

Our report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 391 of the Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

John Ahern

22 January 2016

for and on behalf of KPMG

Chartered Accountants, Statutory Audit Firm

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。